

令和 6 年 第 2 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（6 月 1 7 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（10 日間）	4
1. 日程第 3. 行政報告（加藤市長）	4
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正につ いて	1 1
○提案理由説明（加藤市長）	1 1
○質疑（山崎真由美議員）	1 1
○原案可決	1 2
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正について	1 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 2
○原案可決	1 2
1. 日程第 6. 議案第 3 号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	1 2
○提案理由説明（加藤市長）	1 2
○原案可決	1 3
1. 日程第 7. 議案第 4 号 工事請負契約の締結について	1 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 3
○原案可決	1 3
1. 日程第 8. 議案第 5 号 財産の取得について	1 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 3
○原案可決	1 4
1. 日程第 9. 議案第 6 号 専決処分した事件の承認について（令和 5 年度名寄市一般 会計補正予算（第 1 号））	1 4
○提案理由説明（加藤市長）	1 4
○承認	1 4
1. 日程第 10. 議案第 7 号 専決処分した事件の承認について（令和 5 年度名寄市国	

民健康保険特別会計補正予算（第3号）	15
○提案理由説明（加藤市長）	15
○承認	15
1. 日程第11. 議案第8号 専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市後 期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））	15
○提案理由説明（加藤市長）	15
○承認	15
1. 日程第12. 議案第9号 専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市立 大学特別会計補正予算（第5号））	16
○提案理由説明（加藤市長）	16
○承認	16
1. 日程第13. 議案第10号 令和6年度名寄市一般会計補正予算（第2号）	
○提案理由説明（加藤市長）	16
○原案可決	17
1. 日程第14. 議案第11号 令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）	17
○提案理由説明（加藤市長）	17
○原案可決	17
1. 日程第15. 議案第12号 名寄市農業委員会委員の任命について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○同意	18
1. 日程第16. 報告第1号 令和5年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の 報告について	18
○提案理由説明（加藤市長）	18
○報告済み	18
1. 日程第17. 報告第2号 令和5年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の 報告について	18
○提案理由説明（加藤市長）	19
○報告済み	19
1. 日程第18. 報告第3号 令和5年度名寄市病院事業会計継続費繰越計算書の報告 について	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○報告済み	19
1. 日程第19. 報告第4号 専決処分した事件の報告について	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○報告済み	19
1. 日程第20. 報告第5号 専決処分した事件の報告について	19
○提案理由説明（加藤市長）	19
○報告済み	20

1. 日程第21. 報告第6号 専決処分した事件の報告について……………	20
○提案理由説明（加藤市長）……………	20
○報告済み……………	20
1. 日程第22. 報告第7号 債権放棄の状況報告について……………	20
○提案理由説明（加藤市長）……………	20
○報告済み……………	20
1. 日程第23. 報告第8号 公害の現況に関する報告について……………	21
○提案理由説明（加藤市長）……………	21
○報告済み……………	21
1. 日程第24. 報告第9号 株式会社名寄振興公社の経営状況について……………	21
○提案理由説明（加藤市長）……………	21
○報告済み……………	21
1. 日程第25. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について……………	22
○提案理由説明（加藤市長）……………	22
○適任と認める……………	22
1. 休会の決定……………	22
1. 散会宣告……………	22

第 2 号（6 月 2 4 日）

1. 議事日程	2 3
1. 本日の会議に付した事件	2 3
1. 出席議員	2 3
1. 欠席議員	2 3
1. 事務局出席職員	2 3
1. 説明員	2 3
1. 開議宣告	2 4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 4
1. 日程第 2. 一般質問	2 4
○質問（今村芳彦議員）	2 4
○質問（東 千春議員）	3 3
1. 休憩宣告	4 4
1. 再開宣告	4 5
○質問（川村幸栄議員）	4 5
○質問（中嶋孝幸議員）	5 6
1. 休憩宣告	6 2
1. 再開宣告	6 3
1. 休憩宣告	6 5
1. 再開宣告	6 5
○質問（山崎真由美議員）	6 5
1. 休憩宣告	7 3
1. 再開宣告	7 3
1. 散会宣告	7 7

第 3 号（ 6 月 2 5 日）

1. 議事日程	7 9
1. 本日の会議に付した事件	7 9
1. 出席議員	7 9
1. 欠席議員	7 9
1. 事務局出席職員	7 9
1. 説明員	7 9
1. 開議宣告	8 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	8 0
1. 日程第 2. 一般質問	8 0
○質問（谷 聡議員）	8 0
1. 休憩宣告	8 8
1. 再開宣告	8 8
○質問（遠藤隆男議員）	8 9
1. 休憩宣告	1 0 2
1. 再開宣告	1 0 2
○質問（高野美枝子議員）	1 0 2
1. 休憩宣告	1 1 2
1. 再開宣告	1 1 2
1. 休憩宣告	1 1 3
1. 再開宣告	1 1 3
○質問（東川孝義議員）	1 1 4
1. 休憩宣告	1 2 5
1. 再開宣告	1 2 5
○質問（高橋伸典議員）	1 2 5
1. 散会宣告	1 3 0

第 4 号（6 月 26 日）

1. 議事日程	1 3 1
1. 本日の会議に付した事件	1 3 1
1. 出席議員	1 3 1
1. 欠席議員	1 3 2
1. 事務局出席職員	1 3 2
1. 説明員	1 3 2
1. 開議宣告	1 3 3
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 3 3
1. 日程第 2. 一般質問	1 3 3
○質問（倉澤 宏議員）	1 3 3
○質問（清水一夫議員）	1 4 3
1. 休憩宣告	1 5 1
1. 再開宣告	1 5 1
○質問（水間健詞議員）	1 5 1
1. 休憩宣告	1 6 0
1. 再開宣告	1 6 0
○質問（佐藤 靖議員）	1 6 2
1. 休憩宣告	1 7 3
1. 再開宣告	1 7 3
1. 日程第 3. 議案第 13 号 令和 6 年度名寄市一般会計補正予算（第 3 号）	1 7 3
○提案理由説明（加藤市長）	1 7 3
○質疑（川村幸栄議員）	1 7 4
○質疑（山崎真由美議員）	1 7 6
○原案可決	1 7 6
1. 日程第 4. 議案第 14 号 令和 6 年度名寄市病院事業会計補正予算（第 1 号）	1 7 6
○提案理由説明（加藤市長）	1 7 6
○原案可決	1 7 7
1. 日程第 5. 議案第 15 号 名寄市議会基本条例の一部改正について	
議案第 16 号 名寄市議会会議規則の一部改正について	1 7 7
○提案理由説明（遠藤隆男議員）	1 7 7
○原案可決	1 7 7
1. 日程第 6. 意見書案第 1 号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書	
意見書案第 2 号 令和 6 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	
意見書案第 3 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算確保・拡充と就	

学保障の実現に向けた意見書

意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書	177
○原案可決	177
1. 日程第7. 報告第10号 例月出納検査報告について	178
○報告済み	178
1. 日程第8. 閉会中継続審査（調査）の申し出について	178
○決定	178
1. 日程第9. 議会活性化特別委員会の報告について	178
○議会活性化特別委員長報告（東川孝義委員長）	178
○報告済み	180
1. 日程第10. 委員の派遣について	180
○決定	180
1. 閉会宣告	180
1. 質問文書表	181
1. 議決結果表	186

令和6年第2回名寄市議会定例会会議録

開会 令和6年6月17日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第1号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第2号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第5号 財産の取得について
- 日程第9 議案第6号 専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市一般会計補正予算（第11号））
- 日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
- 日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））
- 日程第12 議案第9号 専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第5号））
- 日程第13 議案第10号 令和6年度名寄市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第11号 令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第12号 名寄市農業委員会委員の任命について
- 日程第16 報告第1号 令和5年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告に

ついて

- 日程第17 報告第2号 令和5年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第18 報告第3号 令和5年度名寄市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第19 報告第4号 専決処分した事件の報告について
- 日程第20 報告第5号 専決処分した事件の報告について
- 日程第21 報告第6号 専決処分した事件の報告について
- 日程第22 報告第7号 債権放棄の状況報告について
- 日程第23 報告第8号 公害の現況に関する報告について
- 日程第24 報告第9号 株式会社名寄振興公社の経営状況について
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第1号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第2号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正について
- 日程第6 議案第3号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結につ

	いて
日程第8	議案第5号 財産の取得について
日程第9	議案第6号 専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市一般会計補正予算（第11号））
日程第10	議案第7号 専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
日程第11	議案第8号 専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））
日程第12	議案第9号 専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第5号））
日程第13	議案第10号 令和6年度名寄市一般会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第11号 令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第12号 名寄市農業委員会委員の任命について
日程第16	報告第1号 令和5年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第17	報告第2号 令和5年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第18	報告第3号 令和5年度名寄市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について
日程第19	報告第4号 専決処分した事件の報告について
日程第20	報告第5号 専決処分した事件の報告について
日程第21	報告第6号 専決処分した事件の報告について
日程第22	報告第7号 債権放棄の状況報告について
日程第23	報告第8号 公害の現況に関する報告

	について
日程第24	報告第9号 株式会社名寄振興公社の経営状況について
日程第25	諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

1. 出席議員（14名）

議長	16番	山	田	典	幸	議員
副議長	10番	倉	澤		宏	議員
	1番	中	畠	孝	幸	議員
	3番	山	崎	真由美		議員
	4番	水	間	健	詞	議員
	5番	谷			聡	議員
	6番	今	村	芳	彦	議員
	7番	清	水	一	夫	議員
	9番	佐	藤		靖	議員
	11番	高	野	美枝子		議員
	12番	高	橋	伸	典	議員
	13番	遠	藤	隆	男	議員
	14番	東	川	孝	義	議員
	15番	東		千	春	議員

1. 欠席議員（1名）

	8番	川	村	幸	栄	議員
--	----	---	---	---	---	----

1. 事務局出席職員

事務局	長	渡	辺	博	史
書	記	石	橋	恵	美
書	記	及	川	洋	人
書	記	川	名	桃	代

1. 説明員

市		長	加	藤	剛	士	君		
副	市	長	橋	本	正	道	君		
教	育	長	岸		小	夜子	君		
總	務	部	長	木	村	睦	君		
總	合	政	策	部	長	石	橋	毅	君
市	民	部	長	松	田	慎	司	君	

健康福祉部長	馬	場	義	人	君
経済部長	山	田	裕	治	君
建設水道部長	東		聡	男	君
教育部長	伊	藤	慈	生	君
市立総合病院 事務部長	佐々木		紀	幸	君
市立大学 事務局長	水	間		剛	君
こども・高齢者 支援室長	田	畑	次	郎	君
産業振興室長	櫻	田	孝	臣	君
上下水道室長	佐	藤	美	香	君
会計室長	鈴	木	康	寛	君
監査委員	岡	川		進	君

○議長（山田典幸議員） ただいまより令和6年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に8番、川村幸栄議員から遅れる旨の届出がありました。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

9番 佐 藤 靖 議員

14番 東 川 孝 義 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月26日までの10日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月26日までの10日間と決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、令和6年第2回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、総合計画及び地方創生について申し上げます。

「名寄市総合計画（第2次）後期基本計画」で示した重点プロジェクト、主要施策ごとに定めた成果指標（KPI）の目標値達成に向けた取組を

着実に推進するため、毎年度行政評価を実施しています。

これまで実施計画事業について担当部局による1次評価を行い、その後庁内係長職を中心に構成されるワーキンググループにて評価したところであり、今後、総合計画審議会において外部評価をいただく予定です。

また、5月10日に地方創生・交流自治体連携フォーラムが群馬県東吾妻町で開催され、東京都杉並区や福島県南相馬市など全国9市区町村長が参加し、元日に発生した能登半島地震を受け、今一度、交流自治体間での災害時における受援・支援計画について、実践を想定した意見交換が行われました。

まちづくりの理念や基本ルールを示した「名寄市自治基本条例」について、本年3月に設置した公募委員などで構成する検討委員会で御議論をいただき、見直し検討を進めています。

また、市民アンケート実施にあたり、本市公式LINEアカウントの活用と名寄市電子地域通貨Yorocaの行政ポイントを付与することで、多くの回答をいただいています。

次に、広報・広聴事業について申し上げます。

本市に転入された方に市内公共施設等の魅力を知っていただく機会を提供するため、本市に転入された方を対象に、本市公式LINEアカウント登録で500ポイントと公共施設等スタンプラリーを達成された方に1,000ポイントの転入者向け「Yoroca・公共施設等スタンプラリー」事業を開始しました。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市との交流事業については、なよろ産業まつり、つるおか大産業まつりへ出店のほか、少年少女交流事業での派遣・受入を行うことが決定しました。東京都杉並区との交流事業については、本年度交流自治体協定締結35周年事業として東京都杉並区に訪問するツアーを実施することが決定しました。

また、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイとの交流事業については、交換学生の受入が5年ぶりに再開されるほか、カナダ文化イベントの開催などが予定されています。台湾との交流事業については、農業青年派遣・受入事業や中学生や高校生の台湾派遣事業のほか、台湾国立中山大学西湾学院交流事業などに取り組むことが決定しました。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

4月1日付けで農業支援員として大塚翔さん、大塚遥香さん、佐藤力丸さん、地域振興支援員・移住定住コーディネーターとして東口明香里さん、5月1日付けで地域振興支援員として阿部真樹さんを新たに委嘱しました。

農業支援員は風連地区や智恵文地区を中心とした農業研修に、移住定住コーディネーターは市内外に暮らしの魅力を発信する取組を中心に活動し、地域振興支援員はアウトドア観光やスポーツツーリズムを推進する活動をしており、活躍を大いに期待しているところです。

また、2年間にわたり地域おこし協力隊の農業支援員として活動した西川僚さんが本年から新規就農されており、今後も関係機関等と連携した支援を進めてまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン接種については、令和3年度から開始した特例臨時接種が、本年3月末に終了しました。この間、集団接種及び個別接種として、市内医療機関の御協力をいただき接種を希望する延べ10万817人に実施しました。

本年度以降については、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的に、予防接種法に基づくB類疾病の定期接種として実施することとなっており、対象者はインフルエンザワクチンの定期接種と同様に65歳以上の高齢者などとし、毎年秋冬に1回行うこととしています。

次に、病院事業について申し上げます。

3月14日に手術室増改修工事における増築棟

の引き渡しを受け、4月から新しい手術室の運用を開始しました。これに伴い、既存手術室等の改修工事が始まり、すべての工事完了は本年10月末を予定しています。今後も当院が担う高度急性期及び救急医療の機能を維持・強化してまいります。

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

昨年11月に完成しました認定こども園などについては、配線工事や備品等の搬入作業を終え、3月29日に南保育所の3歳以上の児童や多くの来賓の皆様にご出席をいただき、認定こども園「あいあい」の開園式及びこども発達支援センター「こどもらんど」の移設式を行い、4月1日からオープンしました。

また、認定こども園「あいあい」においては、本年度から新たに、給食提供を希望する民間の認定こども園への給食提供を開始しました。

新施設が子育て支援の新たな拠点として、市民の皆様にあえられる施設となるよう、地域や関係機関と連携した取組を進めてまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

物価高騰が長期化する中で、家計への影響が大きい低所得世帯に対し、各種給付金支給事業を実施しました。

「住民税非課税世帯給付金」については、3,584世帯に2億5,088万円を支給、「住民税均等割のみ課税世帯給付金」については、679世帯に6,790万円を支給しました。

また、「子育て世帯等給付金」については、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯を対象に、157世帯260人に1,300万円を支給し、低所得世帯を支援しました。

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

本年3月4日に、本市、美深町、下川町、音威子府村の4自治体とサントリーグループ様、株式会社もっかいトラスト様による、ペットボトルの水平リサイクルに関する連携協定を締結しました。

高齢や障がいなどにより、町内会等が管理する

ごみステーションまで、家庭ごみを出すことが困難な方に対する支援として、週1回、家庭ごみを戸別収集する「ふれあい収集」を5月1日から、風連地区において開始しました。

次に、消防事業について申し上げます。

令和5年中の火災及び救急・救助出動状況については、火災出動件数は5件で、前年比1件の減、死者が1人、負傷者が2人発生しています。

火災種別では、建物火災が4件、車両火災が1件となりました。

また、救急出動件数は、1,322件で前年比96件の増、主な事故種別は急病の950件で全体の約7割を占めています。

このほか、ドクターヘリの要請は1件、ドクターカーの要請は4件となりました。

救助出動件数は、48件で前年比2件の増、主な事故種別は、交通事故が30件で救助出動の約6割を占めています。

消防施設については、風連出張所で27年間運用されていた消防車両を更新し、消防力の安定、強化を図ってまいります。

救急業務については、救急救命士21人を配置し、名寄市立総合病院などで研修を実施し、市民の皆様の安全安心な救急支援の向上に努めてまいります。

地域防災の要である消防団の活動については、昨年6月に上川地方支部名寄分会総合訓練大会が4年ぶりに本市で開催され、各種表彰、小型ポンプ実戦訓練など日頃の訓練の成果を披露しました。

住宅防火対策の推進については、住宅用火災警報器の設置率向上と維持管理について、住民に広く周知し、防火対策の啓発に努めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

4月6日から15日までを「春の全国交通安全運動」として、関係団体や地域住民による街頭啓発、早朝パトロールやパトライト作戦を実施しました。

4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に

は、西條名寄店前において「旗の波作戦」を実施し、関係団体から282人が参加のもと、沿線通行車両や市民の皆様に交通事故防止を呼びかけました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

公営住宅の整備については、瑞生団地住棟建設及び解体工事のほか、栄町55団地解体工事及び緑丘第1団地改修工事に着手しています。

民間住宅の整備については、戸建て住宅などの耐震化を支援する耐震診断及び耐震改修補助事業の受付を開始しています。

次に、水道事業について申し上げます。

老朽管更新工事については、南10丁目右仲通ほか3路線、浄水場設備工事については、智恵文中央浄水場ほか井戸改修工事、水道量水器取替工事については、5工区に分けてそれぞれ着工しています。

また、有収率向上に向け漏水調査業務に着手しています。

次に、下水道・個別排水事業について申し上げます。

公共下水道施設整備については、名寄下水終末処理場の電気設備更新工事、個別排水処理施設整備事業については、1基の合併浄化槽設置工事に着手しています。

次に、道路の整備について申し上げます。

市道の整備については、北3丁目通、南10丁目右仲通、西3条仲通、南2丁目通の改良舗装工事に着工し、新規路線の東2条通と南西5条仲通の実施設計に着手しています。

次に、橋梁の整備について申し上げます。

橋梁の整備については、風連駅跨線橋の修繕工事、東恵橋ほか55橋の近接目視点検業務、東橋ほか162橋の計画策定業務に着手しています。

次に、除排雪事業について申し上げます。

昨年度は、3月末までの累積降雪量が511センチメートル、最大積雪深は93センチメートルとなり、令和4年度との比較では、累積降雪量で

24センチメートル、最大積雪深では25センチメートル少なくなりました。

除雪作業については、市街地・郊外地路線を合わせて436キロメートル実施し、出動日数は143日となり、令和4年度と比較して名寄、風連の両地区で13日の減となりました。

排雪作業については、カット排雪を市街地生活路線において1回、積込運搬排雪を幹線道路及び通学路において1回から2回、交差点排雪を272か所実施し、路線の維持・確保に努めてきたところです。

また、排雪ダンプ助成事業については、利用総台数2,545台で、例年よりも少ない利用となりました。

引き続き、効率的で効果的な除排雪体制の確立を目指し、除排雪のあり方について研究を進めるとともに、市道・私道除排雪助成事業や排雪ダンプ助成事業の継続など、除排雪水準の維持・向上が図られるよう取り組んでまいります。

次に、地域公共交通について申し上げます。

国から北海道旅客鉄道株式会社への経営支援策として、令和6年度から8年度の3年間で1,092億円の支援と、令和8年度末までに抜本的な事業改善方策を取りまとめるよう新たな監督命令が発出されました。

本市では、宗谷本線活性化推進協議会を中心に沿線自治体と連携・協力した取組を進めてまいります。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

基盤整備については、道営事業の「ちえぶん地区」において、春の発注が終了し、整地工や暗渠排水工事が実施されています。

また、報徳川の改修については、7月以降の工事予定となっています。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

本年の融雪期は4月5日で平年より3日早くなりました。

5月15日現在、水稻の播種作業は順調に進み、生育については、平年並みで推移しています。

畑作物では、秋小麦・春小麦の生育は平年より早く推移し、大豆、てん菜・馬鈴薯の播種・移植作業についても平年より早く進んでいる状況です。

次に、米政策について申し上げます。

令和6年産米の生産の目安については、昨年度より837トン増加し、うるち米1,555トン、もち米1万1,566トンとされ、作付面積に換算すると、うるち米266ヘクタール、もち米1,980ヘクタールとなりました。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

土壌診断事業では、昨年度で3,151点の実績となり圃場の土壌改良に活用されており、実証試験・展示事業では、化学肥料低減に向けた堆肥等の施肥比較試験を進めています。

薬用作物振興では、企業版ふるさと納税を活用した薬用作物での病害虫による減収に対応する培養苗育成の取組について引き続き進めてまいります。

また、振興センターで生産したアスパラガスの大苗の配布を始めており、引き続き生産面積の維持拡大を促進してまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

農業被害の防止対策については、名寄市有害鳥獣農業被害防止対策協議会を中心としてエゾシカ駆除を4月1日から開始し、駆除頭数については5月31日現在で246頭となっています。また、3月25日に名寄市農業振興対策協議会主催で、アライグマ捕獲技術講習会を開催し、受講者83人が防除従事者として追加されました。

ヒグマ対策については、猟友会と連携し3月9日から人里への出没抑制を目的とした春期管理捕獲として、山林内での足跡の追跡調査などを延べ17回行いました。捕獲には至りませんでしたが、山林にハンターが入ることで、ヒグマの人への警戒心を高める効果が期待されるところです。

名寄市ヒグマ駆除隊については、4月1日付け

で14人の隊員に委嘱を行い、本年度の活動に從事いただいております。引き続き、関係機関・団体と連携し、被害防止に取り組んでまいります。

また、6月4日には、本市、旭川方面名寄警察署、名寄自動車学校の3者による、市街地周辺でのヒグマ出没時のドローン活用に関する協定を締結しました。機材と高い操縦技能を持つ名寄自動車学校の協力により、ヒグマの監視等の対策強化が期待されるところです。

次に、森林保全と林業の振興について申し上げます。

本年度の市有林、私有林の造林、間伐などの森林整備に対する国の補助金は、要望額に対し90パーセントの内示額となりました。

減額分の森林整備については、森林環境譲与税の活用による市単独事業として取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

名寄市電子地域通貨Yorocaについては、開始から6か月の稼働となる5月末日現在の実績として、チャージ金額は1億9,500万円、支払額は電子マネー及び付与されたポイント分も合わせて2億8,900万円相当額が市内加盟店で利用されました。

また、Yorocaポイント1万円相当分の給付を行った物価高騰対策臨時生活支援事業については、3月4日から4月12日の間に1万2,600世帯へ給付を行い、物価高騰の影響を受けた市民生活の安定と市内経済の活性化が図られたところ です。

今後も、地域内での経済循環の促進と市民の皆様に最も身近に感じてもらえる地域DX・デジタルツールとして、運営主体である名寄商工会議所、風連商工会と連携し振興してまいります。

王子マテリア株式会社名寄工場敷地利活用については、株式会社まちづくり名寄において土地・倉庫の賃貸契約が締結され、夏以降の操業を目指し、現在改修工事が進められています。本市では、

企業立地促進条例の特例に関する条例に基づき、支援に取り組んでまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワークなよろ管内の雇用情勢は、求職者に対し求人数が上回る状況が継続しており、本市においても人材確保は喫緊の課題となっています。本年度から新たに、市内就業の促進と企業の人材確保の取組を後押しする、若者地元定着奨学金返済支援助成金の運用を開始するなど、人材の確保・育成に係る支援制度の利用促進に向け、さらなる周知に努めていくとともに、経済団体や各産業界、金融機関等と意見交換を行い、人材確保につなげるための施策を推進してまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

本市においても、インバウンドを含む交流人口が回復傾向にあり、名寄ピヤシリスキー場においても、令和4年度から開設したツリーランコースをはじめ多くのインバウンド利用がありました。今後のさらなる利用者及び観光消費額の拡大に向けて、受け入れ態勢の整備を進めるとともに、スマートゲート導入に伴い、より正確な情報に基づく、利用者ニーズに合わせたサービスの提供を目指してまいります。

イベントについては、5月26日に商店街を会場にアスパラまつりが開催され、市内外より多くの方に来場いただきました。

また、オール名寄ロケで撮影された短編映画「運命屋」は、6月9日に市民文化センターENRAYホールで初回上映イベントが開催されました。

今後、短編映画祭への出展、全国のショートフィルムシアターでの上映、インターネット配信などが計画されており、映画による情報発信と連携し観光情報の発信を行ってまいります。

今後、本市の地域資源である天塩川や雪質日本一のピヤシリスキー場といった大自然をフィールドとしたアウトドアガイドの育成を図り、交流人口の拡大による地域経済の活性化を目指してまい

ります。

次に、小中学校教育の充実について申し上げます。

4月5日に、小中一貫教育を行う市内初の義務教育学校「智恵文小中学校」の開校式を行いました。開校式では、保護者や地域の皆様の御出席のもと、開校宣言や新たな校章が記された校旗の授与などを行いました。

また、同日には、市内小中学校及び義務教育学校の入学式が行われ、小学校・義務教育学校前期課程では192人、中学校・義務教育学校後期課程では189人の児童生徒が入学し、本年度の教育活動が始まりました。

生きる力を育てる教育の推進として、確かな学力を育てる教育の推進については、4月18日に本市の小学校6年生と中学校3年生が令和6年度全国学力・学習状況調査に参加しました。各学校においては、調査終了後、その結果の分析を行った上で、学習指導の改善策や児童生徒への育成を目指す資質・能力を明確にした授業づくりを講じ、学力向上の取組をさらに進めてまいります。

4月16日には、名寄市教育研究所定期総会を開催し、令和5年度活動報告、令和6年度運営計画などについて協議するとともに、名寄市教育改善プロジェクト委員会の本年度の取組について説明を行いました。

また、5月15日には、第1回目の教育改善プロジェクト委員会を開催し、全体会議及び教育経営、教育研究、教育指導の3つの研究グループ会議を行いました。それぞれのグループでは、学校運営協議会の推進や、ICTの効果的な活用、不登校対策など、学校教育の今日的な課題に適切に対応するための様々な取組を進めてまいります。

健やかな体を育てる教育の推進として、学校給食については、4月5日から給食の提供を開始し、5月30日には旬の地場産食材であるアスパラを使用した給食を提供しました。

また、5月27日に開催された名寄市学校給食

センター運営委員会では、本年度の事業計画などについて協議が行われ、使用する食材については、安全安心な食材の選定に細心の注意を払うとともに、地場産の食材を積極的に取り入れ、児童生徒が喜ぶ給食の提供に取り組んでいくことが確認されました。

社会の変化や多様な教育ニーズへの対応として、特別支援教育の推進については、5月9日に第1回目の名寄市特別支援連携協議会と名寄市特別支援教育専門家チーム委員会議を開催しました。

特別支援連携協議会では、個に応じたきめ細かな支援方法に係る研修の在り方などについて、また、特別支援教育専門家チーム委員会議では、専門家チームの申請や報告方法、専門家チーム委員の巡回相談などについて協議しました。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

令和5年度卒業式を3月19日に行い、保健福祉学部栄養学科42人、看護学科46人、社会福祉学科51人、社会保育学科50人、合計189人が卒業しました。

卒業生の4月1日現在の就職率は、保健福祉学部栄養学科、看護学科及び社会福祉学科が100パーセント、社会保育学科が98.0パーセントとなり、全体で99.4パーセントと高い就職率となりました。

なお、地元定着化推進事業により、14人の学生が本市内にて就業しています。

国家試験の結果については、管理栄養士は31人が合格し、合格率73.8パーセントで新卒の全国平均80.4パーセントを下回ったものの、看護師は受験者45人全員、保健師も受験者14人全員が合格し、それぞれ新卒の全国平均93.2パーセント、97.7パーセントを上回りました。社会福祉士は46人が合格し、合格率92.0パーセントで新卒の全国平均76.8パーセントを上回りました。

また、精神保健福祉士は13人全員が合格し、合格率100パーセントで、新卒の全国平均82.

5パーセントを上回りました。

令和6年度入学式については、4月3日に行われ、栄養学科43人、看護学科58人、社会福祉学科45人、社会保育学科50人の保健福祉学部全体では196人の新入学生を迎えました。

今後も、複雑化・多様化する保健・医療・福祉・保育の現場に対応できる豊かな人間性と専門性を備えた職業人を育て、社会に送り出せるよう取り組んでまいります。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

名寄ピヤシリ大学については、本年度から、これまでの学年制から単年度の講座制にするとともに、年齢制限を撤廃するなど、運営内容を一新しました。4月23日に開講式を行い、在校生6人に受講生56人が新たな仲間として加わり、新しい体制での学びがスタートしました。

また、智恵文友朋学級は11人の受講生を迎え、4月25日に開講式を、風連瑞生大学は新入生8人を迎え、4月26日に入学式を行いました。

次に、市立図書館について申し上げます。

4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」の企画として、4月27日に「図書館はじめてツアー」を実施し、施設見学や紙芝居の実演など、来館のきっかけづくりを行いました。

また、5月11日に「おとなのための読み聞かせ会」を開催し、絵本の読み聞かせやパネル上で展開する人形劇などを実演しました。

次に、北国博物館について申し上げます。

4月27日から開催したゴールデンウィーク企画「博物館で遊ぼう！」では、10日間で延べ1,673人の入館者があり、多くの家族連れで賑わいました。期間中は、名寄市立大学と北海道名寄高等学校の学生ボランティア、名寄自動車学校に協力いただき、木製玩具、リサイクル遊具などの体験や、ヤギ、ウサギなどの動物とのふれあいを楽しんでもいただきました。

5月から実施している「小さな自然観察クラ

ブ」については、小学校4年生から6年生まで16人の応募がありました。全7回のメニューで、四季を通して自然とのふれあいや体験を提供する取組を行ってまいります。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

4月26日から5月6日まで「ピリカウィーク」として、北海道大学のピリカ望遠鏡を使用し観望会を行いました。天候には恵まれませんが、観望会には296人が参加し、雲間から天体を見ていただくことができました。

5月11日に北日本の広い範囲で低緯度オーロラが観測されました。オーロラを撮影した画像を報道機関に提供したほか、インターネットによる映像の配信も行い、映像を提供したほかの配信サイトも合わせると、天文台が撮影した映像は160万回以上再生されました。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ振興事業については、体成分分析装置等を活用した健康科学による市民健康づくり事業において、昨年度は延べ1,048人の体成分などを測定しました。本年度においても引き続きデータを収集するとともに、これらデータを活用し働き世代の健康増進や運動の習慣化につながるよう努めてまいります。

また、てくTECH活動事業については、達成ポイントの見直しや、年度ごとに登録する仕組みに加え、65歳以上の方へ新たなコースを用意するなどのシステム改修を経て、6月3日から再スタートしています。

スポーツ合宿推進事業については、2月10日から12日の3日間の日程で、本市で初となるスペシャルオリンピックス日本冬季ナショナルゲームが多くの市民ボランティアの御協力のもと盛大に開催されました。

また、3月6日から10日の5日間の日程でJOCジュニアオリンピックカップ2024全日本ジュニアスキー選手権大会兼全日本小・中学生選

抜スキー大会を開催し、全国から小・中・高校生589人、延べ1,085人のエントリーをいただき、熱戦が繰り広げられたところです。

昨年度の合宿受入数は8,768人で、令和4年度比2,303人の増となり、経済効果においても1億118万1,000円、令和4年度比3,367万4,000円の増となりました。これらは大会開催数の増加に伴う合宿者数の増加であり、今後も、合宿誘致のみならず大会の誘致に努めてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

名寄市放課後子ども教室を、5月に名寄地区と風連地区において小学生を対象に開講しました。

現在、2教室合わせて17人の児童が、自ら学び考える力を身につけるため、各教室で自学自習やテーマ学習に取り組んでいます。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

市民文化センターE-N-RAYホールは、昨年度、主催事業を含め66事業が実施され、2万2,839人の利用がありました。

本年度は、これまでに市内のアマチュア劇団「スワンク企画」の定期公演や「ザ・クロマニヨンズ ツアー HEY! WONDER 2024」が開催されました。

引き続き、質の高い優れた文化芸術鑑賞の機会を提供できるよう、事業の充実に努めてまいります。

準鉄道記念物のSL排雪列車「キマロキ」は、4月17日にシート撤去作業を行い、一般公開を開始しました。土日祝日を中心に多くの家族連れや鉄道ファンがその雄姿を見学に来られています。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第1号

名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、現在小学生までとしている医療費の助成対象を高校生年代まで拡大するために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 1点確認をさせていただきたいと思います。

本条例の乳幼児等医療費の助成ということで、年齢の引上げについて御提案がございました。乳幼児等ということで、乳幼児の占める割合よりも乳幼児以外の年代の方のほうが多くなるわけですので、この条例の名称について何らかの協議があったのか、また他の自治体では子供医療費助成条例というような子供という言葉を使っておられる自治体もございます。乳幼児等を使っている自治体も同程度あるにはあるのですが、名寄市としての見解を伺わさせていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今回の条例改正に当たりまして、今議員おっしゃられましたように、高校生年代まで延長するというに伴いまして条例の中身等々の内容について検証をさせていただいたところでございますが、その検討の際に私どもといたしましては、今議員のおっしゃったような御意見もあるかとは思っておりますが、一定今12歳までというふうにさせていただいていの中で、年齢の延長というところで現行使っている方には年齢を延長するのだという

この部分で、制度的には変わらないのですけれども、年齢延長をするということで混乱を招かないように逆に名前を変えないほうがいいのではないかと検討させていただきまして、今回このような提案をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 考え方について理解いたします。変えないほうが混乱を招かないということでありました。中身を確認しましても、少し乳幼児等という言葉がそぐわしいのかどうかということについて確認をしたいと思ったものですから、発言をさせていただきましたが、この後も市民の皆さんの御反応も含めて丁寧な説明をしていただければありがたいと思いますので、その点についてはお願いを申し上げて、終わります。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第2号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市農産物簡易加工処理施設のうち未耐震かつ老朽化が進んでいるあぐりん館を令和7年3月31日で閉鎖をするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 議案第3号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第3号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、建築基準法の一部改正により既存建築物の大規模の修繕、または大規模の模様替えに係る制限の緩和に関する新たな認定事務の手数料を定めるとともに、確認申請等の手数料の見直し等

を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市が設置及び管理をしている街路灯をLED照明に取り替える工事で、昨年より3年計画で実施をしているところでございます。昨年は264本、314灯をLED照明に取り替え、本年は372本、398灯をLED照明に取り替え、環境に配慮した安全、安心なまちづくりを実施をするとともに、街路灯の電気料金の負担軽減を図ろうとするものでございます。本事業は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定をし、本年6月10日に見積りを徴取した結果、株式会社東洋社が1億5,000万円で決定し、

これに消費税及び地方消費税1,500万円を加え、1億6,500万円で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 議案第5号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市で所有している3台のロータリー除雪車がいずれも標準使用年数の15年を超え、老朽化をしていることから、新たに1台を購入をし、除雪体制の強化を図ろうとするものでございます。本年5月21日に2者により指名競争入札を執行した結果、北海道川崎建機株式会社名寄支店が4,250万円で落札をし、これに消費税及び地方消費税425万円を加え、4,675万円

で契約を締結しようとするものでございます。

名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 議案第6号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和5年度名寄市一般会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ1億2,370万円を減額し、予算総額を251億628万5,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして財政調整基金積立金1億1,024万1,000円の追加は、今後の財政運営に備えるために積み立てたものでございます。

7款商工費におきまして中小企業運転等融資事業費4,180万円の減額は、各預託金の不用額を見込み、減額をしたものでございます。

このほか、各款において見込まれる事業の不用額を減額したものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款市税5,901万3,000円の追加は、徴収状況を勘案し予算を追加したものでございます。

12款地方交付税5億5,394万5,000円の追加は、特別交付税の交付額確定に伴い追加したものでございます。

次に、第2表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない物価高騰対策臨時生活支援事業費ほか計5事業の繰越しをしたものでございます。

第3表、地方債補正におきましては、町内会活動支援事業ほか計30事業について限度額を変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和5年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分でございます。保険事業勘定におきましては予算総額の変更を伴わない歳出予算の調整を行い、直診勘定におきましては歳入歳出それぞれ170万円を追加をし、予算総額を2億921万6,000円にしたものでございます。

補正の主な内容を保険事業勘定から申し上げます。5款基金積立金におきまして決算見込みから1,000円を追加、7款諸支出金におきまして事業費確定から直診勘定繰出金を6万3,000円追加、同じく7款、還付加算金を6万4,000円減額をし、歳出予算の調整を行いました。

次に、直診勘定では、1款総務費におきまして消費税の中間申告分として170万円を追加、4款繰入金におきまして一般会計繰入金を追加し、収支の調整を図っております。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算に係る専決処分でございます。保険料還付金が予算額を上回る見込みとなったことから、歳出予算の調整を行ったものであり、予算総額の変更はございません。

補正の内容を申し上げます。2款後期高齢者医療広域連合納付金におきまして事業費の確定に伴い11万2,000円を減額をし、3款諸支出金において保険料還付金を11万2,000円追加をし、歳出予算の調整を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第12 議案第9号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算に係る専決処分でございます。歳入歳出にそれぞれ4,219万8,000円を減額し、予算総額を17億3,855万3,000円にしたものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款教育費におきまして名寄市立大学奨学金基金積立金25万円の追加は、いただいた寄附金を後年度の事業に活用するため、寄附者の意向に沿った基金へ積み立てたものでございます。

このほか1款教育費において見込まれる各事業の不用額を減額したものでございます。

次に、歳入について申し上げます。6款繰入金におきまして各事業費の確定に伴い一般会計繰入金、基金繰入金を減額をし、収支の調整を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第9号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第9号は承認することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第13 議案第10号 令和6年度名寄市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 令和6年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出にそれぞれ1億9,589万1,000円追加をし、予算総額を245億867万9,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして冬季スポーツ拠点化事業費261万8,000円の追加は、Nスポーツコミッションと市立大学コミュニティケア教育研究センターの協働事業となる地域資源を生かした健康づくりエコシステム形成事業について負担金を追加しようとするものでございます。

3款民生費におきまして物価高騰重点支援給付金給付事業費7,763万円の追加は、物価高騰

の影響を強く受ける低所得者世帯への給付金と給付に係る事務費を追加しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして名寄市開業医誘致助成交付金5,350万円の追加は、市内に新たに診療所を開設しようとする者に対し名寄市開業医誘致条例に基づき助成金を追加しようとするものでございます。

10款教育費におきまして小学校維持管理事業費3,500万円の追加は、空調設備設置工事に係る実施設計を行ったことに伴い、消費電力に対応した電気設備への交換などを行おうとするものであります。

同じく10款、義務教育学校維持管理事業費1,400万円の追加は、本年4月に行った智恵文小中学校整備外構工事の点検の際、工事によって掘り起こされた金属物などが見つかったため、安全にグラウンドが使用できるようグラウンドを整備しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。各事業費の追加に伴う特定財源を計上したほか、収支の調整を財政調整基金繰入金で実施しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第14 議案第11号 令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号 令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ438万2,000円を追加し、予算総額を18億6,271万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容について申し上げます。1款教育費におきまして地域資源を生かした健康づくりエコシステム形成事業費438万2,000円の追加は、市立大学コミュニティケア教育研究センターとNスポーツコミッションが共同研究をする事業に係る経費を追加しようとするものでございます。財源につきましては、一般会計繰入金を追加し、収支の調整を図っております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第15 議案第12号 名寄市農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第12号 名寄市農業委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市農業委員会委員の任期が本年7月19日をもって満了となるため、その後任の委員を任命するものであります。

小田桐正彦氏、北野雅嗣氏、越孝則氏、清水康史氏、鈴木英二氏、鈴木康裕氏、竹部裕二氏、南原政幸氏、村中洋一氏、安達啓治氏、飯村規峰氏、伊藤貴美氏、上手浩幸氏、菅原一徳氏、住田美紀氏、新田司氏、沼田清憲氏、林秀典氏、藤野修一氏、又村裕司氏、横田浩二氏はそれぞれ農業者として御活躍をされている方であり、小川和則氏、高橋尚幹氏は農業者であるほか、道北なよろ農業協同組合専務理事、てしおがわ土地改良区理事としてそれぞれ御活躍をされている方でございます。また、菅野真記子氏、中野寿子氏、菊池愛子氏はJA女性部より推薦を受けた方であり、山上瞳氏は名寄消費者協会副会長として御活躍をされている方でございます。

ただいま申し上げました27名の方々は、農業に関し豊かな識見を有されており、本市の農業委員会委員として適任であると考えております。

以上、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入り

ます。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号はこれに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は同意することに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第16 報告第1号 令和5年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第1号 令和5年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

一般会計予算繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、令和5年度に完了しない議会運営事業費のほか計11事業を翌年度に繰越しするためのものでありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第17 報告第2号 令和5年度名寄市一般会計予算繰越し繰

越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 令和5年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について申し上げます。

産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、農業機械導入費用に対する補助事業でございますが、半導体不足の影響により農業機械の製造が遅れ、輸入が困難な状況となったことから、年度内の事業完了が不可能となったものでございます。

一般会計予算事故繰越し繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度に繰越しをするためのものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第18 報告第3号 令和5年度名寄市病院事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 令和5年度名寄市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について申し上げます。

令和4年度より令和6年度にかけて実施の手術室増改修事業につきまして、令和5年度の継続費予算のうち支払い義務が生じなかったものについて令和6年度に通次繰越しして使用するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第19 報告第4号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第4号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、令和6年1月25日午前9時15分頃、健康福祉部所管のデイサービス送迎バスが迎えのため市道から利用者宅まで後退をした際、バスの左後部が玄関軒先に接触をし、破損させたものであります。過失割合は本市が100%であり、相手方への損害賠償として2万9,700円を負担をすることで示談が成立し、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第4号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第20 報告第5号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第5号 専決処分し

た事件の報告について申し上げます。

事故の内容は、令和6年1月30日午後1時10分頃、経済部所管の公用車が道北なよろ農業協同組合本所の駐車場において空きスペースに駐車しようとした際、駐車中の相手方車両が当方車両に気づかず後退をしてきたため、回避しようとしたが、間に合わず、当方車両の左側面に衝突したものでございます。過失割合は本市が20%、相手方への損害賠償として3万1,563円を負担することで示談が成立をし、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第5号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第21 報告第6号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第6号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

事件の内容は、令和6年2月19日午後1時頃、名寄中学校校舎玄関横に駐車をしていた車両に外壁に張りついていた氷の塊が剥がれ落ち、駐車車両を破損させたものでございます。過失割合は本市50%であり、相手方車両の修理代として8万3,122円を負担することで示談が成立し、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により

御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第6号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第22 報告第7号 債権放棄の状況報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第7号 債権放棄の状況報告について申し上げます。

本件は、名寄市債権管理条例第18条の規定に基づき令和5年度において放棄をした病院事業及び水道事業に係る債権の放棄について報告するものでございます。

まず、病院事業におきましては患者が破産、死亡等の理由により回収見込みのない入院、外来診療費について46件、267万9,445円を放棄したものでございます。

次に、水道事業におきましては消滅時効等の理由により回収見込みのない水道料金について60件、23万7,830円を放棄したものでございます。

以上、名寄市債権管理条例第19条の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第7号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第23 報告第8号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第8号 公害の現況に関する報告について申し上げます。

令和5年度につきましては、関係機関の御理解と御協力をいただき、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭の5項目を中心に、調査、監視等を行ってまいりました。

まず、大気汚染に関しては、炭化センターにおいてダイオキシン調査を年2回実施されており、排出基準を大きく下回る結果となっております。

次に、水質汚濁に関しては、名寄川の水質調査を実施をいたしましたが、環境基準値を超える項目はございませんでした。また、ゴルフ場の農業使用については、関係する環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を11月に実施し、指導指針値以下であることを確認しております。

次に、騒音、振動、悪臭についてですが、公害となる苦情等はございませんでした。

その他、地球温暖化対策といたしましては、第4次名寄市地球温暖化防止実行計画においてCO₂削減目標を令和2年度に対して令和8年度までに4%削減するとしております。計画初年度となる令和4年度は、基準年の令和2年度と比較して6.4%の減少となりました。これは、公共施設照明LED化や節電、ウォームビズなどの取組の成果だと考えられます。

ただいま公害の現状について申し上げましたが、今後とも公害対策では継続した調査、監視等を行い、市民の健康と生活環境の保全に努めてまいります。

なお、詳細内容につきましては、さきにお届けしてございます公害の現状と対策を御高覧いただきたいと思っております。

以上、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定

に基づき御報告をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。報告第8号を終結いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第24 報告第9号 株式会社名寄振興公社の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第9号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

令和5年度第52期の経営状況につきましては、5月30日の株主総会で報告を受けたところでございます。公社の第52期の決算内容につきましては、お手元の事業報告書記載のとおりで、営業損益では1,247万9,385円の利益、経常損益では1,607万2,368円の利益となりました。これに特別利益139万8,400円を加え、特別損失1,509万1,080円を差し引いた税引き前当期純利益は237万9,688円で、最終的な税引き後当期純利益としては367万7,721円の黒字決算となりました。

令和6年度につきましても令和元年11月に策定をした経営改善計画の着実な実行を引き続き指導してまいります。

以上、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 以上で報告第9号の報告を終わります。

報告第9号については、本日の会議終了後に議

員協議会を開催し、質疑を行います。

○議長（山田典幸議員） 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市では8人の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、令和6年9月30日付で佐々木順道氏及び滝沢美也子氏が退任をされることから、後任者の推薦依頼がございました。

本件は、新たな候補者として川田弘志氏、中村勝巳氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日6月18日から6月23日までの6日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、明日6月18日から6月23日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午前11時21分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 佐 藤 靖

署名議員 東 川 孝 義

令和6年第2回名寄市議会定例会会議録

開議 令和6年6月24日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議 長	16番	山 田 典 幸	議 員
副議長	10番	倉 澤 宏	議 員
	1番	中 畠 孝 幸	議 員
	3番	山 崎 真 由 美	議 員
	4番	水 間 健 詞	議 員
	5番	谷 聡	議 員
	6番	今 村 芳 彦	議 員
	7番	清 水 一 夫	議 員
	8番	川 村 幸 栄	議 員
	9番	佐 藤 靖	議 員
	11番	高 野 美 枝 子	議 員
	12番	高 橋 伸 典	議 員
	13番	遠 藤 隆 男	議 員
	14番	東 川 孝 義	議 員
	15番	東 千 春	議 員

1. 説明員

市 長	加 藤 剛 士 君
副 市 長	橋 本 正 道 君
教 育 長	岸 小 夜 子 君
総 務 部 長	木 村 睦 君
総合政策部長	石 橋 毅 君
市 民 部 長	松 田 慎 司 君
健康福祉部長	馬 場 義 人 君
経 済 部 長	山 田 裕 治 君
建設水道部長	東 聡 男 君
教 育 部 長	伊 藤 慈 生 君
市立総合病院 事務部長	佐々木 紀 幸 君
市 立 大 学 事務局長	水 間 剛 君
こども・高齢者 支援室長	田 畑 次 郎 君
産業振興室長	櫻 田 孝 臣 君
上下水道室長	佐 藤 美 香 君
会 計 室 長	鈴 木 康 寛 君
監 査 委 員	岡 川 進 君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長	渡 辺 博 史
書 記	石 橋 恵 美
書 記	及 川 洋 人
書 記	川 名 桃 代

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

11番 高野 美枝子 議員

13番 遠藤 隆 男 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

交通安全の啓発に関わって外1件を、今村芳彦議員。

○6番（今村芳彦議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、順次発言いたします。

大項目1、交通安全の啓発に関わってお伺いいたします。本格的な夏を迎え、外出に適する季節であるこの時期から自転車における交通事故が多発する時期でもあります。内閣府が発行する令和5年度交通安全白書によると、全ての死亡、重傷事故件数は平成25年と比較し、令和4年では4割減少しているものの、自転車関連死亡重傷事故の割合は横ばいから微増となっているとのことであり、名寄警察署にお伺いをしたところ、名寄市においても年間で20件程度の交通事故があり、うち数件が自転車の事故となっているそうです。これまで数年置きに死亡事故は発生をしており、ゼロではありません。特に将来のある子供たちが惨禍に巻き込まれることのないよう学校や家庭での交通安全指導、あるいは啓発に一層の取組がされることを願ってやみません。

そこで、小項目1、交通事故防止に向けた学校での指導は、交通事故ゼロを目指す第一歩として

大変重要です。現在の取組について概要をお伝えください。

続いて、小項目2点目、ヘルメットの着用に向けてお伺いをいたします。令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。東京都の警察組織である警視庁ホームページによりますと、自転車乗用中の事故で亡くなった方の5割が頭部に致命傷を負うとの情報があり、頭部の保護が交通事故の被害を軽減するため、日常生活で自転車に乗るときもヘルメットを着用して頭部を保護しましょうと啓蒙しております。本市においても悲惨な事故を未然に防ぐことを目的にヘルメットの着用へ啓発が必要と考えております。名寄市の見解をお伺いいたします。

続いて、大項目2、ごみの収集に関わってお伺いいたします。地域ごとのごみ収集方式の違いによる課題は、以前から何度も議論をされていることであり、あくまで地域の意見を酌んでの取組と答弁をいただいていると記憶しておりますし、自分自身としても地域との合意の上で取り組むべきと考えておりました。しかしながら、収集事業者による人手不足や市街区の拡大による収集距離の増大などから、戸別収集においても継続性に課題があることや、風連地区において資源ごみはリサイクルステーションまで運ぶ必要があるものの、郊外にお住まいの方で遠い方は片道5キロメートルの距離があり、無料での回収とはいえ公平と言いつらい状況です。今年度の重点施策であるふれあい収集事業がスタートした今こそ継続的かつ公平な収集を目指し、ステーション方式を基本とした収集に向けて検討すべきではないかと考えております。

そこで、小項目1、継続的かつ公平な収集に向け、現在のごみ収集における課題をどのように捉えているのかお伺いをいたします。

以上、前向きなやり取りができるよう期待を込め、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） おはようございます。ただいま今村議員から大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1の小項目1は私から、大項目1の小項目2と大項目2は市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願いします。

初めに、大項目1、交通安全の啓発に関わって、小項目1、交通事故防止に向けた学校での取組についてお答えします。各学校においては、子供たちが自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する安全教育を推進しており、特に毎日の通学や家庭での外出などに関わる交通安全指導には力を入れて取り組んでおります。本市の各学校における交通事故の防止に向けた取組として、小学校においては登下校時の巡回指導や交通ルールの遵守に向けた指導、自転車の点検指導などを行うほか、新1年生に対しては学校区内を歩きながら交通ルールの確認を行っております。また、全学年を対象に名寄警察署や名寄交通安全協会などの協力を得ながら、基本的な交通ルールやマナーを身につけるための交通安全教室を行っております。交通安全教室の内容については、実際に自転車に乗ったり、ビデオ鑑賞などをする中で子供たちに自転車の安全な乗り方について指導をしております。中学校においては、短学活における交通安全指導をはじめ、生徒の実情に応じて自転車の乗り方のマナーや注意事項、通学中に事故を起こしてしまった場合の対処法など創意工夫した取組を行っております。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 私からは、小項目2、ヘルメットの着用に向けてについてお答えいたします。

自転車利用者のヘルメット着用の努力義務が課されて以降、ヘルメット着用を普及させることで交通事故による被害を軽減する取組が求められてきております。内閣府の交通事故統計によると、

自転車乗用中のヘルメット着用状況別致死率は平成25年から令和4年の合計で着用の場合の2.4倍となっており、ヘルメット着用の有無が事故の際に生死に深く関わっているものとなっております。ヘルメットの着用は努力義務ではありますが、市内の自転車利用者の着用状況を見ますと、着用率は低いものと見受けられますので、着用しない場合の危険性を日頃より伝えていくことが重要であると認識しております。幼児や児童を保護する責任のある者は、子供たちが自転車に乗るとき、あるいは自転車に乗せるときは忘れずにヘルメットを着用するよう、幼少期からヘルメットの着用習慣を身につけるよう努めていくことが大切であり、非常に有効であると考えるところです。本市では、自転車利用者の交通安全対策として広報紙での意識醸成のための啓発や交通安全パトロール車による市内巡回時における啓発、出前講座や交通安全教室などの交通安全運動の中でもヘルメット着用の重要性について呼びかけを実施しているところ です。警察署はもとより、交通安全を推進する関係機関や団体などとも連携し、あらゆる世代の市民の皆さんに交通ルールを守り、ヘルメットの着用が広く浸透するよう効果的な啓発活動に力を入れ、自転車事故での犠牲者が出ないようにこれからも強く呼びかけてまいります。

続きまして、大項目2、ごみ収集に関わって、小項目1、継続的かつ公平な収集に向けてについてお答えをいたします。家庭ごみの収集は、合併前からの方式を継続しているため、名寄地区では戸別収集を基本とし、風連地区では町内会の御協力によりごみステーション及びリサイクルステーションを活用したステーション方式による収集を行っております。自宅前からの収集となります戸別収集は、ごみ出しの距離が短いことや不分別ごみがいづまでも放置されないというメリットがある一方で、収集箇所が多いため作業員が収集に時間を要してしまい、ごみ処理施設への受入れ時間にぎりぎりに間に合う、もしくは遅れが生じ、収

集業者の大きな負担となっていること、さらに収集に必要な人員や車両を多く用意しなければならないというデメリットがあります。ステーション方式は、除雪の配慮、風による飛散や鳥獣対策など、ごみの管理面においてメリットはありますが、不分別のごみが長期間放置されたり、ごみステーションやリサイクルステーションまでの距離が遠いためごみ出し困難な方がいたり、車を使用しなければごみを出せないなどのデメリットがあります。本年5月からごみ出し困難世帯を対象にしたふれあい収集を開始したところですが、名寄地区の戸別収集と比較すると、必ずしも公平とは言えないものと認識をしております。地区によっては収集体制が異なることや名寄地区の戸別収集では収集業者の人員確保、風連地区のステーション方式ではごみ出し距離の負担などによる公平性の問題など、現在の収集体制に課題があることは認識しております。引き続き収集体制の課題を整理、検証し、本年度より着工しております次期中間処理施設の供用開始に併せて検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） それでは、それぞれ御答弁いただきましたので、順次再質問させていただきます。

交通安全の啓発に関わってということで、小中学生、特に小学生の子供たちがかぶっている様子というのは私も見ております。今回小項目2にもありますけれども、ヘルメットの着用が努力義務になったというのは、それはこれまでも13歳未満の子供たちにはそれぞれ努力義務を課していたわけで、それが年齢が拡大をしたという認識の中にありますので、今回の小項目の1番と2番と分けて考えるのはなかなか不都合も出てくるかなと思いますので、その辺ちょっとすみませんが、よろしく願いいたします。

先ほどの答弁でいただいて、かなり啓発ですと

か、そういうふだん自転車に乗るときには安全に乗りなさいよといったようなことも含めて指導されているということでもありますけれども、なかなか本市の状況を見ますと、やっぱり小学生に比べて中学生あるいは高校生といった方たちが登校中にヘルメットをかぶっているかといえばそうではないのかなというふうに感じております。ちょっと現状どのように捉えられているのか、まずお答えをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 現状についてでございますが、本市の小学校については基本的に徒歩通学であります。3校では学年や通学距離などを基に一部自転車通学を認めている状況にあります。自転車通学を承認するに当たってはルールを定めており、その一つとして保護者の責任においてヘルメットの着用を義務づけていることから、自転車通学者は登下校の際にヘルメットを着用しているものと認識しております。また、中学校においては、自転車通学を許可しており、多くの生徒が自転車通学を行っている状況ですが、自転車乗用時のヘルメットの着用については努力義務となっていることから、御指摘のとおり、着用率は低いと認識しております。

私から以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 確かに中学生、特に女子生徒は嫌がるだろうなという感覚は私も持っております。ですが、やはり努力義務となっている以上、着用に向けて取り組む必要があると思います。これについては、対応というのは検討されていますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 道路交通法においては、自転車乗用時のヘルメットの着用が努力義務化されていることから、各学校では保護者や地域に向けてチラシや学校通信を配布するなどしてヘルメットの着用について周知、呼びかけを行って

います。教育委員会では、校長会議などでヘルメットの着用を含めた交通事故の防止について適宜注意喚起を行っているところです。今後とも学校と連携しながら交通事故の防止に向けて広報啓発活動なども含め、きめ細やかな交通安全の取組を進め、交通安全教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 確かにこの名寄市において自転車での死亡事故というのでしょうか、交通事故も含めてそれほど多くはないのかなという認識を個人的には持ってはいるのですが、これはやはり日頃家庭でもそうですし、学校での指導の効果が十分に出ている部分もあるなというふうには思っておりますけれども、それでも事故がゼロにはならないといった点、これ深く受け止めていただきながら、今後も学校での周知啓発をぜひ進めていただければと思います。

特に重要視しておりますのが学校もそうですけれども、家庭での指導というのももちろん必要になってきておりますし、私も子供が小学生から高校生までおりますけれども、なかなかかぶれと言ったところで正直かぶらないで走っている姿をよく見ます。危ないからという話はさせていただいているのですが、なかなか子供たちの興味が向かないといった面も含めて、まだまだちょっと啓発というか、かぶってもらえる、ふだん当たり前にかぶっているというのを常識にできていないなというふうには私も反省をしているところであります。先ほどもちょっと御答弁いただきましたけれども、この交通ルール、今努力義務という形になりましたけれども、ちょいちょい変わるルールになろうかなと思います。変わったときに我々保護者としても指導がしづらかったり、できなかつたりということもありますけれども、その辺はやはり警察ですとか交通安全協会、そういうところと連携しながら、また我々保護者に対してもそうい

う啓発事業を行うべきではないかなというふうに考えておりますけれども、先ほども言っておりますけれども、外部組織の連携、警察、あるいは安全協会といったところとの連携についてはどういう状況なのかちょっと詳しくお知らせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 市民全体的な立場からということで、ちょっと市民部のほうでまずは答えさせていただこうかなと思いますけれども、警察、交通安全協会等の連携はということですので、私のほうからになりますけれども、一応交通事故死ゼロに向けてということで、市長を会長としております名寄市交通安全運動推進委員会というのがありますけれども、そこを中心に名寄警察署、名寄地区の各交通安全協会、また連合会、あと交通安全指導委員会ですとか町内会といったような各団体に所属する、また事業所の皆さんと共に春、夏、秋、冬、繁忙期、あと歳末期ということで、6回の期間、6期間にわたりまして朝夕のパトライト運動ですとか、旗の波運動を通じて市民全体にもそうですし、名寄を通過いたしますドライバーに向けても自転車、自動車、歩行者問わず交通安全の呼びかけを行っているというところがまずは一つ現状にありますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 子供たちだけではなく、大人、一般向けの啓発も行っているということで承知をさせていただきました。特に子供たちというのは、今後の人生ステージが変わるたびにといましようか、結婚ですとか、あるいは就職ですとかといったときにこの名寄市から違うまちへ移動する人もいるのだなと思います。そういう人たちは、幼い頃に学んだ自転車のルールというのを根っこに持ちながら移動するようなことになると思いますので、今後も幼少期からの交通安全の啓発にぜひ努めていただきたいなというように思っ

ております。死亡事故ゼロを目指して進んでいただけだと思っております。

そして、1点、北海道の条例になるのですけれども、北海道の条例で北海道自転車条例というのがあると思います。これについては、もちろんヘルメットを努力してつけなさいよともうたっているのですが、自転車損害賠償保険等に加入をしましょうということで推進がされております。これ小学生であっても加害者になり得るといったような非常に重たいことになっておりますが、この辺の指導ですとか状況について分かる範囲がありましたらお知らせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 中学校の状況なのですが、1校で保険への加入を条件に自転車での登下校について許可しております。ほかの3校につきましては、保険への推奨などというところまでとめているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 報道等でもあったように、自転車に乗るとすべからず車両を運行する側になります。これは、大人でも子供でも変わりありません。全く悪気がなかったからといって相手にけがを負わせてしまった場合の責任がなくなるわけではないです。これは、ぜひ多くの保護者の方にも理解をしていただきたいと思いますし、日頃自転車を常用的に使う方も理解をしたまま自転車に乗っていただきたいのですが、この損害賠償保険、ぜひそれぞれ加入していただいて、万が一のときでも、本当はあってはならないのですけれども、万が一のときに補償が利くようなやり方というのですか、そういうのを今後また検討していただければいいのかなというように思っております。

続いて、一番私が推奨したいと思っておりますのが、中学生、高校生も含めてなのですが、一般の方も含めてヘルメットの着用を進めていただきたいというふうに考えておりました。まず、

その前段でちょっと確認をさせていただきたいのですが、この名寄市の行政職員の方、かなり自転車に乗られていると思うのですけれども、やはり大人として見本を見せるのにヘルメットをかぶっていただけているものと思っておりますが、どの程度かぶっているのか把握はされておりますか。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 今職員どのぐらいヘルメットかぶっているのかという御質問だったかと思っておりますけれども、実際のところ把握はできていないというのがちょっと現状になります。職員に対しまして、実は名寄市役所には庁用自転車というのが装備をしております、庁用車、車と一緒に近い場所に仕事に出向く場合には自転車のほうも活用できますよということで用意させていただいているのですけれども、そちらの部分についてはヘルメットをつけていただくということを一応必須的にさせていただいて、自転車に乗っていただくということで、庁用自転車にはヘルメットの着用を実はさせていただいているところです。こうしたことをきっかけに職場からヘルメット着用の呼びかけというのをしていければというふうに思っていますので、日常生活を含めて自転車の利用する際にヘルメットの着用につながっていければなというふうに思っているところです。まずは、ちょっと庁用自転車という形から少し入らせていただいているところです。

以上になります。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） あんまり私も自転車に乗るときにヘルメットをかぶっているかと言われるばそうでもないときもありますので、ここの話ではありませんけれども、気をつけていただければなと。ふだんの運行上気をつけていただければなと思います。ヘルメットの着用が努力義務というちょっと聞き慣れない言葉になっているのですが、これ以前後部座席のシートベルトが努力義務だった時代がありまして、それが時代の流れ

とともに今度義務化をされてきたといったこともあります。そういう経緯も踏まえますと、努力義務だからつけなくてもいいやというような考えではなく、やはり努力をしなければならないと、着用しなければならないといったような意識づけに向けて、私はどこかの機会がいいと思っていましたけれども、ぜひ罰則のない義務であると。義務だと捉えて、ヘルメット着用を推進してはいいのかなと思います。やはりこれについてはある程度助成等を考えていただく必要があるのかなと思いますけれども、その点について御見解がありましたら、お伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） ヘルメット着用の部分での助成ということの御質問だと思うのですが、先ほどもちょっと答弁でも述べさせていただきましたけれども、ヘルメットをかぶっている、かぶっていないでのけがや致死に対するというものが2.4倍に膨れ上がるというようなことで少し答弁させていただきましたけれども、現在ヘルメットに関します助成のほうはしていないのですけれども、こういった部分も含めて、ヘルメットの重要性ということを市民の皆さんにもお知らせしていく部分も含めて、購入費の助成については他市でも少しいろいろと先進事例ありますので、そちらも検討しながら、少し検討を進めていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。考えていただけるということです、ぜひ前向きに考えていただければと思います。やはり子供たちだけかぶれというのではなくて、我々大人が率先してかぶること、そして交通ルールを守るといった姿が子供たちの目にも留まれば、全体的な交通事故の減少にもつながってくるというふうに思います。これについては、ぜひ進めていただきたいと思います。

そして、最後1点、一番難しいなというふうに思っておりましたけれども、さらに中学生、高校生のうち、先ほども言いましたが、なかなか特に女子生徒がヘルメットをかぶっていただけないです。私の娘もそうでした。どうやったらかぶるのって言ったら、前髪が大事だと言いました。言い切りました。だけれども、やはりそれはかぶれと親としては指導させていただいておりますが、かぶり方が微妙に浮いてしまっているというか、そこまでして前髪を守りたいのかなというふうにも思いますけれども、それでも子供たち目線ではないでしょうか、若年向けの女性がかぶりたいくなるようなヘルメットの在り方というのでしょうか、ちょっと大きな話になってしまいますけれども、その辺ぜひ調査研究をしていただきたいなというふうに考えております。かぶっていただけるような取組というのですか、そういうことを考えていただきたいなと思いますが、見解がもしあればお伺いをしたいのですが、何かありますでしょうか。なければ、次の質問させていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 見解をとということなのですが、ヘルメットについては女子生徒というか、女子学生に限らず、男女を問わずに全年代においてということが推奨といいますが、進めていかなければならないなというふうに思っていますので、日常からの啓発に、これに限るのかなというふうに思っていますので、広報等を通じて啓発の取組は進めていきたいと考えております。ヘルメットのデザインが今いろいろと何か普及されてきていて、少し帽子型だったり、ハット型というのですか、というのもどうやらあるようなので、いろいろな規格、きちっとしたヘルメットの規格はあるのかもしれないですが、その規格の中でそういったヘルメットも出てきているということもありますので、そういうのも含めて周知をさせていただければなというふうに思って

いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 今の御答弁にもありましたどんなヘルメットもいいのかという話ではなくて、やはり認証されたものを勧めているというような形だと思います。これ先ほども出ましたが、警視庁のホームページのほうで確認をしましたところ、適合したマークがついているヘルメットを推奨するという旨でありました。何でもよければいいという話ではなくて、ある程度安全性が確保できるような規格をパスしているといいましょうか、そういうヘルメットについてぜひこれからはかぶっていただけるように取り組んでいただければと思います。

続きまして、大項目の2点目に移らせていただきます。ごみの収集に関わってということで御答弁をいただきました。現状必ずしも公平ではないという御答弁をいただいて、課題については私もそうですし、担当の現場としても課題を認識されているのだなというふうに考えております。先ほど壇上でも申し上げましたが、ふれあい事業のスタートが大きなきっかけになったなというふうに考えております。といいますのも、ステーション方式の地域でごみが出せないよって人にやっこの手が届いたのかなと。これは非常にすばらしい事業であり、まだまだスタートした直後の事業だということもありますけれども、現状どういふ申請者の数があるのか、また取組について概要をお知らせいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） ふれあい収集事業ということで、少しPRも含めて御説明させていただければと思います。

ふれあい収集事業ですけれども、今年度の新規事業で高齢や障がいなどにより町内会が管理していますごみステーション、リサイクルステーションまで家庭ごみを出すことが困難な方ということがまず一つ条件とさせていただいているのですけ

れども、併せて近隣の親族ですとか近隣にお住まいの方等の協力を得ることが困難な方に対して支援をするということで、自宅前の玄関にごみを週1回出していただきまして、ふれあい収集員がそれを収集するというところになってございます。あわせて、安否確認のほうも行わせていただくというところになっている事業となります。

5月1日から収集開始して、6月12日現在になりますけれども、今25世帯を対象にふれあい収集員が週1回お宅を訪問させていただいております。集めているものも炭化ごみ、埋立ごみ含めて10分類の家庭ごみということで全てを収集させていただいて、その後分別をしながらごみを捨てさせていただいているところになります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） これまでも状況次第では似たような事業あったのだと思いますけれども、ごみステーションまでごみを搬入する必要があった地域に突然ごみ箱のほうから、向こうからやってきたという認識を私は持っています。これは、本当にごみ出し弱者といいましょうか、ごみ出し困難な世帯にとっては天恵とも言えるような事業ですので、これぜひ周知を含めていただきながら、利用者の状況も把握しながら取り進めていただきたいなというふうに考えております。

ちょっと公平性についての話になりますけれども、現在リサイクルステーションに持ち込んでいる資源ごみ、ペットボトルですとか空き缶とかというところの部分ですが、ごみステーションを使用していない日に搬入するですとか、ごみステーションであればある程度近くにありますので、そういう活用ができないでしょうか。また、管理団体との交渉も必要となるのですけれども、回収作業ももしかしたら可能になるのかなというふうに考えておりますが、その辺御検討いただけないかと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） リサイクルステーション、ごみステーションの併せた利用というのですか、そういったことなのかなというふうに思いますけれども、風連地区で行っていますリサイクルステーションの管理については、瓶、缶、ペットボトルなどの資源ごみになりますけれども、こちらについては各町内会で行っていただいて、運営というか、管理を行っていただいております。設置箇所についてもごみステーションよりも少ないということもありまして、多分遠く、不便をおかけしているのだなというふうに思っております。炭化ごみ等の収集については、大きく2つに分かれて収集をさせていただいていますけれども、現在の収集体制でいきますと2か所の収集体制のエリア等も水曜日実はごみ収集を行っていないということになっている状況です。そういったこともあるので、資源ごみ、リサイクルステーションということではなくて、ごみステーションというところの考え方については公平な収集体制の一つの手法とも考えられますので、議員からもありましたけれども、収集業者等も含めてリサイクルステーションを管理いただいている町内会とも協議をしていくことは必要になるのですけれども、ちょっと実施が可能かどうかというのは少し検証させていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） そうです。協議が絶対に必要になってくる状況でありますので、これは各地域の町内会が管理をしているという課題ですとか、リサイクルステーションを老人クラブさんで運営されているという状況もありますので、一概にどうだという線引きというのは非常に難しいとは思いますが、御答弁壇上でもいただきましたが、中間処理施設が稼働されるよということもありますので、ぜひ早急に課題として捉えていただいて、解決に向かってぜひ進んでいただきたいなというふうに思います。

次の公平性についてもう一点別な視点からお話をさせていただきますけれども、他市の状況として室蘭市さんでは軒先の収集からステーション方式に変更を始めたといったような新聞報道がありました。そしてさらに、収集効率の向上を目指して、A Iによる経路選定を行うということも報道がされております。これ先行事例として非常にすばらしいのかなと思いますが、この辺名寄市としての受け止め方というのはあるでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 他市の状況ということで室蘭市の状況、我々のほうでも少し情報収集させていただいていたのですけれども、収集方式の変更ということは室蘭市に限らずいろんな自治体で継続的に取り組んでいるということで、我々のほうも少し情報をキャッチしながらというふうに思っていたのですけれども、A IとかICTを使ったという事例もあるということは承知しております。当市においても継続的なごみ収集を維持するためということの観点も含めまして、収集車両の台数とか収集をしている方々の動線だとかというのも含めて、これはICT事業というのは、A I事業というのは非常に参考になるなというふうに思っておりまして、実は検証してみようかという段階ではありました。ですので、少し他市の状況を見ながらというふうに思いますけれども、A Iについては少し検討していきたいなというふうに実は考えていたところです。

以上になります。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 軒先収集からステーション方式に変わった部分については、なかなか触れただけでない、触れづらい部分だったのかなというふうに考えておりますけれども、確かに庭先の収集ではありますけれども、例えばですけれども、数件でまとまって設置をお願いできるところはしてみたりですとか、そういう取組があってもいいのかなというふうにも感じております。と

いうのも、壇上でも申し上げましたが、収集業者さん、かなり今四苦八苦している状態です。走りながら、トラックを追いかけてながら収集しているというのははた目で見て大変な重労働に私は感じます。そして、当然それで新たな担い手といいたまいませんか、ほかの代替の作業員が出るかといったら、なかなかそうは正直ならないのではないかなというふうにも思います。これについては、安定的な収集ということを目指して、ぜひ軒先の収集からステーション方式にある程度検討していただければなというふうにも思っています。新聞報道でもこの室蘭市の取組が新聞で報道がされたときには大なたを振ったといったようなかなり果敢な取組だったなというふうにもありますので、これは検討していただければなと思います。そして、A Iについて今考えてみたいという話でありましたので、これは少しでも業者さんの負担も含めて、またなおかつごみの収集、集めるのが早くなるというのはごみの飛散防止も含めてよいことだなというふうに思いますので、その点ぜひ進めていただきたいと思います。

今までこういうお話しさせていただきましたけれども、やはりごみの状況をどう考えていくのかといった点で考えますと、地域と協議をしなければならないというふうに思っております。これまで町内会がそれに代わる場所なのかなというふうな認識をしておりましたが、ごみ収集事業全体に関わる審議会等、そういうところの部分を設置した上でこれ協議をしてはいかがかなというふうに思っておりますけれども、この点お考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 審議会等のお考えはあるかということかと思えます。ごみの収集については、分別も含めてですけれども、市民の皆様ですとか各町内会の御協力は不可欠というふうには認識しております。名寄市でも廃棄物の減量ですとか処理に関する条例というのが実はありまし

て、ここで関係機関ですとか、町内会等の団体から推薦をいただきました委員で構成をしているのですけれども、名寄市廃棄物減量等推進審議会というのがありまして、ここで実はごみ処理全般に関することをこれまで審議させていただいております。この審議会では令和9年4月から供用開始を予定しています次期中間処理施設の稼働に向けての新たなごみの分別区分について今後審議していきたいなというふうに考えているところでした。この審議会、ごみの収集の課題についても地域の方々から御意見いただけるような組織にしていきたいというふうにも思っていますので、審議会の委員の構成も選出されている、住んでいる場所も含めて工夫した選考委員になるように工夫して組織をしながら、次の分別については考えていきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） ありがとうございます。ステーション方式がいいのか、軒先がこのまま続けられるのかといった点も含めて一つの大きな課題でありますし、さらに今御答弁にもいただいたように、中間処理施設の稼働に伴うごみの規格の変更というのが絶対にこれは必須だなというふうに思っています。今審議会等で協議をこれから進めるといったような御答弁をいただいたと思いますけれども、現在の検討状況といいたまいませんか、ごみの分別の方法、それある程度状況がありましたらお知らせをいただきたいのと、それを私が知っても意味がないといいたまいませんか、やはりこれは広く市民皆さんに全員に周知をしていただいて、みんなでごみの減量について考えていかなければならないなというふうに思っております。この周知についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 周知の仕方ということなのですが、先ほども少し審議委員会の

ほうで検討していくというふうにさせていただいているのですけれども、当市のごみの処理については本市、名寄市と美深町、下川町及び音威子府村で構成をします名寄地区衛生施設事務組合において進めているというところもありますので、少しちょっと名寄だけの意見というわけにはいきませんので、こちらも含めて次期の中間処理施設の整備に向けて内容については話していかなければならないなというふうに思っているところです。新しい施設については、本年の8月から実は工事着工の予定となっておりますので、ここで炭化処理から焼却というような形で変更になりますので、ごみの分別、大幅に変更していかなければというふうに思っていますので、名寄地区衛生施設事務組合と、またその構成市町村と新しいごみの分別については早くから検討を進めていかなければというふうに思っています。そこも含めて廃棄物のこの審議会等にもお諮りをしていながら、新たな分別方法を決めていかなければというふうに思っています。この分別区分の周知につきましては、供用開始の少なくとも1年以上前からはやっていきたいなというふうに考えていますので、市民の皆様には1年前には話していかなければ、よりよい分別、よりよいごみ出しになっていかなければというふうに考えていますので、そういった形で進めていきたいというふうには現状考えているところです。

○議長（山田典幸議員） 今村議員。

○6番（今村芳彦議員） 1年以上前からということでありました。ぜひ稼働に併せて課題となっている公平性を担保した収集に向けて、大なたを振るえとは言いませんけれども、ぜひ前向きに検討していただいて、また市民の方との協力もいただきながら、洗練された生活環境を保てるように願うところでございます。

以上、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山田典幸議員） 以上で今村芳彦議員の

質問を終わります。

名寄市立総合病院と地域医療の今後について外2件を、東千春議員。

○15番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で3点にわたって質問させていただきたいというふうに思います。

まず、大項目の1点目、名寄市立総合病院と地域医療の今後についてお伺いをいたします。小項目の1点目、病院職員体制の現状と対応について。市立総合病院では、様々な職員の募集を行っております。中でも看護師、薬剤師の募集は随時という形で募集を行っておりますけれども、現在の職員の不足の状況、そして応募の状況についてお伺いをいたします。

また、募集において近年工夫をされている点がありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

小項目の2点目、名寄市立総合病院における新型コロナウイルスの現在の影響について。新型コロナウイルスは、国民生活や医療界に多大な影響をもたらしました。病院経営として、また職員の離職等でこれまで受けた影響はまだ残っているのかお伺いをしたいというふうに思います。

また、国の対応はどのようになっているのかお伺いをいたします。

3点目、マイナンバーカードの利用状況についてお伺いをいたします。健康保険証と連動させたマイナンバーカードは、利用者、医療機関にとってもメリットがあると思いますが、利用状況についてお伺いをいたします。

また、セキュリティなどで不安を抱く方もいらっしゃると思いますが、医療機関特有のデメリットがあれば、お知らせをいただきたいと思います。

4点目、名寄市医療介護連携ICTネットワークの現状と今後についてお伺いをいたします。令和3年度からスタートした医療介護連携ICTシステムは、全国的にも先端のシステムと高い評価

がされていますが、現在医療、介護等の機関及び対象となる市民の参加状況についてお伺いをいたしたいと思います。

また、エリアの広がりなど今後の展開についてもお伺いをいたしたいというふうに思います。

大項目の2点目、図書館建設のこれからの進め方についてお伺いをいたします。1点目、担当職員等によるこれまでの調査、研修についてお伺いをいたします。近年建設される図書館は、これまでの概念とは違う目的を持つものが多く、先進的な取組を進める現地を見て、話を聞いて、確かめることが重要だと思いますが、これまでの研修の概要と評価についてお伺いをいたします。

2点目、新しい図書館への基本的な考え方についてお伺いをいたします。近年建設された図書館で異口同音に無料貸本屋ではないと言われましたが、新しい図書館をどのようにイメージされているのかお伺いをいたします。

3点目、市民と共に考える図書館像の進め方について。新しい図書館を建設するに当たっては、市民と共に徹底議論をして、新しい図書館像をつくり上げていくことが望ましいと思っております。そのためには、市民との議論をコーディネートする必要があると思いますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

大項目の3点目、王子マテリア跡地の利用についてお伺いをいたします。1点目、これまでの跡地利用の3本柱の状況についてでございます。王子マテリア名寄工場の生産品集約により工場などが解体されて、現在ではほぼ更地となっております。かねてより計画された物流倉庫としての利用が進もうとしておりますが、具体的な内容についてお知らせをいただきたいと思います。

また、バイオマス発電、データセンター構想に進展がありましたら、お知らせをいただきたいと思います。

2点目、新しい企業進出の現状についてお伺いをいたします。名寄市では、名寄市企業立地促進

条例の特例に関する条例を制定をして、跡地の有効利用を進めてきましたが、その進捗状況についてお知らせをいただきたいと思います。

また、企業が進出する際のインフラ整備は、どのように進めるのかお伺いをしたいと思います。

3点目、3本柱及び企業誘致予定地以外の土地利用についてお伺いをいたします。工場跡地は広大な面積があり、これまでの3本柱の計画や企業誘致として想定する面積はおおむねどの程度と予想されているのかお伺いをいたしたいと思います。将来的に王子関連会社がこの土地を大規模に活用して何かの事業を進めるという可能性は、極めて少ないのではないかと思います。せっかくの名寄市市街地の南の玄関口の土地ですので、何らかの形で利活用する方策を考えて、製紙会社に打診してみてはいかがかと思いますが、考え方をお伺いをいたしたいというふうに思います。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 東議員からは大項目で3点御質問をいただきました。

大項目1の小項目1から3は私から、小項目4はこども・高齢者支援室長から、大項目2は教育部長から、大項目3の小項目1と3は総合政策部長から、小項目2については産業振興室長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、名寄市立総合病院と地域医療の今後について、小項目1、病院職員体制の現状と対応についてお答えをいたします。市立総合病院には、4月1日現在22の診療科に医師67名、看護師352名、薬剤師11名等、正職員、会計年度任用職員合わせて767名のスタッフが勤務し、良質で安全な医療の提供に努めております。職員体制については、これまでは定年や年度途中を含めた早期の退職者数を新規採用や定年退職後の再任用などにより総数としては何とか確保できておりましたが、近年では令和4年4月の780名をピークに微減の状況が続いております。

今春の採用状況では、正職員の看護職員が昨年度27名の退職に対し22名の採用、医療技術等職員は2名の退職に対し4名の採用、薬剤師は昨年度の退職はいなかったものの、募集した5名に対する応募者はおりませんでした。年度初めの採用者数で不足が生じている看護師、助産師、薬剤師については、随時採用の募集を行っているところですが、看護師の1名以外は応募がない状況です。また、来年度採用の募集を5月20日から開始しておりますが、募集時期、募集期間が7月31日までとなっていることもあって、問合せは数件いただいているものの、書類の提出はまだない状況であります。当院では、これまでも学生実習やインターンシップ、職業体験の受入れ、就職説明会や職業説明会への参加、学資金貸与制度の活用、有資格者の復職に向けた技術サポート、復職支援研修の開催などにより医療職の確保に努めてまいりました。学校訪問や当院の看護師が名寄市立大学の看護学生と交流をするナースカフェは、コロナ禍で一時休止しておりましたが、学校側の了承を得て、今年度再開する予定でありますし、今年度の新たな取組といたしまして、当院に実際来ていただき、働いている姿を見てもらったり、親御さんにも同行して来院していただき、将来当院を就職先として選んでもらえるような、また安心してお子さんに当院への就職を促すことができるようなイベントを開催したいと考えておりまして、現在企画、準備を進めているところです。医療職、特に看護職、薬剤師の不足は、道内はもとより、全国的な課題であります。都市部への人材流出の傾向は続いており、地方にとってはさらに厳しい状況であります。当院は道北圏域の基幹病院として今後もその機能を維持し、医療の質を向上させ、より職員が働きやすくなる環境の整備をさらに進めるとともに、これら取組を広く発信していくことで患者、医療人から選ばれる病院を目指してまいります。

次に、小項目の2、名寄市立総合病院における

新型コロナの現状の影響についてお答えをいたします。令和2年1月に国内で初の感染患者が確認されて以降、新型コロナウイルス感染症の流行は当院の病院運営にも大きな影響を及ぼしました。感染リスクが高い中での医療、看護の提供は職員やその家族にも大きな負担が伴いましたが、職員へのメンタルヘルスケアの実施や家庭事情に配慮した職場配置を行うなどの取組により感染への不安等を理由とする職員の離職は当院においてはなかったというふうに認識をしております。現在の病院運営における影響として最も大きいものとしましては、患者数の減少による医業収益の減が挙げられます。令和5年度とコロナ禍前の令和元年度との対比では、外来では患者数、収益がともに5%ほど減少、入院はともに15%ほど減少をしており、この間における圏域の人口減少を考慮しても患者数がコロナ禍前の水準まで戻っておらず、結果本業である医業収益の減収により、病院経営は悪化していると言わざるを得ない状況であります。全国の病院団体が実施した調査においても、患者数の減少と患者の受療動向の変化が言われているほか、新型コロナウイルス感染症以外の要因として、エネルギー価格をはじめとする物価高騰や人件費などの経費の上昇が続いており、赤字を計上した医療機関数が前年度よりも増加をしているとの報告があり、病院経営は公立、民間を問わず全国的に厳しい状況にあると言えます。コロナ禍にあつては、感染症拡大を想定した対応として病床確保に係る財源措置や設備整備に関する補助金などの支援がありましたが、5類感染症への移行などに伴い、これらの財政的な措置は現在はありません。地域医療を取り巻く環境は、年々厳しさを増していると認識をしているところでありますが、今後も国や道をはじめとする関係機関と連携を密にし、情報共有を図りながら、地域の限られた医療資源を最大限効果的に活用することでこの地域の医療を守るため職員一丸となって業務に当たってまいります。

次に、小項目3、マイナンバーカードの利用状況についてお答えをいたします。オンライン資格確認は、患者の医療情報を有効に活用して、安心、安全でよりよい医療を提供していくための医療DXの基盤となるものであるとして、保険医療機関及び保険医療養担当規則等の改正によりオンライン資格確認の導入が令和5年4月1日から原則義務化されました。このことを受け、市立総合病院では、マイナンバーカードの保険証利用に対応できるよう新患再来受付窓口、料金計算窓口及び夜間救急窓口に顔認証付カードリーダーを合計9台設置したところであります。当院でのマイナ保険証の利用状況ですが、令和5年度の外来患者割合では2.5%の利用率となっております。月平均の利用件数は445.1件で、平日の平均は21.4件、土日祝日では平均1.3件の利用にとどまっています。国では、令和6年12月2日から健康保険証の発行停止を見据え、薬局や医療機関でのマイナンバーカードの利用促進をうたっています。このことを受け、当院では本年4月から窓口においてマイナンバーカード提示を促す声かけを実施しており、その結果4月と5月の月平均利用率は2.9%と僅かながらですが、上昇したところであります。マイナ保険証のメリットとしましては、本人の同意に基づき過去の薬剤情報や特定健診情報等を医療機関、薬局に提供することで、患者にとっては医師等に説明する手間が省けるとともに、過去の健康医療データに基づいたより適切な医療を受けることができ、重複投与や併用禁忌の防止などにもつながります。また、医療機関にとっては受付における事務作業の軽減や過誤請求の抑制のほか、正確かつ効率的に患者の過去の薬剤情報等が確認できることから、より正確な情報に基づく適切な医療を提供することが可能となります。一方、医療機関特有のデメリットは、当院においては特段ないものと考えております。マイナ保険証の利用に関して不安や不明な点などがございましたら、当院受診の際などにお声かけい

ただければというふうに思います。また、当院の窓口では、保険証の利用登録が済んでいない方でもカードリーダーで登録ができますので、希望される方は併せて御利用いただければというふうに思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） 私から小項目4、名寄市医療介護連携ICTネットワークの現状と今後についてお答えいたします。

名寄市医療介護連携ICTネットワークについては、令和6年6月15日現在で市内の病院や歯科医院や薬局の医療機関が19か所、介護保険事業所等が44か所の計63か所が参加しており、利用者はこれまでに延べ1,738人が登録されているところです。利用者は毎月30人以上の登録があり、事業の趣旨が浸透し、順調に運用が進んでいるものと考えております。また、令和6年4月からは、救急搬送時に患者の医療情報や緊急連絡先の情報を共有することで消防署による対応が迅速かつ効率的に進められることを目的に、医療介護連携ICTを活用した消防との連携を始めました。この緊急搬送のために新たに名寄消防署が連携することの同意が必要となることから、利用登録者には関係者等から追加項目の申請を周知し、令和6年6月15日現在で827人の同意登録がされているところです。事業エリアの拡大につきましては、本システムは利用者本人の文書同意が必要となるなど、自治体単位での運用ルールを策定する必要があることから、市内での取組としておりますが、近隣自治体でも同様な取組を実施していく予定があるとお聞きしていることから、十分な連携を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 私からは大項目2、図書館建設のこれからの進め方について、初めに

小項目1、担当職員等によるこれまでの調査、研修についてお答えします。

図書館職員によるこれまでの調査、研修については、令和5年6月に本市図書館職員を対象に北海道立図書館職員を講師に招いての研修会を開催し、図書館に関する関係法令や国の動向、公立図書館の任務、目標などについて理解を深めました。また、同年10月には有識者を招いての公共施設等再配置計画推進セミナーに参加し、全国の事例を通してこれからの地域図書館の在り方について理解を深めるとともに、複合型図書館の先進的な取組について多くの情報を得ることができました。さらに、同年11月には豊中市及び吹田市の複合型図書館を視察調査し、建設や運営手法の検討経過、市民ヒアリングの実施状況、ICTの活用などについて意見交換を行うとともに、施設見学も行いました。これらの研修や視察調査は、今後の施設整備に関する検討作業において参考としているところです。

次に、小項目2、新しい図書館への基本的な考え方についてお答えします。令和元年7月に将来的な図書館の建て替えに向けた検討を進めるため、新図書館整備コンセプト案を作成しました。なお、作成に当たっては利用者ニーズの的確な把握などを目的とし、18歳以上の市民や小学生から高校生、図書館の来館者を対象としたアンケート調査などを実施しています。コンセプト案では、施設整備に向けて3つの基本的な考え方を掲げています。1点目は図書館機能の充実、2点目は誰もが安全、快適に利用できる図書館、3点目はゆったりとした時間を楽しめる図書館です。新しい図書館については、整備地などが決まりましたら、この基本的な考え方を基に本を借りる場所としてだけでなく、個々の課題解決に向けた情報支援や人が集うことができる図書館などについても検討を行っていく考えでおります。また、コンセプト案の作成後、コロナ禍を契機とした電子書籍の拡大やICT活用が日常的になるなど状況の変化も

あることから、今後これらについて調査研究を進めていきたいと考えております。

次に、小項目3、市民と共に考える図書館像の進め方についてお答えします。現時点では、新しい図書館については整備地や着工時期が決まっておりませんので、どのような形で市民の皆様と共に考え、議論を進めていくのか検討を行っておりますが、着工時期が決まりましたら着工時期から逆算して、検討スケジュールを計画するとともに、議論の進め方についても検討する考えでおります。いずれにしましても、新しい図書館の基本的な考え方や基本計画などの策定に当たっては、市民の皆様や関係者の皆様から広く御意見などを伺うことは大切なことであり、効率的、効果的に多様な意見を伺える機会を設けてまいりたいと考えています。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目3、王子マテリア跡地の利用について、初めに小項目1、これまでの跡地利用の3本柱の状況についてお答えいたします。

王子マテリア名寄工場は、令和3年12月の工場停機以降建物の解体作業が進められ、おおむね完了したと聞いております。これまで広大な敷地の利活用について再生可能エネルギー、物流、防災の拠点化、IoTデータセンターの3本柱を中心に事業の具現化へ向けて企業誘致に努めたところです。その中で、工場敷地内北東の製品倉庫として使用していた倉庫については物流拠点化として活用の可能性があると考え、解体せずに残していただくよう要請していたところです。このたび株式会社まちづくり名寄が王子マテリア名寄工場跡地内の倉庫の賃貸借契約を締結し、倉庫本体、電気、消防設備などの改修工事を行っており、夏以降に運用開始を予定していると伺っております。道北エリアの良質な農水産品など道央圏や道外への輸送が難しくなるなど、物流2024年問題に

よる影響が考えられますが、倉庫の活用による効果に期待するところです。

3本柱の一つである再生可能エネルギーについては、令和3年10月に民間事業者による木質バイオマス発電事業の検討が表明されました。燃料となる原料、木質チップの価格が高騰するなど状況が当時と大きく変化していますが、継続して発電事業の検討がされているところです。IoTデータセンターにつきましては、道北地域の豊富な再生可能エネルギーの賦存量に加え、冷涼な気候など優位性の高い地域と認識しておりますが、データセンター設置に対する通信線の確保が必要であるため、北海道を中心に通信線の整備の要請活動を進め、引き続き誘致活動に努めてまいります。

次に、小項目3、3本柱及び企業誘致予定地以外の土地利用についてお答えいたします。王子マテリア名寄工場跡地は、約22ヘクタールと広大な敷地面積であり、現在はまちづくり名寄が活用を進めている倉庫2棟及び王子薬用植物研究所が北東の倉庫を使用していると認識しています。加えて、継続して木質バイオマス発電を検討している場所についても王子マテリアと交渉されていると認識しています。工場跡地については、王子マテリアが土地所有者であり、活用可能性のある残りの正確な面積は把握していないところですが、新たな企業誘致に対して一定規模の面積が確保できると考えております。現在活用が決まっている事業は一部であります。これまで3本柱の事業を中心に本市とつながりのある事業者などへ跡地活用について説明し、検討意向があれば王子マテリアへ紹介してきたところです。今後も3本柱を中心に関連のある事業者などへ地域振興につながる事業の活用についてアプローチをしてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 続きまして、私から小項目2、新しい企業進出の状況についてお

答えいたします。

王子マテリア跡地における名寄市企業立地促進条例の特例に関する条例に基づく支援につきましては、株式会社まちづくり名寄から助成申請があり、これを認定してございます。この特例条例は、王子マテリア跡地を早期に地域経済の再生、雇用創出を図る目的として令和4年9月に制定されて以降今回が初めての事例となります。この夏以降の操業と伺っており、当条例に基づき操業開始1年後となる来年度に補助金による支援を行う予定となっております。また、この特例条例における誘導区域は、あくまで王子マテリア所有の名寄工場敷地跡地であることから、公共としてのインフラ整備は想定してございません。事業者からの要望等がある場合には、協議の場を設定するなど対応していきたいと考えてございます。今後も進出する企業の事業所設置や環境施設整備等に関しまして、運用上必要と認められるものにつきましては同条例において財政的な支援を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問に移らさせていただきたいというふうに思います。

順番にいきいたいと思いますので、まず病院について御答弁をいただきました。職員の募集について若干衝撃的な数字もいただきました。薬剤師の方5名募集をかけたけれども、ゼロだったというのは、やっぱり少し残念だったかなというふうに思っております。多分民間企業と例えばこういう病院とか就職される方は、選択をして市立総合病院に行こうかなとか、民間企業に行こうかなとかというふうに考えると思うのですが、こういう傾向というのは一時的なものなのか、あるいは民間企業がある程度落ち着いたら、またこっちへ目を向けてくれるというふうな状況になると分析をされているのか、そこら辺についてちょっと

分かることがあれば、お知らせをいただきたいなと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 薬剤師の就職先を選ぶ際の状況といいたいしょうか、そういう御質問だったかというふうに思います。私昨年度初めて薬剤師養成校の開催する就職説明会に参加をさせていただいた際に就職担当の教員の方、また学生と直接お話をする機会がありましたので、考え方だったり、状況ということを少しお聞きした中では、民間がやはり、民間を希望される方が多いと。学生さんはやはり薬局とかドラッグストアと言われるところを選ばれる方が非常に多くて、いわゆる病院、医療機関を選ばれる方の割合というのは非常に少ないのですけれども、最近少しその傾向が回復しつつあって、教員の先生の肌感覚で大体3割ぐらいの学生さんについては病院を選んでもいいというふうに思っている方がいらっしゃるのではないかとということでありましたので、私としてはまんざらでもない数字だなというふうに受け取ったものですから、あとはそういった学生さん方に対して病院の魅力、病院で勤務する魅力を伝えていくことが、当院への就職につながるものというふうに感じておりますので、そういったところに力を入れていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） 厳しい中であっても3割の学生の皆さんはちょっとこっちに目を向けてくれそうだという少し明るいお話も伺って、少しよかったかなというふうに思っておりますけれども、現状において例えばここを選ぼうという一番の要因というのは何だとお考えになりますでしょうか。私は初任給かなというふうに思っているのですけれども、そこら辺の見解について伺いできればと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 私も

そういう部分は大きいのかなというふうに思っております。先ほどの学生さんとお話しした中で聞こえてくるのは、学生時代に奨学金をやはり借りられている方が割合として結構いらっしゃるということでもあります。これは先生のおっしゃることでもありますけれども、初任給で選ぼうとされている方についてはなかなか医療機関を選ぼうというのは正直難しいだろうということでもありますので、そこではなくて、やはり仕事の内容であるとか自分の将来設計の中で病院を選ばれる、そういう方々に対してこの給料ではさすがにちょっと働けないと思われない程度の初任給があれば、そこは十分選択肢に入ってくるのではないのでしょうかというお話もいただきました。学生さんとの先ほどの話の中で、奨学金を借りられている方が一定数やはりいらっしゃいますので、そういった方々に対する就職後の支援というのでしょうか、そういったことは選択肢の一つとして考えられるのではないかなというふうに思っているところであります。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） 働くやりがいというのが一番大きくアピールをしていただきたいなと思うのですけれども、初任給というのも大切な要素かなというふうに思っておりますけれども、民間企業と病院とでは当初、将来賃金においてはそんなに差がないのかもしれませんが、初任給においては若干差があって、そこら辺目が行ってしまう部分はあるかなというふうに思うのですけれども、そこら辺で御苦労されていること、あるいはこういうことをやってちょっと生活の足しにしてもらおう、そして来てもらおうというふうな工夫をどのようにされているのか、もし何かあればお伺いしたいのと、やっぱり給与表の整備ということに関してもちょっとこの際進めてはいかかなというふうに思うのですけれども、考え方をお伺いできればと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 初任給のところでいきますと、やはり最初に見える金額として民間との差があると、どうしてもそこで選びづらいという状況は正直あるのかなというふうには思っているところでありますが、初任給の引上げといった対応はなかなか正直その後の生涯賃金にも大きく影響するところでありますので、採用後の賃金の支給額総額に影響が出ると。また、在職者との観点というのも考えなければならないというところから、なかなかそう簡単に考えられる方法としてはちょっと難しいのかなと正直思っているところではあります。あと、考えられる方法としては手当でありますとか、先ほど申し上げましたような奨学金の貸与を受けている方が返済をするときに、学生さんのお一方がおっしゃっていたのは6年間フルに奨学金をやはり借りると、一例としては月3万円ずつの返済金、返済を20年間にわたってしなければならないといった、そういう例もあるということであります。となると、やはり初任給の高いところに勤務をして、できるだけ早く返し終わってということを考えてしまわざるを得ないということでのお話がございました。そういったところを考えたときに、先ほど少し申し上げましたが、学資金を借りている方が当院に就職した際にその返済金の一部を当院で助成をするといった、そういった方法も考えられるのではないかなというふうにも思っておりますので、そこについては単位の状況なども研究しながら、選択肢の一つとして考えていければいいかなというふうに思っております。

あと、給料表の話でありますけれども、職員団体との関連もございますので、そこについては検討といいますか、協議というところはまた別途させていただきますというふうに思っています。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） いろいろ工夫して、ぜひ頑張って職員の皆さんをゲットしていただければありがたいなというふうに思います。

マイナンバーカードの利用についても、正直言って少し数字に対して驚いております。もうちょっと利用されているのかなというふうに思うのですけれども、今後のめどについて、これは病院だけで解決できる問題でもないのかな。多分国も一生懸命進めているのでしょけれども、今答弁をいただいたようなメリットというのも明確にあると思うのです。デメリットは病院としては特にないよというふうな御答弁をいただきましたので、そこら辺行政としても病院で使うとこういうふうなメリットがあるよということを病院と一緒にアピールをしていただければいいかなというふうに思うのですけれども、そこら辺の考え方についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） マイナンバーカードの御質問ですので、ちょっと私のほうからも答弁させていただければと思います。

マイナンバーカードで医療券とひもづけてというところでの利用になっていくのだと思うのですけれども、まずは医療情報がマイナンバーとひもづいていない人も中には多いのかなというふうに思っております。先ほど病院事務部長からの答弁にもありましたけれども、マイナンバーカードにそもそも医療情報、保険証情報をひもづけるのが病院とかでもできるというふうになっていきますので、そちらを利用してもらって、まずはマイナンバーカードに医療情報が入ったということが一つ大事なのかなというふうに思っています。厚生労働省のほうでも、今年の6年1月時点でパンフレットを出しているのですけれども、一応マイナ保険証を御利用いただくということで、医療費20円ぐらい節約できますよというようなチラシも実は出しています。なかなか皆さんの目に触れる機会がないのかなと思っておりますので、こういったちょっとチラシや何か市民の方の目に触れるようなことをしていきたいなというか、していけ

ればまたマイナンバーカードの保険証としての利用価値が少し上がっていくなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） マイナンバーカードに対してはアレルギー反応といいましょうか、あんまり好ましく思っていない方もいらっしゃるかもしれませんが、それはそれとして、やっぱりこういうメリットがあるというのは皆さんにちゃんとお伝えできて、お互いのメリットがあるのであれば、ぜひそこら辺は進めていただきたいというふうに思っていますので、今後の展開についてぜひ頑張ってやっていただきたいなというふうに思っております。

ICTについてお伺いをしたいと思います。登録者数が大体1,738人で、救急搬送の追加申請をしたのが827人ということで、比較的順調に進んでいるのかなというふうに思っております。それで、例えばこれを使うことによってその人にもメリットがあるし、病院にもメリットがあるし、介護施設に対してもメリットがあると思うのですが、その中で特に介護人材がなかなか集まらない、だけれどもこういうシステムがあることによって介護の今まで費やしていた時間をこういうふうに削減できて、本当の介護の現場で働くことができるだとかいろいろ、例えば病院と一緒に連れていかなくてはいけないだとか、手続をしに行かなくてはいけないだとかという作業というのはあったと思うのですが、そういったところは多分介護現場の職員の皆さんも若干労働上、やることが軽減されていくのではないのかなというふうに思うのですが、そこら辺を少しアピールをしていただいて、介護人材の募集につなげるということでどうでしょうか。難しいでしょうか。ちょっと御答弁をいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま介護人材に絡めてのICTの御質問だったかというふう

に思います。主に介護保険施設だとか、あと訪問介護の事業所とかでも利用させていただいていて、今御指摘のように、例えばお医者様との連絡事項の中で在宅であったような内容が、ヘルパーさんが書いた内容とかをお医者さんが見ていただくことで入院とか、そういう重い状態につながらないような形を取れるようになったという事例を何例か聞かせていただいています。それがひいては、先ほど議員おっしゃったように、比較的何回か通院しなければならなかったことが1回減ったとか2回減ったとかということになってくるかとは思いますが、たまたま、今これを実績を積み重ねているところでございまして、きちっとしたまだ検証が全てができていないわけではございませんが、そういう実感として、肌感覚としてはいろんな事例検討とかの中では出てきているように聞いておりますので、その積み重ねができた暁にはそういうような対外的に見せるというような活動もしてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） ありがとうございます。これは、ツールとして本当にいいツールをつくっていただけたかなというふうに思っていますので、ぜひそこら辺を最大限の有効活用をしていただいて、これやっぱり市民の健康ですとか、そういうことに直結する課題だというふうに思いますので、ぜひそこら辺を積極的に進めていただきたいなというふうにお願いを申し上げたいと思います。

ちょっと時間もあれですので、次図書館についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。まず、今まで図書館の建設の位置ということを経験するときには石橋総合政策部長が答弁をしていただいておりますが、これからの進め方ということで伊藤教育部長が答弁をしていただいたわけですが、近年では市長部局が図書館

を扱うという事例もあるようですけれども、名寄市では基本的には教育部管轄でこれから図書館の中身については進めていくというふうな認識でよろしいのかどうなのかちょっとお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 現時点でのということと捉えていただきたいと思います。整備地が決まって、その後着工する時期が決まって、そこに向けて検討を進めていくわけですが、今のところは複合型図書館ということで考えているので、教育委員会が中心となって、関係する部署とも協力しながら進めていくというようなことで現時点では考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） これまでに担当職員の方が視察に行かれたりだとか、いろいろ調査研究を進めていただいているのは大変よいことかなというふうに思っています。ぜひこれからも機会があればそういった活動を進めていただいて、情報収集、これをしっかりしていただければありがたいなというふうに思っております。

それで、建設時期が決まったらそれから逆算をして、市民との協議を始めるというふうな答弁をいただきましたけれども、逆算をして協議を始めるまでの間というのは、どれぐらいの期間を考えておられるのか。例えば先進的な図書館の事例でいくと、2年とか3年とかかけていろいろ市民と話し合いしたのだよというふうな話もお伺いしているのですけれども、協議の中身も調わなかったらその期間というのなかなか分かりづらいかもしれないけれども、おおむねどういうふうなイメージを持たれているのかちょっとお伺いできればというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 今のところは、整備年次が決まって、構想だけではなくて、基本計画

ですとか実施計画というのが当然ありますので、五、六年の中で検討していくことになりますので、その前半が、議員がおっしゃるとおり、市民と検討していくということになるかと思っております。その市民といろいろお話ししていく機会については、今のところちょっとお答えできないというところで御理解いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） そちら辺は今後適切に判断をしていただいて、どういうふうなスタンスで市民と話し合いを進めるのかという観点から逆算をしていただいて、進めていただければありがたいなというふうに思っております。私1回目の質問の中でもいろんな図書館に行ったときに無料貸本屋さんではないよって言われたということを申しあげましたけれども、私もそのとおりだなというふうに思っているのです。だけれども、市民の皆さんはやっぱり図書館というと多分イメージされるのは静かで、本がたくさん並んでいて、それを静かに借りて返すというのが図書館のイメージだというふうに多分思っていると思うのです。まず、市民の皆さんのイメージから少しずつ変えていただきたい。先進的な図書館はこういうのがあるのですよ、では名寄に適した図書館は皆さんどうでしょうかというふうな情報提供、私まずそこら辺からやっていただけるとありがたいなというふうに思うのですけれども、そこら辺の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 整備する時期が決まって、そこから逆算をして、そういった市民と協議するときが来ましたら、今議員がおっしゃられたとおり、当然現在の図書館というのが全国各地でどういう状況になっているのかということも含めまして情報提供したいなというふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） なるべくちよつとずつ進めていただければ、早めに進めていただければ、市民の皆さんもちよつとイメージしやすいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後、王子マテリア敷地についてお伺いをしたいなというふうに思っております。これまでの3本柱、私も本当にいいプランを立てていただいたなというふうに思っていたのですけれども、ようやく倉庫の活用ができるようになって、これは一つ明るい話題だなというふうに思っていたのですけれども、バイオマス発電はチップ価格の高騰、あるいはデータセンターでは通信線が細くて、なかなか難しいよというお話だったのですけれども、今後どのようにこれが推移をしていくのか。例えばチップの価格がこれから安定をして、採算が合うような状況にこれからなっていくのか、そこら辺は事業者が考えることかもしれませんが、そこら辺をどのように予想されるといいでしょうか、めどをつけていくのかということと、通信線ってこれなかなか大変なことだと思うのです。インフラ整備を例えば旭川からしなくてはいけないのか、札幌からしなくてはいけないのか分からないのですけれども、これが可能性としてどういう工事が必要で、それが本当にどういう形にしたらかうのかというのがちよつと私分からないのですけれども、そこら辺について分かればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まず、木質バイオマスの状況ですけれども、これは皆さん御存じのとおり、やっぱり国際情勢にいろいろ影響される部分がございます、現状御答弁させていただいたとおり、今高止まり状態。これがこの先どう下降して安定するのかとかという見通しについては、今のところどこに確認してもなかなか明確な答えが出てこないというような状況ですので、これも非常に厳しい、つらい状況なのですけれども、

しばらくはやっぱり静観せざるを得ないということと、あとはお話しいただいている事業主のほうからまた新たなほかのアイデア等を駆使しながら事業計画を成立させていけるのかといったところも期待しながら、今のところは他力本願ではありませんけれども、周りの状況を静観せざるを得ないというような状況でございます。

それから、通信線のお話ございましたけれども、これは実は目を当てるところはやっぱり世界、地球儀を見なければならなくて、世界中がネットワークがつながって、インターネットというツールが全世界で使われているわけで、今通信線というのが当然世界、海を隔てた国も地下ケーブルでいろいろつながって、初めて世界がつながっているという状況で、実は日本というのはその中継拠点としては立地的にもアジア、それから欧米も含めて非常に優位性のある、地球儀上で見ても優位性のある場所だといったことで、若干お話も出てきていますけれども、北海道でも太平洋側から、もしくは日本海側からケーブルを引き上げるといったようなお話がありますが、まさに今北海道がそういった世界の通信網のケーブルを引き上げるポイントとして一定程度注目をされている部分もございますので、これは最初の御答弁させていただいたとおり、ここは北海道がデータセンターの誘致ということで一生懸命活動していただいておりますので、そこに名寄市も名のりを上げておりますので、そこを併せて北海道と共にそういった通信線、環境の整備については国にしっかりと訴えかけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東議員。

○15番（東 千春議員） これ通信というものもインフラ整備の一つだと思うのです。インフラ整備の過疎地にまでなってしまうというのは本当に残念なことでして、我々がこういうふうな自然環境だとか地震のない地域であるとかという、自然環境を生かしながらやろうとしていることに対し

て、私は国なり北海道は積極的に協力をしてもらいたいなというふうに思っておりますし、ぜひそこら辺精力的にアピールをしていただいて、これが実現するように御努力いただければありがたいなというふうに思っております。

それで、最後なのですが、あそこの、22町歩ぐらいあるのでしょうか、土地にやっと倉庫が利用できるようになって、そしてこれからこういった事業が計画をされている。そして、新しく来ていただける企業も紹介をしたりだとかして、少しずつ進んでいっている状況はあるかと思うのですが、大規模に全体を使うというのはなかなか難しいのではないかなというふうに思いますし、例えば王子さんももう一度あそこに何か、大規模な土地を利用して何かをしようということは多分ない、ほぼ難しいのではないかなというふうに思っております。しかしながら、名寄の玄関口でもありますし、何らかの形で我々が有効活用させていただく方法はないかなというふうに考えたときにあそこ、ちょっと突拍子もない話をするのですが、あそこはもともと製紙工場があるというのは、近くに森があって、それを伐採して、紙を作るというメリットがある土地だったのです。だから、多分名寄に製紙工場ができたと思うのですが、そうであれば先祖返りではないのですが、あそこを少し植樹なりなんなりをして森に返していくというようなものの発想というのはできないかなというふうに思っております。そこは森でもいいし、木が植わっていてもいいですし、そこにちょっと公園があってもいいですし、例えばガーデンみたいなところがあってもいいですし、そして王子さんの跡地が市民の憩いの場となるような、そういったこと、王子さんの土地で勝手に何言っているのだというふうに言われるかもしれませんが、やっぱり市民としてはあそこを何らかの市民が憩える場所であるとか、そういうことに利用をできないものかなというふうに思って、考えているのですけれ

ども、王子ホールディングスさんのコマーシャルを見てみると、森を育て、森を生かすというふうなキャッチフレーズでコマーシャルやっていたような気がするのです。そこら辺もありますので、何らかの機会にちょっと打診してみただけないかなというふうに思うのですが、お答えをいただいて終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 夢のあるお話いただきました。実は停機した後、よくよく私も担当として考えたときに、では10年後の名寄のまちはどうなっているのだったって考えたときに、今3歳の子が10年後13歳、中学生になったときに、3歳の工場がある景色が中学生になったときに既に子供の記憶からなくなっている子がたくさん増えてくるのだろうというふうにちょっと危機感を感じたときに、冒頭の最初の交渉のときに私も同じような思いで、王子さんがここにあったのだよといったようなメモリアルパーク的なものも王子としてここは展開してもらえる可能性はないのかということは打診をした経過がございます。結果的には、なかなかちょっと今その考えは持っていないのだよねということでお話しいただきましたけれども、改めてやはり歴史を踏まえて、名寄にこういった日本を代表するような企業がここで工場を構えていたという歴史というのは非常に大切にしなければならない事実でありますし、そういったことが脈々とこの地で語り継がれるようなしっかり形あるものでどうにか残していけないかということも含めて、王子マテリア、それからホールディングスさんのほうにも機会があったら改めてまたそんな相談なんてさせていただけたらなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で東千春議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

子どもの権利条約に関わって外1件を、川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、大項目2点にわたって質問させていただきます。

まず、子どもの権利条約に関わって。日本政府が国連子どもの権利条約を1994年に批准して30年になります。子供たちは、希望や未来を見据え、生き生きと過ごしているのでしょうか。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などが十分に果たされているのでしょうか。日本は、国連から度々競争主義によるストレスの緩和などを求められてきました。学校でも家庭でも地域全体でも子どもの権利条約が、子供たちみんなに権利があることを知らせたいと思います。

そこで、小項目1、放課後の子供たちを守る学童保育について伺います。学童保育の監督官庁が文部科学省からこども家庭庁に移り、2年目に入りました。家庭庁では子供の権利を掲げますが、課題もあるのではないのでしょうか。専門性のある職員を増やすことなど、現場の待遇改善が望まれます。名寄市の学童保育所や児童クラブの実態についてお知らせください。

小項目2、児童虐待や家庭内暴力から子供たちを守るために。薬の過剰摂取、オーバードーズが社会的な問題となり、政府は対策を強めるとしています。地元新聞の調査、報道によれば、2023年の道内主要12消防本部のオーバードーズが原因と疑われる救急搬送者数が1,098人に上り、小中学生や高校生を含む10から20代の女性が405人で、全体の37%に及んでいます。社会的孤立、生きづらさがあると言われていました。若年層に多い要因として、医療関係者は児童虐待や家庭内暴力が背景にあると分析しています。家庭や学校に居場所がなく、悩みを相談できる相手

がいないなど挙げられています。小中学校等での薬物乱用防止教育の実施、相談しやすい環境づくりや体制の拡充、保護者、家族への支援などが求められます。お考えをお聞かせください。

小項目3、子供の権利条例制定の考えについて伺います。現在全国で64の自治体が子供の権利条例を制定しています。道内では、2002年の奈井江町をはじめ、芽室町、札幌市、幕別町、北広島市、士別市に続いています。名寄市における子供の権利条例制定のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、大項目2、食、農を守る取組について伺います。食料・農業・農村基本法が25年ぶりに改定されました。私たちの食はどう守られ、名寄市の農業はどう守られるのでしょうか。農家の高齢化が進み、日本の農の担い手は59歳以下が24万人、約20%、一方75歳以上は42万人です。しかも、農家の7割は後継者不在です。新規就農支援は、待ったなしの課題です。政府は今後20年間で農の担い手は現在の120万人から30万人に減り、農と食の持続性を確保できなくなるというしながら、若い担い手確保対策は進んでいるとは言えない状況であります。

そこで、当市における食、農を守る取組について伺います。小項目1、食料自給率の向上についてお考えを聞かせください。

小項目2、新規就農支援について考えをお聞かせください。

小項目3、価格保証、直接所得補償の充実についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上この場からといたします。よろしく申し上げます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） ただいま川村議員から大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1の小項目1は私から、大項目1の小項目2と3は健康福祉部長から、大項目2は経済部長からの答弁となりますので、よろしく願いしま

す。

初めに、大項目1、子どもの権利条約に関わって、小項目1、放課後の子供たちを守る学童保育についてお答えします。本市では、共働き家庭などの児童に対して遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るため、現在公設3か所、民間2か所の計5か所の児童クラブを開設しています。このうち公設の児童クラブにおける児童の登録状況については、南児童クラブは定員110名に対し129名、東児童クラブは定員35名に対し53名、風連児童クラブは定員54名に対し35名となっています。

次に、児童クラブでの児童の過ごし方については、クラブ内で遊んだり、宿題をしたり、おやつを食べたりして過ごすほか、学校のグラウンドや体育館、近隣の公園で遊んだり、毎月のお楽しみ行事やお誕生会に参加するなど、子供たちは友達と一緒に楽しく過ごしています。

次に、児童支援員の専門性については、保育士や小学校教諭などの資格を有する支援員は少数となっていますが、互いに研さんし合い、子供たちに安心して過ごせる場所を提供することが支援員の仕事であることをしっかりと認識した上、勤務していただいております。なお、2年以上の実務経験を経て、北海道放課後児童支援員認定資格研修を受講している支援員は18名いるほか、全国学童保育指導員学校や学童保育研究集会などへの積極的な参加により専門性の高い職員の育成に努めています。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは大項目1の小項目2と3についてお答えいたします。

初めに、小項目2、児童虐待や家庭内暴力、DVから子供たちを守るためにを申し上げます。近年風邪薬やせき止め薬などを本来の効能、効果ではなく、精神への作用を目的として適正な用法、用量を超えて大量に服用するオーバードーズが若

者を中心に広がりつつあることが社会問題として報道されています。背景にはいじめや虐待、親との関係悪化、学校での孤立など家庭や学校などで感じている孤独感や強いストレスがあり、気分を変えるための手段としてオーバードーズに走る傾向があるようです。SNSなどで体験談が流布され、一般の方が市販薬の乱用の情報に接しやすくなっており、手軽に入手できる医薬品の乱用は、従来の違法薬物と比較して10代から20代の女性の割合が多いという特徴があります。一般用医薬品の乱用を防止するためには、乱用のおそれのある医薬品の販売時には若年者が購入しようとする場合には氏名及び年齢、使用状況などを確認するなど、薬剤師または登録販売者が購入者に対する丁寧な声かけや説明を実施することとされています。オーバードーズを含めた薬物乱用防止対策として、薬物依存の問題を抱える青少年やその家族などへの相談支援体制を確保することは重要であり、名寄保健所や北海道立精神保健センターなどで精神科医、精神保健福祉士、保健師などが寄り添って悩みを聞き、必要であれば医療機関につなげられるよう相談窓口を設置しています。また、北海道薬物乱用防止指導員上川北部地区協議会では、名寄まつりや雪質日本一フェスティバルなど若者が多く集まるイベントで啓発活動をしております。児童生徒及び学生が命の大切さを実感できるだけではなく、命や暮らしの危機に直面したとき誰にどうやって助けを求めればよいか、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育、SOSの出し方教育として名寄市生きるを支える自殺対策計画（第2次）の基本施策に位置づけ、直面する問題に対処する力やスキルを身につけることができるよう取り組んでいます。薬の依存や心の問題を抱える人への相談窓口として、北海道では心の電話相談ダイヤルや北海道こころの健康SNS相談窓口などを開設し、悩みを抱える方やその御家族からの相談を受け付けており、こうした取組を広報なよろなどで周知

しております。

次に、大項目1、子どもの権利条約に関わって、小項目3、子供の権利条例制定についての考えについてお答えいたします。子どもの権利条約の基本的な考え方は、差別の禁止、差別がないこと、子供の最善の利益、子供にとって最もよいこと、命、生存及び発達に関する権利、命が守られ、成長できること、子供の意見の尊重、子供が意味のある参加ができることの4つで表されており、令和5年4月1日に施行されたこども基本法にも取り入れられております。本市におきましては、18歳未満の子供のあらゆる悩み相談に対応できるよう家庭児童相談員の配置や平成31年には子ども家庭総合支援拠点事業を開始し、児童虐待などへも対応を強化し、子供たちの命が守られ、成長できるよう事業を展開してきており、子どもの権利条約の基本的な考え方に合致しているものと考えております。

また、子供の意見の尊重、子供が意味のある参加ができることについては、今年度第3期名寄市子ども・子育て支援事業計画の策定を予定しておりますが、子供たちの意見をSNSなどを活用して直接聞ける機会を設けるなど、新たな取組を進めていかなければならないと考えており、実施に当たってはこの機会を活用し、子どもの権利条約やこども基本法の理念に基づく意見聴取であることをしっかりと周知していかなければならないと考えております。条例の制定については現在のところ予定はありませんが、条例のある、なしにかかわらず、子どもの権利条約やこども基本法の理念に基づき、個別の計画を実施していくことが重要だと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 私からは大項目2、食、農を守る取組について、初めに小項目1、食料自給率の向上についてお答えいたします。

近年の地球温暖化を背景とした記録的な猛暑、自然災害の頻発による農産物の生産への影響や国際紛争の影響などによる物流の停滞などに伴う農産物価格の高騰により、食料安全保障の強化と食料自給率への関心が高まってきております。国のカロリーベースの食料自給率は令和4年度で38%となっており、令和12年度までに45%まで引き上げる目標となっております。また、北海道においては、令和3年度で22.3%と全国1位の食料自給率となっており、重要な食料供給地域であると同時に、令和12年度までに26.8%まで食料自給率を向上させることを目標としております。本市におきましては、こうした食料自給率に基づく目標指針などは掲げてございませんが、安全、安心で良質な農産物を安定的に生産し、国内において消費していただくことで食料自給率の向上に寄与していくものと考えております。

次に、小項目2、新規就農支援についてお答えします。本市の現状としまして、2020年農林業センサスによりますと、経営主年齢階級別の経営体数のうち65歳以上の経営主の割合が33.8%を占めており、また農家戸数では473戸と10年前に比べ240戸の減となるなど高齢化と農家戸数の減少が大きな課題となっております。そのため、後継者対策に加え、農外からの新規就農者の確保も重要な取組と位置づけ、事業を実施しております。新規就農者対策としては、地域おこし協力隊制度を活用し、農業支援員として3年間の農業研修により就農に向けた育成に取り組んでおります。これまで制度を導入した平成25年度以降11名を農業支援員として委嘱し、そのうち3名が新規就農者として市内で営農に励んでいるところであり、現在は隊員4名が新規就農を目指した研修に従事しております。また、就農後の早期経営安定に向けて関係機関や団体、集落支援員で構成する支援チームが相談、指導に当たるとともに、国や道の事業活用やJAとの協調による資金面での支援を行っております。今後におきま

しても、就農希望者と直接面談ができる募集イベントへの参加や市ホームページ等による募集情報の発信、北海道の就農相談窓口である北海道農業公社との連携などを通して名寄市の魅力や農業の特徴をアピールし、市外からの新規就農希望者の確保につなげていきたいと考えております。

次に、小項目の3、価格保証、直接所得補償の充実についてお答えいたします。価格保証につきましては、農産物の価格が急落した際に生産者を保護するために行うものであり、生産コストに見合う価格が安定的に実現されることが重要であると認識しております。直接所得補償については、主要農産物を生産する販売農業者に対し生産に要する費用と販売価格の差額を基本とする交付金を支給し、農業者の所得を補償するものと認識しております。このたび国では食料安全保障の強化を盛り込んだ改正食料・農業・農村基本法が成立いたしました。改正法が成立したことを受け、食料自給率の目標などが盛り込まれた食料・農業・農村基本計画が今後改定される予定と伺っております。市としましては、将来に向けて振興施策を計画的に進め、持続的に発展していけるように策定しました名寄市農業・農村振興計画に基づき施策を推進する一方、今後の食料・農業・農村基本計画を含めた国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） それでは、それぞれ御答弁いただきましたので、再質問とさせていただきますと思います。

まず最初に、子どもの権利条約に関わっております。子どもの権利条約が批准された国へ5年に1回権利実現のためにどんなことが行われたのかというようなことで、国連子どもの権利委員会に報告する必要があります。先ほどもお話ししたように、度々日本政府への所見が示されているのですけれども、5年前のときには日本に対してあ

まりにも競争的な制度を含むストレスフルな学校教育から子供を解放する措置を取るようなというような勧告が出されています。その内容というのは、他の先進国に対する所見とは違って、極めて厳しい内容だったというふうに専門家の方々おっしゃっています。これは、この所見を出すに当たっては各国の市民団体や、またN G O、さらには地域の現状などを基礎報告書としてまとめて出したものに対して国連子どもの権利委員会が所見を出しているのですが、こういった日本の現状についてまずどのように受け止められているのかお聞かせをいただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 国でそういうような対応をされているというようなことが報道等々で今議員がおっしゃったようなお話で出ているというようなことは、私どもも報道等で聞かせていただいているところでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、近隣の道内でも、先ほど議員から御紹介いただきましたけれども、奈井江町さんが最初で、近隣の士別市さんとかでも子供に関する条例がつくられたりだとか、あと北海道でも、北海道の条例は、奈井江さんや士別市さんについてはどちらかという子供の子供の権利とか、そのところを総合的に育成していこうというような条例なのかなというふうに思っていますけれども、北海道さんの場合はどちらかという少子化対策を中心に策定、規定をするという条例が北海道の場合はされているのかなというふうに思っております。名寄の場合は、そういうようないろんな状況を見ながら、今後どのようにしていくのかというようなことを今のところ研究しているような状況でございますけれども、先ほど申し上げましたように、現在は次の計画を策定する中で名寄で暮らして、育ってよかった、暮らしてよかったという子供たちを一人でも増やしていくための動きをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） このように5年に1回出しているのですが、先ほども御紹介したように、日本政府が批准して30年目になりますから、今年もその年になっていて、北海道子どもセンターというところでは、今年4月に北海道内の実態を基礎報告書にまとめて出されています。その中で、まとめた方の代表の方のお話でいうと、子供の声を聞くために子供と関わる大人の声を集めました。集めて、こんな本になっているのです。このようにして子供と関わる大人の声を集めて、子供たちの声を、そして声にならない声を聞き取って、学校、家庭、そして社会が子供たちにとって安心できる居場所になること、そして豊かな子供期を送ることのできるような社会にしていきたいと、そう強く願っているのだということで、私もここは同感であります。そんな思いで今回子どもの権利条約に関わって質問をさせていただきました。ここを踏まえながら進めたいと思います。

1つ目の放課後の子供たちを守る学童保育についてであります。先ほど公的なところのそれぞれの人数、お知らせいただきました。風連以外、南も東も定員を大きく上回っているということです。こういったときに今子供たちの声が聞こえるかというところら辺をしていくと、たくさんの子供たち、全員が毎日ここに来ているわけではないとは思いますが、たくさんの子供たちが集まってきて、いろんな意見をあれだったり、遊んだりなんかしたときにトラブルになったり、そういったときに指導員の方々が耳を傾けられているだろうか。なかなか目が、耳が届かないではないかというような、そういう危惧を私はしていまして、ですから指導員の方を増やしてほしいというふうなお願いをしているところなのですが、この点について改めてお聞きをしたいと思います。状況についてお知らせください。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 児童支援員なのですが、名寄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で支援の単位ごとに2名以上配置するというようになっております。その支援の単位、1支援の単位というのは、おおむね40人以下というところがございます。したがって、例えば南児童クラブの場合は3単位なので、掛ける2名以上で6名以上がいればいいということに条例上はなっております。この市の条例については、厚労省の省令でも同じということで御理解いただきたいと思います。現状南児童クラブは14名を支援員の定数とはしているのですが、11名いるという状況でございます。したがって、先ほど説明したとおり、6名以上というところを市としては、もう少しまた支援員欲しいところなのですが、条例以上の児童支援員を配置しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 規定といいますか、定数というか、そういうのは必ずそれぞれにあるのだというふうに思うのですけれども、南児童クラブでいうと、この間も6年生がここにたくさん来ていただきましたけれども、たくさんの子供が増えていると。そして、新築のおうちだとかマンションだとか増えていって、ますます増えるかなというちょっと懸念もあります、児童数が増えていくのではないかという。反対に、私は名寄小学校区域なのですけれども、少なくなっているのですけれども、ちょっと寂しい思いをしているのですけれども、そんなようにして増えていっている中で対応をするときにどうなのかという危惧をするわけです。子どもの権利条約の中から触れていきますと、子どもの権利条約の中で第31条というのがあって、子供は休んだり、遊んだり、文化、芸術活動に参加したりする権利を持っていますよというふうになっている。遊ぶということです。ゆっくり遊ぶ。大きな声を出したり、走ったり、走るのが

嫌いな子は静かにしていたり、いろんなことをしながら遊ぶという、そういった場が本当に保障されなければならないだろうというふうに思っているのですが、これだけの人数になってくると、そういった空間といいますか、ことも保障できるのかどうかという危惧もするところなのですが、その点についてはどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） まず、南クラブの状況なのですが、すみません、先ほどの市の条例では児童1人につきおおむね1.6メートル以上ということに定めておりまして、実際南児童クラブですと181.5平方メートル最低限必要なのですが、実際のところは307.22平方メートルあるということと、あと南児童クラブにおいては、隣接している体育館なのですが、そこをほぼ平日学校開放で使っているという状況でございます。したがって、少年団の練習が5時から始まるのですが、その時間までは体育館の中で子供たちも思いっきり遊んでいるという状況でございます。以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） あと、ふだんはそういうふうだと思うのですが、これから長期休暇、夏休み、いよいよ入っていきます。こういったときに子供たちの過ごし方なども保護者の皆さん方も気がかりかなというふうに思うのですが、この期間も、今おっしゃったように、体育館、開放されているのか、使って遊べるのかどうか、そこちょっと確認したいのですが。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 夏休みの期間においても学校開放の、他団体の兼ね合いもあるのですが、そことの兼ね合いがつけば使用できるものというふうに思っております。あと、夏休みについては、学童に通ってくる子供たちの数が減りますので、そういったところからもスペース的

には余裕を持って使えるのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） いずれにしても、やっぱり子供たちの権利を守る、子供の最善の利益をとというふうなことでありますから、環境の整備、また先ほど指導員の方々の待遇なんかもお聞きしました。いろいろと研修も受けていただいているというようなお話も伺いました。しっかりと、今会計年度任用だったり、非正規、パートで働く方も増えているというふうに聞いていますので、待遇改善が望まれるかなというふうに思っています。やっぱりしっかり安心した中で働いてもらって、子供たちのほうも見守っていただけるというふうにつながるかなというふうに思っています。その点について改めてお考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 待遇改善ということなのですが、令和4年2月からは国の放課後児童支援員等処遇改善事業というものを実施しまして、労働時間により加算時間は違いますが、毎月5,616円から9,000円を市の基準給与に加算して支給しております。これについては、先ほどちょっと申し上げませんでした。支援員のほかに、同じ支援員なのですが、アルバイトで大学生も実際に手伝っていただいているということでございます。その大学生についても加算がされているという状況でございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 遊びを中心にした、そして子供たちが伸び伸び放課後過ごせる、そういった環境づくりのためにぜひ職員の皆さんの努力もお願いしながら、まずは子供の権利、子供の最善の利益を優先していただくというようなことがまず求められるところでありますので、放課後の子供たちを守るというところでもお力添えをいた

だきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、薬の医薬品のオーバードーズの問題であります。私は、薬物乱用というどうしても若者というか、だったり、大人のような感じを受けていました。今回の報道で小学生って10代、小学生から始まっているといったところでは、本当に非常に大きな衝撃を受けたところであります。先ほどの部長からの御答弁、いろいろお聞きしました。やっぱり若者と、大人が対象の中での支援であるように私にはちょっと聞き取れました。もっともっと小さな子供たち、薬物で、薬局に買いに行けば薬剤師さんのほうでしっかりと指導ができるというようなお話もされていましたが、分からずに飲んでしまう、でもどこからか手に入れてしまうというようなこともあるのではないかなというふうな懸念があります。そういった正しい知識をお知らせするという、早い時期からお知らせしていくということが必要だというふうに思っているのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほど私どもの市のほうでオーバードーズに限定して対応した、内容した施策というのは実は持ち合わせておりませんので、先ほどの答弁となったわけなのですが、オーバードーズに走る方が必ずしも自殺企図があるというわけではございませんが、私どもとしては自殺対策計画を今年立てさせていただいて、先ほどから議員からも御指摘ありましたように、やっぱりそれに走る原因の一つとしては悩みだとかいろいろなことがあるという可能性もあるということで、自殺予防対策も含めながらオーバードーズに対しては対応してまいりたいなというふうに考えているところが一つでございます。また、一方で薬等々につきましては、多分学校教育現場の中でも一部そういうような対応をしている部分もあるかなというふうに思いますし、子供に薬を薬店で

売るということは多分ないと思うのですが、このオーバードーズのことが問題になって、厚生労働大臣のたしか記者会見か記者発表の中で出たのが法的に規制するものは今何もないそうなのです。ただ、今できるところからなりやっていますというところの厚生労働省の施策がまず薬剤師や登録販売業者が購入したときに、たくさん買ったときに、やっぱり何か気づきを彼らが得たときにそこに声をかけると。自殺対策の一步もそこから声をかけるところが一步だというふうに私もゲートキーパーの研修でお聞きしたことがございますが、まずそこからいっているというところで、私どもとしてもまずは手探りの段階になっているかもしれませんが、まずはそこから始めたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ある文献見ますと、オーバードーズになった理由のトップがひどい精神状態から解放されたかったからだというのが72.6%だったそうです。だから、ほとんどの方々がやっぱり精神状態が不安定な中で、そういったところにつながってしまったのかなというふうに思います。それで、そういった中でやっぱりそこにつながってしまった状態、先ほど紹介したのは管内の消防署の救急の数でした。例えば市内ではどうかというような実態調査みたいなものをされてはどうかというふうにちょっと思うのですけれども、そういった部分についてお考えはどうでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 精神保健の部分については、一義的には北海道さんのほうが対応してしまして、市がやらないというわけではないのですが、北海道さんのほうが一応一義的には音頭を取ってやっているというような状況でございます。先ほど申し上げました自殺企図だとか、そ

ういった精神的な救急搬送の数も一定は保健所さんのほうで押さえているそうなのですが、今議員のお話のあった、ちょっと薬に限定したというわけではないのですけれども、自殺企図とか含めた精神的な救急搬送があった場合について、北海道のある保健所区域で昨年モデル的に搬送された後に本人了解取って、行政機関というか、保健所に次をつなげるというようなことをやったことが、モデル的にやっていたそうでございます。それを今年度以降全道的に広げていこうという動きが今出ているそうございまして、名寄保健所としても今もしそれができるようになれば市町村とも連携を取ってというお話をいただいておりますので、そういう情報を名寄保健所さんからいただきましたら、私ども保健センターとしてもそうまく連携しながら市民の対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） やっぱり重く受け止めているということは共通なのかなというふうに思いながら今お話を聞かせていただきました。それで、先ほどもお話ししましたけれども、おっしゃったように、市販薬のオーバードーズばかりではなくて、摂食障がいだったり、自傷行為であったり、いろんな意味での依存症であったり、いろんなことを抱えている子供たち、若者、多いのだというふうに思っています。そういった方々に、先ほどSOS、助けを求めているのだよという、ここのところというのは私非常に大事なところかなというふうに、なかなか自分で声を出せないです。そういったところで発信をしていただきたいなというふうに思っているのです。子供たちや若者だけではなくて、同時に保護者の皆さん方へも積極的に大人へというか、周知をしていただきたいと思っています。それとあと、もう一つは一度そういったことになってしまったらもう戻れないのではないかと。誰かに相談したらそのことが自

分は駄目なことになってしまうのではないかなというように声を上げられないという、そんなこともあるのかなというふうに思います。自分を責めてしまうというか。そういうことが新たないろんな、家庭の中の虐待であったり、暴力であったりにつながりはしないかなというように、非常に懸念される部分がたくさん出てきてしまいます。相談先、先ほどいろいろ御紹介いただきましたけれども、ぜひ多くの方に分かってもらえる、いつでもどこでも連絡ができるというような、後ほど奥州市の子どもの権利条約のことでちょっと御紹介したいと思うのですけれども、そういうふうにしていつでもどこでも相談ができるというような形を取っていただけたらいいなというふうに思っています。それで、ちょっといろいろ調べる中で、やっぱり子供たち、今ラインを使って相談したりというような、そんな窓口を広げるという形、そういうふうになっているというふうなことがいろんなところで出てくるのですが、この点についてのお考えはどうでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○8番（川村幸栄議員） 最後でいいですか。

（「今お話、最後のほうが、すみません、聞き取れなかった」と呼ぶ者あり）

○8番（川村幸栄議員） ラインでの相談というか、相談窓口を広げるというやり方、ここの取組をさらに広げていくという意味ではどうでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 議員の質問通告の中にも奥州市の事例が紹介されていて、担当とも拝見させていただきました。市でそろえているいろんな相談の部署、教育委員会部局も含めてでございますけれども、奥州市さんのあれを見ますと必ずしも自市で展開しているばかりのものではなくて、いのちの電話はじめNPO法人さんとかでやられているいろんな相談のアクセスをプラットフォーム的につくられているというのを拝見しま

して、非常に勉強になりました。私どもとしましても、市で用意できるというのはやっぱりどうしてもマンパワー的な部分からいっても限界があるというふうに思いますので、今回計画策定をさせていただきますけれども、ホームページ等々の、そこからラインとかにつなげて、アクセスできるのかどうか分かりませんが、チャンネルは幾つかやっぱりたくさんあったほうが、地元の人に相談しにくいけれども、全然関係ない方には相談しやすいという場合もあるかもしれませんので、今後その辺のことに、チャンネルを増やすということについては研究してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） そういった部分も含めて、やっぱり皆さんに広くお知らせするということだというふうに思っています。子供の権利条例、ぜひというふうなことになるのですけれども、確かにある、なしにかかわらず個別の事業をしっかりと取り組むのだよというふうなお話がありました。ただ、これ日本政府も同じようなことを言っている、30年前批准するとき。国内法制で既に十分に保障されているので、新たにそういったことをしなくてもいいのだよというような言い方だったかというふうに思います。私は、調べてみました。今子どもの権利条約のことを、昨年5月に日本財団が行った調査の中で、10歳から18歳を対象にした子供1万人意識調査というのをやっていました。子どもの権利条約について聞いたことがないって言ったことが59%、6割です。批准されてから30年もたっているのですけれども、権利の当事者である子供の多くが子供の権利について知らされていないと、理解されていないという、こんな状況があります。ですから、ぜひ条例制定に向けて取組を進めていただきたいなというふうに思うのです。先ほどお話しした岩手県奥州市では、平成24年に権利条例つくっていま

す。昨年11月からはウェブサイトでおうしゅう子どもポータルというのを開いています。どんな意見も自由に送れるきいて、知りたいことを問い合わせるおしえて、市の相談員が確認して必要に応じて対応するたすけて、これ全部平仮名です。だから、小学校低学年もみんなつながることができるということです。それで、今年の4月には全小中高校生にしおり、本に挟むしおりです。しおりに相談の電話番号、チャット、ラインののだとか、それから二次元コードも真ん中に入って、奥州市では子供の権利条例をつくり、子供の皆さんを守っていますよといったしおりを全小中高校生に配付しています。ですから、子供の権利条例のことを知らない、中身を詳しく知っていますかというのはちょっと難しいかもしれないけれども、条例ということがあるのだというのは、この奥州市ではみんな知っているということになるのかなというふうに思っています。ですから、ぜひとも権利の当事者である子供、大人ももちろんそうなのですけれども、子供たちも知っている、そういった条例制定に向けての取組をぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今るる議員のお考えというか、御意見頂戴いたしました。私どもといたしましても、その目的については何ら異論を挟むものもございませんし、同じ方向を向いているのかなというふうに思っております。ただ、この条例等々については、一定理念条例ということなのかなというふうに思っていますので、その理念を醸成させるためにはまずきちとした土台をつくって、その上に、土台にきちとしたものをのっけていくということがまずは大事なのかなというふうに思っております。奥州市さん、多分ここまでのなるのには、先ほど言ったように、平成24年というところで、10年以上の月日があって、今ここにきているわけでございまして、私

たちの目指すところも行く行くは奥州市さんのようにという形で進んでいかなければならないなど担当者としても思っておりますが、まずは第3期計画をきちっとつくらせていただいて、子供たちが権利の主体なのだということも含めて、それは計画の中でも言うていけることだというふうに私たちとしては思っておりますので、条例制定よりも先にまずは目的はそちらに沿いながら、今回の計画やらをつくってまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） ぜひ進めていただきたいというふうに思っています。

次に、食と農を守る取組について移らせていただきます。最初に、今6月に入ってから米の在庫不足、価格が急騰まではいっていないか。この近辺ではそうでないかなと思っているのですけれども、中小規模の米穀店の経営を直撃しているということで、日本米穀商連合会というのがあります。ここで4月30日から5月15日にかけてアンケートを取っています。この日本米穀商連合会の会員さんの中でアンケートを取っているのですけれども、仕入れができないという会員の声を受けてアンケートをした。8割以上の業者が仕入れに苦労していると答えています。地元新聞でも6月18日に米の品薄じわりというようなことで出ていました。昨年の猛暑で少し足りなかったというのと、今年に入って5類になって、インバウンドも盛んになって、おにぎりがすごく人気だというようなこともニュースになっていましたけれども、市民からは数年前にあった米不足、あんなことになりはしないかというようなことで不安の声が出ているのですが、この点についてまずお考えをお聞かせいただければと思いますが。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 米の需給の関係ということでございます。今議員からありましたとお

り、現状といたしましては昨年の猛暑の関係、また今の急速な外食、中食というのでしょうか、その需要が増加したということで、なかなか手に入りにくいというふうな、私も新聞報道等でもそこ確認させていただいております。現状今すぐに市民の皆さんが米を手にとれなくなるということは考えてはおりませんし、また今後、またちょっと季節は先になります、早場米等も出てきますので、そういう意味ではいずれかの時期にはまた新米というふうなものも当然出てまいりますので、そこは冷静にそれぞれ必要な分のお米を適宜買っていただければいいのかなというふうに捉えております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 心配しないでというふうに言いたいと思いますし、今3月に入っても寒くて寒くてという状況で、今年の出来秋を期待したいところであります。ですが、食料自給率にも関わってくる問題です。こうした状況になったときにやっぱり古米の在庫をどうしていくのかだとか、いろんなことが言われてくるのかなというふうに思います。今国がやっていることというふうに言われるかもしれませんが、やっぱりきちとした食料自給率の目安を決めながら進めていかなければというふうに私は思っています。

時間があまりなくなってきましたので、一番お聞きしたかったところは、そういったときに作る人たちがどんどん減っているということです。そういったところでやっぱり新規就農者への支援をいろいろしていただいていますし、私は近隣から見ると名寄市は続けていただける方が多いなというふうには思っているのですが、その中でも例えば家庭内で農業を継承する親元就業者というか、継いだ方、そういった方への支援、それから大規模農業にはいろいろと支援策がたくさんあるのですけれども、中小農家に対する支援、そういった部分での支援だとか、それから兼業農家なんかもこの辺ではそんなにはないかなというふうには思

うのですけれども、そういうふうにした方だとか、まだ新規就農になるかなと思うのですけれども、リタイア後の就農者に対する支援だとかいろんな支援が必要になってくるかな、そういう人たちに農業を継いでもらいたいなというふうに思ったりするのですが、この辺についての支援についてのお考えを改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今議員からありましたとおり、新たな次世代に農業を引き継ぐための担い手と言われる皆さんの存在というのが非常に本市にとっても重要であるというふうに捉えております。それぞれ今議員のほうからもありました様々な支援メニューということでありましたが、特に今後継者のところにつきましてはそれぞれＪＡと市とで協調しながら、経営発展に向けた支援ということで、これ経済的な支援を中心に行わせていただいています。また、今のＩＣＴに対応するということも含めて、特徴的なドローンというものが今どんどん農業分野にも入ってきていますけれども、そういったものの免許の取得に対する支援というようなことも併せまして、将来の農業に対応できるような、そういう担い手を育成したいというふうなことで支援メニューをそれぞれつくらせていただいております。大規模とか小規模とかというふうな経営規模によって例えば支援に差をつけるというようなことはしてございませんので、そこは担い手という方というふうな、そういうカテゴリーの中で整理をさせていただいて、支援に取り組ませていただいておりますので、そこはあまり経営に差がつかないような形の支援を取っております。新規就農、農外から来られる方につきましては、先ほどお知らせさせていただいたとおり、協力隊というふうな制度を活用して今進めておりますけれども、特に私どもで今力を入れておりますのは、これからリタイアをされていかれる方の経営を引き継ぐような形で持続的な農業というふうにつなげていけないだろ

うかというふうに考えております。これまでは新たに入ってこられた方が独立して就農するというふうなことを一定ベースに置きながら考えておりましたけれども、やはり初期投資であったりとか、一定程度優良農地を新たな新規参入の方にも手がけていただきたいということもあって、経営継承という形であればおおむね従前の経営の収支バランスといいたいでしょうか、状況も見えるという部分もありますので、そういう意味では比較的目標ず農家の姿というのが描きやすいのかなというふうに思っておりますので、極力今そのような形で地域の農家の皆様にも将来どうしていきたいのかとか、どうするのかということも併せて考えていただくような、そういう機会も適宜設けながら、自分の経営を１０年後どうするというをなかなか考えるのって難しい面もあろうかと思っておりますけれども、そういうふうにし少し情報も入れながら、また事例が１つ生まれましたので、そういう事例も優良事例としてお伝えできるように、そこは新たに就農された方の支援も同時に取り組みながら地域に広めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○８番（川村幸栄議員） 農業に携わる方々を守っていただくことは、私たち消費者の食をしっかりと守ってもらうということにつながりますので、ぜひとも進めていただきたいなというふうに思っています。今回の基本法の改正の中で、食料自給率の問題がどうしても後退、隅っこのほうにやられてしまったというようなことがあって、これからどうしたらいいのかなという農家さんの声もお聞きしています。先ほど日本の食料自給率の問題御紹介されていましたが、先進国では最低水準の食料自給率でありますから、これが３８％です。農業生産に必要な肥料や飼料や野菜の種や、それから輸送に関わる石油だとか機械に関わるそういったものは９０％前後輸入依存というようなことから、こういったものが輸入できなくな

ったら私たち自給率はほぼ10%にしかないのではないかなというふうなことも言われています。ですから、ちょっと天候が悪くなったりするとやっぱり不安になるのです。だから、そういう意味では、しっかりと地方からも、国の農政というふうにおっしゃるけれども、地方からもやっぱり声を上げて、国の政策を変えてもらうということも私は必要ではないかなというふうに思っていますので、地方の声をどんどん中央に上げていただくことを強く求めて、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（山田典幸議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

名寄市立大学の未来をめぐる外1件を、中畠孝幸議員。

○1番（中畠孝幸議員） 議長から指名をいただきましたので、通告に従って、発言してまいります。

大項目1、名寄市立大学の未来をめぐる、小項目1、志願者獲得の現状について。名寄市立大学の一般選抜志願者は、令和5年度に473名であったものが令和6年度には308名に減少しています。また、一般選抜受験者の数を令和5年度から令和6年度への推移で学科別に見ますと、栄養学科が59名から29名、看護学科が114名から65名、社会福祉学科が47名から29名、社会保育学科が36名から35名といずれの学科においても減少しています。特に社会福祉学科は一般選抜の受験者全員が合格していて、また定員50名に対し入学者44名と定員割れの状態にあります。志願者数減少の要因をどのように分析しているか、また定員割れを起こさないための方策としてどのようなことを考えているか伺います。

小項目2、地域ニーズへの対応について。地域に根差した大学として、地域ニーズに対応する人材育成が必要であると考えられます。産学連携を通じて地域から求められる人材を多く輩出すれば、それによって志願者が集まる可能性もあります。

特に地域産業の面から名寄市立大学が地域ニーズに对应している事例をお答えください。

小項目3、大学を通じた地域創生について。本年2024年は、まち・ひと・しごと創生法が施行されて10年を迎えます。今月6月10日、内閣官房及び内閣府から地方創生10年の取組と今後の推進方向という文書が発出されました。そこには、大学の振興、若者の雇用創出についても述べられています。そして、今後求められる方向性が示されています。そこでは、地方大学、高校の魅力向上等については一層効果的に取り組むとし、特定分野に強みを持つ地方大学、高専等による産学官連携の推進による生産性の向上がうたわれています。地方大学の魅力向上、特定分野に強みを持つ地方大学における地方大学には、名寄市立大学がまさにぴったり当てはまります。志願者確保のために大学の魅力向上を図らなければならないことは自明であり、特定分野に強みを持つという点では保健、医療、福祉の連携を基にしてケアの未来を開くという理念を掲げる保健福祉学部を擁する名寄市立大学は当然該当します。そのような地方大学を支援する事業として、地方大学・地域産業創生交付金事業があります。大学の振興を基にして地方創生、若者の地域定着を図ることを目的とする事業です。地方大学・地域産業創生交付金は、特色ある大学づくりを実現するための大学改革を促すものであります。名寄市は、志願者数減少にストップをかけるためにも、この交付金を活用して名寄市立大学をさらに魅力あるものにし、卒業生が地域に残って地方創生のために活躍してくれる基盤づくりをすべきであると考えます。地方大学・地域産業創生交付金への申請の意向があるかを含め、理事者の考えを伺います。

大項目2、宗谷本線の維持に向けて、小項目1、宗谷本線活性化推進協議会の取組について。本年3月15日、国土交通省からJR北海道に対し経営改善に向けた取組を求める監督命令が出されました。JR北海道は3月29日に2026年まで

3年間の中期経営計画を発表し、2026年度末までに黄8線区、黄色信号の8線区という意味ですが、すなわち輸送密度200人以上2,000人未満の線区の線区ごとに事業の抜本的改善方策を確実に取りまとめるとしています。宗谷本線の維持に向けては、加藤市長を会長とする宗谷本線活性化推進協議会が活動を行っていますが、昨年度の事業を振り返って、その内容と効果についてお知らせください。

また、本年5月27日に開催された宗谷本線活性化推進協議会では、2024年度の事業計画が話し合われたとのことですが、その具体的内容が見込まれる効果について伺います。

小項目2、鉄道を利用するための駐車場について。鉄道利用者が減少したのは、自家用車を利用する人が多いからであると言われます。自家用車を利用するのは、自宅から目的地まで直接行くことができるからであり、もし列車を利用しようとしても、駅までのアクセスが不便であると自家用車を使わざるを得ないことになります。名寄駅までの車でのアクセスを考えたとき、駅の駐車場として数十台以上のまとまった台数の車を収容できる場所は駅に向かって左手のパーク＆トレイン専用駐車場のみと言えます。ただ、パーク＆トレイン専用駐車場は、特急列車を往復で利用する客専用の駐車場とされていて、普通列車、快速列車を利用する人は使えないこと、さらに広さも十分でないため、車を止めることを諦めて、結局列車を利用するのをやめるといった人が少なくないのではないかと考えられます。駅までと駅からのアクセス手段はバスやタクシーも考えられますが、最も利便性が高いのは自家用車と言えましょう。宗谷本線の利用を増やす抜本的手段として、名寄駅周辺の十分な台数が止められる駐車場の確保を考える必要があるのではないのでしょうか。それに関するお考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 中畠議員からは、大項目で2点御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1、名寄市立大学の未来をめぐって、小項目1、志願者獲得の現状についてお答えいたします。18歳人口の減少により大学入学共通テストの志願者が32年ぶりに50万人を下回るなど、年々厳しい入試状況となっております。また、令和6年度入試から旭川市立大学の入試日程が国公立大学で統一されたため、一昨年度入試までは本学と前期日程で併願することができましたが、昨年度からはどちらか1校にしか志願できなくなったため、実質的に受験生の奪い合いが生じたことも志願者数が減少した要因であると考えております。一般入試における受験生の傾向としてチャレンジを避ける傾向も相まって、年内での進学先決定のニーズが高まっております。総合型選抜、または学校推薦型選抜での進学決定を行う受験生が増加しております。さらには、文部科学省ではデジタルや脱炭素など成長分野の人材を育成する理工農系の学部の増加や理工学系の女子枠の創設を進めており、理工農学部への女子学生の流出も大きな要因であると教育関連企業からの分析結果も受けております。結果として、特に女子学生の医療、福祉、保育職離れと相まって志願者確保が厳しい状況で、道内の栄養、福祉系の私立大学でも定員割れを起こしている状況となっております。今後の学生確保の方策として、まずは道内、道外の進学相談会の参加拡充を行っております。例年は、進学実績を参考に参加の有無を検討しておりましたが、今年度からは積極的に進学相談会に参加することで本学の名前を知っていただくことを念頭に、これまで本学にあまり志願実績のない高校の相談会にも参加しております。入試運営の観点からは、受験生の年内での進学先決定のニーズの高まりを考慮し、令和6年度入試から推薦、前期に募集定員の配分を多く振り分け

ました。残念ながら社会福祉学科で定員割れとなりましたが、最終の結果としては保健福祉学部全体では定員を超えて入学生を確保することができ、一定の効果はあったと感じております。また、地域指定枠の指定範囲を上川北部管内に加え、宗谷、留萌、オホーツク管内まで拡充し、広範囲の地域から志願いただける環境を整えました。受験生の利便性を確保するため令和7年度入試からインターネット出願システムを導入し、受験生の負担を軽減し、より志願しやすい環境も整備いたしました。令和8年度からより多様で専門職への熱意を持つ学生を確保するため、総合型選抜を導入いたします。これは、年内で進学先を決定したい受験生のニーズに対応するためのものであり、現在選抜方法などを学内で検討しているところです。

最後に、入試広報活動に学生の視点に立ったアイデアを組み入れるために令和2年度から始めました魅力プロジェクト名寄では、今年度で4年目となりますが、在学生の高校訪問、地方コミュニティラジオへの出演、新入生インタビュー動画の作成など徐々に効果が出ており、特に在学生の出身高校訪問は高校側、受験生にも大変影響を与えていると感じているところであり、これからも本学の魅力を発信できる企画を検討してまいりたいと思います。

次に、小項目2、地域ニーズへの対応についてお答えいたします。名寄市立大学では、コミュニティケア教育研究センターが窓口となり、企業からの相談や企業との連携による課題研究など産学連携の取組を推進しております。主な地域との連携事例として、今日の農業における労働力不足が叫ばれる中、農繁期における労働力の補完を目的に名寄市、JA道北なよろと連携し、農家と学生のマッチングを行う援農ボランティア事業を平成30年から継続して行っております。この取組では、食農教育の視点を学生、農家双方が持つことで、単なる労働力ではなく、農家との会話や交流を含む多様な経験をベースとした名寄ならではの

体験、経験として定着しており、様々なメディアでも取り上げられており、卒業生の中にはこの貴重な経験をさらに生かしたいとの希望で、JAなど農業関連の企業に就職した学生もおります。なお、この取組は北海道開発局が実施している「わが村は美しくー北海道」運動第11回コンクールにおいて優秀賞を受賞するなど、外部からも高い評価を受けております。また、Nスポーツコミッション、北海道味の素株式会社、名寄市立大学が協働し、名寄市立大学の学生がメニューを考案する産学官民連携の取組、なよろ健康レシピ開発プロジェクトでは、味の素が提唱するアスリート支援栄養プログラム、勝ち飯のコンセプトを取り入れたアスリート向け弁当を考案し、市内での弁当、総菜の製造販売を行うGRACE CUISINEの協力も得て、スポーツ合宿での提供やスキー大会での販売などを行いました。さらに、SAIJ O×名寄市立大学商品開発プロジェクトでは、市民の健康に寄与する商品開発を趣旨とし、本学学生が考案した地元農産物を使用した丼ぶりメニュー2品を西條4店舗で販売したところであります。このように名寄の地域資源を利活用した企業との協働による取組は地域課題の解決など大学の地域貢献の観点のほか、学生にとっても地域をフィールドとした実践的な学びの場となっており、本学でしか経験できない貴重な機会として、学生からは卒業後の進路を選択する際の大きな志望動機の一つとなっております。また、就職活動の面接の際には、自分のPRポイントとして活用しているとも聞いております。学生確保の観点でもオープンキャンパスなどでそれらの取組について興味を示し、志望理由とする学生もいるなど相乗効果を生んでおり、本学としても大学の魅力の一つとして引き続き産学連携など地域との連携に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、小項目3、大学を通じた地方創生についてお答えいたします。議員から提案がありました地方大学・地域産業創生交付金事業につきまし

ては、地方大学・産業創生法に基づき地方自治体の首長のリーダーシップの下、地域の産官学が連携し、地域における大学の振興、中核的な産業の振興、専門人材の育成をキーワードとして、日本はもとより、世界中から学生が集まるようなきらりと光る地方大学づくりを進め、地域における若者の雇用機会の創出の推進を目指す戦略的な研究開発の取組に対し国から支援される事業となっております。この交付金事業については、平成30年から富山県、岐阜県をはじめ、神戸市、北九州市など12の県及び市が採択され、道内においては函館市が令和4年度に北海道大学、道立工業技術センター、函館漁協、市内水産会社が連携し、水産養殖の研究開発が採択されております。本学におきましては、地方の公立大学として地域における高等教育の機会の提供と地域社会での知的、文化的拠点として中心的役割を担っており、運営組織としてコミュニティケア教育研究センターが中心となって、本市を含む道北地方における保健医療、教育、研究等の充実、発展、地域及び産業の振興に住民と連携して様々な取組を行っております。これまでの取組実績の一例としては、先ほど御紹介いたしました、いずれも地域課題解決に向けて重要な共同研究の一環であります。御提案のいただきました地方大学・地域産業創生交付金事業の採択基準である大きな枠組みの研究開発のテーマの取組までには至っていないのが現状ですので、現段階では交付金申請は難しいと考えております。しかし、本学の特色を示すキーワードでもあります小さくてもきらりと光り続ける大学として市民、さらには道北地域からの期待に応え続けるためにも小さな課題をはじめ、様々な地域貢献に取り組んでいくとともに、これからの取組内容を積極的に広報することによって地域の価値、財産、可能性に対して興味を抱く学生も多数おりますので、いかにしてこれらの情報を学生に届けることができるのかについて様々な広報活動及び媒体の活用に取り組んでまいりたいと思います

ので、御理解いただきたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目2、宗谷本線の維持に向けてについて、初めに小項目1、宗谷本線活性化推進協議会の取組についてお答えいたします。

宗谷本線活性化推進協議会は、宗谷本線と密接な関わりがある26市町村、議会、経済団体で構成されており、鉄道的高速化や利用者の利便性向上、沿線地域の振興に寄与することや宗谷本線維持を目的とした事業を実施しています。昨年度は観光列車花たびそうやへの沿線でのおもてなしや特急列車での車内販売、名寄駅開駅120周年記念イベントの記念弁当販売を実施することで、宗谷本線の活性化に寄与したものと考えております。また、宗谷本線の多様な在り方を検討するための講演会として、まち歩き研究家、和田哲さんを講師にお招きして、宗谷本線の歴史と多様な活用方法について学び、知見を深めました。さらに、昨年度は沿線自治体を中心に総括的検証と抜本的改善方策を取りまとめる年であったことから、沿線自治体を中心に調査実証事業協議会を立ち上げ、幌延駅から稚内高校、稚内大谷高校への高校直通バスや比布駅、剣淵駅の特急停車、地域住民向け特急列車への補助を実施して、地域交通資源の活用による宗谷本線の維持、利便性向上の検証を行いました。これらの利用促進、維持、利便性向上を検証する取組や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中期経営計画に掲げていた収支改善の目標を令和5年度までに達成することが困難な状況であったことから、今年3月15日に新たな監督命令の発出と3年間の支援が決定されたところです。2024年度については、事業計画として関係団体と連携を図り、宗谷本線の多様な活用方策を検討することとしており、7月に旭川市で開催される北海道のサイクルツーリズムを推進するためのシンポジウムに協力をいたします。また、

宗谷本線の維持に向けて、必要に応じてＪＲ北海道をはじめ、国、北海道など関係機関への要望の実施や、新たな監督命令では利用促進だけではなく、コスト削減などの取組も求められていることから、幹事会や役員会を適宜開催して議論を深めてまいります。

次に、小項目２、鉄道を利用するための駐車場についてお答えいたします。宗谷本線は道北圏の人的交流、観光振興の基幹となる交通手段として重要な意味を持つ線区であり、都市間や間接的に空港等を結ぶ基幹的な交通ネットワークとして重要な公共インフラに位置づけられる線区です。北海道の北海道交通政策総合指針では、鉄道やバスなどが連携してシームレスな公共交通の実現を目指すこととされており、名寄駅へのアクセスについてはバス、タクシー、のりーと名寄など、様々な交通手段が確保されています。自家用車の移動は便利ですが、人口減少下において持続可能な公共交通ネットワークを維持していくためには、これら様々な交通手段の利用促進が図られることが重要であります。これら理由や図書館バス利用者なども含めて、公共駐車場をよろーな南側に用意しておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○１番（中畠孝幸議員） それでは、大項目の１から再質問させていただきたいと思います。

名寄市立大学の未来をめぐるということですが、私１年前にもこのテーマについて質問、名寄市立大学の今後の発展に向けてということで昨年６月に一般質問で取り上げたのですが、そのときのお答えとあまり変わっていないと思います。志願者獲得に向けてというような意味では、例えば進学相談会、地域指定枠を広範囲にするとか新しい要素も出てきていますけれども、例えば令和７年のインターネット出願、令和８年からの総合型選抜というようなお話もありましたけれど

も、去年伺ったようなことを進めていただいた結果が先ほど最初に申し上げたような受験者数の減少の結果であるわけです。それで、どうしてこういふこと、３番目の小項目３、大学を通じた地域創生、交付金のことを取り上げたかといいますと、非常に危機感を覚えているわけです。このまま、極端な話、１０年後に名寄市立大学があるのだろうか、５年後にあるのだろうかということさえ考えないといけないぐらい危機感を感じています。そういう危機感を感じているのですけれども、それに対して現学長のおっしゃっていること、この議場でも５月１３日に臨時会の後に新学長のお話がありましたけれども、その中で、私もじっと一生懸命聞いておりましたけれども、今申し上げたような危機感というのは全く感じられなかった。ですから、そういった危機感を持っていらっしゃる。それから、もう一つ挙げますと、もう少し前に遡りますけれども、４月２９日の名寄新聞、インタビュー記事で名寄市立大学の学長が述べていらっしゃるわけですが、例えば旭川市立大学との競合について厳しい現状があるがという記者の問いかけに対して、高い国家試験合格率や少人数教育の実践など本学の特徴をＰＲしていく。これも何年も前からやっていることで、全く危機感を基にした新しい政策、施策ではないです。それから、もう一つ引用しますと、児童福祉司や社会福祉士などの福祉専門職への就職を促したい、これも何年も前からやっていることで、これ事務局しかいないので、学長いらっしゃる場で申し上げても仕方ないのかもしれませんが、そういったことから、非常に危機感を持っています。

もう一つの危機感の原因は何かといいますと、旭川市立大学が名寄市立大学の志願者数に影響を与えているというお話は先ほどもありましたけれども、もっと詳しく見ないといけないというふうに考えています。例えば旭川市立大学保健福祉学部ですが、これは名寄市立大学の保健福祉

学部と全く同じ名称であります。学科構成も保健福祉学部はコミュニティー福祉学科、これは名寄市立大学でいえば社会福祉学科、それからもう一つは保健看護学科、これは名寄市立大学でいえば看護学科、ぴったり内容が一致しています。名寄市立大学、旭川市立大学では短期大学部に食物栄養学科というのと幼児教育学科というのがありますけれども、これは短期大学部ではありますけれども、これも名寄市立大学の栄養学科と社会保育学科とぴったり一致している。今のところは、これ短期大学部ですから、名寄市立大学は4大ですので、まだ大丈夫かなというような考えもあるかもしれませんが、名寄市立大学も2016年に短期大学部児童学科が現在の社会保育学科、4年制に移行しているということもありますので、同じように旭川市立大学も短期大学部が4年制に移行して、全く名寄市立大学と重なった学科構成になるということは目に見えているわけです。

それから、ちょっとしゃべり過ぎて申し訳ありませんけれども、そのほかに経済学部、旭川市立大学です。それから、令和8年4月からは新学部を設置するという計画を持っています。これは、新学部というのは地域との連携、あるいは物づくりといったことを中心に考えている新学部が令和8年4月に開設される予定ということ、これは旭川市立大学の現状です。ですから、そういったことを考えたときにもっと危機感を持たなければいけないというふうに考えているのですけれども、それが全く考えられないということで、そういうことで先ほど小項目の3で申しあげました交付金、小項目の3で申しあげましたけれども、地方大学・地域産業創生交付金、この交付金は特色ある大学づくりを実現するための大学改革を促すものです。大学改革というのがこれついてくるわけです。ですから、ちょっと裏返して言えば、大学改革がついてきているので、大学のある自治体しかこれは応募、申請できないわけです。そういうことを考えますと、大学を持っている名寄市にとっては

これに申請しない手はないといえますか、まさにこれ名寄市立大学が申請すべきものであると思いますけれども、先ほどの事務局長のお話では研究開発のテーマに至っていないというようなことでしたけれども、そんなことはないのではないかと思います。先ほど小項目の2で伺いましたけれども、いろいろ名寄では地域産業と連携したことを名寄市立大学で行っている。先ほど事務局長がおっしゃいましたけれども、援農ボランティア事業であるとか、それから研究レシピ、勝ち飯、それから西條さん、西條商店での弁当メニューを開発して、これも住民から喜ばれているといった、そういうことがありますので、地域との連携、地域ニーズにも対応していると考えられますし、地域産業と結びついた、そういったことを進めていくというのは十分資格があるというふうに先ほどの答弁を伺っていても思いました。

それで、これは先ほど申し上げましたけれども、学長のお話からは危機感が感じられないということあえて申し上げますけれども、それであれば設置者であります名寄市の市長がこの地方大学・地域産業創生交付金を使ってやりなさいというふうにトップダウンで大学に指令を出して進めていくべきではないかと思うのですけれども、その辺について市長の御見解を伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 中畠議員から今置かれている当大学の現状、大変危機感を持っているということでの御提言がございました。ここに書いてあるとおり、もう少し私たちもこの地域産業創生交付金の事業について深掘りをして、研究していかなければならないというのは事実であろうかと思えます。一方で、もっともっとやり方を深掘りすれば、あるいはアプローチを変えれば、こうした交付金事業をアプローチできるのではないかというお話もございましたので、そこについては議員の御意見もしっかりと受け止めて、大学改革のために何ができるかということを我々設置者とし

でも考えていきたいというふうに思います。しかし、今トップダウンでというお話がございましたけれども、どうしても今の大学の組織の中での経営形態の問題等もありまして、なかなか設置者がトップダウンを言って大学が踊るような仕組みに今なっていないという現状もこれあるというふうに思っています。ということも含めて、今議会ではいろんな議員から大学の話出てくると思いますが、組織の今の運営形態等の、経営形態等の見直しというのをどうしても検討していくということも同時にやっぱりやっていかなければならないのかなというふうにも思っているところであります。しかし、時間がないのも事実でありますので、やれることからしっかりとやっていきたい。私たちも相当な危機感を実は持っているところであります。今議員からいただいた御提言も含めて、やれることをいろんな角度から検討していきたいというふうに思いますので、引き続きどうぞ御指導よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） ぜひ検討をお願いしたいと思います。それから、先ほどのお話の中でもきらりと光るといような言葉、これは名寄市立大学のキャッチフレーズの中に出てくるわけですが、この交付金の募集要項の中にもきらりと光る大学というような言葉が出てきますので、そういったところでもとても整合性を感じて、名寄市立大学がまさに応募すべきものではないかなというふうに考えましたので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、大項目の2に移りますけれども、宗谷本線の維持に向けてということで、先ほど最後の、小さな質問だけ最初にさせていただきたいのですが、確認の意味で、小項目の2の一番最後におっしゃった公共駐車場をどここの南側に設置しているというようにお話が総合政策部長からあったと思うのですが、ちょっとその辺何とおっしゃったか確認させてもらってもよろしいで

しょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ちょっと聞き取りづらかったということで申し訳ございません。よろ一なの南側の公共駐車場ということでお答えさせていただきました。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） よろ一なの南側といいますと、Qマート、あれもJR利用者が利用しているというふうに公に造られていると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 位置づけとしては公共駐車場ということになっておりますので、利用者の方は止めていただいて構わないというふうに認識しております。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） その辺につきましての広報といいますか、私なんかはちょっと名寄から離れていましたので、あれができたときの様子もあまり承知していないので、あそこはあそこのスーパーのものかなということでもいつも遠慮して、車では行かないことにしているのですが、そうしますとあそこも止めていいというふうな解釈で市民にもPRしてもよろしいということでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） Qマートの南側の広い一角、あそこについてはQマートのお客様専用という駐車場の位置づけではなっていて、公共駐車場ですので、お伝えしていただいて全然構わないエリアとなっております。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） ごめんなさい。Qマートの南側といいますのは、何回もすみませんけれども、Qマートの西側ではなくて、さらに南側ということでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時43分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） Qマートの西側と議員おっしゃっているのは、お店、Qマートの前はそこはお店の駐車場ですが、奥の南側という、広い駐車場になっているところ御存じでしょうか。そちらが今総合政策部長が言っていた公共の駐車場ということでの位置づけでございます。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） その辺がよく分かっていませんでしたので、先ほどの最初の壇上からの質問ではパーク&トレイン専用駐車場しかないというふうに申し上げましたけれども、そこも含めてであるというふうに考えないといけないということで了解いたしました。

それで、駐車場について申し上げましたのは、先ほども申し上げたとおり、先ほど石橋部長の話の中でもシームレスな公共交通というようなお話もありましたけれども、途切れのない公共交通という意味では先ほどおっしゃったようなバス、タクシー、のる一とを使って駅にアクセスするというのはもちろんあると思いますけれども、市民の感覚としてはあそこに車を置いていきたいというふうに考えて、あそこのパーク&トレインのところを見ますと、特急を利用する人しか利用してはいけないということ、それからちょっとJRの土地ということになるでしょうから、名寄駅で駅長にちょっと尋ねてみましたけれども、パーク&トレインを利用する申請書を一応書いて出すことにはなっているのですけれども、その辺の統計というのは出てこないというようなことで、管理も特に厳しく特急だけというふうになっているわけでもないようですし、そういう点では市民にとっては、ある人は空いているから止めてやれという人もいるかもしれないですし、でも特急しか駄目と

いうふうに書いてあるので、自分は普通列車に乗るので、止めるのをやめようというふうを考える人もいると思うのですけれども、その辺を整理して、誰でも車で駅に行って、止めて、列車に乗っていけるというような体制を自治体としてつくる必要があるのではないかと。ですから、先ほどのQマートの南側が使えるのであれば、その辺をもうちょっとPRするなどして、例えばパーク&トレインの駐車場の前にこちらの駐車場を御利用くださいとかいうようなことを書いておくとか、そういったことがあってもいいのではないかと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 中畠議員から御提案いただいております、宗谷本線を担当している者としても応援していただいている気持ちがすごく伝わってきて、本当にありがたいなというふうに思っております。ただ、JR側のパーク&トレイン、現状を敷地的には50台程度止められる状況、そしてJRの認識としては特急を利用していただいたお客さんへの附帯サービスという位置づけになっておりますので、JRとしては駐車料金は徴収していないといったようなことになっております。それから、先ほどよろーの南側の公共駐車場なのですけれども、こちらについては都市間バスを利用されている方もいろいろ御活用いただいております、我々としてもまさに中心部に出かける方も含めていろんな形であそこをうまく使っていただきたいというふうに思っておりますので、JRの敷地内に止められる方は向こうへというような特別な案内をするという考えはちょっと今持ち合わせていないかなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 中畠議員。

○1番（中畠孝幸議員） そうしますと、今現在はパーク&トレインの駐車場とQマートの南側ということで、それで十分なのかというふうな疑問も湧いてくるのですけれども、イオンの駐車場と

までは言いませんけれども、いつ行っても自由に止められて、安心して車で駅まで出かけて、そこから列車に乗っていけるというような、そういったことが理想的なのではないかと思うのですけれども、その辺の駐車場として十分なのかということについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） どこまで整備すれば満足か、これすごく難しい線引きだなというふうに考えております。今現状用意している公共駐車場、一定程度町なかのイベント等でも活用いただいたりとかしておりますので、私的には規模でいうと十分という言い方がどうか分かりませんが、ニーズについてはあの程度の用意をさせていただければ市民の皆様方も喜んで活用していただけるのかなというふうに考えておりますし、また冒頭答弁させていただきましたが、ぜひ公共交通を使って駅まで移動していただける方が増えればいいかななんて逆に思っております。今回の一と名寄を運行させていただきましたけれども、ありがたいことに駅を目的として乗っていただいている方もいろいろな、結構な割合で活用いただいている方おりますので、そういった便利だよといったことも含めて周知していきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今石橋部長のほうからありましたけれども、現行の今よろ一な、あその駐車場については建てたときにかなりどれぐらいの台数が必要かという議論があった場所です。館内を見ていただくと分かりますとおり、バスの待合所があります。そして、JRがあって、そのとき行政といいますか、我々市としては公共交通を使って、つまりあそこを公共交通の結節点としてつなげていこうという、そういう考えの下でかなり駐車場についてはどういうふうにしたらいいのかということで当時議会の皆さんとも様々議論を経てきたという経緯があります。ですので、今お

話ししたとおり、Qマートの駐車場も含めて一定程度広くはなったのですけれども、限界があるというのは事実であります、その当時とやはり考え方も変わってはきています。そのときには出てこなかったM a a Sという手法についても近年は出てきています。例えば名寄から士別の市立病院に通院するとなると、名寄の自宅ですべて士別までの交通機関が一括して管理できるような、これをM a a Sという手法で、まだまだその実現には至らないのですけれども、その手前にあるのは車社会からできるだけ公共交通を使って、町なかのにぎわいづくりも含めてというような、そういうような考えもあろうかと思えます。基本的に宗谷本線をいかに活性化することでも大事なので、その手前でどのような公共交通の体系が必要だというのはまた一ついろいろ議論しどころだと思います。御指摘のとおり、駐車場問題はかなり昔から古い課題ではありますので、改めて整理する必要があるかと思えますけれども、また一方では様々な視点で公共交通については見ていく必要もあろうかと思えます。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○1番（中島孝幸議員） 駐車場につきましては、十分なのか十分でないのかというのは見解も分かれると思いますけれども、私に取り上げましたのはやはり市民からあそこ特急でない止められないよねとか、そういうようなことを聞きましたので、ではどうしたらいいのかということで、結局列車を諦めるというようなことがあるのだなということ考えたものですから、取り上げたということをお説明しておきたいと思えます。

それから、別な、もう一つ、今年度の宗谷本線活性化推進協議会の事業についてでありますけれども、7月に旭川でサイクルツーリズムのシンポジウム、講演会でしょうか、それがあろうということですけれども、講演会毎年、去年も私参加しましたけれども、非常に有益な講演会だったと思えます。それで、7月の旭川の講演会も期待してい

ますけれども、サイクルツーリズムということをや
テーマとして取り上げるということなのですね。け
れども、それに付随して、前の一般質問でも私聞き
ましたけれども、サイクルトレイン、それについ
ても考えていらっしゃるのか。去年から今年、再
度ですけれども、お伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） せっかくこの地
域、北宗谷も含めてサイクルルートに指定されて
いるというエリアでもあるので、ぜひとも具現化
していきたいという思いは持ちつつ、全道的な実
証事業等を見ますと、なかなか継続的、持続的な
形として運用していくのは難しいというふうな結
果も出てきているところもありますので、そうい
った部分をＪＲ北海道とも情報共有しながら、我
々としてはぜひともそういった取組を前に進めら
れる手法はないかということは研究し続けたいと
いうふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 中島議員。

○１番（中島孝幸議員） ありがとうございます。
先ほど幹事会、役員会を随時開催して、新たな事
業とかを検討していくというお話もありましたの
で、ぜひともそういうことを調査実証事業として
行うなり、宗谷本線ではまだ行っていないわけだ
と思いますので、やってみていただきたいという
ふうに申し上げたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 以上で中島孝幸議員の
質問を終わります。

１５時１０分まで休憩いたします。

休憩 午後 ２時５５分

再開 午後 ３時１０分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議
を開きます。

将来構想の具現化を目指す名寄市立大学の取組
について外２件を、山崎真由美議員。

○３番（山崎真由美議員） それでは、通告順に

従いまして、大項目で３点にわたり質問させてい
ただきます。

最初に、大項目１、将来構想の具現化を目指す
名寄市立大学の取組について、４つの小項目を観
点としてお伺いいたします。小項目１、名寄市立
大学の将来構想（ビジョン２０２６）後期実施計
画の特徴的取組についてお伺いいたします。前期
実施計画及び中期実施計画を受けて、後期実施計
画で最終的に描かれる大学像についてお示しくだ
さい。

小項目２、留学生の派遣及び受入れについて。
国際交流による大学の魅力化創出は、以前からの
懸案事項であったと認識しています。後期実施計
画期間中、２０２６年までに目指す具体的な取組
計画についてお伺いいたします。

小項目３、コミュニティケア教育研究センター
と地域の関係機関等との連携について。市内で働
く外国人材への日本語レッスン、リカレント教育
の提供など、コミュニティケア教育研究センター
と介護事業所等との連携によっては今日的課題へ
のアプローチが可能になると考えますが、見解に
ついてお伺いいたします。

小項目４、独立行政法人化についてお伺いいた
します。１８歳人口の減少及び他大学との差別化
を模索する中で、独立行政法人化に対する考え方
についてお伺いいたします。

次に、大項目２、スポーツによるまちづくりの
推進についてお伺いいたします。スポーツは人づ
くり、絆づくりの面から、また経済効果の面から
も名寄市のまちづくり推進に大きく寄与できるツ
ールであると思います。

そこで、小項目１、部活動の地域移行に向けた
取組についてお伺いいたします。名寄市では、中
学校における部活動改革としてＮＡＹＯＲＯスタ
イル部活動改革推進事業が令和４年度から進めら
れています。昨年度までの成果と課題をどのよう
に捉えられておられるのかお伺いいたします。

また、当事者である中学生や保護者、各競技団

体関係者は、どのような受け止めをされているのでしょうか。お伺いいたします。

国から示されているガイドラインに沿った取組状況について、その推進状況についてもお伺いいたします。

小項目2、スポーツを核とした地域間連携についてお伺いいたします。公益財団法人日本中学校体育連盟が2027年度から全国中学校体育大会の大幅縮小に踏み切ると報道がありました。特に冬季競技は少子化もあり、競技人口の減少が懸念されていますが、冬季スポーツの拠点化を上げる本市においては、関係者のモチベーションに影響しないか心配になるところです。部活動の地域移行を進め、地域の受皿を強化する中で、活動環境整備、遠征に向けた取組、大会開催に向けた取組などなど自治体を超えての連携が必要な時期に来ていると考えます。見解についてお伺いいたします。

小項目3、合宿・宿泊研修等活动環境整備についてお伺いいたします。合宿、宿泊研修の活動場所として北海道名寄産業高等学校名農キャンパスの跡地活用の可能性についてお伺いいたします。

小項目4、まちづくりにつなぐ（仮称）名寄チャレンジデーの設置についてお伺いいたします。昨年まで開催されていたチャレンジデーは令和5年度で終了しましたが、名寄市独自の（仮称）名寄チャレンジデーを設け、人と人との出会うところからまちづくりにつながる流れを構築していくことを期待しますが、見解をお伺いいたします。

大項目3、教育における保護者負担について、小項目1、小学校、中学校における教材費及び特別活動に関する交通費等の保護者負担についてお伺いいたします。小学校、中学校における教材費の保護者負担額及び修学旅行や宿泊研修など特別活動に要する交通費等の負担額について学校間の差の状況をお伺いいたします。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 山崎議員からは、大項目で3点に御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2の小項目1と2と大項目3は教育部長から、大項目2の小項目3と4は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、将来構想の具現化を目指す名寄市立大学の取組について、小項目1、名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）後期実施計画の特徴的取組についてお答えいたします。本学では、平成29年に名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）を策定し、今後10年間の計画的な大学運営の指針の下、各種取組を進めてまいりました。特に中期実施計画期間はコロナ禍により十分な活動ができなかったため、後期実施計画はそれらも念頭に置きながら、最終期間の目標達成に向けて計画的に本構想を進めていきたいと考えております。大きな1点目は、ポストコロナにおける計画推進として研究活動の活性化、図書館機能の活用、地域社会との連携、協働、国際、国内交流の推進について期間内で計画を着実に進めていくこととしております。研究活動の活性化では、個人の研究活動や学内、学外における研究交流及び複合的共同研究を促進し、研究力の強化を図ります。学術研究等支援特別枠における研究事業支援を継続し、科研費等の外部研究資金の獲得を促進するとともに、外部資金の獲得に向けた新たな支援体制について検討してまいります。

図書館機能の活用につきましては、地域に開かれた知の拠点としてより一層活用されるよう市内関係機関との連携、協働を推進し、図書館機能の充実を図り、特に大学図書館と市立図書館との協力体制を構築してまいります。

地域社会との連携、協働につきましては、実習施設等々の共同研究等の推進を図りつつ、実習指導者と教員との共同研修、交流事業、講習会等の開催を継続してまいります。

国際、国内交流の推進につきましては、学内組

組織である国際交流センターを中心とした国際交流活動の推進を図るべく、交流協定校への短期留学派遣事業と短期留学生派遣事業の受入れの検討を進めてまいります。

大きな2点目は、教学マネジメントに関する取組の強化です。学士課程教育の充実として、質の高い体系化されたカリキュラムの編成、実施や学習成果の評価に関する項目を新たに設け、認証評価の受審に向けて取組を進めてまいります。

大きな3点目は、教育環境、学生支援の充実です。少子化等により学生確保が課題となっていることから、新たな入学者選抜方法の検討や高校と大学の連携を推進していきます。また、学生の主体的な学びの場であるラーニングコモンズの活用を積極的に促進するとともに、学生サポーター組織の導入について検討してまいります。大学の学習環境の充実として施設の改修やICT環境の整備を促進するとともに、経済的支援の拡充やキャリア支援、健康サポートセンターの機能を充実してまいります。

後期実施計画で最終的に描く大学像につきましては、来年度予定しております認証評価制度の受審で引き続き適合認定を受けることが重要となってきます。御承知のように、学校教育法に基づいて全ての大学において文部科学大臣の認証を受けた評価機関による第三者評価を受けることが義務づけられております。前回の評価での指摘事項を改善し、適合と判定されるよう準備を進めていき、学習者本位の大学づくりに向け、さらなる教学マネジメントの実現に向けて取組を進めてまいります。

大学院設置の検討につきましては、設置の理念や養成する人材像などの概要案につきまして学内で示してきております。今後は、文部科学省への申請に向けて教授会での議論、外部評価組織である参与会及び市議会等の理解を求めながら設置に向けた再検討を進めてまいります。後期実施計画を着実に進めることにより今後も複雑かつ多様化

する保健、医療、福祉、保育の現場に対応できる豊かな人間性と専門性を備えた職業人を育て、社会に送り出せるよう取り組んでまいります。

次に、小項目2、留学生の派遣及び受入れについてお答えいたします。本学は、教育目標の一つに地域社会はもとより、人類が抱える諸問題と異文化にも関心を持ち、広く世界の中で自己の存在を位置づけ、行動する意欲を育むを掲げ、将来構想後期実施計画の基本方針では、国際交流活動については協定校との交流だけでなく、広く世界に視野を向けることができるようその機会を提供していくこととしております。昨年度よりコロナ感染症が5類へ移行したこともあり、これまでの韓国、カナダなどへの協定校への語学異文化体験を目的とした国際交流事業を再開したほか、昨年度からはさらに世界的視野を広げるためJICAの協力を得ながらスタディーツアーを本学の国際交流事業の一つとして実施しております。本ツアーは、通常では体験できない日本の政府開発援助、ODAの最前線現場の視察や現地NGOとの交流、またJICA海外協力隊の任地訪問を行い、現地の方々の実情、考え方を知るほか、途上国における課題を本学の保健、衛生、医療、福祉、保育という学生自身が各自専攻する分野の視点から考察することができます。こうした将来海外でキャリアを積む可能性があることに触れることも自らの未来、進路を考える上での一つの要素になり得るものであり、これらの国際交流は学生が本学の魅力を創出する重要な事業の一つとして発展させられるよう取り組んでまいります。

外国人留学生の受入れ態勢については、検討を始めております。留学生の受入れに関する教育、生活など様々な支援状況などについて他大学の現状を調査しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、コミュニティケア教育研究センターと地域との関係機関等との連携についてお答えいたします。本学では、先ほどもお話ししま

したとおり、日本が開発途上国でどのように社会保険、福祉、環境教育プロジェクトを支援しているかを学ぶことを主な目的に、一昨年度から本学国際交流センター主催によるJICAツアーを実施し、今年度もモンゴルへのスタディーツアーを予定しており、事業を実施していく中で言語や文化の違いへの対応など様々な課題が出てくることも想定されます。そのような海外での学生の学びを進めていくその先に外国人材の受入れの課題などについても学内での教育研究の観点から考えていかなければならないものと考えております。御質問のいただきましたコミュニティケア教育研究センターと介護事業所との連携につきましては、今後地域課題として介護事業所などから具体的な提案があれば、センターとしても連携を考えてまいりたいと考えております。

次に、小項目4、独立行政法人化についてお答えいたします。公立大学の独立行政法人化の形態である公立大学法人は、予算や組織面で自由度が増し、これまで以上に大学自身が自主的、自立的に取組を目指すことができるようになると言われております。御質問の中でもありましたように、本学の魅力化、他大学との差別化を含め、学生や社会ニーズに合った弾力的な大学運営が期待されております。また、定期的に運営と業務の評価結果の公表が義務づけられているほか、大学での教育、研究が客観的に審議され、事業等の改善に反映するなど学生へより充実した教育環境の提供が可能となり、教育の質の向上に寄与するものと考えております。現在は、令和7年度の認証評価受審に向けての準備作業として教育環境や学生支援、社会連携、社会貢献等の様々な分野における改善、向上の取組についての議論をしているところであり、学内での独立行政法人化への具体的な議論はされておられません。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 私からは大項目2の

小項目1と2、大項目3についてお答えします。

初めに、大項目2、スポーツによるまちづくりの推進について、小項目1、部活動の地域移行に向けた取組についてお答えします。まず、NAYOROスタイル部活動改革推進事業の昨年度までの成果と課題などについてお答えします。教員の部活動指導に係る負担軽減や生徒が専門的な指導を受けることで活動の質の向上を図るよう部活動指導員を配置する部活動指導員配置促進事業については、昨年度は32名、今年度も5月末現在で22名の方に登録いただき、部活動指導や遠征の帯同などで御活躍いただいております。また、ICTを活用して外部の専門講師からオンラインで指導を受け、効率的、効果的に部活動指導の質の向上を図るICT部活動支援事業については、これまで経験のない専門外の種目を担当する顧問を中心に5部活動で活用いただいております。教員の負担軽減に寄与していると考えております。

次に、合同部活動などによる学校間の移動に際し、生徒の安全と保護者や教員の負担軽減を目指す部活動学校間バス移動モデル事業については、タクシーやジャンボタクシー、バスなどを借り上げ、学校間を運行しております。今年度は昨年度までの運行パターンに加え、合同部活動、拠点校部活動の増加に伴い新たに2つの運行パターンを追加したほか、これまで各部活動ごとに往復タクシーなどを運行していましたが、事業費が膨らんできていることから、持続可能な取組とすべくスクールバスの運行業者と協議を重ね、部活動終了後の帰路は6月3日からスクールバスを有効活用して運行しております。

次に、中体連の地区大会などの出場に係る経費負担を軽減するため、貸切りバス借り上げ料の補助割合の見直しなどを行った中学校生徒対外行事参加奨励費については、それぞれの部活動の大会開催に合わせて活用いただいております。これらの取組に加え、単独校では活動が難しい、または自校に活動したい部活動がない場合に対応するた

め、合同部活動や拠点校部活動を推進してきており、生徒の部活動の選択肢を広げるほか、顧問配置数の削減にもつながり、教員の働き方改革の推進に一定の成果があったと認識しております。

次に、当事者である生徒や保護者、競技団体の関係者などから見た成果と課題についてお答えします。講演会アンケートや競技団体と部活動顧問との意見交換会において、成果としては部活動指導員への登録による報酬の受け取りや部活動顧問に代わって指導や遠征帯同が可能になったことなどが挙げられています。課題としては、地域移行の受皿や指導者の確保、財源、生徒、保護者の理解、指導方針への不安などが挙げられています。

最後に、国から示されているガイドラインに沿った取組に向けた進捗状況についてお答えします。部活動は長きにわたり学校で行われてきましたので、地域移行を行うに当たり部活動改革への理解促進や地域移行の受皿、指導者の確保、財源の問題など多くの課題が山積しておりますが、まずは令和7年度末までの休日の部活動の地域移行に向けて学校保護者、地域、各種団体と一体となり、本市の実態や状況に応じてNAYOROスタイル部活動改革推進事業を進めてまいります。

次に、小項目2、スポーツを核とした地域間連携についてお答えします。日本中学校体育連盟の対応については、北海道中学校体育連盟から正式に北海道教育委員会に対し連絡があったとのことで、先週6月20日付で道教委から道内市町村教育委員会に対し通知があったばかりです。その内容は、道中体連が6月18日付で日本中体連から令和9年度以降の全国中学校体育大会の開催についての連絡を受け取り、道中体連としては持続可能な全道大会の在り方について今後検討していくというものでした。日本中体連から道中体連に対しては、報道にもあったように、令和9年度以降実施競技数を削減することや大会規模を縮小することなどについて連絡があり、それに対して道中体連としては対応を今後検討していくとのことで

すので、教育委員会といたしましてはその動向をはじめ、各競技団体の動向などについても注視しつつ、生徒や保護者の思いなどについても把握に努めながら、生徒が不利益を被ることがないように適時適切に対応してまいりたいと考えているところです。部活動の地域移行に向けた自治体を超えての連携については、今年度は風連中学校、智恵文中学校、下川中学校の野球部、名寄中学校、名寄東中学校、下川中学校の女子バスケットボール部が合同部活動方式による活動をしております。また、スキー部ジャンプ種目においては、下川ジャンプ少年団の指導者に大会への引率ができる特別部活動指導員として登録いただき、自治体を超えた連携も行われております。部活動の地域移行に向けては、さらなる自治体を超えて連携した取組も必要になってくることが想定されますので、引き続き先進事例などを研究してまいります。いずれにしましても、生徒が自主的、自発的に参加してスポーツ活動などに親しみ、目標を持って取り組むことができる環境を整えることが大切であり、子供を真ん中に置いて部活動の地域移行で生じる課題の解決に向けて、必要に応じて自治体を超えての連携を研究、検討していきたいと考えております。

次に、大項目3、教育における保護者負担について、小項目1、小学校、中学校における教材費及び特別活動に関する交通費等の保護者負担についてお答えします。各学校で使用する教科書以外の教材として保護者に負担をいただいております教材費については、テストやドリル、理科教材、図工教材、調理実習費など児童生徒が個人で使用するものや飲食するものなどの購入経費となっており、中学校においては制服や学校指定ジャージが加わります。各学校によって必要とする教材が異なりますが、令和5年度の実績では小学校6年間の教材費の保護者負担額については、小学校平均で約5万4,000円となっており、最も高額だった名寄小学校で約6万2,000円、最も安

価だった智恵文小学校で約4万7,000円となっております。また、中学校3年間については、制服や学校指定ジャージに関して男女でも差がありますが、中学校平均で約10万円となっており、最も高額だった名寄東中学校で10万8,000円、最も安価だった智恵文中学校で約9万1,000円となっております。

次に、修学旅行や各種研修、見学などに要する負担額について、修学旅行の令和5年度の実績では小学校平均で約2万2,000円となっており、最も高額だった風連中央小学校で約2万6,000円、最も安価だった名寄小学校で約1万9,000円となっております。なお、中名寄小学校と智恵文小学校は昨年度修学旅行を行っていないため、積算には含まれておりません。また、中学校平均は約5万3,000円となっており、最も高額だった名寄東中学校で約5万8,000円、最も安価だった風連中学校で約4万9,000円となっております。修学旅行の負担額のうち交通費の令和5年度の実績では、小学校平均で約7,600円、最も高額だった風連中央小学校で約1万1,300円、最も安価だった名寄小学校で約5,500円となっております。なお、この実績についても中名寄小学校と智恵文小学校は含まれておりません。また、中学校平均は約1万6,000円となっており、最も高額だった名寄東中学校で約2万円、最も安価だった名寄中学校で約1万3,000円となっております。宿泊研修の令和5年度の実績では、小学校は交通費を教育委員会で負担しており、負担額に大きな差は生じておりません。また、中学校は平均で約9,500円となっており、最も高額だった名寄東中学校で1万200円、最も安価だった名寄中学校で8,200円となっております。なお、智恵文中学校は昨年度宿泊研修を行っていないため、負担額の積算には含まれておりません。宿泊研修の負担額のうち交通費の令和5年度の実績では、小学校は負担がありません。また、中学校は平均で約5,000円

となっており、最も高額だった名寄中学校で約5,500円、最も安価だった名寄東中学校で約4,700円となっております。社会見学の令和5年度の実績では、交通費を教育委員会で負担しており、小学校及び中学校は負担がありません。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは大項目2、スポーツによるまちづくりの推進について、小項目3、合宿・宿泊研修等の活動環境整備についてお答えいたします。

名寄産業高校につきましては、在校生が卒業となる令和6年度末に閉校となり、光凌キャンパス、名農キャンパスともに学校施設としての使用が廃止されます。現在上川教育局が事務局となり、名寄産業高等学校跡地等利活用検討準備会議において議論しており、両キャンパスは新たな活用の可能性を秘めた空間、資産であり、地域振興に資する有効な活用が望まれることから、名寄市も委員として参加しているところです。名農キャンパスは旧名寄農業高校が使用していたため、校舎に加え、実習棟、畜舎棟、寄宿舎などが広大な敷地に設置されており、この間も活用について議論をしているところですが、広大な敷地と施設の全体的な活用について具体的な進展はないところです。合宿・宿泊研修場所としての寄宿舎ですが、建築から約30年となり、令和4年度末に利用が廃止されております。老朽化により一部水回りなどの改修は必要なものの、活用が可能な施設と捉えております。市での活用については、名寄市公共施設等総合管理計画で公共施設の削減目標を定めており、既存施設の新たな取得は難しいと考えておりますが、国や北海道、さらには民間企業などの活用により地域振興や新たな産業につながる取組が望まれることから、引き続き提案などの情報発信に努めてまいります。

次に、まちづくりにつなぐ（仮称）名寄チャレンジデーの設置についてお答えいたします。住民

総参加型スポーツイベントの象徴だったチャレンジデーですが、毎年多くの市民が早朝ラジオ体操や市民綱引き大会に参加していただいておりますが、昨年の開催をもって終了しているところです。現在本市独自で同様のチャレンジデーを開催する計画はありませんが、チャレンジデーが果たしてきた地域住民の運動、スポーツの習慣化やスポーツによる地域づくり、まちづくりについては今後もスポーツ施策や各種事業に落とし込みながら、本市の生涯スポーツ振興に取り組んでまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） それぞれ御答弁いただきましたので、一つ一つ再質問させていただきたいと思いますが、時間の許す限りとしか申し上げられないので、ポイントを絞って再質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、独立行政法人化について再質問をさせていただきたいと思います。今認証評価制度に向けての取組を進めているので、今現在は独法化に向けた取組についての具体的な検討はされていないというような御答弁であったかと思っておりますが、実はといいますか、令和6年の第1回定例会のときに加藤市長からお示しいただきました今年の市政執行方針の中でも、加藤市長のお言葉の中にはこの独立行政法人化を進めていくということをお話されておりました。やはり相まって大学としては進めていかれているのかなというふうな認識でございましたので、先ほどの御答弁の中で今はしていないということであったのですが、それであればどの段階でどんな検討の見通しを持っているのかというふうに伺いたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 今御質問ありましたように、独法化の検討ということなのですが、先ほども答弁させていただきました

ように、7年に1回大学の評価を受ける認証評価というのは来年度受審するというので、これについては全学的にやっぱり検討しないといけないということで、今現在していないということで答弁させていただきました。今後の独法化の議論については、議論以降大学としてどう考えていくかの部分についてはまだ具体的に展望というか、いつから議論するということは正直言って決まっておりませんので、今の時点ではそういった御回答しかできないということで御了解いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 事務局長に向かってお話をさせていただくことがいいのかどうかちょっと迷うところではありますけれども、今の時系列でいう見通しをお伺いしますと、令和7年度が認証評価ということでありまので、今が令和6年、この後令和7年ということをお考えと、加藤市長のお示しされた市政執行方針と少し食い違うところが出るのかなという認識を持っています。やはり今すぐどうこうということではなく、検討については進めていかれるのが市の方向性と大学の学長をはじめとする教授の皆さんとの連携の中での道筋であるのかなと思いますが、この点について全く大学の中では取組がされていないというふうに受け止めざるを得ないのでしょうか。もう一度御答弁をお願いします。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 今現在としては、具体的な検討はされていないということでありま。今後の具体的な見通しの部分についても、今現状としてはまだ検討されていないというのが現状であるということです。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） これ以上申し上げても同じ御答弁しか返ってこないのかなと思いますけれども、やはりメリット、デメリット、両方を精査していく中で名寄市立大学がいかに残ってい

けるのか、そして魅力を膨らませていくことができるのかということについては、市民も含めて大きな関心事であります。先ほどの中畠議員のやり取りでもございましたけれども、やはり学生確保については市民も大きな危機感を持っております。何とか名寄大学の将来が広がっていくことを願っておりますので、それについては今現在ではという事務局長のお話でありましたので、やはり検討については進めていくということで強く求めていると思います。これについては、市民の方からいろいろな御意見も頂戴しています。丁寧に紙面で届けてくださる方もいらっしゃる中であります。独立行政法人化する、しない、その選択肢云々ということについても何が一番名寄市にとっての大学として効果があるのかということの検証でありますけれども、そのほかの細かいところにつきましても先ほどの後期計画についてあるところの部分、丁寧に進めていただきたいと思います。

改めてちょっと戻るような形になりますけれども、後期計画の中に市民サポーターという学生さんに対して市民の方、学生サポーター組織の導入、市民サポーターといたしますか、学生さんをこの名寄市全体の市民がサポートしていくというような文言が書かれておりました。コミュニティケア教育研究センターでの農家のほうへの学生さん派遣も含めて、名寄市にある大学として市民との連携は本当に深く、そこで学生さんが少し癒やされたり、この地域に溶け込まれたりされているところも大きいのではないかなと思っています。具体的に学生さんから名寄の除雪はすばらしいと。道路がぴかぴか光っているというような名寄市のいいところも具体的に聞いておりますし、子供たちの関係で安定して名寄市で生活しているという声も頂戴しています。そういうところで、後期実施計画の重点事項に示されております学生サポーター組織の導入、この点についてどのようなものを示されているのかお知らせいただきたいと思います。

す。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 先ほど山崎議員からお話がありましたように、援農ボランティアとか、市民と本当にいろんな接する部分があって、そういう仕組みがなかったら学生しないわけではないのですけれども、実際援農ボランティアをやると、学生も最初はそういうすごくいいなというイメージまではなかったのですけれども、実際やるとやっぱり学生、名寄市のよさというのが分かってきて、第二の故郷としての名寄の位置づけという部分を少しでも学生に醸成していただく気持ちが湧いてくるのかなということで考えています。まだ具体的な部分については、どのということはないのですけれども、ただ私たちの部分については地域の課題に特化したものということです。先ほどの除雪もありますけれども、そういったことも含めての、やっぱり名寄市立大学は地域の課題に向き合う大学ということもありますので、そういったこと全般に学生が向き合えるような仕組みをつくってまいりたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） ぜひそのように市民と大学が近い関係にあることを願っているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思っています。お届けいただきました文書の中には、学生さんをしっかり市民が守ってさしあげるという観点において、出身県ごとだったり、関係のできた農家の方と学生さんだったりということで、1回きりではなく、食事をしながら少し悩み事を聞いたりできるような機会も設けて、そういう意味での組織的な市民サポーターも整えていくことができないかということで、学生確保の一助としてということでお声をいただきました。これは、みんなでこの大学を守りたいということの表れだというふうに受け止めておりますので、決して関係者だけが名寄市立大学の将来を考えているわけ

ではないという、みんなが大事に思っているということについてお伝えしておきたいと思います。まず、その点も含めて独立行政法人化についての議論は進めていただきたいと思っております。

次に、大項目2のほうに移らせていただきます。NAYOROスタイル部活動改革、北海道の会議に行っても評価を高く受けるようになりました。本当に取組を早くから進めていただきまして、具体的な子供たちの現状と指導者の確保を進めていただいているなというふうに思っています。年々取組を積み重ねていくところで成果と課題、課題についての次のさらなる取組ということで、今年度についてはスクールバスも活用していただくということで、具体的な取組を進めていただいているというところでは大きく成果を期待しているところであります。一番今気になっているところは、やはり冬季スポーツを推し進めたり、まちづくりとしてポイントを絞って取組を進めている名寄市にとって冬季スポーツに取り組む子供たちの減少、部活動としての維持というところが大変厳しいなというふうに感じているところにあります。先日北海道スポーツ協会の表彰式がございました。令和5年度の各種大会において相当な成績を出された選手の表彰でしたが、国際大会、全国大会で上位入賞の中の表彰者の中に名寄出身者が2名いらっしゃいました。私は本当に誇らしい気持ちでその表彰式に参加してきましたが、これが中体連としての取組がなくなることで、全部が中体連に加盟しているわけではございませんけれども、やはり子供たちのモチベーション、関係者、役員、指導者のモチベーションについては今から具体的な手法を取っていくことが手だてとしては必要ではないかと思っています。具体的に何々ということの課題が見えていないところではあると思いますが、やはり名寄を中心に下川、美深、音威子府、中川、この道北の関係者が一つになって、広域の連携のまず一番基盤になるところをつくり上げていくのが必要な時期に来ていると思います

が、この点に関わってもう一度御答弁お願いします。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 3時53分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） スポーツの広域連携という観点、あるいは冬季スポーツが特にということなのではないでしょうか。趣旨がちょっとあまり理解がなかなかできていないので、お答えになっているかわかりませんが、まず中体連の話、中体連が、冬のスポーツが中体連から外れるものが多いということでの危惧ということでしたけれども、まさにこれ部活動の地域移行は全国的にも行われている中でこういう課題が出てきていて、非常に我々としてはちょっと振り回されている感じをしております。部活動をどうしていくのか、中体連をどうしていくかというのは非常に密接に接続している話であるにもかかわらず、競技種目を絞って中体連がなくなっていくということに対するはっきりしてくれという話です。一方で、これは地域に移行するものはしていくってやっぱり流れにもなっているのだらうというふうに思っています。今まさに部活動の地域移行を名寄市としてはNスポーツコミッションを中心にジュニアスポーツエコシステムを進めていると、こういうことでございます。この中に冬のスポーツの団体も入っていたいております。エコシステム事業を進めていくというふうになっています。ここを推し進めていくことがまず大事だというふうに思っています。ここを進めていくことがひょっとしたら将来的には広域的な連携につながっていくという可能性も見えてくるのではないかというふうにも考えているところであります。一方、冬のスポーツの中体連の話ありましたけれども、うちは毎年全

日本スキー連盟が主催をいたしますジュニアオリンピックカップを主催をしているということでございますので、こちらのほうは要請ある限りはしっかりと進めていく中で冬のスポーツをさらに盛り上げていくための地域としての役割もしっかりと果たしていきたいというふうに考えているところでございます。こんな感じなのでしょう。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 分かりにくい質問をさせていただきましてありがとうございます。今市長からお答えいただきましたように、部活動と一口で言いましても季節性のものですか、競技の特徴ですか、いろいろなものがあって、一概に連携ということも難しいというところであるのは承知しております。そうはいいながらも、やはり子供たちが少なくなっているところで中体連から打ち出された方向、相談ではなくて、確実にこうしますという形で出されてきていますので、これは受け止めて、地域の中で子供たちがしっかり活動できる素地をつくってあげなければいけないというふうに思っています。

そこで、これも6月20日の新聞に掲載されていた内容なのですが、紋別市で部活動を廃止して、そして地域クラブに移行すると。完全に地域クラブに移行するところで、近隣の興部ですか雄武ですか、それから滝上、そういうところの子供たちも地域クラブの中で受け入れて、部活動の地域移行を率先して進めていくという記事が出ておりました。まず、冬季スポーツにつきましては、やはり名寄市の地域性を生かして、子供たちがしっかり大きな大会にも向かっていけるだけの練習環境もつくっていかねばいけないと思いますので、そういう意味では部活動ということから大きく地域連携、広域化のほうに進んでいかねばいけないのではないかなと思っています。その一つが先ほど市長からも御答弁いただきましたNスポーツコミッションのジュニアアスリートエコシステム形成事業共創会議もしっかり機

能しておりますが、そちらの取組であると思っています。それを一つ置きながら、ほかの競技でも子供たちの数が少なくなっていくところでは部分的に広域の連携が必要になってくるのではないかなと思っています。今は市内中学校の4つの中学校で合同部活動拠点校方式がなされておりますが、これが市内でできなくなった競技ができたときに下川、美深等とは一緒に活動を進めていくことができると思っておりますので、そういう意味での広域化ということについてはどのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 現在のところなのですが、私たち教育委員会としては地域移行に当たっては種目や学校、地域の実情というものがありますので、それに、その実情などに応じて進めていかなければならないと考えております。特に受皿や指導者が確保できていないと地域移行は当然できないということになりますので、まずは市内の部活動が休日における地域移行ができるように競技団体と協議を進めるとともに、教育改善プロジェクト委員会とも連携しながら地域移行を進めていきたいというのが基本的な考えでございます。その中で進めていく中で、山崎議員がおっしゃるように、ほかの自治体と連携をしてやっていかなければならないということになれば、必要に応じてほかの自治体と連携をするということについても検討していきたいというのが基本的な考え方でございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 必要に応じてというところで、実態をしっかりと見ていくということで、それは当然のことありますので、よろしくお願いいたします。北空知が1市4町、深川市、沼田、北竜、妹背牛、もう一つあるのですけれども、1市4町で広域の部活動を推し進めるということで今年度から動き出しました。9月8日に実践発表もあるということで、その情報交換会に出

てこうと思っていますが、いろんなところで道内でもいろんな動きが出ておりますので、やっぱり子供たちの実態をしっかり見ていただく、部長のお言葉どおりでありますので、見ていく中で少し先も見据えていただいて、地域の指導者、それから何といても学校には学校の部活動に対する目標や思いもありますので、そこも丁寧な見取りをしていただきながら進めていただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

それから、（仮称）名寄チャレンジデーの話があります。1日だけをそういう想定にしていいかどうかということも迷うところではあるのですが、やはり何らかの働きかけをする、手だてを講じるということで皆さんの意識が変わるのではないかなと思っています。今まで、令和5年度まで取り組まれていたチャレンジデーが全部よかったかどうかというのは人によって受け止め方が違うと思いますが、Y o r o c a のてくTECHができたときに歩く方が増えたというようなこともございましたので、とにかく健康づくりにつながるスポーツによるまちづくりの推進ということを思いますと、部活動の地域移行、関わっていらっしゃる方は子供たちと共に動かれることが多くなりましたので、健康づくりにつながっていると思います。ふだん何もあまりスポーツに関わられていないという方も1日15分から30分程度の運動してみようというような働きかけとして、（仮称）名寄チャレンジデーというのはいかがかなと思っていますので、名前はどのような名前でもよろしいのですが、ぜひ何かの手だてとして講じていただきたいと思います。もう一度お願いします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今イベントというよりはスポーツ習慣を促すようなお話だったかなというふうに受け止めました。我々も綱引きのイベントだったり、本当に多くの皆さん方、多世代の方が参加して、盛り上がった綱引きイベント等を見てきて、継続したい、継続してもいいかな

というか、継続する努力はさせていただきましたけれども、なかなかやはりマンパワー的な部分、難しさも含めて、あれだけ大きなイベントを再びやっていくというのがもう少々研究が必要だったといったところが正直なところであります。この間チャレンジデーが目指してきたものというのは、コロナ禍において街なか運動会が始まったり、今お話しさせていただくTECH、こんな事業を提案させていただいたりといういろいろ大小様々ございますけれども、コミュニティーがそれぞれのきっかけで生まれたということもあるのかなというふうに考えておりますので、そういった今御提案いただいたこともぜひ前向きに検討させていただきながら、本当に皆さん方がスポーツが生活習慣の中に入っていくような、そんな働きかけといったものもしっかりと研究してまいりたいなというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 前向きにぜひ検討を加えていただきたいなと思っています。

ちょっと前後いたしました、名寄産業高校名農キャンパスの跡地活用については、具体的に話が聞こえてきていないということは認識しておりました。ですが、今年度をもって卒業された後ということでは地域の中からも心配な声が上がっておりますので、ぜひスポーツにつながるような形での検討も進めていただければなというふうに思っております。具体的な企業からの手が挙がってきたりすることは本当にありがたいことだと思っておりますけれども、地元に残る大事な、道の施設ではありますけれども、大事な施設であるというふうに思えば、その点も踏まえて検討をお願いしたいと思います。時間の関係もございますので、通告もしておりませんので、この議論については別な機会にさせていただきたいと思っております。

最後に、大項目3のほうでございます。保護者負担についてであります。先ほど丁寧に数字もお

示いただきました。教育部長からお示いただきました数字には、やはり平均と比べても少し多く保護者負担がなされているところと、少ないほうはそんなに問題にされないというか、保護者の方も納得されるのかなと思いますが、多い金額の負担をしていただいている保護者がいらっしゃるなということが分かりました。実は、令和4年にも同じ一般質問をさせていただきました。あのときはコロナ禍でありましたので、道からもバスの1台、全員で座り切って行けるけれども、過密を避けるためにもう一台分のバス代の助成など、宿泊についても一定程度の助成がありました。それが今なくなった段階でどうかなというふうに思っているところですが、やはり保護者からは義務教育であるということの中で公平性を求める声が届いています。特にこれは個人的な見解かもしれませんが、複数お子さんをお持ちの家庭にとっては修学旅行が重なるですとか、入学が重なるですとか、中には双子のお子さんもうらっしゃいますので、その辺についての多い金額を支払われている保護者の負担の大きさは届いてきます。この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） 基本的に支援を要する方については、就学援助というようなことでされていますので、そういったところの経済的な支援というのはしているところでございます。今金額について修学旅行ということでございましたが、これについてはそれぞれ各学校行程などによってそれぞれ金額が違ってきているということもございまして、引き続き保護者負担額に大きな差が出ないようなところで各学校の状況把握に努めたいというところでございます。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 経済的支援と言われたのは、多分準要保護のことではないかと思っ

ただいておりますので、安心しているところではありますが、そこに該当しない子供さん方のほうが多いわけでありまして。その中でこの違いについてということでありまして、義務教育ということで、義務教育の義務をどこまで行政が担保していけばいいのかという、そういう議論になるとなかなか答えは見つからないところではあると思います。給食費を無償化している自治体もあったりする中で、それが実際名寄市にはどうかという、そんな議論も以前一般質問の中でも出されていたところでもありますけれども、やはり大きな違いが出ないようにというところの学校の目的に合わせた修学旅行、宿泊研修、行き先、それからそこでの活動、それは学校が子供たちの成長を基に、学習の内容を基に決めていかれていることですから、それは当然大事にされるべきであります。ただ、単に交通費の、バスであればバス代を児童または生徒数で頭割りしたときに生じる1人当たりの負担金、多い児童数だと頭割りをすれば少ない金額になるけれども、少ない人数だとその金額がというところについてはやはり何らかの手だてが必要であると思っておりますので、その点についても一度御答弁をお願いします。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） その交通費だけに着目すれば、そういったところも出てくるかもしれないのですが、最初の答弁で申し上げましたとおり、学校の規模が大きいから、小さいからということで修学旅行全体の経費に差が出ているというわけではありません。先ほど山崎議員がおっしゃったとおり、学校の先生方が子供たちの状況、実態を見て、この子供たちに合った行き先、見学場所というものを考えております。その中で行程が決まり、そこで宿泊する曜日ですとか出発する日によっていろいろ金額が変わっていますけれども、その中で修学旅行の経費が積算をされて、負担をしていただくということで御理解をいただきたいと思

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 大丈夫だということでありますので、この後もしっかり見させていただきたいと思っています。一部社会見学については、交通費といいますが、バスを、スクールバス等を出しているの、費用がかかっていないということでありました。可能であれば中学生まで広げていただければなというふうに思っていますが、これについて何か御答弁いただけましたらお願いします。

○議長（山田典幸議員） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤慈生君） スクールバスなのですけれども、社会見学は小学校も中学校も基本的に市内ということですので、そこでスクールバスを活用できるということでございます。それと、中学校がちょっと宿泊研修で活用できていないのは、あくまでもスクールバスは登校と下校時に使わなければなりませんので、その時間に間に合うような行き先であれば中学校でも利用できるのですけれども、ちょっとそのところで調整がつかないという状況です。よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 様々やり取りをさせていただきましたので、結局子供たちの状況を見ながら進めていただいていることの確認とお願いもさせていただきました。ありがとうございました。

一般質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 高 野 美 枝 子

署名議員 遠 藤 隆 男

散会 午後 4時11分

令和6年第2回名寄市議会定例会会議録

開議 令和6年6月25日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山田典幸	議員
副議長	10番	倉澤宏	議員
	1番	中嶋孝幸	議員
	3番	山崎真由美	議員
	4番	水間健詞	議員
	5番	谷聡	議員
	6番	今村芳彦	議員
	7番	清水一夫	議員
	8番	川村幸栄	議員
	9番	佐藤靖	議員
	11番	高野美枝子	議員
	12番	高橋伸典	議員
	13番	遠藤隆男	議員
	14番	東川孝義	議員
	15番	東千春	議員

1. 説明員

市長	加藤剛士	君
副市長	橋本正道	君
教育長	岸小夜子	君
総務部長	木村睦	君
総合政策部長	石橋毅	君
市民部長	松田慎司	君
健康福祉部長	馬場義人	君
経済部長	山田裕治	君
建設水道部長	東聡男	君
教育部長	伊藤慈生	君
市立総合病院事務部長	佐々木紀幸	君
市立大学事務局長	水間剛	君
こども・高齢者支援室長	田畑次郎	君
産業振興室長	櫻田孝臣	君
上下水道室長	佐藤美香	君
会計室長	鈴木康寛	君
監査委員	岡川進	君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	渡辺博史
書記	石橋恵美
書記	及川洋人
書記	川名桃代

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

7番 清水 一 夫 議員

12番 高橋 伸 典 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

特別養護老人ホーム入所に当たって外1件を、谷聡議員。

○5番（谷 聡議員） おはようございます。議長から御指名がございましたので、通告順に従い大項目2点につきまして質問をさせていただきます。

大項目の1点目、特別養護老人ホーム入所に当たって、名寄市には清峰園としらかばハイツの2か所の特別養護老人ホームがありますけれども、人口減少が続く中で後期高齢者の比率が増大しており、入所希望者が何年も待たなければならない状況があると聞いているところでございます。

小項目1点目、現在の待機者数がどうなっているかお伺いをいたします。

小項目2点目、昨年入所された方の申込みから入所までの期間はどうかお伺いをいたします。

小項目3点目、待機期間が長期となっているのは名寄市だけではなく、全道的、全国的なものであると承知をしておりますが、市として待機期間を短縮するための方策は何かお持ちでしょうか伺います。あわせて、しらかばハイツは空きがあるというふうに聞いておりますが、使用率を少しで

も上げるためには何が必要と考えておられるかお伺いをいたします。

小項目4番目、入所申込みに当たって、また入所するに際して市民へ周知あるいは協力要請すべきことがあればお伺いをいたします。

大項目の2点目、ふるさと納税の現況と今後の充実について、ふるさと納税の制度が開始されてから15年以上が経過しました。自治体によっては、数十億円以上の寄附を集めているところがある中、名寄市ではふるさと納税の制度を十分生かし切れていないようにお見受けいたします。

小項目1番目、名寄市への納税額及び名寄市民が他の自治体に寄附を行った額についてお伺いをいたします。また、名寄市への納税額のうち返礼品代、各種手数料、送料等を除き、市の手元に残った金額は幾らかお伺いをいたします。

小項目2点目、名寄市のふるさと納税サイトを確認しましたところ、品切れ中、受付終了と表示されているものが多く見受けられます。これら返礼品の数量を確保することにより納税額を増やすことは可能ではないかと考えますが、市のお考えをお伺いいたします。

小項目3点目、名寄市で行われる全国的、全道的なイベント等において寄附の呼びかけを行うことにより寄附額を増やす取組の可否についてお伺いをいたします。

小項目4番目、納税による使い道として、例えば介護職員の雇用確保に使用し、返礼品なしというものがあってもいいのではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） おはようございます。谷議員からは、大項目で2つの御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1、特別養護老人ホーム入所に

当たって、小項目1、待機者数の現況について申し上げます。市が設置し、社会福祉法人名寄市社会福祉事業団が管理運営を行う2つの特別養護老人ホームにおける待機者の現況につきましては、本年4月末に開催されました入所判定委員会時において名寄地区の清峰園で112名、風連地区のしらかばハイツでは75名となっておりますが、重複申込みの方がいらっしゃいますので、実際の待機者数は120名程度となります。待機者の内訳といたしましては、清峰園、しらかばハイツ合わせまして、名寄市外に住んでいる方の申込みが9.75%であり、90%以上が名寄市民となっております。また、待機場所については、自宅やお子さんの家など、いわゆる在宅でお待ちの方が全体の16%程度で、80%以上の方が病院や認知症グループホームあるいは老人保健施設などでの待機となっております。市内高齢者人口のピークが過ぎたこと、さらには市内外に有料老人ホームを含む各種高齢者施設などが開設されたことにより、特養への入所要件が要介護3以上とされました平成27年度に比べ、事業団全体として特養入所待機者は203名から120名と4割程度は減少しております。

次に、小項目2、昨年の入所者の待機期間についてと小項目3、待機期間短縮に向けた方策については関連がございますので、併せて答弁させていただきます。令和5年度の新規入所者の申請受理から入所までの期間は、清峰園では37名の新規入所があり、待機期間としては最短の方がおおむね2か月、最長の方は6年6か月となっております。しらかばハイツでは、令和5年度中の新規入所は5名であり、待機期間については最短の方が10か月、最長の方では5年6か月となっております。特別養護老人ホームは、介護保険制度において在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されていることから、名寄市社会福祉事業団では国の指針に基づき入所判定委員会を設置し、待機場所や介護を担

う家族などの状況を可能な限り勘案し、委員会の合議にて待機順位を決定しております。

入所までの待機期間の実績としては、さきに述べましたとおり長い方では数年単位での待機となっておりますが、申込みから二、三か月で入所に至るケースも多くございます。一例を申し上げますと、特養入所には時間がかかるという思いから、入所要件である要介護3以上になったことをもって、御家族などが在宅高齢者の入所申込みをされますが、入所の順位づけは国が定める指針に基づき、加点方式で点数づけをしていきますので、在宅で生活される方への加点配分が多くなり、早めの入所が可能となる場合があります。このような場合、実際入所順が回ってきますと、想定よりも待機期間が短く、まだ入所は考えていないと入所をお断りされる事例も少なくないと聞いております。また、要介護3で申込みされた方がほかの施設やグループホームなどで過ごしているうちに徐々に身体能力や認知機能が低下し、要介護度が重度となることで特養への入所順位が上がり入所となることが多くあり、このような方につきましても待機期間は最初の申込時からカウントいたしておりますので、一概に待機期間が長いと判断できない場合もあり、必ずしも待機期間の短縮に向けた特別な方策が必要とは考えてございません。ただし、議員御指摘のとおり、特養の定員を充足させていないことは事実でございます。その要因としましてはこれまでの一般質問などで御答弁申し上げましたとおり、介護職員の不足であることから、介護職員の充足に向けた方策といたしまして、国が進める生産性向上に向けた取組や昨年度から開始しております特定技能外国人の採用を継続、拡大していくことが上げられます。

次に、小項目4、申込み及び入所に当たっての市民周知について申し上げます。名寄市社会福祉事業団では、国の入所に関する指針に沿った形で入所判定委員会指針を作成し、透明性、公平性に基づいた入所判定を実施しております。要介護3

以上の認定を受けている方であれば、入所申込みができることとなっております。要介護1、2でも認知症の症状や独居など特例入所に該当する要件を満たせば入所判定の対象となる場合もございますので、在宅での生活に支障があるなどの困り事があれば担当のケアマネジャーや施設の生活相談員へ早めの御相談をお勧めしております。

入所判定委員会は、原則4月、7月、10月、1月の年4回開催されておりますが、資料など作成の都合上、その前月までの申込みで一旦締切りとさせていただいております。例えば4月の入所判定委員会での判定を御希望される場合につきましては、前月3月末までの申込みが必要となりますので、御協力をお願いいたします。特別養護老人ホームの入所順位につきましては、待機者が多数いることから早期に申し込まなければ順番が来ないとの心配をされている方が多いこともお聞きしておりますが、平成12年に介護保険制度が開始されて以来、申込順であった入所順位につきましては国の指針に基づき入所予定者の身体状況や生活環境なども鑑みて決定するものとなりました。入所要件が要介護3以上に変更となった平成27年度以降においては、要介護1、2の方々に対する特例入所の要件について地域の実情に合わせるなども指針に盛り込まれており、より柔軟に対応できることとされました。現在でも待機者数は100名以上となっており、長い間お待ちいただいている方もいらっしゃると思いますが、国の入所指針に基づき入所判定委員会等において入所順位を決定しておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目2、ふるさと納税の現況と今後の充実についてお答えいたします。

初めに、小項目1、納税額と流出額についてですが、令和5年度のふるさと納税寄附金額は6,

368万2,000円となる予定であります。対して、市民が他自治体へ寄附を行った金額は7,843万7,000円でした。また、市の手元に残った金額につきましては、本市への寄附金額から返礼品代、各種手数料、送料等の全ての経費3,145万2,338円と、さらに他自治体への寄附金額に対する市町村民税控除額3,768万3,186円を差し引き、545万3,524円のマイナスとなっております。これは、市民による他自治体への寄附が増えたことと本市への寄附が少なくなったことが主な要因と考えております。控除額が増えた要因として、全国的な傾向としてふるさと納税寄附金額が増加しており、令和4年度においてはふるさと納税寄附額が1兆円規模にまで拡大しております。この傾向と同じく、多くの名寄市民が他自治体への寄附をしたことで控除額が増加する結果となりました。また、本市への寄附が少なかった要因として、昨年10月の募集経費に関する制度改正により、これまで募集経費に含まれていなかったワンストップ特例申請に関する経費など全ての経費を含むことになったため、返礼品の金額を1から2割程度値上げしたことで寄附件数及び金額の減少につながったものと分析しているところです。さらなる競争激化が予想される中でありますが、今後も魅力ある返礼品を打ち出し、寄附額の増加に努めてまいります。

次に、小項目2、返礼品の数量確保についてお答えいたします。本市においては、平成29年度から寄附の申込方法の一つとして専用サイトを活用しているところですが、専用サイトにおいて品切れ中や受付終了と表示されているものにつきましては、返礼品提供事業者において受注できる数量の上限に達した場合や専用サイトのシステムの仕様の都合により、新たに掲載予定の返礼品が受付準備中などとして表示されてしまうものであります。返礼品提供事業者における在庫数の設定については、各事業者の生産能力に応じて設定しているものであり、上限を超える数量の確保は難しいもの

と考えております。一方、グリーンアスパラガスやスイートコーンなどの農産物は、返礼品提供事業者であるNPO法人名寄観光まちづくり協会や道北なよろ農業協同組合と調整をしながら、より多くの在庫数の確保に努めております。これらの商品を今年度から御支援いただいている中間事業者の専門的知見からの戦略に基づき、本市の返礼品の柱として打ち出しながら、専用サイト、掲載ページのブラッシュアップやサイト内の広告掲載など、寄附自治体に選ばれる確率を上げる取組により、より多くの自主財源の確保に努めてまいります。

次に、小項目3、イベント等における寄附の呼びかけについてお答えいたします。本市で行われる全国的、全道的なイベント等における寄附の呼びかけにつきましては、6月22、23日に開催されました全国ハーブサミット名寄大会の来場者へふるさと納税のパンフレットをお配りし、寄附への呼びかけを行ったところであり、今後もあらゆる機会を捉えて本市への来訪者や交流人口、関係人口の皆様に呼びかけを行ってまいります。

次に、小項目4、使い道の多様化についてお答えいたします。寄附金の使途につきましては、名寄市ふるさと応援寄附条例にて大学、天文台、冬季スポーツの拠点化、農業、子育て及び医療と福祉に関する事業区分の財源として活用することが規定されており、このような大きな枠組みの受皿をつくった中で寄附金を有効活用させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。今後もこれら事業区分について、ふるさと納税制度の理念に基づき、より多くの寄附者に共感してもらい、応援していただきたいと思いますと考えておりますので、周知方法について他自治体の事例などを研究してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再質問に移させていただきます。

まず、大項目の1点目ですけれども、待機者数の関係についてですが、待機者数は近年減少傾向にあるというような答えでございました。ただ、団塊の世代が今後ますます介護を必要とする時期に差しかかっているというような状況にあるのではないかと思います。今後は、団塊の世代の高年齢化に伴って入所待ちをする人数増えていくようなことがあるのではないかと思いますのですが、その辺の見通しについてはどうお考えになっているのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 議員の御指摘のとおり、団塊の世代の方々が後期高齢になってくる頃がまた介護が必要となるということで、全般を見ましても介護認定を受けている方の総体数の多分平均年齢が、ざっくりですけれども、80歳以上ぐらいとなっているかなというふうに思います。後期高齢でもそこから四、五歳たってから介護認定が必要になるというふうに私どもとしては一部承知させていただいているところでございます。

名寄の特徴といたしましては、今のところでございますけれども、今回の新たな第9期の計画を立てさせていただいたときの保険料についてもそうだったのですが、名寄の現象といたしましては比較的要支援の方々が長期間、要支援1、2の状況が長らく続くという方々が多いように感じております。ほかの市町村との比較はできていませんので、一部肌感覚に近い部分もございますけれども、要支援1、2の方々が比較的に長い期間、介護予防で使われている方が多いのかなというふうに思っています。ですので、他の市町村から比べると、今回も保険料を上げずに一部基金は使わせていただきましたけれども、前回よりも若干安くさせていただいたということはそういうことも一部原因としてあるのではないかなというふうに担当としては思っているところでございます。

ただ、団塊の世代の方々がもし介護が必要とな

ってくるとしたとしても、今までの人数よりも比較的少ない人数で、現場としましてはほぼ横ばいぐらいの人数でいくのではないかなというふうに考えているところでございます。また、特別養護老人ホームについては、今名寄市が設置しておりますが、特別養護老人ホームの許可につきましては、道が広域的に調整するという、都道府県が広域的に調整するということになっておりまして、病院と同じようにどこの市町村やどこの都道府県から入っても、要介護度の基準とかそういうものが合致していれば、どこからでも入れるということになっておりますので、今後名寄市でどの程度必要かということももちろんなのですけれども、名寄につきましては上川北部圏域の中で特別養護老人ホームがどの程度必要なのかということを北海道が調整しているという状況もございますので、だとしますと和寒以北中川までというようなことになっております。

ただ、報道等で今お聞きしているところで正式なものではございませんが、現在和寒町さん、それから美深町さんの特別養護老人ホームが建て替えをお考えになっているというようなことを拝見しておりますが、その中では一部ベッド数といいますか、入所者数を減少させながら運用させていきたいというようなことが書かれておりますし、そのようなことになっているというふうに承知しているところでございます。それは、もちろん人口というか、後期高齢者人口が減っていくということもあるかと思えますけれども、一方ではダウンサイジングして今いる職員で、職員というか、人口でどの程度支えられるかというようなことも一定計算していらっしゃるのではないかなというふうに現場としては把握しているところでございますので、今しらかばハイツが定員を満たしていないというような状況でございますが、今後どのような形で運営していくのかということは、3年に1度、後期高齢者保健医療福祉計画と介護保険事業計画を見直すことになっておりますので、その

都度協議、検証しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 待機者数については、承知いたしました。

お伺いしたところ、120名程度ということで、今後人口減少が見込まれる中で、その施設をどうしていくのかということは総体的に考えていかなければならない、また道北地域全体を見て考えていかなければならない難しい問題だろうとは思っております。

小項目2番目なのですけれども、入所までの期間、これ要介護度の問題もあるのでしょうけれども、2か月から最長で6年6か月待って入所された方がおられるということでございます。申し込んでから6年待つというのはなかなか、待たれている方も大変なのだろうなというふうに思っておりますけれども、これらを少しでも短くする、待機期間の短縮についてですね、先ほど特段方策は今考えておられないというふうに御答弁ございましたけれども、何かもう少し、5年、6年というのはさすがに長いように思うのです。この辺、何か少しでも短縮できるような何かお考えというか、方策というか、もしありましたらお願いしたいのですが。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今ありましたように、短い方については本当に2か月程度で入られているということで、清峰園だけの数字になりますけれども、昨年度になりますか、在宅の方が10人弱ぐらい入っていらっしゃるのですけれども、その方々の平均待機期間が6.5か月程度ということになっておりますので、1年待っていないというような状況なのです。先ほど申し上げましたように、加点方式になっておりますので、総合的に点数を見ますので、必ず在宅の方だけが点数が高いというわけではございませんけれども、施

設の方に比べると在宅の方のほうが加点の数が多いというところもございます、在宅の方のほうが比較的高い点数で待機になるという方が多いのかなというふうに思っております。

私も以前現場にいたこともございまして、そこの中での感覚として聞いているのは、いろんな脳梗塞だとか脳血管疾患だとか様々な疾患で急性期の病院、市内では名寄市立病院に入院する場合があるのですけれども、そこで一旦落ち着かれた場合、そこから在宅に戻られる方もいらっしゃるのですけれども、そこから真っすぐ在宅に戻れないという方が恐らく一番お困りになっていらっしゃるのではないかなというふうに思います。在宅でそのまま見ていて、少し待機していただいて、入所に至る方々については比較的短くというような形になると思うのですけれども、様々な介護者の方々の事情で在宅で介護するのは難しいという場合もあるかというふうに思います。その場合、先ほども申し上げましたように、名寄市内には、市外も含めて近隣では有料老人ホームだとか、あと認知症のグループホーム、あと老人保健施設や認知症のグループホームなどなど各施設がいろいろ整備されているところがございます、長期的には料金的には公費が入っていますので、特別養護老人ホームが比較のお安いと言ったらあれですけれども、経済的には負担が少ないというようなことが、それは全国的に言われているところがございますので、比較的要望される方が多いというふうに思っているのですが、必ずしもそのニーズがあるときに即特別養護老人ホームが、では空きがあるかとか、どうしても待機者数の問題だとか、入りたいと思ったときに即イコールということなかなか、ベッドの空床率とかそういうようなことを考えていくときには、運用的には厳しいのかなというふうに思っています。

ただ、先ほど申し上げました施設も今市内には比較的以前から、10年前から比べると数多く、国の補助金とかもいただきながら市のほうで補助

させていただいたというようなこともございまして、グループホーム等につきましては相当数今増えてきているというところもございます、以前ですと退院した後に旭川や遠距離の比較的パイの数がたくさんある市町村のほうの施設に入られて、そこで特養待機されるという方が多かったように感じっていますが、今でもそういう方がいらっしゃるのはいらっしゃると思いますが、数が増えてきた分、過去よりは減ってきているのではなかろうかなというふうに考えているところでございます。

特に認知症のグループホームにつきましては、名寄市独自の施策といたしまして、低所得の方々に対しましては一定住居費の支援もさせていただいているところでございますので、今後もそういう御意見や状況を鑑みながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 確かに今部長おっしゃられたように、有料老人ホームが以前に比べるとすごく充実してきていることは確かでございます。そんな中でも、例えば有料老人ホームに長年入っていながら何年も特養の入所待ちをしておられた方が入られて、これまでと違って特養、すごく費用が安くなるので、すごく楽になったというような話も、これはよく聞くことでございますので、できるだけ入りたいと希望している人には、なるべく特別養護老人ホームに入れるような方策を少しでも考えていただければと思います。

そんな中で、しらかばハイツの未利用の部分があるというところで、単純に考えて職員増やせば利用率上げられるのではないかなというふうには私なんかは考えてしまうのですけれども、今外国人の採用なんかを進めているということでございますけれども、予算面以外に利用率を増やすに当たっての支障となる要件というのは何かありますでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 昨年度の事業団から、また議員の皆様には9月の定例会の後の議員協議会で御報告させていただく予定でございますけれども、昨年度の清峰園の新規の入所者数は実は38名ということで出ておりました。今現場から聞いている中では、38人ということですから、月に相当数の方々が入所されているというように、実は入所の申込みがあって、順番が来ましたよというふうにお伝えをして、入所に至るまでの結構時間のタイムラグがあるというふうにお聞きしています。ですので、退所された後に入所のベッドが埋まるまでの時間がそこそこ時間がかかっているというように、それで回転率が一部落ちていたというようにあるということ聞いております。

先ほども壇上でも申し上げましたが、中には入所待機者がたくさんいるということで、すごく時間がかかると思って、まだずっと先のことだろうと思って申し込んでいたのですけれども、在宅の方ですと早い方ですと2か月で来られるということで、実はまだ御本人に話していなかったとか、まだそこまできちっと話ができていなかったというように、実はそれを待っているだけで空きベッドが1か月間ぐらい空いているというような状況もあるということで、介護の人間がそれを行っているわけではなくて、一部相談員等がその対応をさせていただいているのですが、次々にお声をかけさせていただいていくというように、が実は結構あるということ聞いておりますので、この空きベッド解消のためには一定入所の申し込んだ場合については御本人等とお話をさせていただいて、入所に当たっての順番が来た際には一定早めに入所していただくことができれば、空きベッド解消と、あと待機者の一定の入所することを早めるということにできる一理になるのではなかろうかなというふうに私どもとしては考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） いざ順番が回ってきたときに、入所を辞退するようなケースがあるということでございます。

それで、やっぱり多くの方が待っている施設、長年待っている方が多いという施設でございますので、極力回転率というのでしょうか、空きベッドの期間が少ないように工夫されるようお願いしたいと思います。

特別養護老人ホームで働いている方々の御苦労というのは、いろんな大変な御苦労があるのだろうとは承知しておりますけれども、その中でも少しでも入所率といいますか、申込みから入所までの期間ができるだけ短くなるような、そんな工夫をしていただければなというふうをお願いをいたしまして、大項目1については終わらせていただきます。

それから、大項目2番目、ふるさと納税についてでございます。私も今この納税額等、いわゆる流出額を聞いてびっくりしたところでございまして、まさか逆転までは行っていないのだろうなと思っていたのですけれども、実際1,500万円以上の逆転現象があるということでございまして、これはやっぱり市民にほかのまちにふるさと納税してはいけないということは言えないわけですから、極力名寄市に対してふるさと納税をしてもらう額を何とか引き上げていかなければいけないというように方策が必要だというふうに思っています。

返礼品の数量確保についてでございますけれども、現在サイトで確認した中では品切れ中、受付終了となっているものの中にはサンプラーの宿泊券ですとか入浴回数券、食事券、それからスキー場のシーズン券ですとか、名寄白樺カントリー倶楽部の利用券、それからゆめぴりか、市内のお菓子屋さんのお菓子なんか品切れ中となっているものでございます。季節的なもので、例えばスキ

一場のシーズン券なんかは今準備中だということであれば分かるのですけれども、何かもう一つ工夫すればすぐにでも準備できるのではないかと素人目には考えてしまうのですけれども、その辺数量確保についていろんなまちづくり観光会社ですとか、そういった業者に発注している部分があるというふうに聞いていますけれども、それらを今みたいなサンプラーの宿泊券、入浴回数券なんかは何かもうちょっと数量を多めに確保できないものかなと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今の疑問については、実は宿泊の関係について、現地ですぐ納税ができるように、実は端末を用意する予定でございましたが、正月の能登地震の関係で事業者が被災しまして、納期がずれ込んでいるということで、その端末が設置できた時点でその商品を展開するという流れだったのですけれども、サイト運営会社に、やはり議員御指摘のとおり見栄えよくないので、その部分についてはまだ非公開ということをお願いしていたのですけれども、システム上それができないということで、現状今そういった品切れ中のような表示になっているということで、我々としてもなかなか見た目よくないなというふうに認識はあるのですが、仕様上端末の設置までいましばらくということで、ぜひ御理解いただけたらというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 私も名寄に住居を定める以前は、本当にふるさと納税をよく限度額いっぱいやっていました、長年にわたって。ただ、名寄に住んでからは、それは一切やっていません。そんな感じでいろんな自治体の返礼品なんかを随分私もチェックいたしました。そんな中で、やっぱりページの冒頭から品切れ中だとか受付終了となっているものがずっと続いてしまっていると、この自治体はあまり熱心ではないなというような印象を持たれてしまいます。なので、今改善の手

続中だということですが、なるべく早くそういったことを改善して、受付終了とか品切れ中はあってもいいのですけれども、それはなるべく後ろのページのほうにずらしてもらうような手続が必要なのではないかなというふうに思います。

それから、小項目の3番目ですけれども、寄附の呼びかけですね、今回私も参加させていただきましたハーブサミットにおいては、確かに納税の呼びかけのチラシございました。大変いい取組だなというふうに思っておったわけですが、例えば今年の2月に名寄市でスペシャルオリンピックが開催されました。全国から数多くの選手、家族、関係者が名寄に来られて、2日間にわたって競技が行われたというものがございました。このときにふうれん特産館から大福を御提供いただきまして、選手、関係者に2日間にわたって配ったのです。そういったときに、このような地元の特産品の提供に合わせてふるさと納税をPRすれば効果的なのではないかなというふうに思うのです。これは、チラシ1枚渡すだけでいいと思うのです。大福と一緒にチラシ1枚を渡すだけでもいいと思うので、こういったイベントごとの呼びかけというのですか、これは本当に市の担当部署の職員だけではなくて、市の職員全体で取り組む姿勢が大事ではないかなというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今御指摘いただいたとおり、私壇上でもお答えしましたけれども、あらゆる機会を捉えるということで、しっかり対応していきたいと思います。

現状、御紹介としては1つだけ御紹介させていただきましたけれども、いろいろふるさと会を中心に、例えばロイヤルエクスプレスが来たりとか、スキーツアーの皆さん方にお越しいただいたりとか、そういった機会を捉えていろいろ宣伝は年間通して数多く行わせていただいておりますけれども、今おっしゃっていただいたように非常に大き

なイベントも含めて、全職員依頼しながら対応できるかどうか含めて検討させて、検討というか、研究させていただいて、成果につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） 呼びかけにつきまして、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

小項目の4番目ですけれども、使い道の多様化についてです。現在の名寄市にふるさと納税した場合の使い道の指定としまして、1番目が大学、それから2番目が天文台、3番目が冬季スポーツ、4番目、農業、5番目、子育て、それから6番、医療、福祉、それから7番としてその他まちづくりという選択肢がございます。ただ、この使い道の実績報告が空白になってしまっているのです。これまで寄附した中でどの事業にどれだけ寄附があって、どういうふうに使いましたよという報告が空白になってしまっているように見えるのです。これらは、やっぱりちゃんと報告をして、またリピーターを増やすということがとても大事だと思うのですけれども、それと先ほど申し上げた介護職員の採用のほか、例えば返礼品の代わりにお盆になったらお墓の掃除しますよとか、そういった特徴のあるもの、本当に名寄市ならではのものを、例えば返礼品にこだわらずに用意できれば名寄市は頑張っているのだというPRが、納税者にアピールすることができるのではないかと思います。このようにお考えでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 今ふるさと納税の使い道といいますか、細かく子細に言いますと、どのような返礼品というか、そのカテゴリーを増や

すというところで今御理解させていただければと思います。何でもいから使ってよということになると、ふるさと納税の趣旨と外れてきますので、改めて私どものほうでこういう使い道がありますよと、様々な事例研究できるかと思います。今お話あったとおり、最初はサンピラーの宿泊券、また議員御指摘の、例えばお墓掃除というところ、これは我々がそういう商品として、商品と言ったらあれですけれども、返礼品としてそういうものを用意して、そういう形で寄附いただく、こういう形はほかの市町村でもやられている事例があると思いますので、そちらについては研究させていただければと思います。

ふるさと納税、私も今回の質問の中で名寄市から流出している額が結構あるということが、これは改めてふるさと納税で応援していただく皆さんを増やしていくということは早急に取りかからねばならない問題だと思っておりますので、ほかの市町村の事例を研究し、それに負けないようなものをつくっていく。こういう形をまた担当と協議させていただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） ぜひ名寄市をPRして、名寄市に納税をしたいという人が増えるように、また一回ふるさと納税していただいた方は次の年も、またさらに次の年も引き続きリピーターとして納税していただけるような取組が必要だと考えています。

それで、私の知人が名寄市にふるさと納税を行った際に返礼品とお礼状が同封してあったということで、そのお礼状を私に手渡したわけです。その知人が私に何を言いたかったかというのは、それを見てすぐ分かったのですけれども、ここに実際に持っていますけれども、それが市長名ではなくて秘書広報課として「名寄市を応援いただきありがとうございます」というふうになっているのです。私、先ほど申し上げましたように、随分いろんなところにふるさと納税、これまで行ってま

いました。それらのほぼ全部の自治体、これは首長名義なのです。市長名、町長名のお礼状が同封されているということがほとんどでございました。ここで市長から、例えばお礼状に名前を使っ
てはいけないという指示があったとは思えませんけれども、これは予算のかかることではありませんので、カラーコピーでもいいのです。新しいチラシを作らなくてもいいので、ぜひお礼状を市長名で出していただきたいという、これはお願いで
ございます。いかがでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 御指摘ありがとうございます。

そういった御指摘、おっしゃるとおりだと思いますので、担当と話をし、すぐ対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 谷議員。

○5番（谷 聡議員） ありがとうございます。

以上、ふるさと納税については何点かお願いしましたけれども、ぜひよろしくお願ひしたいことを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で谷聡議員の質問を終わります。

名寄市健康増進計画について外1件を、遠藤隆男議員。

○13番（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い大項目で2点、順次質問させていただきます。

まず初めに、大項目の1、名寄市健康増進計画について、小項目の1、健康づくりの推進についてお伺いいたします。住み慣れた地域で心豊かに元気で生活できる地域の実現を目指し、子供から高齢者まで全ての市民の健康づくりを推進するため、本年3月に名寄市健康増進計画「健康なよろ21」（第3次）が策定され、計画に基づき進められていることと思います。市民一人一人が高齢期においても心身ともに健やかに生活するために

は、若い世代から健康づくりに関心を持ち、身体活動や運動の機会を増やすことが心身の健康維持や介護予防にも必要であります。本市の冬の期間は雪の影響を受け、年間を通しての運動ができる環境の確保が課題であると思いますが、健康づくりの推進をしていく上で今後どのように進められていくのか、年間を通じた環境づくりの確保の部分を含めお考えをお伺いいたします。

次に、各種検診事業についてお伺いいたします。本市においても高齢化が進む中、がん、心疾患、脳血管疾患の3大疾患での死亡率も高く、特定健診においても所見がある方が多く、生活習慣病の発症及び重症化予防を図ることが重要な課題になっていると思います。各種検診は、実施そのものが目的ではなく、生活習慣病の予防、早期対応による健康寿命の延伸が主目的であることから、受診をして今の自分の健康状態を把握するといった健康意識を高めることが重要であると考えます。そこで、各種検診事業について何点かお伺いいたします。

まず初めに、特定健診の重要性及び特定健診を受けないことによるデメリット、個人、医療費、将来の保険料を含めた影響についてお伺いをいたします。

次に、特定健診の受診率向上施策について、コロナ禍における受診率の低下に伴い受診率を向上させるための施策が行われてきたことと思いますが、現在まで行われてきた受診対象者への周知を含め、取組内容について申込みから健康指導に至るまでを含めお伺いをいたします。

次に、本市においては、名寄市独自で国の制度を拡大し、30歳以上74歳までの名寄市国民健康保険加入者に対して特定健診が行われていますが、コロナ禍においては受診を控える方も増え、受診率も低下したところですが、令和4年度においてはコロナ禍前に近づく受診率になったことと思います。令和5年度における特定健診の対象者数、受診者数、全体の受診率及び年代別の受診率

について、またがん検診、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの対象者数、受診者数、受診率及び人間ドックを受けられた方の近年の受診者数についてお伺いをいたします。

次に、歯科疾患検診において、歯と口腔の健康を保つことは全身の健康づくりにつながり、健康寿命の延伸や生活の質と関連するため重要とされており、本市においては40歳の市民を対象に生活習慣病の重症化を予防する一環として歯科疾患検診が行われていますが、令和5年度の対象者数、受診者数、受診率についてお伺いをいたします。

次に、大項目の2、障がい児・者のスポーツについてお伺いをいたします。平成23年8月に施行されたスポーツ基本法においては、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」とされています。また、文部科学省では、スポーツ基本法に基づき、平成24年3月にスポーツ基本計画を策定し、年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が関心、適性等に応じてスポーツに参加することができる環境を整備することを基本的な政策課題として障がい者スポーツの推進を図っています。障がい者スポーツは、社会情勢の変化とともに目覚ましい発展を遂げ、元来のリハビリテーションスポーツから競技スポーツとして認知されており、共生社会の形成に向け、障がいのある人もない人も全ての人が参加できるスポーツ環境づくりが求められております。障がい者スポーツは、心身の健康を維持できる、ストレスの解消となる、行動範囲が広がる、外出の機会が増える、交友関係が広がるといったメリットがあり、社会性の習慣に大きな効果をもたらすことから、障がいスポーツの理念に基づき、より多くの障がいのある子供や大人、高齢者が取り組むことが重要であり、特に子供の頃から取り組むことは、成人期においても引き続き恒常的な運動習慣の継続やスポーツ活動導入の基礎として重要な取組であると考えま

す。近年では、パラリンピックでの日本人の活躍もあり、障がいのある方が取り組む障がい者スポーツは注目を集めていますが、競技の練習場所の少なさや障がい者スポーツの認知度の低さから、日本の障がい者スポーツ人口はまだまだ少ない状況にあると言われております。令和4年度における障がい者成人の週1回以上の運動、スポーツ実施率は30.9%と、健常者の52.3%に比べて低く、また障がい者7から19歳の実施率は35.3%であり、成人以降の実施率が下がる傾向にあります。

そこで、小項目の1、本市における障がい者スポーツの現状と課題等について、どのように捉えられているのか。

小項目2、障がい児・者スポーツに対する本市の考え方についてお伺いをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 遠藤議員からは、大項目で2つの御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は総合政策部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大項目1、名寄市健康増進計画について、小項目1、健康づくりの増進についてを申し上げます。令和6年3月に名寄市健康増進計画「健康なよろ21」（第3次）を策定し、住み慣れた地域で心豊かに元気で生活できる地域の実現を目指し、子供から高齢者まで全ての市民の健康づくりを推進するため、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、生活習慣の改善と生活機能の維持を基本方針として計画を進めております。健康づくりには、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康などに関する生活習慣の改善が必要と考えられ、こうした生活習慣の定着により生活習慣病の発症予防、重症化予防につながります。特に身体活動や運動量の多い人は少ない人に比較して循環器疾患、糖尿病、

がん、認知症などの発症リスクが低いことが分かっており、身体活動や運動がメンタルヘルスや生活の質の改善に効果をもたらすことが認められています。身体活動や運動の機会の提供については、おおむね60歳以上の方を対象に総合福祉センターで健康づくり体操教室を毎週開催しており、令和5年度は延べ1,200人以上の方に御参加いただいております。年間を通して参加していただくことで自分に合った運動を安全に楽しく継続していただくことができております。また、令和5年12月から開始しましたてくTECH活動事業では、1日の目標歩数達成によりポイントを付与することで幅広い年代層の方に御参加いただき、運動習慣のなかった方にも健康づくりに対する動機づけと運動習慣の継続を支える環境づくりとなっております。本市は、積雪量も多く、冬期間の運動機会が減少することから、例年2月に名寄市保健推進員に御協力いただき、冬期健康体操教室を開催しております。昨年度は、健康ポイント対象事業として開催したところ、初めて参加していただいた方が増え、健康づくりに向けての意識啓発となったところです。今後も市民一人一人が主体的に健康に対する意識を高め、健康づくりに積極的に取り組まれるような環境づくりに努めてまいります。

次に、小項目2、各種検診事業について申し上げます。特定健診の重要性については、国はメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診を各医療保険者が40歳から74歳までの加入者に対して実施するよう義務づけ、本市においても国民健康保険加入者に特定健診を展開しております。特定健診は、生活習慣病の発症予防、疾病の重症化予防の観点から受診者自身が体の状態を知る機会として、また生活習慣の改善を図るきっかけとなるよう実施しているところです。生活習慣病は、自覚がないまま進行し、症状が出たときには病状が進行している場合が多くあります。近年、生活習慣病の発症が若年齢化の傾

向にあるため、本市では国保の独自策として対象年齢を30歳まで引き下げて特定健診を実施しているところです。特定健診を受診しないデメリットについては、病状が進行した段階で治療が開始されますと治療期間が長期化されたり医療費が高額になるなど、受診者にとって身体的、精神的、経済的にも負担がかかってくることが考えられます。また、治療のため病院を受診する回数が増えることで医療費にかかる保険給付費が増加し、将来の保険料にも影響を及ぼすことも考えられるところです。生活習慣病の発症を予防すること、重症化を予防することは、健康寿命を延伸させ、心豊かに元気で生活が送れることにつながることを考えております。本市の特定健診については、暫定値ではございますが、令和5年度で40歳から74歳までの対象者数3,199人、受診者数が1,215人、受診率が38.0%と新型コロナウイルスが流行する前の令和元年度36.6%を超え、徐々に向上してきております。受診率の向上に向けては、未受診者対策として地区担当保健師による個別受診勧奨や国民健康保険連合会の受診率向上事業を活用した受診勧奨はがきの送付を行っております。直接的に個別に働きかけることにより、受診に結びついているものと考えております。さらに、少しでも特定健診を受診しやすい体制として市内7か所の医療機関と委託契約を結び、通院中の医療機関で特定健診を受けることができる個別健診や医療機関の検査内容が既に特定健診の項目を満たしている場合には情報提供として市が検査結果を受け取り、特定健診として扱うことのできる体制の充実を図るなど、受診率の向上に向けた取組を行っております。

次に、各種がん検診についてになりますが、本市の国民健康保険加入者への各種がん検診のうち胃がん、肺がん、乳がんにつきましては対象年齢を国が推奨している40歳から30歳に引き下げて早期発見、早期治療に取り組んでおります。令和5年度は胃がん、肺がん、大腸がん検診の対象

者数は4,139人となっており、うち胃がん検診の受診者数は492人、受診率は18.5%、肺がん検診の受診者数は795人、受診率は19.2%、大腸がんの受診者数は741人、受診率は17.9%となっております。隔年受診となっております子宮がん、乳がん検診につきましては、20歳以上が対象となっております子宮がん検診の対象者数は2,337人、受診者数は201人、受診率は17.2%、乳がん検診の対象者数は2,248人、受診者数は229人、受診率は20.2%となっており、令和4年度からは一、二%ではございますが、受診率は増加しております。特定健診、各種がん検診の受診率の向上につきましては、今年度よりスマホやインターネットなどから気軽に申し込んでいただけるよう申込みフォームを作成し、運用をしております。日中に申込みができない市民に向け、夜間や休日にも申込みができる体制をつくり、より多くの市民に検診を受診してもらえるよう取り組んでおります。検診の事後につきましては、個々の生活に寄り添いながら、検査、検診結果に基づき生活習慣の見直しや必要な医療につなげるなど生活習慣病の発症及び重症化の予防に努めております。

次に、壮年期からの生活習慣病の重症化を予防する一環として、虫歯や歯周病の早期発見及び予防を図ることを目的としている歯科疾患検診の対象者数は314人、受診者数35人、受診率11.1%となっております。新型コロナウイルス感染症が感染法上の位置づけが5類疾患と変更となり、行動制限が緩和され、ほぼコロナ禍以前の行動様式に戻っていますが、現在においても感染者が一定数いることから感染状況を注視しつつ感染防止策を講じながら関係各所と連携を図り受診率の向上に向けた取組をこれからも推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私からは、大項目2、障がい児・者のスポーツについてお答えい

たします。

初めに、小項目1、現状と課題等についてですが、スポーツ基本法に基づく第3期スポーツ基本計画では、スポーツの定義をする、見る、支えるという自発的な参画を通じて楽しさや喜びを感じることには本質を持つものとし、具体的にはウエルビーイングなものとして規定されています。また、スポーツ政策の基本方針として新たに3つの視点が加えられており、その一つに誰もがスポーツにアクセスできる社会の実現があり、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化、パラアスリートの育成環境の構築、障がい者がスポーツをする機会が失われない取組などがうたわれています。本市の障がい者スポーツの代表的な取組としては、名寄市社会福祉協議会や名寄市立大学、コミュニティケア教育研究センター、Nスポーツコミッションが連携して開催している市民ボッチャ大会や本年2月に多くの市民の御協力をいただきながら開催した第8回スペシャルオリムピックス日本冬季ナショナルゲームがあり、特にスペシャルオリムピックスでは厳しい寒さの中でアスリートのあらゆるハンディに負けない強い精神を感じたところです。本市に限らず、全国的な課題であります、大きく2つあると考えており、1つ目は障がい者のスポーツ専用施設がないこと、2つ目は障がい者スポーツに関わる組織、人材が少ないことと考えており、障がい者がどのライフステージにおいてもスポーツを楽しむ機会がまだまだ不足している状況だと認識しています。

次に、小項目2、障がい児・者スポーツへの考え方についてお答えいたします。障がい者が日常的にスポーツを実施することは、身体的、精神的な健康状態を保つことにつながり、さらにはスポーツを通じて社会参加が活発になることで孤立を防ぐ助けとなり、他者とのコミュニケーションスキルを高めることにつながります。また、障がい者のスポーツ活動が活発になることで障がいに対する社会の理解と受容が進むとともに、障がい者

の能力や可能性が広く認識されるようになり、差別や偏見の解消につながると考えています。東京2020パラリンピック競技大会では、多くのパラアスリートが活躍し、大きな注目を浴びるとともに、最近では10代の車椅子テニス選手が世界の舞台で活躍するなど、その姿は障がいがある子供たちに大きな夢を与える存在になっています。障がい者スポーツの推進は、それぞれの健康と幸福の増進だけではなく、地域社会全体の理解と連帯を深めるためにも重要な意義があり、スポーツを通じて障がい者と健常者が共に活動する機会が増えることで、互いの理解が深まるインクルーシブな社会の実現に寄与するだけではなく、バリアフリーの社会を推進するための第一歩につながると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） ただいま御丁寧に大変詳しく御答弁をいただきました。幾つか確認等含めましてお伺いをしたいというふうに思います。

まず初めに、大項目の1、名寄市健康増進計画について、健康づくりの推進についてですが、今後の進め方については理解をさせていただきます。本市においては、それでも30から60歳代の男性及び40歳から60歳代女性の肥満の割合というのですか、それは基準値と比べて増加している状況であって、現在適正な体重を維持している人を増やすことが課題であると言われておりますけれども、やはり健康づくりにおいては若い世代から関心を持ってもらうことが重要であるというふうに思っております。

そこで、この部分で1点だけお聞きしますけれども、若い世代の方に関心を持ってもらうための今後の進め方といいますか、考え方、この部分をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今議員御指摘のとおり、御高齢になってからもいろんなものを見

ますと、幾つになってからも健康づくりというのは何歳からでもできるそうですし、本来ですと筋肉ってそれなりについてくるというようなことも聞きますが、やっぱり生活習慣病ではございませんけれども、それぞれの若い頃からの生活習慣というのは重要だなというふうに、自らもそう思っております。

今議員御指摘のとおり、市としては先ほども壇上でも御説明させていただきましたが、昨年からてくTECH事業を取り組まさせていただいておりまして、担当課は総合政策のほうになりますけれども、それをきっかけに町中で歩いている方々がたくさん多くいらっしゃるなというのを以前よりも多く拝見するようになりました。私ごとですけれども、私も一年中歩いているのですけれども、多く歩く方を拝見することになりましたし、もちろん健康もそうなのですけれども、会わないと、あの方どうしているかなと思って気になったりだとか、ふだんなかなか話することなくとも、声を合わせるだけでも、挨拶するとか何かということで市民の触れ合いというか、そこにもなってくるのかなというふうに思っています。若い方も、割と私朝歩くことが多いのですけれども、どちらかという御高齢の方よりも若い方が朝歩いている方が多いかなというふうに思っております。子供たちには早寝早起き朝御飯と言っているようなのですけれども、若い方々、私たちも含めて早く起きて御飯食べて、朝少し運動するというようなことの習慣というのはとてもいいことだなというふうに思っておりますので、てくTECH事業についてはそれが有効なきっかけになっているかというふうに思いますし、歩くことだけではなくて、それをきっかけに行動変容されるということがとても大事なことだというふうに思っておりますので、今後ともてくTECHも含めて保健センターサイドでもほかの何かがございますら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 部長言われたとおり、てくTECH事業、かなり効果が上がっていると思います。健康づくりの意識、少しずつ高まっているような気がします。でも、それが多くの皆さんに浸透すればいいのですけれども、関心というか、やっぱり意識を向上させるというのはなかなか厳しい、難しいことなのかなというふうに思っております。身体活動や運動するということは、健康の維持は当然なのですけれども、将来的にも介護予防にもつながっていくものだと思いますので、今後の部分については引き続きいろんな方策をしていただきながら、諦めずどんどん意識を高めてもらうようによろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、年間を通じて運動のできる環境づくりの部分で、いろいろな取組をされておりました。毎週の健康づくりだったか、当然てくTECH事業もそうなのですけれども、冬期健康体操とか、いろいろな取組がされているということで御答弁をいただきました。今やはり高齢の方は当然もちろんなのですけれども、今後障がいのある方にもこういった配慮をしていただきながら、そういった部分詰めていただきたいなというふうに思います。この部分について、今後そういうように取り組んでいただくような要望しておきますので、よろしくお願いをいたします。

次に、各種検診事業についての重要性及び特定健診を受けないことによるデメリットの部分についてお聞きをしました。受診しないということは、当然生活習慣病になったかどうか分からないし、生活習慣病というのはなかなか自覚がないというふうに先ほど答弁にもありましたけれども、そういうものだと思っております。

そこで、生活習慣病になってしまった場合、当然治療期間、治療費等かかり、個人的な医療費負担もあるし、将来の保険料にも影響するというような御答弁もいただきました。本当に本市の令和

4年の1人当たりの医療費ですか、3万2,710円で、平成30年と比較して4.8%増加しているということで、1人当たりの医療費、全道、全国よりも高い状況にあるというように示されております。また、特定健診も受けている方の生活習慣病治療費が5,277円に対して、健診を受けていない方の生活習慣病治療費が5万1,664円ということでもありますから、その差額が年間で4万6,387円ですか、こういった年々治療費が上がっていくことによって、当然保険料にも影響がありますし、保険料を上げざるを得ない状況にもなるというように思っております。ということで、受診率というのは何としても上げていかなければならないかなというように私も理解しているところであります。私も国保に加入していますけれども、やはり保険料については本当に高いなというふうに思っております。これ以上上がらないことを願っているのですけれども、現実的には本当に厳しい状況にきているのかなというように感じているところであります。

各種検診事業については、本市の受診率の低さに驚いて、令和3年12月に一般質問をさせていただいたところなのですけれども、コロナ禍は受診を控える方も増えて、受診率は低下したところなのですけれども、現在の特定健診の受診率向上施策での受診対象者への周知を含め、取組については本当に工夫がされて、かなり進歩していると感じているところであります。各種検診のお知らせについては、以前は広報なよろの5月号からですか、掲載していたところ、2年前からですか、4月号、5月号の2回。特に今年の4月号について、1枚めくったところからもう既に載っているというところで、まだ対象者個人に対しては封書やはがきでの周知もされていますし、またこれも2年前からですか、申込用紙での申込みの前に電話での予約、また先ほどの答弁にもありましたけれども、今年度からはスマホでも申込みができるといったウェブフォームの作成をされて、各種検

診の予約については現在多分順調に伸びているのではないのかなというふう思うところでありますけれども、あとは特定健診の受診対象となっている方がどのように受け止めるかなというところだと思っております。令和5年度の特定健診の全体の受診者数、がん検診の部分もお聞きしましたけれども、やはりまだまだ低いのかなと感じております。なぜかという、私は自衛官OBでありますので、自衛官当時、任務を完遂するために、また国民の負託に応えるために良好な健康状態を維持するということは当たり前の立場にありまして、各種検診について受診率100%を目指す組織で、受診することは当たり前といいますか、習慣化されているという状況でありました。特定健診は、受診されない方にもそれぞれの立場があると思っております。やはり自分を守るために、また御家族を守るためにも良好な健康状態を維持しなければならないという意識を持っていただかないと、なかなか受診率の向上には結びつかないのかなというふうにも思っております。

そこで、お伺いいたしますけれども、令和5年度とコロナ禍の特定健診受診率を比較して、どのように評価をされているのか。また、その評価に基づいて、令和6年度の事業が進められていることと思えますけれども、さらなる受診率の向上を目指したという今後の進め方と、あと障がい者、障がいのある方への受診対応というのですか、そういった部分を含めお考えをお伺いいたします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 特定健診含めた受診者が増えない要因につきましては、受診率向上支援共同事業というのがございまして、国保連と民間事業者、市の3者で受診率の向上に向けた分析や取組を行わせていただいているところでございます。分析の中では、70歳代の特定健診の受診者は多いのですが、40歳代が低いということで、特に50歳代から60歳代では通院中の方々の未受診者が多くて、通院しているから

健診とか受診は必要ないというふうにおっしゃる方が多いという傾向にあるというふうに分析しています。

また、令和4年度に実施しました受診勧奨はがき事業でございますけれども、一時的に受診率の向上にはつながったのですが、昨年度、令和5年度にはまだ伸び悩んでいるという部分も見られまして、継続した受診や新規受診者への対応が課題というふうに考えているところでございます。

引き続きまして、前年度受診者の定着化や未受診者の中心とした勧奨はがきの送付や訪問や電話かけなどに力を入れて取り組んでまいりたいというふうに考えています。

特定健診につきましては、主に生活習慣病の早期発見を目的としております。健康維持増進のためにも多くの市民の方々に健診等を受診していただけるよう周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それと、障がい者の方々につきましては、各種健診の期間とか場所とかによりまして、障がいのお持ちの方々がなかなか健診を受けることが難しい場所もございますので、電話等の相談とかに直接対応させていただきながら、健診がスムーズに受けられるような対応を継続させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 健診というのは、やっぱり誰もが希望をして受けるというのが当然のことだと思います。今日は障がい者の部分でお聞きしたのですが、その部分についてしっかりと御意見いただきながら取り組んでいただければなというふうに思います。

また、やはり70歳代は多いのですが、40歳代は低い、また50から60歳代については、私もよく聞くのは今病院に通院しているから

とか今何ともないから受けていないのだという声をよく聞きます。そのとおりだというふうに思います。しかしながら、諦めずに、そういうところはしっかりとやっていくしかないのかなというふうにも思いますし、また受診率の高い自治体の参考例なんかも見ていただきながら、そういうのも見ていただいて、取り組んでいくというのもまた一つ、また本市に合った対策ではないかもしれませんが、そういうところも参考にしながら進めていくというのも、またさらに一步向上するような施策になるのではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、国保制度について、特定健診の国の目標受診率というのが示されていると思うのですが、令和4年度については目標達成まであと800人足りなかったというふうな、たしか広報なように記載があったと思うのですが、令和5年度では何名足りなかったのか。また、この目標達成できなかった場合のデメリットというのはあるのか、影響等含めて、その部分についてお伺いをしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 国保事業に関することなので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

冒頭の健康福祉部長の御答弁でもありましたけれども、暫定値というのがありますけれども、令和5年度の特定健診受診率が対象者3,199人に対して受診者1,215名ということで、受診率38%ということで答弁させていただいたかと思います。第3期の名寄市保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画ですが、こちらで国と同様の目標を設定させていただいておりまして、特定健診の受診率については60%を目標にということでさせていただいております。60%に向けてとなりますと、あと約700名ほどの受診が必要になるのかなというふうに思っているところでございます。

目標達成できなかった場合のペナルティー的なことは、実は特にございませんが、国保の事業運営上に関していいますと、特定健診のこの受診率が上がるとインセンティブでの交付金というのがございまして、多少そこに影響が出てくるものというふうには考えているところです。

以上であります。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 国の設定されたのは60%ということで、5年度については700人足りなかったということで、特にペナルティーはないと聞きましたけれども、交付金の部分で影響が出ているということで、やはり受診率が上がったことにこしたことはないということで、受診率というのは上げていかなければいけないかなというふうに思います。

私も2年間、任意継続保険のときもありまして、個人的に特定健診とがん検診を受ける期間があったのですが、たしかその当時は7,000円ぐらいかかったのですが、今は本市で行っている健診、約8,000円かかるということですか。無料で検査ができるということもありますので、さらにやっぱりそういった部分はしっかりと強調させていただいて、諦めずに周知をどんどん重ねて受診率向上させて、そういった交付金の影響がないようにやっていただければいいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、がん検診の部分でお聞きしますが、本市で1,800円の負担をすれば前立腺がんの検診も受けることができますけれども、近年の受診者数についてはどのような状況なのか、この部分をお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 前立腺がん検診のここ3年ほどの受診者数でございしますが、令和3年度が290人、令和4年度は306人、令和5年度は287人ということになっておりま

す。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 令和3年290、令和4年が306、令和5年が287、大体同じような数字で推移しているのかなというふうに思います。

この前立腺がん、50歳代から急速に増え始めて、発症の平均年齢が70歳代の高齢の男性に見られるというようなことでありますけれども、これは加齢によって男性ホルモンのバランスが崩れたり前立腺の慢性的な炎症とか食生活、生活習慣病などの要因が加わって発生すると言われておりますけれども、今後の罹患数予測ですか、これは何か最も多くなるというふうな予測も出されているところでもあります。より多くの方へ受診をしてもらうというところも必要ではないのかな。令和3年度も質問させてもらいましたけれども、本市の国保、後期高齢者医療、市民税非課税、生活保護世帯の方に対する前立腺がん検診の無料化という部分について、本市の考えお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 過去にも議員おっしゃるとおり御質問いただいているところでございますが、議員御指摘のとおり前立腺がんについてはPSA検査というのですか、血液検査のみで検診が可能ですことから、早期診断する上で有効な検査だというふうに言われており、本市におきましても平成17年度から実施をさせていただいております。しかしながら、導入当初から言われておりますが、検診が死亡率減少効果を判断する証拠が不十分ということで、国の指針に基づいて行います自治体のほかのがん検診と異なる性質を持っているということでございます。そのため、現状市といたしましては検診の機会を提供いたしまして、希望される方々の受診ができるオプション的な位置づけとさせていただいております。

まして、無料化や一部助成はさせていただいているのですけれども、今以上の助成をするという考えは現在のところは持ち合わせしておりません。

今後につきましては、国の指針が位置づけられた場合につきましては、ほかのがん検診と同様に費用助成拡大については検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 理解したいところなのですけれども、やはり全ての検診を無料にするということは、また一つのきっかけとなって受診率向上につながっていくのではないかなというふうに思うところであります。広報なよろに掲載しているがん検診の表ですね、あそこだけ1,800円と書いてあって、あそこ無料にすればすっきりします。表も見やすくなるし。非常に何か見苦しいなという感じで、すっきりしましょうよ。この部分、国の指針、いいではないですか、それは。受診者数多いわけではないのですから。1,800円に対しての300名前後の受診者数です。本当に国の指針なんか待たなくてもいいのではないかなというふうに私は思います。特定健診の年齢も本市独自で30歳からに拡大してやっているではないですか。それと同様に、独自の施策でやればいいのではないかなというふうに思うのですけれども、名寄市健康都市宣言もされているわけですから、もう一歩前に出て受診率を上げていきましょう。再度お考えをお聞かせください。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 議員の熱い思いといいますか、健康に対する様々なお気持ち等々については、しかと受け止めさせていただきたいというふうに思います。

ただ、もし仮に実施していくというふうになりましたら、今後継続して実施していかなければならないということで、一定程度の検証はやっぱり必要というふうになっておりますので、その議員

の気持ちを受け止めながら、今後の施策の編成に当たりましては吟味してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） ぜひ無料化に向け、よろしくお願いいたします。この辺でやめておきますけれども。

では、次に歯科疾患検診について、先ほどの御答弁にもありましたけれども、40歳の市民に案内をされているわけなのですけれども、その中国保の方もいれば共済組合、協会けんぽ、その他いろいろな方がおられるというふうに思います。例えば対象者が自衛官でしたら、毎年歯科検診、これは受けているわけですから、市から通知が来ても再度受診は考えないのかなというふうに私は思います。多分ほかにも同じような立場の方もいると思うのですけれども、そういう方もいますから、受診率については一概に何とも言えない正確ではないのかなと。11.何%ですか、低い数字なのですけれども、11.1%ですね。これについては、正確な部分ではないのかなというようにも感じているところであります。

しかしながら、歯と口腔の健康を保つということは、今の動脈硬化や心臓病を予防するといった全身の健康づくりにもつながって、健康寿命の延伸といえますか、生活の質といえますか、最近歯の本数によって認知症のリスクの状況といえますか、認知症になっている方はたしか10本以下の方が多いというような感じで、8020運動って昔やりましたけれども、道でも8020歯っぴいプラン、そういう感じで取組がされていますけれども、やはり80歳の時点で20本ぐらいまで残っているというのが健康な状態を維持できるのかなというふうにも思っているところであります。

私は、自衛官の時代からの習慣で、現在も市内の歯医者さんで3か月ごとに定期検診を受けているところなのですけれども、なかなか定期検診を受ける方っていないのかなというようにも思いま

す。歯周病に限らず、当然歯科疾患進行して重症化すると治療する内容も増え、それに伴って医療費が増えるというのは当たり前ののですけれども、やっぱり歯科検診を通じて早急に疾患を発見できれば重症化予防、早期治療によって医療費負担というところも考えられますので、何とか受診率というか、定期検診も本当はそういう意識を持ってもらえれば一番いいのかなと思うのですけれども、本当に皆さん、歯医者さんに行くといったら歯が痛いとかよっぽどの違和感がない限り行かないのかなというようにも考えているところであります。

そこで、お聞きしますけれども、先ほどの11.1%というのはそういったいろんな部分があって、何とも言えない数字なのですけれども、そういった部分を含めて歯科疾患診療の受診率向上に、今年度及び今後の取組といった部分でお考えをお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今議員御質問ありましたように、歯科疾患検診につきましては、年度内に40歳になる方々に受診券を送付しまして、市内15か所ございます医療機関に委託をしまして、6月1日から翌年の2月27日までを実施期間として実施をさせていただいております。周知につきましては、個人への御案内のほか、広報やホームページにより広く周知しております。受診があった場合については、毎月医療機関から結果の送付をいただいております、歯科衛生士から事後の指導を行わせていただいているところでございます。

未受診者につきましては、12月頃に勧奨のはがきを送付して受診を促す取組を行っておりますし、そのほかに一昨年になりますか、保健推進員さんという町内会から各選出いただいている方々に向けまして、今議員からお話ありました歯周病だとか歯の内容について市内の開業されている歯科医師の先生から御講義をいただいて、そう

いう地域の方々にもお話をさせていただいているところでございます。議員御指摘のとおり、歯だけではなくて、心臓だとか呼吸器だとか、歯周病を原因として内臓疾患につながるというお話もありますので、今後も市民の方々にそのような周知をさせていただきながら、外国の社長さんとか、そういう経営者の方々は優秀な弁護士と優秀なかかりつけ医と優秀なかかりつけの歯科医師をお持ちだということが重要条件だというふうにお聞きしたこともございますので、かかりつけの歯科医師の方を持っていただけるようなことも含めまして周知を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） ぜひ諦めずに続けていただきたいと思います。

ところで、部長、定期検診受けていますかという質問はいいのですけれども、ぜひしっかりと定期検診も受けていただいて……やっていますね。分かりました。

大項目の1の最後に、これは各種検診事業の保健指導の部分になると思うのですけれども、令和6年4月から厚生労働省による標準的な健診・保健指導プログラムも一部改定されたところでありますけれども、この特定健診等における未治療の患者さんの血圧値に応じた医療機関の受診勧奨基準において、協会けんぽ、全国健康保険協会が定める未治療の患者さんの血圧に応じた医療機関の受診勧奨基準もこれまでの140の90ミリメートルHg以上から160の100ミリメートルHg以上に緩和したことによって、現在血圧の治療を行っている方がその数値までにはなっていないから薬を飲まなくてもいいのかといった誤解を生じると話題になったところなのですけれども、血圧の基準、血圧値に応じた医療機関の受診勧奨基準についてはどのように認識すべきなのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今議員から御指摘のとおり、今回標準的な健康保健指導プログラムの内容につきましては、るる報道等やネット上で様々な誤解が生じているというようなことが出ておりまして、これにつきましては平成25年度から変更がございませんので、御質問の受診勧奨基準の緩和という内容からも、調べますと本年の5月24日に日本高血圧学会からも一部基準が変わったという誤解が生じているので、注意喚起が学会からもなされているようでございます。保健センターにおきましては、健診における判定を基準としながら、医療機関を受診するだとか生活習慣改善を取り組みながら受診を検討する生活習慣改善に取り組む、正常域の方には継続して健診を受けるなど、血圧の数値だけではなく、肥満や脂質異常、血圧高値などその他の健診項目の結果を総合的に判断して保健指導を今後行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） これは、あくまでも協会けんぽさんのほうで基準を緩和したというか、それだけのことで何ら変わっていませんよということで、今まで血圧の治療をされていた方は今までの基準どおり薬も飲まなければならないし、治療をしていかなければならないということで認識を理解をさせていただきます。こういった紛らわしい情報については、まだ誤解されている方もいると思いますので、健康指導などの場を含めて周知していただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

時間もなくなってまいりました。

次に、大項目の2、障がい児・者スポーツについて、いろいろやはり課題についてはそうなのです。本市の課題について、施設がないとか、組織、人材が少ない、不足しているといった部分が大きなところなのかなというふうにも思っており

ます。本市の現状と課題、本市の考え方については理解をさせていただきます。

障がい児・障がい者スポーツにおける課題については、先ほど答弁にもありましたけれども、やはり運動、スポーツをやりたいと思ったときに気軽にできる場所がないということで、障がい者の方が諦めてしまうとか、スポーツ等に無関心になってしまうということが私は大きな課題であるというふうに思っております。

しかし、本市においては、新たにそういった施設を整備するということは現実的ではないと思いますし、やはり今後考えていかなければならないのは、市内にある施設をどのように活用していけば問題解決に近づけていけるのかというところだと思えます。

本市においても障がい児・障がい者スポーツというのはいろいろやられております。先ほど言われた部分でもありましたけれども、社協さんでやられている部分とか、また北海道障がい者スポーツ協会と福祉事業所が連携してやっているスポーツ教室だったりとか、市立病院でもデイケアを母体としたソーシャルフットボールですか、そういうのもやられています、たしか。あと、名寄ハンディキャップスキー協会がやっているクロカン、アルペンスキーですね、当然先ほども出ましたけれども、大学、SOサークルの活動支援行っております。北海道名寄プログラムというのもありますし、それにボッチャ、障がいがある、なしにかかわらずできるボッチャもやられているという認識はしております。また、施設においてスポーツセンター、B&Gセンターですか、市内在住の障がいを有する方、手帳を有している方、その介助者については無料にするなどの取組というものはされているところなのですが、名寄市全体としての障がい児・障がい者のスポーツについての認知度についてはまだまだ低いのではないかなというふうに感じているところであります。

障がい児・障がい者スポーツにおいては、全国

的にも……これは名寄市ではないです、全国的なあれですから。小中高等学校に在籍している障がい児・者の体育の授業が見学にとどまることもあるなど、学校における障がい児のスポーツ環境は十分ではない。また、車椅子競技は他の利用よりも著しく体育館の床を傷つけるという理由や障がいがあるという理由により障がい者スポーツについて施設の利用が断られるといったような事例があるといった課題もあるというところであります。また、障がい児・障がい者スポーツ、指導者を含む障がい児・障がい者のスポーツに関わるスタッフの確保というのが難しい、答弁でもありましたけれども、難しい状況であるというふうにも言われております。また、地方公共団体においては、スポーツの推進と障がい者スポーツと異なる部局が担当している場合には両者の連携、そういった部分も十分でないことがあるなど、障がい者スポーツの推進体制というものが十分ではなく、地方公共団体における障がい者スポーツ協会も都道府県とか政令市の一部にとどまっているといった状況であり、市区町村における推進体制は十分ではなく、障がい者スポーツ団体は事務局体制だとか運営資金と活動の基盤が極めて脆弱であるとも言われているところであります。

しかし、本市においては、ピヤシリスキー場及び健康の森において、昨年2月にスペシャルオリンピックス日本2023第3回北海道・東北プログラム冬季雪上大会兼ねて第5回SON北海道冬季大会が、今年2月には2024年第8回スペシャルオリンピックス日本冬季ナショナルゲームといった大きな大会が行われております。本市で行われている障がい者スポーツが将来的にそういった大会につながって、名寄市出身の多くのアスリートが出場できるような大会になることを願うところなのですが、やはりそのために本市においてさらなる障がい者スポーツへの理解はもちろんのこと、障がい者が子供の頃からやはり気軽に参加できる環境づくり、例えば官民連携組織で

あるNスポーツコミッションを中心とした障がい者スポーツを行っている各団体等との連携が必要であるとも考えますけれども、ここで本市における今後の障がい児・障がい者スポーツの在り方という部分、ここを市長にお考えをお聞きしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。お願いします。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 障がい児・障がい者のスポーツの振興について、非常に熱い思いをいただきました。ありがとうございます。

全国的に見ても、なかなか障がい児・障がい者の皆さんがスポーツをする機会が少ないのではないかという問題意識持っているということは私も同感であります。一方で議員が御指摘いただいたように、名寄には社会福祉協議会がかなり積極的に障がい者のスポーツ大会等やっている。あるいは、市立大学において学生ボランティアを中心に様々なスペシャルオリンピックスなどを中心とした活動もしていただいていると。Nスポーツコミッションというのは、スポーツを通じて市民の皆様が笑顔で元気、健康的な生活を送っていく、これを目的のうちの一つに掲げておりまして、このコミッションにも大学や社会福祉協議会も加入をしていただいているということでもございます。

改めて、それぞれ今いろんな活動をしていただいているとは思いますが、障がいのある方が今どういう状況にあるのか、あるいはどういう連携が必要なのか、あるいはできるのか。また、施設をどういうふうに有効活用するのかということは非常に大きなテーマであり、場合によってはここをしっかりと連携することでさらに障がいのある方のスポーツの環境というのが大きく高まるなということをお話を聞いていて実感しているところでありまして、改めて近々Nスポーツコミッションの会議等もございますので、こうした議員からの御提案あったということをぜひ委員の皆さんに

一度投げかけて、こういった連携ができるのか、少しでも前に進めるように議論を進めていきたいというふうに思っております。御指摘ありがとうございます。

○議長（山田典幸議員） 遠藤議員。

○13番（遠藤隆男議員） 非常にいい御答弁ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

確かに障がい児・障がい者スポーツについては、まだまだ課題が多くて、多分すぐにどうなるというものではないというふうに私も思っております。しかしながら、将来的にはそういった大会にアスリートを目指して、子供の頃から何ら抵抗もなくということが大事だと思うのです。気軽にスポーツを続けることができ、生涯にわたって続けることができればというふうに願っているところであります。

実際、多分障がいがあってもスポーツをしたいと思っている子供たちはいると思います。今名寄市は部活の地域移行に向けた大変な状況であることは理解しますけれども、そういった障がいのある子供たちもそういったことをしてみたいなという子供たちは絶対いると思います。実際問題、障がいのある子供たちがそういった部活動をするのであれば、高等養護学校に行って初めてそういった機会に出会って部活動をやるというのが現実、実情だと思っております。実際、名寄市にいたときにはそういったものはできないのですけれども、個別のそういう組織に入って障がい者スポーツをやることはできるのですけれども、なかなかそういう状況ではないのかなというふうに思っております。

また、障がい児・障がい者スポーツに対する環境づくりというのはなかなか難しいのですけれども、本来障がいのある、なしにかかわらず、同時並行的に進めていくべきものなのかなというように私は思っております。

今回は、障がい児・障がい者スポーツについて

目を向けていただきたいなという思いからこの質問をさせていただいたところであります。これからは障がい児・障がい者スポーツについては、課題がまだまだありますけれども、今後また関係する皆様とまたの機会に改めてお話をさせていただきながら、いい方向に行ければなというように願っております。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高齢者に寄り添う施策について外1件を、高野美枝子議員。

○11番（高野美枝子議員） 通告に従い質問いたします。

大項目1、高齢者に寄り添う施策についてお伺いいたします。名寄市の高齢化率は、令和5年、2023年33.8%で、市民の3人に1人が高齢者になり、超高齢社会になっています。人生100年時代を迎え、健康寿命の延伸が求められています。高齢者が要介護状態に至る主な要因の一つにフレイルがあります。早い時期からフレイルを予防することによって、高齢になってもその人らしく、健康な生活を送ることが健康寿命の延伸につながるものと考えます。

小項目1、フレイル予防についてのお考えをお聞きいたします。認知症になっても安心して暮らせる地域を目指して、認知症の人と家族を支える仕組みが推進されています。認知症に関する知識を広く普及啓発し、認知症の方やその家族が安心して暮らすことができる環境をどのように構築されようとしているのか。

小項目2、認知症対策についてお聞きいたします。自宅に住み続けられない高齢者の住まいについて、介護、交流の場などのサービスが総合的に提供される生活支援ハウスは今後どのように検討されるのか。

小項目3、高齢者の住まいの形、生活支援ハウスについてお聞きいたします。名寄市では、介護に関する資格取得への助成など、様々な介護人材確保定着に向けてこの間進めてまいりました。

小項目4、介護人材の確保についての考え方をお聞きいたします。

次に、大項目2、特殊詐欺についてお伺いいたします。特殊詐欺が大きな社会問題になっています。最近、手口も非常に巧妙で、様々な詐欺被害が報道されています。都会の話かと思っていましたが、名寄署管内での被害も報道され、誰にでも起こり得る身近な問題になっています。被害防止のための対策などについてお聞きいたします。

小項目1、市内での特殊詐欺の被害状況について、件数、被害額、特殊詐欺の手口についてお知らせください。

小項目2、また特殊詐欺対策、被害防止のためにどのような取組をしているのかお知らせください。

小項目3、ますます複雑、巧妙化する特殊詐欺に対して、関係機関との連携も大変重要であると考えますが、その内容についてお知らせください。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） 高野議員から大項目で2点御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は市民部長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大項目1、高齢者に寄り添う施策について、小項目1、フレイル予防についてお答えいたします。高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するフレイル状態

になりやすいとされています。団塊の世代が75歳を迎える2025年、また団塊の世代の子供が65歳を迎える2040年に向けては、介護サービス事業とともに介護予防事業の充実が重要となります。

現在本市では、おおむね60歳以上を対象として総合福祉センターにおいて通年で開催している健康づくり体操教室や冬期間の健康づくりとして名寄市保健推進員協議会に協力していただく健康体操教室のほか、手芸、手びねり陶芸などの生きがい講座やフレイル予防として実施している介護予防教室などを実施しています。また、てくTECH事業はYoroca行政ポイント付与の効果もあり、高齢者を含め多くの市民の皆さんに参加していただいております。さらに、Nスポーツコミッションが主催するノルディックウォーキングや名寄市社会福祉協議会と名寄市ボランティアセンターが主催し、市と市立大学、Nスポーツコミッションが共催して開催する市民ポッチャ交流大会をきっかけに、ポッチャによる交流が各老人クラブで取組まれるなど、様々な主体によりフレイル予防に資する取組が広がりを見せています。

本市としては、こうした様々な取組を通して、高齢者が要介護状態になることを遅らせたり介護状態の進行を緩やかにする取組が重要であると考えており、今後も高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営める支援を推進してまいります。

次に、小項目2、認知症対策についてお答えします。認知症については、令和5年8月に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法を踏まえ昨年度策定し、本年4月に施行した第9期名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画に基づき、様々な認知症施策を推進しております。

認知症は、自分を含め周りの家族など誰もがなり得る可能性があり、今後の高齢化の進行に伴い認知症の人の増加が予想されることから、医療や

介護、福祉に携わる人だけでなく、市民全体が広く認知症について理解することにより誤解や偏見をなくし、本人やその家族などを支えることにつながります。そのため、本市では認知症の人やその御家族への理解を深め、できる範囲で手助けができるよう、平成20年度から認知症サポーター養成講座を開催しており、さらに認知症サポーター養成講座の企画、立案及び実施を行うキャラバン・メイトの養成も行っています。また、認知症サポーターの発展的な取組を目指すために、平成27年度に立ち上げた認知症サポーターの会を見直し、令和4年度に認知症の方やその家族のニーズに合った具体的な支援へとつなぐ役割を担うチームオレンジを立ち上げました。また、広く市民向けに認知症に係る講演会を開催するなど、認知症の普及啓発を行っています。平成29年度からは、認知症の人やその家族を支える活動として認知症カフェにこにこカフェを開始し、現在はチームオレンジの協力により継続して運営しております。

また、認知症の方やその家族が適切に医療や介護サービスの利用につなげるための流れをお示しした認知症ケアパスの作成や平成30年度からは認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の早期診断、早期治療に向けた支援体制を構築するなど、認知症施策の推進を図ってきております。

さらに、高齢者が認知症による見当識障害のため行方が分からなくなったときには、関係機関と連携しての搜索や早期発見のため、認知症高齢者等SOSネットワーク事業を行っており、事前に登録いただくよう周知を図ってまいります。

本市としては、地域包括支援センターを中心にチームオレンジとも連携を図りながら認知症サポーターの裾野を広げ、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられることができるよう取り組んでまいります。

次に、小項目3、高齢者の住まいの形、生活支

援ハウスについてお答えします。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう住まいの確保が必要であり、市内では民間活力による住宅型有料老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅も建設されています。生活支援ハウスは、比較的介護が不要な低所得高齢者のための住まいとして市町村が実施主体となり、指定通所介護事業所等を開設している社会福祉法人や介護サービス事業者などに委託することができるとされておりますが、市直営や社会福祉事業団への委託による運営は人員不足などから困難であり、民間委託についてもデイサービスの併設が必須であり難しいなど課題があると考えております。

一方で、本市においては軽費老人ホームや介護老人福祉施設、地域密着型施設などの各種入所施設が整備されたことで、低所得者であっても入居できる選択肢が増えてきていることなどから、第9期名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画において本年度から令和3年度までの3年間の計画期間中に実施可能性を含め検討を行うとしたところです。

次に、小項目4、介護人材の確保についてお答えします。少子高齢化による労働力人口の減少などから、全国的に介護人材の不足が問題となっており、本市においても高齢化率が上昇する中、安定した介護サービス事業を提供していくためには、介護職員の充足が重要です。介護人材確保のための具体的な取組としては、平成28年度から介護職員初任者研修受講費用の助成や就職支度金の助成を行う介護人材確保緊急対策事業を展開し、令和元年度からは事業名を介護人材就労定着支援事業として内容の拡大を図り、介護職員の確保に努めているところでございます。また、介護職員の離職を防止し、定着を図るため、介護事業所向け研修も実施しております。今年度も引き続きこうした取組による支援を実施し、介護人材の確保に努めてまいります。

令和4年度から新たな取組として、外国人介護

人材の受入れについての検討を開始し、独立行政法人国際協力機構JICAからの派遣職員の協力も得て、ネパール国から特定技能の資格を有した人材を受け入れることとし、現地視察を経て令和5年5月から特別養護老人ホーム清峰園において3名を受け入れたところです。今後予想される外国人介護人材の獲得競争においては、2023年度JICA草の根技術協力事業に採択されたネパール国の高齢化社会到来に向けた高齢者ケア体制の整備事業を名寄市社会福祉事業団が中心となって進めていくことで国際貢献に加えてネパール国に名寄市を知ってもらい、その絆を深め、特定技能介護人材に名寄市を選んでいただけるよう取組を進めてまいります。

さらに、先般開催をしたJICA草の根技術協力事業に関するプレ活動報告会においては、広く市内介護事業者などを対象にネパール国の状況などの報告のみならず、特定技能制度の仕組みなどにも触れ、社会福祉事業団のみならず、市内事業者においても外国人材の活用を検討いただけるよう普及啓発に努めているところでございます。

外国人介護人材については、特定技能1号の5年の在留期限の間に日本での介護福祉士国家試験に合格することで在留期限の制限がなくなり、家族の帯同も可能となる特定技能2号に移行することができる一方で、特定技能2号に移行せず、本市で得た介護の知識や技術を生かして自国で介護事業に従事する場合に備え、継続的な受入れが必要であると考えておりますので、引き続き様々な取組を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 私からは、大項目の2、特殊詐欺について、小項目1、市内での被害状況について、小項目2、特殊詐欺対策被害防止のための取組について、小項目3、関係機関との連携と取組について、関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

初めに、特殊詐欺とは不特定多数の人に電話などの通信手段を使って対面しないで金品をだまし取る詐欺の総称で、手口についてはオレオレ詐欺をはじめ、10種類分類があります。道警で公表されています2023年の北海道の特殊詐欺事件は、暫定値で161件、約5億7,000万円の被害額となっております。最近では、SNS型投資やロマンス詐欺といった件数、被害額も増加をしてきているところです。市内の被害状況につきましては、名寄警察署管内でも高額被害が発生していると報道により承知をしているところです。特殊詐欺は、警察署が事件として取り扱っていることから、名寄警察署管内での件数や被害内容などについてはホームページ等でも公表はされておりますが、件数などの把握については道警本部への一定の手続が必要であります。捜査の関係から開示されない場合も含めて把握することは困難な状況ですので、御理解をお願いできればというふうに思います。

次に、特殊詐欺被害防止の取組についてですが、消費生活センターにおいてホームページや広報、ラジオ、出前講座などによって最新の情報をお知らせし、被害防止のための啓発活動を日常的に行っております。また、消費生活センターに寄せられた相談のうち特殊詐欺が疑われる場合には犯罪となりますので、すぐに警察署に相談するよう伝えているところです。

関係機関との連携では、警察署はもとより、弁護士との連携、防犯協会や消費者協会などの各団体や公的機関と連携、協力し、被害防止に努めてきております。

また、地域の見守り活動を行っていただいております民生委員児童委員の皆様にも毎月開催をされている名寄市民生委員児童委員連絡協議会の会議を通じて「消費生活センター情報」という啓発のチラシを配布をさせていただいているところです。

未然防止に向けた取組については、これからも

続けていかなければと思っていますが、市民の財産を守るため、巧妙化する特殊詐欺被害を未然に防止していくために市民の皆様へ啓発活動を絶えず行っていきたいというふうに考えているところです。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） それぞれ御答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

今高齢者に寄り添う施策ということで、フレイル予防について御回答があったところですが、名寄市にはやはり保健福祉学部のある名寄大学がございまして、名寄大学でも今回地域と住民ということで取り上げていただいております。名寄大学との連携が非常に重要であるというふうに思っておりますけれども、その辺の考え方についてお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） フレイル予防に関して、大学の取組についてのことで御質問いただきました。

市立大学におきまして、地域貢献の一環としてフレイル予防教室が実施されているということについては承知しております。ただ、具体的な内容について、私のところで把握をしているものではございません。ただ、こうした取組がありますので、そうした効果、成果などを共有するなどして今後も引き続きフレイル予防に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） この中には、名寄市での傾向とか、また近隣市町村のことも載っていることもありますけれども、それを参考にして、これからの施策に生かしていくという考えはおありでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支

援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） 大学におけるそうした効果や成果というものにつきましては、これから共有させていただきまして、取り組んでまいりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 本当に福祉関係の貴重な資料をたくさんお持ちですし、コミ研の今回の年報にも載っておりましたので、ぜひ参考にして、福祉のために進めていただきたいというふうに思います。

先ほどてくTECH、午前中にも遠藤議員の話の中に出てまいりましたけれども、あまりにも参加される方が多過ぎたのか、途中で健康を見直したところでございますけれども、先ほど部長の話では非常に歩く方が増加して、朝散歩している方が非常に多くなったということなのだと思いますけれども、いろいろな事情で今中断しているところですが、そのことについてどのように分析されているのかお聞きしたいというふうに思うのですけれども。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） まずもって、今中断というお話がございましたが、一時中断した時期はございましたが、現在またさせていただいておりますので、そここのところについては御報告申し上げたいというふうに思います。

議員御承知のとおり、名前で登録されているわけではございませんので、もしかすると一部名寄せができていない部分がございますけれども、40代以降の方々のてくTECHの登録されている方々の割合を見ますと、40代の方で32%、50代の方で28%、60代の方で23%ということになっておりまして、実は若い方も20代の方と30代の方々も31%程度ということで総合政策部のほうからは情報提供をいただいておりますので、これについての分析まではまだできておりませんので、ただこれによって、先ほども遠藤議

員のときにも御答弁させていただきましたが、てくTECHによって歩く癖というか、行動変容ができることによってポイントの云々というのは別として、健康に気をつけようとか歩こうとか運動しようとかという気持ちになられたということは大変大きな成果だというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 私は、担当の部署として非常に市民に浸透しているなという手応えは感じつつ、私も休日には朝極力歩くようにしておりますので、そこで本当にウォーキングされている方々多く行き交うのですけれども、そこで御挨拶、お互いが挨拶するといったような、そんなコミュニティも実は生まれているということも実感しておりますので、引き続き市民の皆さんに愛していただけるような事業に成長するように周知徹底、参画していただけるように努力していきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） フレイル予防の足がかりとして、今着実に進められているのだということを実感している。また、市民の歩くこと、健康に対する意識が非常に高いということも、今回若い方も、20代、30代で31%ということで、60代も23%ということで、非常にこの事業が求められていた事業なのかなというふうに思いますけれども、途中でいろいろ紆余曲折をしながら今後進んでいくのだというふうに思いますので、この点についてもフレイル予防という観点からもよろしくどうぞお願いいたします。

次に、認知症対策についてお伺いいたします。コロナ前、認知症サポーター養成講座を受講しまして、オレンジリングですね、オレンジバンドというのでしょうか、配付していたというふうな答弁がございました。今現在のオレンジリングはどのような方がお持ちになって、サポーター養成講座って今現在カードになったとかという話も聞い

ているところですが、そこら辺の継続性、オレンジリングを持っている方の今現在人数とか分かりましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） オレンジリングについての御質問をいただきました。

認知症サポーター養成講座を受講した際に、当初は認知症サポーターの実績など管理を行っている全国キャラバン・メイト連絡協議会から受講修了のあかしとしてオレンジリングが無償で配付をされておりました。ただ、令和3年4月から原則として認知症サポーターカードに代わりました。こうしたカードになりますが、このカードになっておりまして、名寄市におきまして令和3年4月以降はカードを配付しております。その実績の数字でいいますと、平成26年度から令和4年度までの9年間に認知症サポーター養成講座を92回開催し、延べ2,007人が受講をしております。今申し上げましたとおり、令和3年4月以降がカードを配付をしているということでございますので、そのうち200名程度がカードになっているということでございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） それだけ多くの方が講座を受けられて、リングなりカードをお持ちだということだというふうに思っています。この方たちが何らかの形で、当初はバンドというのですか、リングをつけている方もお見受けしたところですが、現在は全然そのようなバンドをつけている方もいらっしゃいませんし、カードも携行するものなので、なかなか認知症の方に見えるような形にはなっていないというふうに思うのですけれども、その辺の考え方、何かリボンをつけるとか、何か考え方がないのかお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支

援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） オレンジリングについての御質問で、携帯をしていない、携行していない方が多いということで質問ありました。

確かにカードにつきましても、これは持っているかどうかのことがお見せできるものではありませんけれども、ただ市の職員などにおいてもリングをこのネームにつけていらっしゃるのか、そういった方もいらっしゃるのか、つけていらっしゃる方は活用していらっしゃると思います。ただ、実際に多くの方が身につけているものではないかもしれませんが、認知症サポーターにつきましては認知症について幅広く、お子様も含めて理解を深めて、裾野を広げることが大きな目的であると考えますので、その理解を深めていただいた方が御自身で理解を深めているということをお示しいただくに当たって携行していただいてもいいですし、携行することにかかわらず、理解を深めている方が増えて、そして先ほど答弁した認知症カフェなどにおいても御協力をいただいて、活動いただければと考えております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 2,007人と令和3年からのカードを持っている方が200名、2,200人ぐらいがこの認知症について講習を受け理解をしていると、すばらしいことだというふうに思いますので、何らかの形で、これは次につなげていくということで、今認知症カフェですか、チームオレンジということでお話があったところですが、チームオレンジ認知症カフェというのはコロナのときには何かあまり聞いていなかったのですけれども、何人ぐらいいらして、今どのような形で運営なさっているのかお聞きいたします。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） まず、

先ほどの答弁の中で全体が2,007人ということで、そのうち200人がということで御理解をお願いいたします。

チームオレンジにつきましては、現時点で25名の方が登録していただいております。このチームオレンジの皆様認知症カフェの運営ボランティアを継続してお手伝いをいただいているところであります。認知症カフェにつきましては平成29年度から年10回前後の開催をしておりますが、コロナの期間におきましては中止であったり、開催をしても集まらなかったりをしているところです。29年度に25人の参加、30年度に28人の参加、元年度に23人の参加なのですが、その後3年ほどコロナの影響で数名であったり参加者がなかったりしておりますが、昨年度は12回、基本的に毎月1回開催しておりますので、12回を開催し、このときにはコロナも明けてといひましようか、開催場所の変更であったり参加者の声かけに非常に力を入れたこともありまして、108人の参加をいただいたところでございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 認知症カフェということで今進んでいるということで、その方たちが中心になって、やっぱり市民に認知症の方との連携とつながりとか、そういうものをぜひ今後つくってほしいというふうに考えているところです。

先ほども40代からの生活習慣改善が有効だということで、歯科ですか、歯の検査とかということで、遠藤議員とのやり取りもございましたけれども、やはり高齢者にとっては認知症は予防も改善もできないというふうに思っておられる方も多いのですけれども、現在ではやはり早く対応することによって生活習慣改善が効果的ということが言われているところです。名寄市でも先ほど言いました40歳からの歯科検診など取り組まれているというふうに考えておりますけれども、早期対策についての考え方を改めてお聞きしたいと思ひ

ます。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 今議員から御質問ありましたように、40歳からといひますと、ちょうど介護保険の第2号被保険者が実は40歳からになっておりまして、歯周病といひか、歯科検診の関係とそれがイコールかどうかは承知しておりませんので何とも言えませんが、恐らく2号被保険者に決まったといひのは、一部は介護する方々の親御さん、40歳以上の方々の親御さんの年齢が主に介護を必要とする方々なので、2号被保険者は40歳以上からにしようといひことも制度設計のときにあったように聞いております。ただ、一方では40歳から老化といひますか、老化に伴っていろんなことを気をつけなければならぬといひ年齢になっているのは事実でございまして、それに伴う内容については国民健康保険はじめ、健康保険組合等々からの歯科検診はじめ、フレイル予防も必ずしも高齢者だけのことでなくて、40代、若い方々からの運動習慣にも十分意味しているのかなというふうに思っておりますので、これは介護の分野だけではなくて、健康、保健、福祉の分野のほうからも連携しながら今後も進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 40歳から、本当に大切なことであるといひうふうに思ひますし、子育てが終わりましたら親の介護で、親の介護が終わったら自分が高齢化していったといひのが現実だなどいひうふうに私も思ひますので、若者への周知、40代への周知といひことをやはりこれから徹底していただきたいといひうふうに思ひます。

様々な認知症対策を行っているところなのですが、市民にどのように周知、啓発していくのか、そのことがやっぱり今一番問われているといひうふうに思ひます。コロナが明けまして、

本当に元気で頑張っている方もたくさんいらっしゃいますが、一方ではコロナ期間中にひきこもりになった方もいらっしゃいまして、一人一人寄り添う、誰一人取り残さない高齢化対策が必要だと今おっしゃられておりますけれども、より効果的な、市民にどれだけ周知するかということがやはり大切なのかというふうに思いますけれども、その考え方について、また御質問いたします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 認知症だけではなくて、先ほどもフレイル予防という御質問をいただきましたが、閉じこもりももちろんですし、栄養だとか様々な健康に生活していただくためのことを総合的に行っていただくということが認知症予防だったり生活習慣予防だったり老化の予防だったりというようなことにつながっていくのかなというふうに思っております。

今認知症のことについても認知症サポーターでいきますと、サポーターのカードに3つの「ない」というのを載せさせていただいているのですが、驚かせない、急がせない、自尊心を傷つけさせないというようなことが書かれていますけれども、昔認知症を患ってしまったらもう暮らせないというふうに思っている方がたくさんいらっしゃったのですが、今は一部では、これは合理的配慮は必要とはいいいながら、一部では若年性認知症の方は働きながら勤めていらっしゃるという方もいらっしゃいますし、様々な合理的配慮の中でも社会と結びつきをつくって暮らしている方がたくさんいると思う。それってそういうような対策とか対応が進んできたからなのかなというふうに思っております。そういうようなことを国も言っておりますけれども、そういうことを一つ一つ進めていくことが私どもとしては大事ななというふうに思っておりますので、回答になっているかどうか分かりませんが、今後とも進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） やはり誰もが高齢化していきますし、誰もが通る道だというふうに思いますので、やはり2,000人のサポーターもおりますので、進めていっていただきたい。優しい温かい目で認知症の方たちを支える、そんな仕組みづくりをしていってほしいなというふうに思います。

次に、高齢者の住まいの形、生活支援ハウスについてお尋ねいたします。行政評価ではD評価になっておりまして、今後検討するというふうに第9期では記載されているところなのですが、このことについて再度質問したいと思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長。

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） 生活支援ハウスが行政評価でD評価であったことについての御質問をいただきました。

行政評価におきましては、幾つか項目ありまして、妥当性、有効性、効率性、公平性、達成度、この各評価項目のどれか一つでもD評価がありますと総合評価はDという仕組みとなっておりまして、生活支援ハウスにつきましては現時点で整備はされていないということで、実績がないために達成度がDとなっていることから、総合評価がDとなっているところでございます。

生活支援ハウスにつきましては、人口規模の大きい都市部では一定のニーズはあったと考えられますが、本市のような地方都市におきましては、先ほど答弁した人員の問題ですとか、あるいは入居施設数が増加をしてきており、待機者数も減少したり一部空きが見られたりするような、こういった地域の実情を踏まえまして、第9期の計画においてこの計画期間中に本市における実施可能性を含め検討するとしてところでございます。

また、先週6月18日に総合計画審議会において行政評価の外部評価が行われましたが、その際にも生活支援ハウスについて御説明させていただ

き、この9期の計画期間中に本市における実施可能性を含めて検討するというのを御説明をして御理解をいただいたところでございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 生活支援ハウスについては、この地方ではというお話でございまして、今後生活支援ハウスはなくても高齢者の住まいは確保される、大丈夫だよというふうに理解してよろしいのでしょうか、再度お聞きいたします。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 大丈夫かどうかということも含めて、今9期の計画の中で検討したいというふうに思っておりますが、今田畑室長のほうからも御答弁させていただきましたけれども、名寄の場合、この生活支援ハウスのことを出させていただいた以降に認知症グループホームが1件、それから介護つきのケアハウスが1件ということで、必ずしも低価格かどうかということは別として、一定の施設整備がなされたということと、あと生活支援ハウス、介護が必要というところではございませんが、ただやっぱり生活支援ハウスに入所が必要だということは一定の対応が必要だということになってくると、介護に匹敵するような職員さんを配置しなければならないといったときに、人材の問題等々があるかなというふうに思っております。ただ、名寄市の場合、これに類似する施設としてシルバーハウジングを持っているということだと考えますと、必ずしも今の時点で入所待機者だとか、あと市内にありますケアハウスも3か所ございますけれども、そういうところから総合的に考えると、今喫緊にどうというようなことは今のところはないのかなというふうに思っております。また、より支援が必要だという方々については、市内にはございませんが、近くでは士別市、あと大きくは旭川市にございますけれども、老人福祉法に伴う養護老人ホームの措置というのは継続して実施させていただいておりますので、今後もそういう対応については適宜

対応させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） ホームも2件建っておりますし、ケアハウスとか士別だとか旭川の対応を含めて、緊急ではないということで、これからの3年間の協議の中でも検討していくということなので、そこら辺の取組、よろしくお願いいたします。

あと、介護人材の確保にということで、介護人材が本当に取り合いというか、少ない中で非常にいろいろな施策を持って努力していただいたということは、本当に敬意を表するところですけども、名寄市の現在の介護人材の不足数というのは、いろいろたくさん施設ありますので、つかめてはいないと思うのですけれども、足りないということは事実だと思うのですけれども、どのくらい足りないのか、おおよそ分かりましたら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 田畑こども・高齢者支援室長

○こども・高齢者支援室長（田畑次郎君） 介護人材の不足の数ということで御質問いただきました。

市が把握している範囲ということになりますけれども、市が設置し、名寄市社会福祉事業団が運営する特別養護老人ホームにおきましては、清峰園では介護保険の運営基準上の人員は充足をされており、しらかばハイツでは10名程度不足しているとお聞きしているところです。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 本当に介護人材の取り合いという形に一時なったときもありました。本当に心配したところなのですけれども、今回、先ほど答弁の中で外国からの見通しがついた。つきつつあるということだと理解してよろしいのでしょうか。

昨今、技能実習生の様々な問題が報道で取り上げられています。生活習慣や文化、様々な違いがあるネパールの方たちの良好な職場環境や生活環境はどのように整えられておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） この場からの御答弁といたしましては、社会福祉事業団が行っているところでございますので、私どもとしてはつまびらかに全て把握させていただいているわけではございませんが、一応建物を1戸事業団のほうで借りさせていただいて、そこに住んでいただいて、その町内の町内会の方々とも友好的対応をしていただいているというふうに、事業団の部分についてはお聞きしております。ほかにも、ほかの事業者さんでも外国人の方を雇用して対応していただいたり、先日国家資格取られたというようなことも報道で拝見したりはしていますけれども、今後日本の人口のことを考えると、先日育成就労の話も出ていましたけれども、一定外国人に頼らないと回っていかなくなっていくのではなかろうかなというふうに思っております。

施設系については、一定資格が必要とする部分もありますけれども、介護職員については必ずしも資格を持っているということ必須ではないのです。ただ、在宅の場合、テレビ報道等でも出ていると思うのですが、訪問介護の場合、よく言うホームヘルパー、ホーム介護員の研修を受けていないと、資格を持っていないといけないということで、その資格を取得していない方については従事できないということになっていますので、今後私ども危機感を感じているのは訪問看護、特に都会の部分では相当の年齢の高い方々も訪問看護員としてまだ従事されているというようなことも見ておりますので、今後その内容について、今後国のほうでは外国人にもその裾野を広げるという形が出てくるようでございますけれども、その危機感は持っているところでございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 外国に頼らざるを得ない今の状況でございますけれども、やはり本国に帰っていろいろな技術を伝えるという、そういう役目もJICAのほうで担っているのではないかというふうに思います。ぜひ名寄市民として働きやすい環境で働いていただくことを願っております。

2024年版高齢者白書の原案が判明しまして、独り暮らしの高齢者が今後増加する中、望まない孤独、孤立に陥らないようにする対策の推進が必要としているところです。家族とのつながりでは、子供との同居より近居、近くに住むことを望む人の割合が高くなってきています。原案は、独り暮らしの高齢者が増加を見据え、従来家族が担ってきた様々なサポートを地域や社会でどのように担っていくのか検討が必要としています。

また、厚生労働省では身内のいない単身高齢者のために総合調整窓口の整備や身元保証の代替、葬儀、納骨などの死後の対応までを継続的に支援する新たなモデル事業を実施し、全国的な制度化を目指しているという情報もあります。今後も市民一人一人、高齢者一人一人に寄り添い、少しでも長く自分らしく生きられる施策を進めていただきたいというふうに思っております。

それでは次に、第2項目の特殊詐欺について移らせていただきます。警察のほうでなかなか情報がいただけないということの答弁で、さっぱり分からないということが分かったというような状況なのですが、名寄には消費生活センターがございまして、詐欺の件数をどのぐらい把握していらっしゃるのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 最初の答弁でなかなか警察のほうから情報がいただけないというふうにお話しさせていただいたのですが、消費

生活センターの詐欺の部分の件数というのは、詐欺と決めるのはやはり警察のほうになりますので、正確な数字というのは持っていないのですけれども、令和5年度時点での相談件数というのが全体で343件ほどあって、今回御質問いただいています特殊詐欺と言われるような部分の相談というのは一応5件ほどあったということです。これを警察に相談して認定されたかどうかというのは分からないのですけれども、消費生活センター的には5件が特殊詐欺と言われる事例に少しあったよなということで警察のほうに相談に行ってくださいというようなことを言ってきたということになってございます。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） その5件につきまして、特殊詐欺の中でもいろいろあると思うのですけれども、そこら辺の分析はなされているのでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） すみません。5件の中身については把握できていません。申し訳ないです。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 名寄市でも今年に入りまして特殊詐欺というのでしょうか、SNS詐欺の被害に遭うとかロマンス詐欺とかというのが新聞報道されていたところなののですけれども、市のほうではどのようにこれを押さえているのかお聞きしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時51分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 最近では、高齢者の皆様もスマートフォンを持ち、SNS詐欺の被害に遭うリスクもより増えていると思われます。

23年、昨年ですね、全国で8万404件、22年2万件近くを上回り、過去最高となっているのです。50代以上の相談件数が大きく伸びておりまして、1回のつもりで買ったのに契約が継続する定期購入をめぐる相談も23年は9万8,100件で、22年を2万件以上上回り、過去最高になっております。SNS詐欺、投資詐欺やロマンス詐欺は、年齢を問わず被害に遭うものと思いますが、それぞれ被害防止のためにどのような取組をしているのか再度お聞きいたします。よろしいでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 特殊詐欺というか、SNS型の詐欺というような御質問かと思うのですけれども、まずは少し特殊詐欺について御説明をさせていただくのですけれども、特殊詐欺10種類ほどあるのですけれども、警視庁のほうの分類ということで、特殊詐欺というのは電話ですとかはがきですとか、そういったことを利用しながら公共機関の職員名を名のったり有名人の名前を名のったりとかということで、そういったことを利用しながら現金とキャッシュカードなんかの情報を盗み出すというものを総称しているそうなのです。犯人と言っているのですかね、口座にそういった送金をさせるという行為を特殊詐欺と呼んでいて、オレオレ詐欺ですとか預貯金詐欺、架空料金の請求詐欺ですとか還付金詐欺、融資保証金の詐欺、あと金融商品の詐欺、あとギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、キャッシュカードの窃盗、その他特殊詐欺ということで10種類分けている状況があります。

今御質問にもありました、一度買ったものが高額で、次から次へと契約もしていないのに買われるという部分については、どちらかというと特殊詐欺というよりは悪徳商法というようなジャンルになって、詐欺という分類なのではしょうけれども、特殊とは少し切り離しているという整理をされているようです。

今御質問のあったSNS投資詐欺というのとロマンス詐欺というのも警察のほうでは新たにこの分野だけそういった詐欺ということで、特殊ではなくて、指定詐欺みたいな形で詐欺をロマンス詐欺、SNS型詐欺ということと呼んでいるということをもっと押さえていただいての答弁とさせていただきますけれども、こういった情報を警察のほうと連絡は密にさせていただきながら、事例があったときには消費生活センターにはこういった詐欺が今はやりですよとか、こういう情報がありますよというのを情報提供いただいております、その部分を消費生活センター側、行政側としては周知徹底していくしかないかなというふうに思っているところです。これが特殊詐欺ですよとか、これがこういった詐欺につながりますよというような未然に防ぐための全市民的に周知をしていくこと以外に少し取る手だてがないかなというふうに思っているのが現状であります。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 本当に警察事案なので、答弁大変だというふうに理解するのですが、名寄地区防犯協会連合会の総会で米村名寄警察署長が特殊詐欺は最近SNSを利用した投資詐欺、ロマンス詐欺が全道的に増えており、4月現在で被害額は10億円を突破している、名寄署管内でも4月と5月にそれぞれ900万円台の被害が発生した。これらの投資詐欺、ロマンス詐欺は時代の流れを反映していることもあり、情報の正確性を見極めることが大切と強く指摘しましたということで報道されているところなのです。

それで、これは放っておくわけにはいかない。市としてどんな対応を取るのかということで今回質問させていただいているのですけれども、なかなか警察事案ということで名寄市ではそこまで踏み込めないということも理解しました。

私たち、もしかそういう状況になったときに、やはり消費生活センターに連絡する、そのこと以外にはないのかなというふうに改めて思ったので

すけれども、そこら辺のところもう一度、そういう被害に遭ったとき、すぐにどうしたらいいのかということをお教えいただきたいなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時57分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） こういった場面に出くわしたらどうしたらいいかという御質問かというふうに思いますけれども、消費生活センターに御相談いただいております方々、実は半数以上が60歳以上かなというような統計も出ております。こういったこともありますので、一応消費生活センターではいろいろな、60歳以上、高齢者の集まるような場所に出かけて、こういった詐欺についての周知をチラシを使いながらやらせていただいております。中には、ちょっとしたミニ講話だったり寸劇だったりみたいのを交えながら、そういうところでお話をさせていただいているところになってございます。

それと、今月の初めなのですけれども、6月1日に消費生活セミナーということで、デジタル社会での知識を身につけようということを目的に、デジタル講座というのを実は開催させていただいてまして、こういった場面でもSNS型、スマホや電話を使ったような詐欺については、危険度だったり、こういうことがあれば相談してくださいねということをアピールしてきております。

基本的に詐欺ですので、消費生活センターに御相談いただいてもいいのですけれども、詐欺、だまされたなと思ったら直接警察のほうに行ってくださいというほうが非常に早いかなというふうに思っているところです。いずれにしても、こういったあらゆる年代で起こる事象だと思っていますので、いろいろな場面を含めてこういった啓発のチラシ

をばらまきさせていただきながら、誰でもこういった詐欺に引っかかるのではないですけども、直面するよというようなことは周知させていただきたいなと思っています。

○議長（山田典幸議員） 高野議員。

○11番（高野美枝子議員） 本当に高齢者がやはり非常に特殊詐欺に遭いやすいということで、今日質問させていただきました。

私も、ずっと長く名寄に住み続けていたけれども、なかなか子供たちが心配するとか、ここに住み続けることができないとか、そういう高齢者や私の同級生や友達を見ると、やはり若いうちから健康寿命の延伸、フレイルに注意をして、やはり住み続けられる、住み続けたこのまちでずっと住んでいたい、その思いを何とか形にして質問しようと思ったのですけれども、なかなかうまくいかず、大変失礼をいたしました。思いは伝わったのかなというふうに思いますけれども、安心して安全で、この地域で一日でも長く健康に暮らしたい、そういう高齢者の願いを今後も皆様が確実に推進していけて、そして皆さんが、ああ、名寄でよかった、大学の「小さくてもきらりと光る」、そんなまちにしていきたいと思ひまして、質問させていただきました。ありがとうございました。

○議長（山田典幸議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

人口減少対策に向けて外1件を、東川孝義議員。

○14番（東川孝義議員） 議長より指名をいただきましたので、通告に従い大項目2点について順次質問をしてまいります。

大項目の1番目、人口減少対策に向けて伺います。小項目の1番目、人口推移と世帯数の現状について。日本の人口減少の最大の問題は、スピードが速過ぎることで、現在の総人口は1億2,400万人ですが、国の推計では年間100万人ペースで減少し、76年後の2100年には6,300万人に半減するとも言われております。民間組織、人口戦略会議による消滅可能性自治体の発

表によると、北海道では現在の179市町村の65%超に当たる117市町村が消滅するというショッキングな報道がありました。

そこで、名寄市の人口推移と世帯数であります。名寄市市制後では昭和43年に3万9,366人の記録があります。平成18年3月、旧風連町との合併時の人口は3万1,366人で、世帯数は1万4,249世帯でありました。直近の令和6年4月末の人口は、2万5,047人、世帯数は1万3,867世帯であります。平成18年3月の合併から18年の間で人口は6,319人の20.1%の減少、世帯数は328世帯で2.7%の減少となっております。加えて、高齢化率も年々上昇し、令和6年3月末では34.32%となっております。この間、名寄市としても各種の施策を進めてきておりますが、合併以降現在までの人口推移と世帯数の現状についてどのように捉えているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、人口減少が地域に及ぼす影響について伺います。地域の人口が減ると何が困るのか。生活に不可欠な食、交通、医療の仕組みが揺らぐことだと考えます。名寄市内の建設業やサービス業などでは、慢性的な人手不足が続いており、地域全体の人口減少に加えて道央圏への流出なども重なり、新たな人材が確保できず、市内業者は未経験でもやる気のある人を採用したいが、技術者として独り立ちするには10年以上かかり、将来的に工事の応札ができなくなるのではとの不安の声もあります。

そこで、名寄市として人材確保及び事業承継への具体的な施策の考え方についてお伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、目指すべき将来人口の考え方について伺います。人口減少は、地域だけにとどまらず、日本全体の課題でもあると言えます。先日、厚労省の発表では、2023年度合計特殊出生率が1.20と過去最低を更新し、少子化の進行は危機的な状況であるとのことでした。

名寄市も平成27年に策定したまち・ひと・しごと創生総合ビジョンは、令和5年に改定をされております。改定後の希望出生率は1.88人と全国平均を上回っておりますが、実現をしていくためにはあらゆる施策が必要であります。名寄市の財産を生かしたまちづくりを含めて、将来にわたって自立的で持続的な地域社会の実現に向けて目指すべき将来人口と具体的な施策の考え方について伺いをいたします。

次に、大項目の2番目、行政評価結果に基づく具体的な対応について伺います。小項目の1番目、令和5年度対象事業の評価について。名寄市では、名寄市総合計画（第2次）や名寄市自治基本条例において行政評価を行政の透明性の確保など効果的かつ効率的な行政運営を推進するために例年実施をされております。令和5年度の対象評価事業は、名寄市総合計画（第2次）中期実施計画事業186事業のうち56事業を中心に評価を行っております。56件の対象事業の2次評価結果は、A評価33事業、B評価1事業、C評価12事業、D評価10事業となっております。令和4年度に比べ、C、D評価事業が多くなっておりますが、この結果をどのように受け止めているのかお伺いをいたします。

次に、小項目の2番目、C、D評価事業の対応について。令和5年度の行政評価では、先ほど言いましたC評価は12事業、D評価は10事業であります。具体的な評価方法は、各事業ともに担当部局での1次評価、ワーキンググループでの2次評価、名寄市総合計画審議会での外部評価、そして行政評価検討会議での2次評価と実施をされております。令和4年度の事業評価のときにもお聞きしたと思いますが、令和5年度の評価においてもA評価からD評価において担当部局の1次評価から2次評価まで対象事業が同じ評価で推移をしております。それぞれの区分における評価結果に基づき、最終的な評価をされていると思いますが、この結果をどのように受け止め、今後どのよ

うに推進していこうとされているのか、考え方について伺いをいたします。

次に、小項目の3番目、中期計画期間における評価と後期計画への対応について。行政評価とは、行政の仕事を評価すること、いわゆる仕事の見直しであります。評価の目的と評価結果の活用について改めて伺いをいたします。また、令和5年度行政評価をもって名寄市総合計画中期計画期間の全事業の評価を終了し、後期計画へ引き継がれていると思います。評価基準において、C評価は規模、内容を見直し検討、D評価は抜本的な見直し、廃止、縮小とされております。令和5年度でC、D評価となった事業をどのように引き継ぎ、後期計画でどのように推進していこうとされているのか、考え方について伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 東川議員からは、大項目で2点にわたり御質問いただきました。大項目1、小項目2を産業振興室長からお答えさせていただき、ほかを私から答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大項目1、人口減少対策に向けて、小項目1、人口推移と世帯数の現状についてお答えいたします。平成18年の合併以降、本市の人口は減少が続く中、人口に比べ世帯数の減少幅は小さく、社会情勢の変化による少子化、核家族化の進展などによるものと捉えております。社会増減については、転出超過傾向が続く中で平成19年には転入と転出がほぼ同じ数となり、平成20年には僅かでありましたが、転入超過となりました。その要因としては、平成18年の名寄市立大学4大化や平成20年3月に徳田地区に新規オープンした大型商業施設によるものと考えられ、平成21年以降は再び転出超過が続いています。近年では、令和2年頃から発生した新型コロナウイルスの蔓延による婚姻数の減少や令和3年の製紙工場の停機による従業員の転属などの影響もあり、直近10年

平均で年間200を超える社会減、100を超える自然減により、300を超える人口減少となっており、名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの推計人口、令和2年2万8,156人と比較し、国勢人口2万7,282人、住民基本台帳人口2万7,125人と乖離が生じていることから、令和5年4月に人口ビジョンを時点修正、改定しました。本年4月に人口戦略会議から公表された令和6年地方自治体持続可能性分析レポートでは、二十歳から39歳の女性が半減する市区町村を消滅の可能性があるとして分析され、全道179市町村のうち117市町村が対象となりました。本市においては、消滅可能性自治体の分類には該当していないものの、平成26年に発表された前回レポートと比較して、若年女性人口減少率が10%以上悪化していることから、自然減、社会減対策が急務であり、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進が求められています。

次に、小項目3、目指すべき将来人口の考え方についてお答えいたします。厚生労働省から今月、人口動態統計概数が公表され、2023年の合計特殊出生率1.20、北海道においても1.06と出生率、出生数ともに過去最低を更新しており、国においては異次元の少子化対策の具現化に向け対応を急いでいるところです。昨年改定した名寄市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンでは、過去10年の合計特殊出生率は北海道や全国水準よりも高く推移しているものの少子化は進行しており、生産年齢人口の減少により出生率の向上だけでは出生数の大幅な増加は見込めない状況であることから、自然減の対策とともに、社会減抑制に向けた取組を重視する必要があると捉えています。本市は、これまで日本最北の公立大学である名寄市立大学の設置や名寄市立総合病院が圏域の高度医療を担う中核医療機関として必要な生活機能を確保するなど、独自性のある施策を推進し、人口流出の抑制に努めてきました。これに加え、社会減抑制に向けた取組として、雇用機会の拡大に向

けた企業支援や企業誘致など産業創出に向けた取組を推進しているところです。名寄市がさらなる発展するため、住みよい生活環境の整備も重要ですが、産業の維持、創出を重要と考えており、基幹産業である農業の振興や担い手の育成、新規就農者の確保など、JAと連携し、持続可能で魅力のある産業として1次産業の振興をしなければならないと考えております。また、産業創出については、王子マテリア名寄工場が停機し、地域へ及ぼす影響は大きかったものの、現在は新たな持続可能な産業として物流の拠点化構想を掲げ、国や民間事業者と連携し、取組を進めており、地域で雇用が生まれ、人が定着し、いろいろな方々が活躍できる取組となるよう進めてまいります。

次に、大項目2、行政評価に基づく具体的な対応について、小項目1、令和5年度対象事業の評価についてお答えいたします。行政評価は、総合計画の実施計画事業について、成果や目標の達成度を評価し、評価結果に基づき必要な改善、見直しを通じて効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性の確保、市民への説明責任の遂行を図るとともに、市職員の意識改革などを目的として実施しています。名寄市総合計画（第2次）中期実施計画に掲載している事業を評価対象事業とし、計画期間の4年間で全事業を評価することとしており、令和5年度の行政評価は令和4年度でC及びD評価となった事業を含め56事業を評価しました。2次評価の結果については、A評価33事業、B評価1事業、C評価12事業、D評価10事業となりました。令和4年度実施の行政評価は、全52事業中、A評価37事業、B評価4事業、C評価9事業、D評価2事業であり、令和4年度と比較してC評価が3事業、D評価が8事業増加しました。C、D評価となった事業の中には、交流事業、イベント、市民講座への参加など新型コロナウイルス感染症による影響で達成度が未達となる事業が多かったほか、事業に対する成果指標が適正に設定されていない事業もあつ

たため、成果指標の見直しについて議論したところです。具体的な事業の見直しについては、毎年度行われる総合計画登載事業のローリング作業で協議し、事業を推進する事業費については財源等の検討をしながら予算編成を行っており、PDCAサイクルによる事業の進捗管理を行っているところです。

次に、小項目2、C、D評価事業の対応についてお答えいたします。行政評価につきましては、調書に基づき妥当性、有効性、効率性、公平性、達成度を項目ごとに評価しており、担当部局での1次評価、庁内の係長職で構成されるワーキンググループ評価、名寄市総合計画審議会による外部評価を経て、庁議メンバーで構成される行政評価検討会議で2次評価を実施しています。各事業評価では、1次評価から2次評価まで評価が同一ですが、担当課による1次評価の精度が高く適正に行われているため、外部評価、2次評価においても同様の評価になっていると捉えています。庁内の各部局から選出された係長職を中心に構成されるワーキンググループ評価では、総合評価は変わらずとも厳しい指摘もあり、各項目における評価の見直しが図られているところです。このワーキンググループ機能の精度を高め維持することにより、職員の意識改革や適正な評価につながると考えています。また、総合計画審議委員による外部評価では、3つの部会に分かれ、C、D評価の事業を中心に議論いただきました。評価の変更とはならないものの、いただいた提言は調書に記載し、担当部局で事業の参考としているところです。最終的にCまたはD評価となった事業については、規模、内容を見直し検討、抜本的な見直しをすることとされており、令和5年度に策定した名寄市総合計画（第2次）後期基本計画に基づき、PDCAサイクルによる事業の見直しや推進を図ってまいります。

次に、小項目3、中期計画期間における評価と後期計画への対応についてお答えいたします。行

政評価の目的と評価結果の活用につきましては、繰り返しとなりますが、総合計画の実施計画事業について成果や目標の達成度を評価し、評価結果に基づき必要な改善、見直しを通じ、効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性の確保、市民への説明責任の遂行を図るとともに、市職員の意識改革としています。後期基本計画は、C、D評価の事業も含めた行政評価の結果に加え、総合計画審議会での議論や市民アンケート、町内会長と行政との懇談会、各分野における皆様との意見交換を通じ、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズなどを反映し、策定しました。基本構想に掲げる基本理念の下、将来像の実現に向け、前期、中期の計画を踏襲しつつ、具体的な施策を定め、主要施策ごとに成果指標KPIを設定し、施策間連携により推進する重点プロジェクトとして、これまでの経済元氣化プロジェクト、安心子育てプロジェクト、冬季スポーツ拠点化プロジェクトに生涯活躍プロジェクトを新たに加えました。中期基本計画の実施計画台帳186事業に対し、後期基本計画では145事業を登載し、そのうち140事業は中期計画からの継続事業となっており、切れ目のない事業推進を図っているところです。C、D評価であった22事業については、4つの事業が完了、廃止となり、残りの18事業について継続して規模、内容の見直し、検討を進めることとしています。今後も行政評価による仕組みを通じて、PDCAサイクルによる適切な事業の進捗管理を行い、効果的かつ効率的な行政運営を推進してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 続きまして、私から大項目1、人口減少対策に向けて、小項目2、人口減少が地域に及ぼす影響についてお答えします。

人手不足は、あらゆる業種において本市の喫緊の課題であると認識しており、ハローワーク名寄

管内においても求人数が求職者数を上回る状況が続いております。これまでも人手不足及び人材育成に対する施策として、中小企業振興条例補助金において従業員の資格取得の支援を行う名寄で人づくり事業や企業の戦略的な中途採用の支援を行うプロフェッショナル人材確保事業、企業の求人情報発信等に係る経費の支援を行う就職促進支援事業、また円滑な事業継承の支援を行う事業承継支援事業などにより各種支援を行っているほか、今年度より本市独自の新たな奨学金返還支援制度を施行し、若者の地元定着を目指しております。また、本年度実施する労働実態調査において、各企業の人材確保に対する考え方などを調査するほか、中学生、高校生、大学生へも就職に対する考え方、情報収集の仕方などの調査を行います。これらデータベースとして本市全体で人手不足解消を図るため、経済団体をはじめ、各業界、団体と人材確保育成に向けた意見交換の場の設置に向けて準備を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） それぞれ答弁をいただきました。改めて再質問させていただきたいと思います。

人口減少対策に向けてということで何点か質問させていただきました。非常に名寄市だけではないというふうなことも壇上でお話をさせていただきましたけれども、先ほど答弁の中で合併以降の人口は減っているけれども、世帯数は減っていない。いわゆる少子化、核家族というのが名寄市の中にも現れているのかなと。そういう中で、当然人口の増減の中には自然増減、社会増減という中で今御説明、答弁もいただきました。社会増減のほうは、平成19年同じだったけれども、20年から超過をしていると。21年からは転出のほうが増えていると。今のところ、ここ何年かを見ると社会減が200、自然減が100、年間300人ぐらい人口としては減っているというふうな御

答弁だったかなというふうに思います。

先ほどもお話をさせていただきましたけれども、令和5年に改定されたまち・ひと・しごと創生人口ビジョン、この中の数字で社人研の推計、2025年、来年になりますけれども、来年が2万5,552人、そして2022年4月推計のパターン2のTFRの現状では、2025年が2万5,398人となっております。令和6年の人口、先ほど壇上でもお話しさせていただきましたけれども、2万5,047人というふうなことで、どちらの推計値よりも下回っていると。当然人口増減の要因、先ほど答弁いただいたように自然増減、社会増減がありますけれども、自然増減は出生率が大きく影響するというふうにも思いますし、社会増減に向けて、数値は先ほど御説明をいただきました、19年、21年以降。この社会増減減少に向けてどのような対策なり、それを進めようとしているのか、お考えをお聞きたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まずは、一義的というか、地方創生総合戦略、こちらが人口減少対策を目的とした計画ということで、これは全国でつくった計画ですけれども、ここを基軸に取組を進めるということが基本になってくると思いますが、ここで載せさせていただいている基本目標、要約すると産業・雇用、それから子育て、それからアクティブシニアの部分、大学、それから広域連携、そして移住・観光・合宿と、このような5つの分野で基本目標を掲げております。しっかりとこの5つ、本当に人口定住に関してつながる大切な取組でありますので、この部分をしっかりと進めていくことが重要かなと考えておりまして、先ほど私も壇上で答弁させていただきましたけれども、やはり強みである1次産業、こちらをしっかりと振興していかなければならない。それから、製造業としては、やはり大きな影響ございましたけれども、王子マテリア停機後、しっかりと強み

を生かした産業をいかに誘致していくか、創り出していく、創出していくかといったところがここで定着していただけるきっかけになっていくのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今後の人口の増加、あるいは社会増に向けての考え方について今お話をいただきました。

先ほど壇上でも部長お話ありました。1次産業の定着というふうなお話をいただきましたけれども、正直現実の問題として1次産業も、どの産業もそうなのかもしれないですけれども、特に1次産業は事業承継を含めて、規模は大きくなるけれども、人口的にはむしろ厳しくなるというのが実態なのかなという気がするのです。

それで、人口増減の要因という中に自然増減だとか社会増減、これはふだん聞く言葉だというふうに思いますし、それぞれ理解ができるのかなというふうに思うのですけれども、以前にもお話があったかというふうに思うのですけれども、人口の増減という中では交流人口だとか、あるいは関係人口、やっぱりパイを増やしていく取組を進めていかないと、同じパイの中でなかなか増やしていくというのは難しいのかなと。新たな施策の展開というのにも必要なかなというふうな思いで、その交流人口の拡大、人口創出事業というふうなことで名寄市の中で今考えておられる施策があれば改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 交流人口、まさに住民登録はなくとも、名寄市内の経済活動に参画していただくような、そのようなことをおっしゃっていただいているのかなというふうに捉えました。我々としては、今いろいろ実施させていただいている都市交流、こういった事業も大切にしながら、それぞれ思いのある関係で拡充していきたいというふうに考えておりますし、それから

先ほど議論のありましたふるさと納税、こういったこともある意味関係人口というふうに位置づけられるのかなと思ひまして、今現在厳しい状況、数字を先ほど報告させていただきましたけれども、しっかりと回復できるような取組を今進めておりますので、ここもしっかりと進んでいきたいというふうに思います。それから、あとはやはり強みを生かした観光、こういった部分もしっかりとPRしながら、関係人口のほうを増やしていけたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 本当に交流人口と関係人口、似たような言葉なのですけれども、意味合いが大きく違うということ。どういうふうに生かしていくのかというのは非常にそれぞれの地域の特性によって生かし方が違うと思うのですけれども、ぜひこのような取組、特に関係人口という部分でいくと、離れた地域を行き来、往来をするという、名寄出身の方が地方にいてというふうな形の部分ではこの施策によっては大きく活用できる部分なのかなというふうに思いますので、今部長のお話にありました強みを生かした観光含めた施策の中で展開を進めていただきたいというふうをお願いを申し上げたいと思います。

次に、人口減少が地域に及ぼす影響ということで、本当にこれ切実な問題だと思うのです。人口が減っていくと、生活に不可欠な食、交通、医療、いろんなところを見ているとあからさまに見えてくる部分なのかなというふうに思います。先ほど答弁にもありましたけれども、やっぱり人口流出を少しでも軽減をするというのは働く場所、いわゆる雇用を確保する場所がいかに多くあるかというのが非常に大切なのかなという思いがいたします。先ほど櫻田さんからもお話あったように、名寄市は令和4年から施行された中小企業振興条例に基づいて、先ほどもいろいろ今の取組、今年からの奨学金の返還というお話がありました。それ

ぞれ取組を進めていただいているというふうにも理解しております。一方、王子マテリアの生産停止に伴う跡地の活用ということでも倉庫の一部が活用されるということで、これも事前に制度化した特例条例、これがこの中で生かされていくのかなというふうにも理解しております。ただ、名寄市内の中小企業というのは全体の約9割中小企業というふうに言われております。先ほど質疑をさせていただいたのですけれども、少子高齢化で生産年齢人口、これもかなり減っているというふうな中で、人手不足だとか人材確保、これは本当に喫緊の課題だというふうにも受け止めております。

こういう現状を考えたときに、地域経済を活性化させていくという視点から考えると、域外からの産業、要するに地域外からの産業、これの取込みというのも非常に評価をしていくというのもある面では必要ではないのかなというふうに考えますけれども、この辺の考えがあればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） やはり持続可能性というものが非常に重要になってくるかなというふうに考えておまして、今名寄の立地、位置的な状況、それからこの地域のポテンシャルを考えたときに、この強みを生かした取組として、今物流の中継拠点という構想を市長の公約にも掲げていただいておりますけれども、やはりここは国と連携しながら大きな今動きになりつつあります。しっかりと我々名寄市が道北の中核都市として機能をしっかり発揮して、ここで物流をしっかり中継する機能を都市として備えて、そしてその部分が新たな付加価値を生んでいけるような、そんな産業をぜひとも具現化するために今取組を進めさせていただいているところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 今域外からというふ

うなこと、当然市内の業者もその中に参画をしていくのだというふうに思いますけれども、道北の中核都市としての拠点として今進めているお話を、御答弁をいただきました。

昨日からの一般質問等でもいろいろ出ていますけれども、特にこの域外からの多くの考え、産業を取り込むというのは、いかに魅力ある情報発信をしていくのかというのが非常に大切ではないのかなというふうに思っております。

たまたま先日報道で見たのですけれども、空き家バンクの関係で栗山町の空き家バンクを活用した空き家の有効活用、それから東川町は空き家は宝であるというふうなことで情報発信で推進をしているという報道がなされました。当然栗山町は札幌市が近いだとか、東川町は旭川市が近いだとかというふうなことで、周辺の環境、この辺も空き家対策の中での利用の価値だとかというのは大きなプラスの影響を与えるのかなというふうにも思いました。

ただ、人だとか、あるいは企業を呼び込む手段として、今のデジタル社会の中でいかに名寄市のよさを生かした情報発信、いわゆる情報を広める、伝える、流す、送るというツール、これをいかに魅力のあるもの、相手が引きつけられる情報の発信の方法というのが非常に今後また大切になっていくのかなというふうに思うのですけれども、その辺の考え方について改めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 非常に重要な視点だというふうに思います。

当然全国にある基礎自治体は同じように競っているいろいろな情報発信している中で、いかに目に留まるかといったところも大切なというふうに思っております。

名寄市としても、今いろいろSNS等を活用しながら情報発信をさせていただいておりますけれども、今議員のお話を聞きながら、やはりキーワ

ードって非常にやっぱり重要なのだなというふうに改めて感じたところでありますので、印象に残るような、そんなキーワードを改めて担当とも一緒に考えながら、引き続きSNS等をうまく活用しながら外に向けては情報発信していきたいと思えますし、どれだけ効果があるかは、数字的なものは持っていないのですが、今各職員の名刺の裏にはそれぞれSNSとかふるさと納税を誘導するようなQRコード等を印刷したものを職員が持ち歩いて、いろいろ名刺交換をしたりとかということもさせていただいておりますので、本当に効果的なものをしっかりと専門的な知見も入れながら検証しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 小さな積み重ねが大きな成果というふうにつながっていくのかなと。本当にそれぞれ職員の方が名刺の裏にそういうふうな情報も記入をされているのは、非常にいいことだなというふうにも感じております。

情報発信というお話を今させていただきましたけれども、やっぱり域外からいろんなものを取り込むという部分では、一方ではマーケティング、これも非常に重要なのかなと。恐らくトップセールスで市長がいろんなところのマーケティングも含めて進められているというふうに思うのですが、ただマーケティングはすぐ行政に生かせるものではないけれども、しっかりアンテナを張って、いろんな情報を取り入れるというのも非常に大切なのかなというふうに思います。

その中で、恐らくこれを所管されているのは総合政策部長のほうなのかなというふうに思いますが、非常に時代が速いスピードで動いているという中では、やっぱり情報を取ったものをいかに速やかにどういうふうに変換をしながら採用できるのか、あるいは切り捨てていくのかというのが非常に大事な部署だと思うのですが、今どういうふうなアンテナを立ててキャッチをし

ながら、この域外、あるいは名寄市全体のいろんな人口減少対策についての取組を進められているのか、改めて伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） まずは、まだ進行中のお話いろいろあるのですが、そこはやはり加藤市長の情報収集力、そこにある程度頼っている部分も実はあります。そして、その中で我々が消化する中で橋本副市長の冷静な分析の中でここが持続可能性があるのかという部分を含めて、一定程度整理をしていただきながら、我々も自信を持って前に進めているというのが、これは我々の名寄市の今ガバナンス、これはしっかり機能しているのだなというふうに考えております。

担当として今意識しているのは、やはり北海道とか日本とかという狭いところではなくて、世界のニュースにしっかり目を通しながら、世の中どんななっているのだといったところをしっかりと分析して、ここで勝ち目のある方策といったものを理解しながら、それぞれ民間事業者等に説明をしに行くといったことの繰り返しをさせていただいて、どうにかこの地で持続可能なすばらしい事業が成立するように努力しているところです。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） ぜひ名寄市内で難しい部分、域外からの力も借りて少しでも名寄市の人口維持をしていく、あるいはプラスに持っていくというふうな形の施策の推進を改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

話は変わりますが、人口減少という中では、東洋経済新報社というところで毎年住みよさランキングというのを発表しております。名寄市も今年のやつを見ると、全国231位、北海道では7位と。この住みよさランキング、今年で31回目実施されているのですが、北海道1位というのが名寄市、1997年、2003年、2010年、2013年と4回。1位を取らなけ

れば駄目だという意味ではないのですけれども、その後は3位、4位、5位、そして今年は7位というふうなこと。この住みよさランキングというのは、安心度、利便度、快適度、富裕度、4つのカテゴリーからそれぞれ指標が出されて、ランキングづけされているわけですが、11年前の道内1位のときと比較をすると、安心度、利便度、これは安心度の一番大きいのは恐らく人口当たりの病院・一般診療所病床だとか、この辺が大きいのだと思います。それから、利便度、これは恐らくこの項目でいくと人口当たりの大規模小売店の面積、この辺が大きく影響しているのかなと。これは、プラスになっている。ただ、快適度、富裕度が下降していると。私がお聞きをしたいのは、快適度の中で、先ほど言った転出入人口比率、恐らくこれが非常に名寄市の順位が下がっている大きな影響を与えているのかなというふうに思っておりますけれども、恐らく行政のほうでもこの辺確認されていると思いますけれども、この状況をどのように見ておられるのかお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 住みよさランキングについての御質問ですが、まず今お話しいただいたとおり、4つの視点、安心度、利便度、快適度、富裕度といったことで分析されて評価されているのですけれども、ここについては20種類のデータで点数をつけてランキングを出しているといったことでございます。

実は、先週でしょうか、2024年版の数字が公表されまして、今年は道内11位ということになっております。ここの分析としては、決してここで一喜一憂するものではないというふうに認識をしておりますけれども、どうしても人目につく順位ですので、これは上にあることにしたことがないという受け止めでありますけれども、今回は御指摘のとおり快適度と富裕度というところで、またさらに順位が落ちたといったことで総合評価

も下がったということでございます。

ここでいうと、議員御指摘のとおり、快適度という転出入の人口比率ということで出のですが、ここが今回の指標でいうと22年の数字を引用するといったことから、ここはまさに2021年12月の王子の停機の影響がかなり大きく出た年ではあるのかなというふうに分析しております。ここについてしっかりと、我々だけでは数字を上げることがなかなか難しい指標もございますけれども、せっかく人目につくランキングですので、しっかり分析しながら研究してまいりたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 行政側もしっかり、その2024年の数字、まだ私も把握していなくて、教えていただいたところ。

情報発信という大切な部分と、それから情報相手から見るという形の視点の中では、非常にこの住みよさランキングというのもそれぞれの形の中で評価もいただく項目なのかなと。決して今部長が言われたように一喜一憂するわけではありませんが、非常に大切な指標が盛り込まれている算出指標なのかなというふうにも思っております。

この項目で最後になりますが、目指すべき将来人口の考え方ということでお聞きをしました。2023年度の北海道の出生率1.06、部長のほうの答弁でやはり名寄の財産を生かした市立大学、あるいは市立病院ということで、産業の維持だとか創出を図っていくのが非常に重要であるというふうな御答弁をいただきました。

時間もかなり経過して、この目指すべき将来人口の考え方について、それぞれ個々に人口減少について質問させていただきましたけれども、この後の項目、再質問したいと思いますので、目指すべき将来人口の考え方について、加藤市長にお伺いをしたいというふうに思います。

加藤市長におかれましては、市長の就任以来、

民間出身という視点、発想、これまでの人脈だとか、そして行動力を生かしたトップセールスで数多くの施策を実行されてきたというふうに理解しております。その一方で、コロナ対策での問題等の解決によって、当初の計画どおり進まない事業も施策もあったのかなというふうに思っております。今やり取りをさせていただいた人口減少対策、一朝一夕にできるものではありません。当然一基礎自治体でも難しく、ハードルが高いというふうには十分理解をしております。でも、何もしなければ地域の元気もなくなり、活気もなくなっていくというふうに自分は考えております。

今任期、残された2年間で、先ほどもお話ありました名寄の大学、市立病院を含めた名寄の財産を生かした中で、ふるさとを次世代に引き継いでいくためにどのような考え方で取り組んでいかれるのかお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 非常に大きなテーマで議論いただきました。ありがとうございます。

まちづくり全体の観点から3つの今考えている重要なポイント、今行っている行おうとしている施策も含めて少しお話ししたいと思いますけれども、3つのポイント、まず1つ目は、やはり名寄は北北海道の中核都市でありまして、加えて交通の要衝としての役割、これをさらにブラッシュアップさせていくということ。2つ目には、そうはいってもやはり人口は減少していくという中で、よりめり張りの利かせた行財政改革と、このことによる人口減少下でもコンパクトで質の高いサービスを提供していくということ。3つ目、最後はやはり何とんでも人づくりである。この3つがポイントかなと思っています。

1つ目の中核都市、交通の要衝としての役割、名寄市が開拓以来、発展してきたこの地政学的な観点から見て、やはりこの北北海道の交通の要衝としてこの名寄というのは存在意義を発揮をして

きたというふうに思っています。その最たる機関が今お話しした病院であり、また大学であり、そして何とんでも自衛隊という存在であるというふうに思います。ここをやはりしっかりと守っていくということが大事だと思います。特に病院、大学、さきの一般質問でもいろいろ議論があったところでありまして、ここは時代の変化とともに、やはり不断の組織の改革、見直しも必要なのではないかというふうに考えております。加えて、今石橋部長のほうから広域での物流拠点化、あるいは防災の構想がありまして、ここは今お話しした中核都市としての名寄市のそれぞれの機関、役割をさらにブラッシュアップをしていく効果があるかと思えます。民間ともよく連携、相談をしながら、ここをさらに推し進めていくことで新たな企業や、あるいはサービス、そうしたものを誘致をしていく、そのこともしっかりとやっていきたいというふうに思います。

2つ目の行財政改革によるということでありまして、すけれども、今東病院の問題等も提起をさせていただきましてけれども、やめるものはやめる、あるいは再編するものは再編する、さらには公共施設の再配置等をしっかりと推し進めていくことによって町なかを再開発していくことで活性化をさせていく、あるいは行政サービスをさらに向上させていくと。加えて、現在はデジタル技術を活用したあらゆる今チャレンジをしております、電子地域通過、あるいは公共交通をデジタルも活用して、さらによりよくしていく、このことによってサービスのさらなる向上、魅力あるまちづくりを進めていきたいというふうに思います。

3つ目の人づくり、これらの施策を進めていくに当たっては、やはり人が原動力でありまして、魅力ある、ここで育てたい、ここで産み育てたい、さらにはここにいる方たちが活性化する、そのことが持続可能なまちづくりであり、道が開けていくことにつながるのかというふうに思います。今年度も認定こども園を新しくオープンをさせてい

ただいたり、18歳以下の、今議会でも提案させていただきましたけれども、医療費の無償化等々、さらなる子育ての充実に向けた取組を進めておりますし、学校教育に関してもハード整備、相当急ピッチで進めていきたいと考えておりまして、今年度からはA Iドリルを導入したということで、より個々の人間力に応じた教育を進めていく、こうしたことにも展開をしているところでございます。さらには、象徴的に高齢者学級で今大改革をしておりまして、より市民の皆さんが教育委員会中心にさらに学べる環境を今再構築、推進しているところでありますけれども、とりわけスポーツを中心としたまちづくり、このことが非常に重要だと思っていて、このことが魅力ある青少年の育成、さらには市民皆さんの健康の増進につながる、このことに向けて今組織大改革を議論しているところでありまして、これをしっかりとなし遂げていくことでスポーツを通じた、より魅力あるまちづくり、人づくりにつなげていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、これらの施策は行政、もちろん知恵出ていきますけれども、民間の皆さん、市民の皆さん、さらには広域的にいろんな形で連携をして、あるいは名寄市の応援をしてくれる皆さんのあらゆる力を結集をして、これらのまちづくり推進を強力にまた進めていきたいというふうに考えておりますので、議員各位のまた御理解と御協力もいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） 市長のほうから今後のまちづくりを含めた人口減少対策の内容等、今後の施策について力強い発言をいただきました。大変ありがとうございました。

今お話をいただいた3本の柱に基づいて、今後新たに推進をされて、議員として対応できる、協力できるようしっかりまた対応していきたいというふうに思っております。

次の項目、時間がなくなつたので、1点だけお聞きをしたいというふうに思います。令和5年度のC、D評価事業が22であって、4事業が少なく18事業になっているのですけれども、その中で1点だけお聞きをしたいのが、C評価の名寄高校駅設置事業というのは分かるのですけれども、それはもう終わったので、C評価の中で市民主体のまちづくり、地域コミュニティのあり方の検討事業というのは、どこの部門に包含をされたのか。これ、非常に大切な事業だと思うのですけれども、これが自分の見る限りは確認が取れなかった。このことだけお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 地域コミュニティのあり方の検討ということで、こちら一本事業として台帳を作っておりましたけれども、一定程度地域連絡協議会、こちらの課題については一時的というか、一定程度課題解決のめどがついたということで、この後まちづくり推進事業へ同じような課題を統合しつつ、事業としてはまちづくり推進事業のほうへ統合させていただいたということで、地域コミュニティのあり方の検討という台帳が統合により消滅したというつながりになっております。

○議長（山田典幸議員） 東川議員。

○14番（東川孝義議員） この行政評価については、またいろんな機会でゆっくり個別に議論をさせていただきたいなというふうに思います。

今中期計画の後期にかかって、先ほども御答弁をいただきましたけれども、恐らく昨年度の事業の評価が進められているというふうに思います。いろんなハードルも上げながら取組を進められているとは思いますが、先ほどお話あったように、前年度はコロナの関係で厳しい状況があったということで、この行政評価というのは先ほど御答弁ありましたように目標の達成度を確認して、それぞれ今K P Iの生活指標という中で分かりや

すく、恐らく担当されている方も分かりやすいのですけれども、周りで自分たちが見ても非常に分かりやすい指標にもなっていると思いますので、その辺ではまた内容を見ながら、今後改めてまたやり取りをさせていただければなということをお話し申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

熊を駆除・捕獲できる人材育成を、高橋伸典議員。

○12番（高橋伸典議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告に従い質問してまいります。

その前に、先日火災におきまして、市民の皆様には御心配と御迷惑をおかけしたことに心からおわび申し上げたいと思います。今回一般質問を遠慮しようと思いましたが、市民の方からの質問1点のみをやらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

熊を駆除、捕獲できる人材の育成をについてお尋ねをいたします。全国、全道で相次ぐ熊による死亡被害が起きております。名寄では、6月に日進二チロ、日進、風連池の上、日進、日進、砺波、曙と目撃情報が出ております。まだ死亡事故が起きていないため大きな騒ぎにはなりませんが、襲われている可能性は計り知れませんが、その中で、北海道では一般会計予算107億円の補正予算案が提出をされました。この中には、被害が相次いでいる熊の駆除を推進するとして、ハンターへの支援策が盛り込まれました。具体的には、来年2月以降、冬眠中の熊を駆除する春期管理捕獲を進

める、2つ目には出動経費や奨励金のほか、弾薬などの必要な資材、それにハンターを育成するための研修など、市町村が行う支援策を補助する費用が1,500万円計上されました。北海道がハンターの支援の鍵を切った背景には、熊による被害が過去最高のペースで増えております。先日も東さんに言われましたが、トウキビの被害が出たそうであります。環境省もヒグマの出没は道内各地で相次いでおり、人間の生活圏に足を踏み入れるとなかなか後戻りはしない。2019年、約4,800件の目撃情報がありましたが、20年には2万件を超したそうであります。野に放れた熊と人間の環境を守るための守りの綱であるハンターの高齢化が進んでいるため、若手の人材育成が急務であります。そこで、人材育成の取組について、4点について理事者の御見解をお願いいたします。

1つ目には、出動できる体制への取組と課題についてであります。

2つ目には、高齢化対策と若手育成の取組についてと課題についてであります。

3つ目には、春期管理捕獲に対する経費支援、財政支援についてであります。

4つ目には、自衛隊退職者の会計年度任用職員採用によるヒグマ駆除隊員についてであります。

以上の項目の質問をいたしますので、理事者の御見解をお願い申し上げ、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 高橋議員からは、大項目で1件御質問ございましたので、私から答えさせていただきます。

大項目1、熊を駆除、捕獲できる人材育成を、小項目1、出動できる体制への取組と課題についてお答えいたします。市内のヒグマ出沒につきましては、昨年は日進橋や徳田地区で、今年に入りまして4月に緑丘地区と、市街地周辺での出沒があり、名寄警察署や地元猟友会との連携した対応により人身事故にはならず、対応を終えたところ

であります。ヒグマの出没には、速やかに対応できる体制が必要であり、本市では市と地元猟友会によるヒグマ駆除隊を組織しているところであります。出没の情報が寄せられた場合には、ヒグマ駆除隊により現場を確認し、状況に応じて早朝、夜間などの巡回を行うほか、問題個体の駆除が必要な場合の銃器による対応を含め、出没に対する体制を整えているところであります。

次に、小項目の2、高齢化対策と若手育成の取組と課題についてお答えいたします。市では、猟友会の要望を受けまして、平成28年度よりヒグマ対策の担い手育成事業としてベテランハンターが指導者になり、経験の浅いハンターと春熊の防除活動を通じた技術伝承に取り組んでおります。ヒグマ駆除隊は、現在14名の方に委嘱しており、平均年齢は70歳となっております。ヒグマの駆除は、ほかの有害鳥獣駆除に比べまして、経験や技術力が必要とされるため、対応できる方が限られ、また年齢層が高くなる傾向があります。また、ヒグマの出没件数につきましては、本年度は例年に比べ増加傾向が見られ、駆除隊全体に係る負担も大きいことから、今後の対策強化と体制を維持していくために負担軽減が重要な課題と考えてございます。

次に、小項目の3、春期管理捕獲に対する経費支援、財政支援についてお答えいたします。春期管理捕獲につきましては、全道的に市街地周辺に熊が出没し、人身事故などの人とのあつれきが高くなる傾向にあり、本市でも市街地周辺での出没もあることから、猟友会と協議を重ねながら令和4年度から取り組んでまいりました。令和5年度には、適正な個体数調整を目的に、より具体的な対策支援が報じられ、春期管理捕獲での捕獲従事者への報酬や保険料、銃弾、車両燃料費などの経費の2分の1を補助する支援が北海道より示されたところであります。本市におきましても、この支援を受けまして、猟友会とともに効果的な実施場所の選定や事前調査などの計画を策定し、取組

を進めております。この春の取組では、事前調査を含む17回の活動を行い、出動人員は延べ41人となりました。本活動により発見したヒグマの足跡から追跡などを実施し、発見には至りませんでしたが、今後とも北海道の取組に協調した対応を継続してまいりたいと考えております。

次に、小項目の4、自衛隊退職者の会計年度任用職員採用によるヒグマ駆除隊員についてお答えをいたします。担い手の育成確保につきましては、ヒグマ駆除は経験と技術を要する業務であり、現状では春期管理捕獲の取組やエゾシカの駆除活動を通じた担い手育成を基本に考えておりますが、近年ではヒグマ対策の高い専門性を持った人材の確保に取り組む市町村もあるところです。御指摘をいただきました自衛隊退職者の採用についてですが、自衛隊退職者は銃器使用経験があり、担い手確保策の一つとして考えられますが、年間を通じてどのような役割を担っていくのかなど研究が必要な面もあるところです。市街地周辺への出没状況等変化する中、対応に必要な体制づくりに向けた人材確保や育成につきまして、今後猟友会とも協議をしていきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ありがとうございます。

部長が言われたとおりだと私も思いますし、少し猟友会の方と今回お話をさせていただきました。先ほど春期捕獲に総勢で41名の方が出たということで、大変有意義な活動だったのかなと思います。猟友会の方々も今全部で23名おられます。名寄市だけ、風連入れれば三十何名ぐらいですか、ここに名簿ありますけれども。そして、名寄は平均70歳を超えています。そして、この中に現職の自衛隊の方が2名おられて、やはりこの方々は初動態勢には勤務だとかで出動できないというのが現状であるということでもあります。

そして、先ほど部長が言った名寄市ヒグマ駆除隊編成の部分では、やはり猟友会23名のうちの、名寄では銃器で8名しかおられませんし、箱わなでも3名の方がおられるということで、その熊駆除隊が非常に高齢化であるということを言われておりました。その一つなのですけれども、非常に大変だというのが、初動態勢に行ったときに、ここに出ましたよと。先ほど東さんが言ったように、トウキビも食べられているという状況ですから、トウキビ畑に現れたときに、その熊の入り口と出口を探して、これから市民に危険性があるかどうかと調べるのに、お話しした人たちは八十何歳ですから、そのトウキビ畑に入って熊の通路を見つけ、出口を見つけ、危険性があるかどうかと調べるのには大変判断が厳しいというふうに。この厳しいというのは、やるのが厳しいのではなくて、体力的に厳しいという意味です。それだけ初動態勢の方々、2名の方が80を超えています。だから、行ってもそういう部分が出た場合、大変に労力を使いますよというふうに言われておりました。それで、ぜひ初動態勢、またこういう熊駆除隊の部分で若手をつくり上げていただきたいという部分が猟友会のお話でした。この部分、部長としては認識されているのか、確認されているのかお聞かせをいただきたいというように思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今高橋議員のほうからもお伝えいただいた部分でございます。

ヒグマ駆除隊の委嘱につきまして、先ほど申し上げましたとおり、猟友会から推薦をいただいて、一定程度経験が必要という点もありますので、推薦をいただく形をお願いをしているところであります。平均年齢70歳ということでありますので、確かに技術は当然皆様お持ちですけれども、今議員からお話のありました、いわゆる探すという部分ですね、そこに対する負担ですとか、先ほども言いましたが、出没の情報もかなり多くなってきましたので、その都度私ども市の職員と現場

には猟友会の皆さんに立ち会っていただきながら、少し傾向なり今後の対策といったことの協議を現場でさせていただくのですが、都度出動いただいているという部分も、そういう意味では体力的にきついというお話は私のほうにも耳に入っているところであります。

これは、昨年度ぐらいから少しはトライアル的にやっておりますが、例えば先ほどお話のあったスイートコーンですとかデントコーン、そういうふうな広い平らな、特にあまり視界が悪くないところというのでしょうか、そこはドローンを活用して、上空から見たときにどういうふうな痕跡があるのかということなんかも活用させていただきながら、できるだけ今おっしゃられたような負担が少しでも軽減できればというふうに考えております。ただ、やはり山合いですとか木が茂っているところになりますと、なかなか上空から見ても難しいというところもありますので、そこにつきましては一定程度従前の対応ということで現場での協力をいただいているということであります。

いろんな形でICTも活用しながら、私どものほうも負担軽減ということで、今回最終日の補正予算のほうで計上提案させていただきましたが、センサーカメラのほうの導入を今検討させていただいております。その点につきましても、この後の予算審議の中でまた御議論いただければ、審議いただければなというふうに思いますが、そういった形でいろんなものを駆使しながら、できるだけ負担軽減につながるよう今後とも努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） ドローン、草原のなところは、23日に本人にお会いしましたら、すばらしいと言っていました。ないところはそういうものを活用してやっていただければなというように思いますので、ぜひ軽減策の部分、どんどん使っていただきたいというふうに思います。

次に、高齢化対策と若手育成の取組なのですが、今回北海道からは後継者の免許の補助だとか、今回春期管理捕獲の補助等が出ていました、補正予算で。北海道猟友会からは、会員に対して新人教育の育成費だとか、そして銃器購入費の支援等はあるのですけれども、なかなかそこまで見合わないというふうな部分言っておりました。だから、ぜひ市としても銃器や何かを買うときの補助等々やっていただければ、意外と若手も楽に育つのではないかなというふうに言っておりましたし、根室市ではハンター育成のための免許取得の補助金を出したり年3回の熊の实地練習を行って若手育成に努めているということをやられておりました。何をそこが見合わない状況なのかというのを調べましたら、昔は熊の毛皮だとか何かを売って基金にしていたという部分がありました。お金になったのですけれども、今は全く熊の皮を買う人もいない。今ハンターの方に聞くと、地域で問題になっているのだから何とかボランティア的な活動をしているのが実態であるという部分で言われておりました。名寄市が捕獲料の料金が安いだとか言っても、名寄はいいのだよねと言っていたのですけれども、そういう新人の育成する部分の予算づけを考えていただければなというように言っていました。先ほどベテランハンターが平成28年から春熊の駆除の練習をやっているというふうに言われていましたので、北海道で来年2月の春期管理捕獲の補助金が出るような形で言われておりましたけれども、来年も名寄市はこういう予算を使って駆除を進めて、そういう若手の訓練等を進めていくのかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） まず、新規に資格、また銃の所持の新たな方に対する支援というところでございますけれども、これは名寄市の予算として直接的に新たな方の支援策というのは予算としては持っていないのですが、J Aと市のほうで

共同で組織、運営しております名寄市の有害鳥獣の対策協議会、ここにこの事業として新たにわな免許ですとか銃の所持の免許、また銃の購入費用、そういったものに対して補助金を出させていただいております。一定、補助金に上限は設けさせていただいておりますけれども、実績といたしまして令和4年度で銃を新たに取得された方が1名、わな免許が3名、令和5年度の実績といたしましては、銃の所持の取得をされた方が2名ということで、これは市とJ Aですね、協調しながらこういった新規の獲得に向けた支援ということで取組を進めさせていただいておりますので、御理解をいただければと思います。

また、春期の管理捕獲につきましては、ここは先ほど壇上でもお答えさせていただきましたが、来年の年明けてから春、来年の春に向けても引き続き道の支援も活用しながら取組を進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） よろしく申し上げます。

春期管理捕獲、これは猟友会の方、また熊駆除隊の方、すごく重要だと言っていました。夏場でしたら、草や何かで見えないのだけれども、冬の白い雪があって、熊の足跡がある。また、熊がどうのように動くのかも分かるから、銃で撃つ練習と言ったらいいのですか、その撃つタイミングだとか距離だとかいうのを練習できるということです。奈井江の猟友会の方々言っていましたけれども、熊を駆除するのは射程内に入らないと撃てないのです。その射程内に入って銃を撃つのは至難の業なのです。それを訓練するのが春期のこのときが一番合っているのですというふうに言っていました。だから、ぜひこの春期管理捕獲はしっかりとつくり上げていただきたいなというように思います。春期捕獲の経費を支援しているのは、179市町村のうち7市町村しかないと言ってい

ますから、きっとこれ7市町村の7は名寄が1つ入っているのかなというふうに思いますけれども、支援しているということで分かりました。そして、来年の春期管理捕獲もやっていただけるということです、分かりました。

それでは、最後の自衛隊退職者による会計年度任用職員採用によるヒグマ駆除隊員についてであります。まず、2019年の日本学術会議が示しました「人口縮小社会における野生動物管理のあり方」という文書で、野生動物管理の公開講演会に参加した行政関係者47名のほとんどが鳥獣専門職員の配置が市町村、都道府県に職員として必要であると回答だったと。また、昨年環境省が熊が住民に危害を加える事例が増加しているため、環境省による熊出没件数、先ほど4,800の2万件と言いましたけれども、それぐらい上っているので、市街地対策として確立するためモデル事業が始まり、対象として北海道、岩手、新潟、長野、福井、奈良の6県が選出され、3年間行政、警察などの関連機関と連絡体制をつくり、熊の駆除、捕獲ができる人材確保を進めるというふうな予算がついたのですけれども、これは名寄ではやっていないですよ。北海道のどこか違うところでやっていると思うのですけれども、こういう部分をどんどん、どんどん使っていただければなというように思います。

また、重ねてなのですけれども、北海道が14の振興局単位で人材育成が必要である、ほとんどのハンターが本業の仕事を抱える中で急な出勤要請に応じるのが難しくなっていることから、専門家からは今後は速やかに道や市町村の職員の中から育成するという声が上がっているというふうに言われています。私は、熊の専用の任用職員ではなく、防災の担当、今おられますけれども、防災担当にこの熊駆除の狩猟免許を取っていただいて、そして熊が出たときに走っていただく。それは、よく蜂を取って有害鳥獣の手当が出ただとか、病院で嫌なものをしたら手当が出るという、そうい

う手当を出して、熊専門でなく、市職員の任用職員として採用して銃の狩猟免許を取らせてそういう活動をしていただく。無理であれば、清水さんと遠藤さんにやっていただきますけれども、それぐらいやらないと今やっぱり若手が育たないといえますよね。先ほど奈井江の方言いしましたが、素人が銃持って熊と鉢合わせして、ほとんど撃てないということです。何ば練習しようと難しいと。やっぱり清水さんとか遠藤さんみたいに毎回撃っていて、そういう訓練をしているから、ああいうところで何ば練習すると撃てるようになるというふうに言われていました。そういった意味で、熊専門でなく、別の任用で採用して、熊駆除の出たときはそういう危険手当を出して指導していただいたりという方法もあると思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今熊専門でなくてもいいというふうなことも含めまして、いろいろと御提案をいただいたところであります。

先ほど壇上でもお答えさせていただきましたが、一定程度ヒグマ駆除隊の皆さんの全体としての負担軽減を図らなければならないという認識を私どものほうでも持っております。また、道内でも、報道によるところでありますけれども、4市町村のほうで専門の職員を置いているというふうな、そういった状況もあるというふうに認識しております。ほかの市町村の事例でいうと、地域おこし協力隊という形で地域に定着いただいて、その方が市の職員、市町村職員という形で、これは正規職員なのか会計年度任用職員か分かりませんが、そういうふうな立場で活動されているという事例もあるとお伺いしております。いずれにしましても、今後はそういった専門職員も含めて、そういう雇用形態も含めて、どういう人材が求められてくるのか。年齢的なものであったりとか、それは経験であったりとか、そういうことも含めまして猟友会のほうとも協議が必要かなというふ

うに思っているところであります。

また、一定程度雇用形態のところでいいますと、これは議員のほうからは自衛隊退職者の方を採用すると近道なのではないかというふうな御意見もいただきましたが、実際にもし採用するということであれば、なかなか採用の段階で自衛隊退職者の方に限ってというふうな、そういう採用の仕方のも難しい面もございますので、どちらかというところ経験とか要件みたいなところは少し整理をした中で採用していくというふうな流れになろうかなと思いますので、そういった面も含めて全体的に今後どのような形でこの今の体制を持続的に維持しながら、そして強化をしていくのかという観点で検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 高橋議員。

○12番（高橋伸典議員） よろしく願います。

しっかり猟友会の方々とお話し合いをしていただいて、どういう方向性にすれば一番いいのか、もう喫緊の課題だと思います。今この現状を見て、この年齢を見て、これからどうなっていくのかという部分が見えていますので、どうしたらやっていけるかという部分をしっかり猟友会の方と相談していただいて、熊とやっぱり人間の共存できる体制、電気柵というふうに言われておりましたけれども、そういう部分を活用して、猟友会の方々の軽減を図っていただければということをお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時46分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 清 水 一 夫

署名議員 高 橋 伸 典

令和6年第2回名寄市議会定例会会議録

開議 令和6年6月26日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第13号 令和6年度名寄市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第14号 令和6年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第15号 名寄市議会基本条例の一部改正について
議案第16号 名寄市議会会議規則の一部改正について
- 日程第6 意見書案第1号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書
意見書案第2号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第7 報告第10号 例月出納検査報告について
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第9 議会活性化特別委員会の報告について
- 日程第10 委員の派遣について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第13号 令和6年度名寄市一般

会計補正予算（第3号）

- 日程第4 議案第14号 令和6年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第15号 名寄市議会基本条例の一部改正について
- 議案第16号 名寄市議会会議規則の一部改正について
- 日程第6 意見書案第1号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書
意見書案第2号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第7 報告第10号 例月出納検査報告について
- 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出について
- 日程第9 議会活性化特別委員会の報告について
- 日程第10 委員の派遣について

1. 出席議員（15名）

議長	16番	山	田	典	幸	議員
副議長	10番	倉	澤		宏	議員
	1番	中	畠	孝	幸	議員
	3番	山	崎	真	由美	議員
	4番	水	間	健	詞	議員
	5番	谷			聡	議員
	6番	今	村	芳	彦	議員

7番	清	水	一	夫	議員
8番	川	村	幸	栄	議員
9番	佐	藤		靖	議員
11番	高	野	美	枝子	議員
12番	高	橋	伸	典	議員
13番	遠	藤	隆	男	議員
14番	東	川	孝	義	議員
15番	東		千	春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	渡	辺	博	史
書記	石	橋	恵	美
書記	及	川	洋	人
書記	川	名	桃	代

1. 説明員

市長	加	藤	剛	士	君
副市長	橋	本	正	道	君
教育長	岸		小	夜子	君
総務部長	木	村		睦	君
総合政策部長	石	橋		毅	君
市民部長	松	田	慎	司	君
健康福祉部長	馬	場	義	人	君
経済部長	山	田	裕	治	君
建設水道部長	東		聡	男	君
教育部長	伊	藤	慈	生	君
市立総合病院事務部長	佐々木		紀	幸	君
市立大学事務局長	水	間		剛	君
こども・高齢者支援室長	田	畑	次	郎	君
産業振興室長	櫻	田	孝	臣	君
上下水道室長	佐	藤	美	香	君
会計室長	鈴	木	康	寛	君
監査委員	岡	川		進	君

○議長（山田典幸議員） ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（山田典幸議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1 番 中 昌 孝 幸 議員

6 番 今 村 芳 彦 議員

を指名いたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

司法過疎対策について外1件を、倉澤宏議員。

○10番（倉澤 宏議員） おはようございます。議長より指名をいただきました。通告順に従い、大項目2点、それぞれ小項目1点についてお聞きをしてまいります。

初めに、大項目1、司法過疎対策について、小項目1、公設法律事務所の維持についてお伺いをいたします。名寄市における弁護士事務所の現状は、2004年、平成16年5月に日弁連ひまわり基金による公設法律事務所が開設、2010年3月には弁護士法人の法律事務所が開設されています。また、旭川地裁名寄支部管内においては、2010年に士別市で弁護士法人の事務所が、2019年4月に中頓別簡易裁判所近郊の枝幸町にも公設法律事務所が開設され、地方裁判所支部管内に弁護士がゼロか1人のいわゆるゼロワン地域が解消し、現在に至っております。先日その一つである名寄市の公設法律事務所が閉鎖の進められていると関係者からの話があったところです。この件に関して、名寄市として現状をどのように把握し、仮にそうした手続が進められているのであれば、行政としても公設法律事務所の維持、存続に向けた要請を旭川弁護士会、道弁連、日弁連

等関係団体に行っていく必要があると考えますが、御見解をお聞きいたします。

次に、大項目2、中心市街地活性化について、小項目1、中心市街地活性化基本計画の策定についてお伺いをいたします。近年の名寄地区における中心市街地に関する事業としては、都市計画マスタープランに基づく立地適正化計画を策定し、都市構造再編集集中支援事業により子育て支援施設を都市機能誘導区域に整備、また関連する道路の改修等の事業を行ってきております。公共施設再配置計画においても都市機能誘導区域内に今後公共施設の整備が計画されておりますが、建設の場所の選定、商店街振興組合等との連携、駐車場との連動など整備に付随する課題が多くあると考えます。公共施設の整備はもとより、コンパクトなまちづくり、商店街の振興をはじめとする町なかのにぎわいづくりを図る上で行政、商工団体、商店街、そしてまちづくり会社で協議体を立ち上げ、地権者等とも情報を共有し、課題を出し合い、改めてそのグランドデザインとなる中心市街地活性化基本計画を策定すべきと考えますが、御見解をお聞きいたします。

以上、この場からの発言といたします。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） おはようございます。ただいま倉澤議員から大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2については産業振興室長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、大項目1、司法過疎対策について、小項目1、公設法律事務所の維持についてお答えをいたします。弁護士過疎の問題を解消するための公設事務所、いわゆるひまわり基金法律事務所は、日本弁護士連合会が全国どこでも身近なところに弁護士が存在し、市民が迅速かつ適切な権利の実現を得られるような体制を整備することを目標として、1999年9月に日弁連ひまわり基金を創設したと聞いております。この基金を財源に弁護

士がいない地域でも適切な法的サービスが受けられるよう法律相談センターの設置や法律事務所の開設を進めてきているところかというふうに思います。地方裁判所支部の管轄を一つの地域として1993年当時74か所あった弁護士ゼロワン地域は、2024年4月1日現在で全国に弁護士がゼロの地域はなく、弁護士が1人しかいない地域も2か所と解消されてきた状況にあります。本市においても、旭川地方裁判所名寄支部管内において弁護士がゼロの状況であったため、旭川弁護士会を通じて公設法律事務所設置の陳情を平成14年頃に行い、平成16年には名寄ひまわり基金法律事務所が開所されてきたところです。また、本市においては平成19年に2つ目の法律事務所も開設をされ、名寄周辺地域におきます法的サービスは充実してきたものと認識をしております。議員から御質問のありました公設法律事務所の閉鎖については、正式なお話を伺ってはおりませんが、今月末に旭川弁護士会が本市を訪れ、法律事務所に関わる一連の経緯など一定の説明があるものと伺っております。現在2か所ある法律事務所が1か所となることは、法的相談を必要としている方々の不利益につながるものと考えますので、状況を把握しながら要請等について対応していきたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 私からは大項目2、中心市街地活性化について、小項目1、中心市街地活性化基本計画の策定についてさせていただきます。

中心市街地においては、各商店街とも店舗数の減少に伴い、町なかのにぎわいも減少してございます。この状況も踏まえまして、立地適正化計画に基づく公共施設の再編、再配置においても将来にわたり安心、快適に暮らせる市街地づくりを目指していく上で、本市の将来の都市構造として中心市街地の活性化は必要不可欠であるとしており

ます。今後公共施設等再配置計画と併せてコンパクトなまちづくりの推進、中心市街地活性化を目指していく上で市民、経済団体、商店街、まちづくり会社などとの情報共有、意見交換、合意形成の協議の場合は必要不可欠であり、今後これら多様な主体との意見交換を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 大項目1、司法過疎対策についてですが、まずこの一般質問の通告を行った後に当該事務職員に7月31日をもって雇用契約を終了する旨の通知が当該事務所所長から届いたというお話をお聞きしたところです。その後現所長とお話をさせていただいたところ、今月末での事務所の閉鎖は決定事項であるというお答えでございました。答弁の中で今月末に旭川弁護士会が来訪し、一定の経緯の説明があるというような御答弁がございましたけれども、その内容については事務所の閉鎖が決定した旨の話と受け止めさせていただいてよろしいかどうか最初に確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 今月末に旭川弁護士事務所さんが一連の経緯を説明に来るということでのアポ取りしか実はされておりませんので、正式に閉鎖が決定したというお話をメインにされるのか、その後の話も含めてなのかというのは、まだお話を聞いていないので、承知していないということで御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 内容についてはまだ分からないということでありましたけれども、この後当該事務所が7月末で閉鎖が決定したという前提でちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど現所長とお話をした中で伺った部分ですけれども、閉鎖の理由については当該事務所管内は他の地裁管内の法律事務所に比べ法律事務所の

数が満たされているといった部分、また名寄の事務所を閉鎖して、他の管内の人材確保を優先することが適切だというような考えのお話があったところです。名寄市としては、このお話と同様の認識なのか、またあるいは違った考えなのか、御見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 今議員からありましたこの管内で人数が足りているというなお話については、我々のほうでは正式にちょっと伺っていないので、今聞いたということになるのですけれども、考え方といいますか、そういったことから少しお話しさせていただければ、現在4か所名寄地方裁判所管内に法律事務所があるかというふうに思います。実は今年の4月ですか、隣の士別さんにあります法律事務所については常駐から非常駐になったということで、実質管内には3つの弁護士事務所に4月以降は対応になっているのかなというふうに思っています。今回の質問にありますもう一か所ひまわり基金さんが廃止ないしは中止のような結果となるということになれば、この管内では2か所しか事務所がないということになりますので、そこについては名寄市で事務所が2か所になって以降15年以上たつような経過があるかと思います。市民の皆さんにもこの2か所ある法律事務所というのが浸透してきておりますし、またいろいろな紛争、個人間の紛争ですとか、最近では高齢者に関わるような紛争ですとか、昨日の質問にもありましたけれども、詐欺被害といったことでの相談もあるようにお聞きしておりますので、ここは1か所になるということを決していいことではないというふうに思っていますし、市民には不利益だというふうにも思っているところです。名寄支部管内になりますと、カバーしている人口も6万5,000から7万ぐらいになるのかなというふうに思いますので、この地域で2名の弁護士で充足しているかというふうに言われれば、決して充足しているというふうには

は思っておりませんので、そういった廃止に向かうようであれば、我々としては存続ないしはもう一つ新たに市内のこの2か所というのを堅持していただきたいというなお話はさせていただこうというふうには思っております。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 今旭川地裁名寄支部管内に4か所の事務所があって、士別においては4月から常駐から非常駐に変わっているというお話もございました。旭川地裁支部で申し上げますと、留萌支部、紋別支部、稚内支部、それぞれ公設の法律事務所がございます。名寄も現在ある状態ですけれども、名寄からなくなるということになると、この地域が2004年以前の司法過疎地域に逆戻りしかねないというふうにも考えております。名寄市内には裁判所であったり、検察庁、拘留所、法務局等司法関連の行政機関もございます。公設法律事務所の必要性は極めて高いものだというふうにも考えております。ちょっと先ほども触れていただきましたけれども、市内に法律事務所が1つになるということになると、様々な部分で影響が出てくるというふうに考えます。また、本市のみならず、近隣自治体の住民に与える影響も大きいと思いますけれども、現段階で名寄市としてどのようにその影響を考えているのか、改めて御見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 松田市民部長。

○市民部長（松田慎司君） 今後の地域、市民に与える影響という御質問かと思いますが、現在裁判所で行われている裁判ですとか調停ですとか、そういったものについては名寄管内、この地方支部管内でいけば個人間の紛争が多いのかなというふうに思っております。個人間紛争のケースというのは、第三者が介入をして、その紛争を解決するというケースが主流なのかなと思っていますし、そこに入るのが弁護士さんなのだろうなというふうに思っております。本市においても

近年は市内の個人間紛争、特に遺産の分割といったようなことが増えてきているというふうにお聞きしていますし、そういった場合当事者双方に多分地元の弁護士さんがついて、現状は対応してきているのだろうというふうに思っていますし、そういうふうには聞いているところでもあります。相談のしやすさですとか費用等の面から見ましても、市内に2か所事務所があるということのメリットは非常に大きいかなというふうに思っていますし、それがよい結果にもつながっているものだというふうにも認識しているところでもあります。そこが1か所ということになりますと、当然のことながら一方の依頼を受けられてももう一方の依頼が受けられないということになりますので、利益相反というようなこともございますので、当然違う弁護士事務所に御相談をいただく形が出てくるのだろうというふうに思いますので、そうすると市内1か所ですので、市外の、近くても非常駐であります土別市さんとかになりますし、支部管内でいえば旭川と紋別ぐらいが近いことになるのかなと思います、枝幸町さんも含めてになりますけれども。そうすると、当然いろいろな面において負担感が増すというふうに思いますので、これらについては影響が出てくるというふうに認識をしているところです。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 2か所以上あることが理想であるというような御答弁だったのかというふうに思います。名寄市内の公設法律事務所ですけれども、全国で27番目に過疎地域型法律事務所として開設されたわけですが、この質問するに当たり開設に至る経緯について当時の担当者、名寄市職員のOBですけれども、お話を伺いました。お話によると、公設事務所開設に向け、名寄に先んじて開設された紋別の公設事務所の状況を視察に行ったと。その当時の島市長を中心とした市の幹部が旭川弁護士会、道弁連、日弁連等訪問陳情を行い、設置に向けた検討に入って

いただいたと。その後設置が内定して、議会にも報告した後、一度白紙になるなど紆余曲折があったが、何とか2004年5月に開設にこぎ着けた。事務所の開設に当たっては、事務所の物件の紹介、備品類の貸与等、名寄市としても協力を行った。備品の中には、当時閉校した市立恵陵高校の校長室の机を所長の机としても貸与をして、使っていたいてきています。開設式の段取りも行い、当日には日弁連の会長、副会長も出席していただき、その際ぎりぎりまで会長が現れなかった、心配もしたと。会長が名寄岩の大ファンで、開設式の前にその銅像を見に行っていたなど大変詳しいお話があったところでもあります。当該公設事務所ですけれども、今年開設でいけば20周年ということになったというふうに思います。こうした開設当時の経緯を考えると、5月に20周年の式典等を開催し、市民でお祝いすることもあってもよかったのかなというふうに思っております。現状ではこのままひっそりと公設事務所は20年の歴史に幕を下ろしてしまうことになります。今若干やり取りをさせていただきましたが、今月末といっても明日、あさってなのかなというふうに思いますけれども、先ほど最初の御答弁で旭川弁護士会が来庁するというようなお話もありました。どなたが対応されるかちょっと分かりませんが、どのようなスタンスでこのやり取りを踏まえ面会に臨もうとしているのか、ちょっとお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 旭川弁護士会の方が来庁するのは、あさって金曜日だと承知しております。当然その中に私出席させていただこうと思っております。議員御指摘のとおり、20年目ということですが、この20年間の間に市民生活あるいは行政のお仕事として法曹、法律に携わる専門的な知識を持っている方が必要となる事例が結構出てきていますし、成年後見人制度だと

か、あるいはちょっと振り返りますと振興公社の問題もありました。こういったものは、やはり法律的な知識がないとできないことでありますし、何よりもこの地域から1つなくなるということはそここのところに非常に大きな不都合が生じるものと思います。松田部長のほうからありましたけれども、まずは利益相反の関係です。一人の弁護士さんがお互いの主張の違う方の依頼を受けることができない。そうなると、ほかの弁護士さんに頼まなければならないのですが、ここの地方だと非常に地理的なハンデもあり、様々なことで不都合が生じると思います。冒頭議員のほうから御指摘ありましたが、なぜひまわり基金公設事務所が閉鎖になったのか、そのことを十分聞いた上で、ではそうはなかなかならないでしょうと。この地方には特有の課題があるので、その課題を共に解決できる方策もあるかもしれないし、ちょっとそこはじっくり、存続一旦止めてもいいのだけれども、やはり復活してもらわないと困るというようなスタンスではいかなければならないと思っております。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） この後旭川弁護士会の方が来てお話をされるといった部分について、副市長からスタンスについてはちょっと御答弁をいただいたところでありますけれども、その内容を議会も含めて共有することで現状や危機感について認識をし、議論するきっかけと議会とも市としてもなると思われますので、何らかの説明の機会をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

先ほども公設事務所が閉鎖されることは市民はもとより、近隣自治体の影響も非常に大きいというお話をさせていただいたところです。近隣自治体とも連携し、また議会も巻き込んだ中で公設事務所の維持、存続に向けた要請活動、今後行っていただきたいというふうに思います。SDGs、目標16の具体的な目標の中にも全ての人に司法

への平等なアクセスを提供するということで目標が掲げられておりますので、そうした部分、近隣自治体との連携、また議会も含めての要請活動、今後の展開に向けた考えを最後にお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 本当に司法を含めて法律家の専門的な知見を基に市民生活でしたり、我々行政の活動でしたりできる部分が多くありますので、情報共有という形、まず金曜日来られますので、そこについては一旦整理した上で様々な形で御提供させていただければと思います。問題点は明らかになると思いますので、その上で一番いい方法は何かということも相談するようなことができればいいかなと思っております。まずは、どういう状況にあるのかということはお示ししなければなりませんので、そこから再度、もし廃止ということであるならば、これは再設置という形も含めて要望活動しなければならない事案だと思っておりますので、改めてよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） ぜひよろしくお願いいたしますというふうに思います。

続きまして、大項目2、中心市街地活性化についてお伺いをしていきたいというふうに思います。先ほどの御答弁に中心市街地活性化基本計画策定に関する言及はちょっとなかったのかなというふうに思いますけれども、名寄地区の中心市街地については平成22年から27年まで都市再生整備計画をはじめとして整備が行われてきておりました。現実的にそれが活性化に結びついてきているかということ、なかなか結びついてきていないのかなというふうに感じております。経済部の答弁になるかどうか分かりませんが、その要因についてはどのように捉えているのかお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今議員のほうから中心市街地についての活性化に結びついていない、にぎわいが少ないのではないかとということで、過去に私どもで行ってございました都市再生整備計画事業を行ってきている経過について述べさせていただきたいと思います。

こちらの事業、議員御存じのとおりよろ一なですとかE N－R A Yの整備、当時はコミュニティバスの実証実験なども進めてきたところでございます。このとき、これらの計画立てるときには一応目標値なるものを定めまして、事業が終わってからは事後評価という形で指標はクリアできているかどうかというところで検証してきたところでございます。例えば町なかの平均交通量ですとか、もしくは地域の交流施設の利用者数の増加という部分も目標に掲げてございまして、こういう部分についても目標値は一応クリアをしてきたというところでございましたし、市民アンケートもこのときちょっと実施をしてございまして、満足度という形でございましたので、そのような形で実施をしてございます。こちらについても当初の目標値をやや超えるような形で推移をしてきてございます。ただ、この事後評価が平成27年度に実施をしたものですから、それ以後それが活性化に結びついてきたかという部分についてはちょっと検証はできてはいないのですけれども、中心市街地のにぎわいづくりに効果があったものという見解ではいるところでございます。今議員のおっしゃられたにぎわい、活性化が見えてきていない大きな要因の一つには当然御存じのとおり人口減少という部分も大きいのだろうなというふうに思っております。これらを補完するという形ではないのですけれども、以降これも議員御存じのとおり立地適正化計画ですとか公共施設の再配置計画ということで計画を立てさせていただきまして、以降は私どもは町なかに居住をしていただくというようなことをまず政策として今進めているところでございますし、それだけのハード的な部分ではな

くて、町なかに来てもらう、滞在してもらうという部分でも公共交通について今のる一との実施というような形で進めてきてございますので、これらのような施策や何かもこれ以降も継続して進めてまいりたいと思いますし、現在も先ほど議員のおっしゃられた事業実施中のものもございまして、これらを着実に進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 名寄市総合計画（第1次）、平成22年、中期計画の中から中心市街地活性化基本計画という文言はなくなって、それ以降都市再生整備計画で中心市街地の活性化を図る的な位置づけで進められてきたということだというふうに認識しております。今後行政としてまちづくりを進めていく中で、今建設水道部長からも答弁ありました都市計画、立地適正化計画、都市再生整備計画、公共施設再配置計画、今回質問させていただいております中心市街地活性化基本計画、それぞれ関連する計画や施策がございすけれども、都市計画、立地適正化計画、都市再生整備計画は建設水道部の都市整備課、公共施設再配置計画は総合政策課、中心市街地活性化の推進は経済部の産業振興課と所管の部署がそれぞれ違っているといったところでございます。今後どの部署が中心市街地の活性化においてイニシアチブを取っていかれるのか、また各部の役割と中心市街地の活性化をするためには何が必要なのか、建設水道部、総合政策部、経済部、それぞれ部長の考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 部署間がまたがるいろいろな計画を策定した中で、今まちづくりを進めている中でどこがしっかりと手綱を握るのだといったような御質問かというふうに思います。まず、それぞれの計画についてはそれぞれの計画の目的があらうかというふうに考えておりまして、

中活については商店街のにぎわいであったり、利便性の向上であったり、交通のアクセスの改善であったりと、そういったことが目的でまずは計画を策定していくのだろうと。今現在策定している、我々総合政策部がやっております公共施設の再配置計画、これは分かりやすく、都市機能誘導区域の中にいかに人々のにぎわいをつくるため、中心ににぎわいをつくるために公共施設の力を使って配置していこうという考え。立地適正化については、中活よりももうちょっと大きなくくりの中で住宅や商業施設、公共施設など適正な配置、インフラの維持管理コストを下げていく、このような考えの下で計画をつくっていくということなのだと思います。中活が地域経済や商業の活性化に焦点を当てている、こういったことに対して、例えば立地適正化なんていうのは都市全体の持続可能な発展と効率的な土地利用に重きを置いている計画ということで、それぞれ目的が異なるということですが、相反するようで実は共通している部分も多いので、これは議員御指摘のとおり、いかにそれぞれの部がしっかりと情報共有しながらそれぞれの計画をつくっていくかということが非常に大切なポイントになるかと思います。そういった意味では、現在公共施設の再配置計画、これの中で図書館であったりという公共施設を配置している計画を進めているわけですが、この中には公共施設の再配置の検討委員会というのを庁内組織で設置しておりまして、ここには副市長に委員長を担っていただいて、部長職が全てそこに委員として構成されていて、この公共施設等の方向性だったり、経過だったり、情報は都度共有しているような状況になっておりますので、それぞれ担当の部長職がそれぞれの計画の進捗管理、知識を入れながらそれぞれの担当の中で進めていくというような形になっていくのかなというふうに私は考えております。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） それでは、私のほう

からは中心市街地の活性化、特に商工業の振興ということも含めまして少しお話をさせていただければと思います。

委員から御指摘ありましたとおり、今本市におきましては立地適正化計画を中心に、そこに公共施設の再配置というふうな形で、まずは市街の中心部に公共施設を置きながら人の流れをつくるということを計画として、方向性として示しているところであります。当然そういった人の流れが生まれることによって新たなビジネスであったり、またこれ人が集うサードスペースというふうな表現も使われていますが、市民の皆さんの憩いの場というようなことも同時に進められていくということが想定されているのかなと思います。委員から御指摘ありました中心市街地活性化計画の策定ということでございますけれども、今時点では計画の策定ということにあまりとらわれずに、まずはこうした今公共施設の再配置という流れの中で人の流れが変わっていくということを捉えて、これから市内の事業者の皆さんであったりとか、またこれは議論を進めていく上では当然商工会議所さんであったりとか、いろんな方が参画をいただきながら、これから計画を踏まえてどのように事業としてにぎわいづくりにつなげていくのかということを共に議論をしていきたいというふうに考えております。中活、活性化計画におきましては、これ国の資料の中を見て確認をさせていただいておりますけれども、これ事例として示されていますのは一般的な基本計画の構成としてはにぎわいづくり、またまちなか居住、商業活性化、まちづくりといったようなことが要素として基本計画の構成としては必要だというふうな例示がされております。必ずしもそれだけでなくは駄目ということではないかとは思いますが、一定程度そうした様々なメニュー、これハードもソフトも両方とも必要というふうなことになりますが、それぞれの事業をある程度包括的に示す必要が、認定を取るためには必要というふうになっているのかな

というふうに思いますので、そうなりますと現状の公共施設の再配置ということだけではなかなか認定の基準といいましょうか、レベルといいましょうか、そこをクリアしていくというふうにはもうちょっと足りない。やはりこれは民間の事業者の皆様の様々なアイデアだったりとか新たな事業展開といったものも、これ取組の方向性、事業計画として示す必要があるだろうというふうに認識しておりますので、まだ現時点ではそういった事業者の皆様との意見交換も含めて、またどういうアイデアを皆さんが持たれているのかということ私どもまだ十分に把握しておりませんので、今後そうした協議の場を重ねながら、一定程度これ中心市街地活性化計画を立てたほうがより有利に事業が進められるのではないかなというふうなところに至った場合には、ここは認定の申請に向けて作業を進めていくというふうなことになるかと思えます。現時点ではそういう意味でまだ中活をつくるというところの、そこが目的になってはいけないのかなというふうに思っていますので、今後の議論の進捗を見ながら検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山田典幸議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 各部長からということでございましたので、先ほどあらかたお話もいたしましたし、今2部長からお話しされた部分で当然相違もございませんし、少し私ども所管の都市計画という部分で、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、現在も都市構造集中支援事業ということで、どうしても事業を行うには大変お金もかかりますので、当然国交省ですとか、そういう部分の事業メニューの制度にもついていかなければならないということもございますので、そういう部分についてと併せまして、都市計画という部分につきましては立地計画、都市機能誘導区域ということでまさに駅前を中心部ということで今定めてございますけれども、恐らく中心市街地活性化計画の概念もほぼほぼエリア

としては変わってこないのだろうなというふうにも思っているものですから、そういう部分情報共有しながら進めていくということはやぶさかでは当然ございませんし、そういうことだろうというふうにも思っております。これから以後もそういう部分で私どもとしても公共施設を都市機能誘導区域の中に建てるということを進める中で居住を緩やかに中心部に進めていくことで考えるという計画部門でございますので、その部分を計画の見直しはかけながら、これから以降もまちづくりの情勢を踏まえながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 今それぞれ3部長に御答弁をいただきました。ありがとうございました。それぞれのお話をちょっとお聞きさせていただいて、やはりちょっと今現状ではハード事業がウエートが大きいのかなと。ソフト事業よりもハード事業を待って、そこからにぎわい、また新しいビジネスといったところのイメージを持たれているかなというふうに感じたところでございます。中活に、中心市街地活性化基本計画にとらわれないでといったお話もございましたけれども、名寄市の駅前、中心部ですけれども、極端な話ではないと思ってお聞きしていただきたいですが、平日、土日祝日に限らず日中駅前商店街、5丁目もそうですけれども、人が誰も歩いていない時間帯が結構ございます。やっぱりそうした現状を見た中で、旧名寄市では平成10年に中心市街地活性化基本計画を10年間の計画でつくって進めてきておりましたけれども、現状なかなかその部分進めてきたけれども、うまくいっていない。その後の合併以降新しい総合計画の下、都市機能誘導区域、立地適正化計画もつくった中でもなかなか中心市街地の活性化につながっていないという現状を見ると、やはり改めて将来のまちづくりのビジョンをしっかりと市民に示して、計画的に進めていけるように今回中心市街地活性化計画の策定につい

て御質問をさせていただいたというところでございます。昨年度、一昨年度と議会の経済建設常任委員会の所管事務調査報告の中で視察先、中心市街地活性化の取組をしてきている、一昨年度は前任期ですけれども、滋賀県の守山市、三重県の伊賀市、こちらともに中心市街地活性化基本計画を策定して、まちづくりを進めているといった所管事務調査報告を行っております。昨年度については、今任期ですけれども、愛知県豊橋市、こちら中心市街地活性化基本計画を策定し、まちづくりを進めているといった所管事務調査報告を行っております。議会の場でも報告をさせていただいておりますけれども、その内容については所管の部署としてはどのように受け止めていらっしゃるのか伺いをしたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） ただいま行政視察の報告を受けてということでありました。私もこの4月に来て、中心市街地の関係についてまだまだ勉強不足でございますけれども、様々な取組があると。あとは、名寄においても過去こういう経過してきたということで勉強させていただきました。行政報告、視察の報告の中では昨年度の豊橋市の事業、都市計画マスタープラン、立地適正化計画の実施という部分でいくと、現在の名寄市と同じような取組をされてきているのかなと感じました。また、図書館と併設した、こちら分譲マンションの建設、それから今議員おっしゃいましたけれども、商店街に関しては空き店舗の新規の活用なんかも様々な工夫をして取り組んできているといったような成功事例なんかも拝見させていただきました。昨年には、また道内でも室蘭ですとか、それから富良野市さん、こちらについても中心市街地の活性化計画を策定して、成功事例に結びつけているというようなことでもございましたので、先ほどそれぞれ各部長の答弁もありましたし、その中でやっぱり議論経過というのはすごく大事なところでありまして、中心市街地の皆様、

民間事業者の皆様とこれから具体的に出てくる内容を含めて協議しながら、計画を策定ありきではなく、これが必要だというようなことであれば、行政としてサポートしていくということできたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） 各自治体の取組の中で、名寄市、公共施設再配置をメインで町なかのにぎわいづくりというところを進めていると感じたところですが、ハード事業に限らず効果的な施策、ソフト事業、効果的な空き店舗の活用であったり、商店街の集約、中心市街地における商業施設、公共施設、医療施設、居住施設のゾーニングなどソフト事業もすっかり組み合わせた中で、再開発も視野に入れながら今後事業を進めていくことが必要なのかなというふうに考えております。この後に補正予算で提案も予定されておりますけれども、出資金の関係、まちづくり会社についてちょっとお話を聞かせていただきたいというふうに思いますけれども、まちづくり会社名寄ですけれども、現在の位置づけが明確になっていないのかなと。公共事業を担っていただく会社ということで、補正予算の中には中心街の建物の解体事業の予算も含まれてはおりますけれども、今後公共事業を担っていただくのであれば、中心市街地活性化基本計画を策定し、TMOとしてしっかり位置づけて、その役割、必要性を明確にすることが必要というふうに考えますけれども、この点において中心市街地活性化基本計画の策定と併せた御見解、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） まちづくり会社の位置づけでございますが、これ先般も御説明をさせていただきましたが、これから進めます公共施設の再配置等の事業に関わりまして、市有地が少ないということもございますので、民間所有の土地、

建物などの権利者との調整、交渉という作業が必要になるということで、一定程度ノウハウを持つまちづくり名所に、まちづくり会社のほうに役割を担っていただくと、そういう位置づけというふうにそこ整理をさせていただいております。ですので、まずはそういったところでそれぞれまちづくり会社としての役割を進めていただくということになるかと思えます。今ほどお話ありました中心市街地活性化計画、当然計画策定した暁にはそれをどのように実施していくのかということも含めてTMOというふうな、タウンマネジメントというふうなことで、誰が担うのかということは当然出てきますので、そこ中心的に担うのがいわゆるまちづくり会社というのが一般的といえるでしょうか、そういうふうな作業で進められているというのが一般的な手法かなと思います。ここは、先ほども申しましたが、中心市街地の活性化計画そのものについてはこれからの議論の中で一定程度機が熟せばというふうなことかなというふうにも捉えておりますので、当然今後の議論の中では、先ほど商工会議所さんと事業者ということも例に挙げさせていただきましたが、まちづくり会社のほうにも参画をいただきながら、これ情報共有するということも含めて、これまちづくり会社さんが今後の会社としてどのような事業展開されていくのかといったときにそういった議論でもし会社として何か取組として生かせる情報があれば、当然それは会社として取組につなげていくということも想定されるかもしれませんし、そこは今後の議論の中での進捗によってということかなというふうにも思っていますし、それが、これまちづくり会社だけではございませんけれども、まちづくり会社、また事業者等の皆さんが主体的に事業を担うということが進むのであれば、それ行政としてもできるサポートがあればしていくと。先ほど先進事例の豊橋と富良野の視察の報告ですか、調査の報告ですか、その報告の中でもありましたけれども、私もそこ改めて確認をさせてい

たきましたが、両方のまちにおいてにぎわいづくり、商店街の活性化というところに関して、やっぱり民間事業者の方が一定程度民間の発想でいろいろと事業を先進的に進められているというような印象を受けています。当然それをサポートするのが行政の役割ということで、例えば再開発事業で店舗だとか居住の施設を民間の事業者さんがつくる、行政が道路整備であったり、区画整理というふうな役割を同時に担う、一体的に担っていくというふうな、そういう取組が進められているのを見させていただきましたので、当然計画がある、なしにかかわらず民間事業者のこれからの取組であったり、考えということを行政としてきちんと受け止めながら、必要なそういった整備であったりとか、ソフト面での支援とか、そういうことを一緒に考えていくということが必要というふうに考えておりますので、今後そういうことを意識、念頭に置きながら取組のほうを進めさせていただければというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 倉澤議員。

○10番（倉澤 宏議員） まちづくり会社の位置づけについてお話いただきましたけれども、一般的にまちづくり会社について中心市街地活性化基本計画と私の中ではセットなのかなというふうな認識でございました。公共事業、公共の事業を担っていただく会社として今後再開発も含めて地権者とのやり取り等やっていただくのであれば、しっかりと中心市街地活性化基本計画の中でTMOとして位置づけて、事業を担っていただくのが市民理解も得やすいのかな。この後補正予算が可決されたとすれば、この後出資に向けた市民説明を行っていくといった作業に入るのかなというふうに思いますけれども、そうした中でも市民理解が得やすくなるのかなというふうに思いますので、その辺りの御検討もしていただければというふうに思います。いずれにしても、名寄地区の中心市街地、先ほども申し上げましたが、将来的

にどのように整備されていくのかしっかり市民に提示をしていただいて、計画的に目に見える形で進めていただきたいというふうに思いますけれども、この部分について最後市長にお考えをお聞きして、私の質問終わりたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 中心市街地の在り方について、ごめんなさい、最後、目に見える形でどう進めていくか、在り方という、ちょっと質問の、ごめんなさい。

（「計画的に目に見える形で進めていただきたい」と呼ぶ者あり）

○市長（加藤剛士君） 進めていくということで。今定例会でもまずミマツビルの解体のお話と、あと東病院の町なかの移転についてのお話をさせていただいたところであります。改めて今お話ありましたけれども、中心市街地活性化の基本計画の中で大きな絵図面を描いて、ソフトもハードも一体的に進めていくということがある意味では理想的な形なのかもしれませんが、この間平成10年代から20年代にかけて様々な議論の中でなかなかそこがうまくいっていないというのは議員も御承知のとおりだというふうに思います。その中で我々の今ちょうど公共施設の老朽化等も相まって、町なかにいろんな公共施設を集めていくというような計画はお示しをし、その方向で今様々な公共施設の再配置の検討を進めているということでございます。これには中心市街地の地権者の皆さんとのお話し等もありますので、なかなか勝手に我々だけで絵を描けるものでもないということでございますので、ここは逐次、今回の病院の話もありますけれども、お話しの中で見えてくるものはしっかりと市民の皆さんに提示をさせていただきたいというふうに思います。改めて今回まちづくり会社のお話もありましたけれども、まちづくり会社が一定の機能を果たしていただけるというふうに我々も認識をいたしましたので、より官民一体となって町なかの様々な事業を進め

ていく。その熟度が高まった段階で大きな絵図面を見せられるという段階になれば、そこはそこでお示しをできるのかもしれませんが、そこは今こうした形でこうだという、この施設をということではなかなか具体的なこと今のところは言えませんが、まずはこの議会において古いビルを壊すことと病院を町なかにまず移していくと、そのことで中心市街地をまずは一つ起爆剤にしていきたいという思い、またまちづくり会社に新たに我々が出資をさせていただくことでそれを加速させていきたいということはまずは皆さんにお知らせをして、今後具体的な形については逐次市民の皆さんに報告、あるいはディスカッションする場合等も設けていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 以上で倉澤宏議員の質問を終わります。

観光振興について外1件を、清水一夫議員。

○7番（清水一夫議員） 議長から指名をいただき、大項目2点にわたり質問をします。

大項目1、観光振興について。名寄市総合計画（第2次）基本目標の地域の特性を生かしたにぎわいと活力のあるまちづくりと観光の振興の整合、醸成を図り、名寄市観光振興計画（第2次）が令和4年3月に策定され、その計画期間は令和4年度から令和8年度の5年間であり、本年度は中間地点であります。策定に当たり振興計画（第1次）の中で課題が3点指摘されており、1つに知名度の低さ、2つに宿泊客の獲得、3つに人材の不足であり、それを踏まえて11の当面の取組と推進体制を示し、その検証を毎年の状況に応じて年度ごとの具体的な取組を検討することになっています。昨年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行しての、その計画の重点項目の影響等について伺います。

小項目1、スポーツツーリズムの推進について。ピヤシリスキー場等の優位性を最大限に生かした冬季スポーツの推進、スポーツ合宿の誘致推進及

びサイクルツーリズムの推進であります。ピヤシリスキー場などとスポーツ合宿の2点について伺います。

1点目、ピヤシリスキー場などについて。今シーズンは、昨年より11日遅れの営業開始となりました。スマートゲート及びツリーランコースを設置して、どのような手応えとその成果について伺います。

2点目、スポーツ合宿の誘致推進について。今シーズンの冬季の競技会等は全道、全日本、全日本学生、ジュニアオリンピック、スペシャルオリンピックの10の大会とカーリング、スノーボードの大会がありました。その宿泊数と経済効果及び新たな合宿誘致等について伺います。

小項目2、観光振興に資する人材の発掘、育成について。計画の主な取組について、地域おこし協力隊制度の活用とうたっております。現在1人は協力隊の任期があと1年となり、また今年の5月に1人協力隊に委嘱されましたが、協力隊員の活動をどのように期待しているのか、また今後とも協力隊制度を活用して本市の観光振興にどのようにつなげていくのか伺います。

大項目2、防災について。さきの定例会で本年度の防災訓練は防災教室と防災セミナーと答弁されましたが、名寄市防災計画には防災訓練の実施項目に避難、救助訓練がうたわれております。また、その災害の概要には平成4年7月29日の大雨に始まり、令和2年11月19日の大雨の計23件掲載されており、そのうち21件が水害でありました。幸いに人的被害はありませんが、やはり住民の実動の避難訓練が必要と思います。元内閣安全保障室の初代室長の佐々淳行氏が災害時の対応には三十六計逃げるにしかずと言いました。これは、逃げるべきには逃げて、身の安全を保ち、後の再挙を図るのが最上の策であるとの格言であります。これを踏まえて、以下4点について伺います。

小項目1、住民の避難訓練について。新型コロナ

ウイルス感染症が5類に移行した昨年度の実動における住民避難訓練の現況について伺います。

小項目2、要配慮者利用施設の避難確保計画作成報告及び避難訓練報告について。名寄市地域防災計画には令和4年3月1日現在、水防法第15条第1項に基づく要配慮者施設の指定で医療施設6施設、市が所管する施設の15施設、北海道知事が所管する施設の57施設が掲載されていますが、全ての指定施設が避難確保計画の作成報告及び避難訓練の報告が行われているのかお伺いします。

小項目3、個別避難計画作成について。近年の災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は令和元年の台風19号で65%、令和2年7月の豪雨では79%であり、令和3年5月に災害対策基本法の改正が行われ、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、おおむね5年程度で作成、取組が示されました。本質問は、令和5年第3回定例会でもお聞きしましたが、その後の個別避難計画作成の現状について伺います。

小項目4、市立総合病院の浸水対策について。これも令和5年第3回定例会で防水壁の設置で一般質問をしましたが、理事者は浸水対策について検討するとの答弁がありました。その検討結果について伺います。

以上で壇上の質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 清水議員からは、大項目で2点御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2、小項目（1）から（3）は総務部長から、小項目（4）は病院事務部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、大項目1、観光振興計画について、小項目1、スポーツツーリズムの推進についてお答えいたします。まず、名寄ピヤシリスキー場につきましては、新たな取組として令和4年度よりスキー場敷地内の森林地帯を滑走可能とするツリー

ランエリアを開設し、昨シーズンよりデジタルリフト券となるスマートゲートの導入を行っております。ツリーランエリアにつきましては、安全確認を行った後、国有林となることから、国の許可を受けながら令和4年度より順次コースを開設し、今年度につきましても新たなコース開設を目指して協議を行っているところでございます。ツリーランを利用する場合は事前に申込制となっており、利用者数は令和4年度593名、うちインバウンド26名、道外客101名、令和5年度におきましては利用者513名と営業日数減少のため若干少なくなっておりますが、インバウンドは5倍の138名、道外客も135名と増加しており、新たな集客ツールとして成長しつつあると実感しております。スマートゲートにおきましては、昨シーズンからの導入でありましたが、大きなトラブルもなく、利用される時間帯やリフト券販売データ等を収集することができました。今後これらのデータベースを分析することでより利用者ニーズに沿ったサービスの提供、また滞在時間を延長してもらう等の販売戦略の基礎データとなることが可能です。また、リフト券確認従業員の圧縮効果により労働者不足の解消や人員の効率化、安全対策へ従業員を配置することができ、利用者の利便性、安全性の向上が図られております。

次に、スポーツ合宿の誘致推進に関わり、令和5年度のスポーツ合宿実績についてお答えいたします。合宿数は平成28年度から実施している調査方法になってから過去最高となる8,768泊となり、経済効果についても過去2番目となる1億118万1,000円となり、スポーツ合宿が競技力向上だけでなく、経済の視点からも地域によい影響をもたらしました。新たな合宿についてですが、具体的なお話はございませんが、引き続き協議団体の御協力もいただき、情報収集をしながら合宿誘致を推進してまいります。

続きまして、小項目2、観光振興に資する人材の発掘、育成についてお答えいたします。現在観

光振興に資する人材の発掘、育成を図るため地域おこし協力隊制度を活用し、令和3年度より1名、今年度新たに1名を委嘱し、様々な活動を行っていただいております。協力隊員におきましては、将来的には本市の大自然を活用したアウトドアガイドとして独立していただき、関係団体などと連携した観光商品の構築、販売を行っていくことにより交流関係者人口の拡大など持続可能な観光事業を推進できると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 私からは大項目2、防災についてお答えいたします。

初めに、小項目1、住民の避難訓練についてありますが、住民の実動による避難訓練につきましては、令和3年度を最後に実施していない状況となっております。昨年度の防災訓練は、一昨年に引き続き防災体験教室として北海道開発局の保有する降雨体験装置や地下浸水体験装置を活用させていただき、市内小学校において体験型の訓練を実施いたしました。この防災体験教室は、子供たちの防災意識の向上に大きな成果があるものと考えており、今年度も7月9日に風連中央小学校において智恵文小中学校と中名寄小学校の児童も含めて実施することとしております。今後の防災訓練の内容等については現在のところ未定ではありますが、災害応急対策を円滑かつ迅速に実施するとともに、住民に防災に関する機能の向上及び防災知識の普及を図るため継続して防災訓練の実施に努めてまいります。

次に、小項目2、要配慮者利用施設の避難確保計画作成報告及び避難訓練報告についてお答えいたします。名寄市地域防災計画では、水防法に基づき浸水想定区域内にある要配慮者利用施設を定めており、定められた施設においては避難確保計画の作成と報告及び避難訓練の実施と報告が義務づけられております。令和5年3月29日策定の名寄市地域防災計画で定めた要配慮者利用施設8

9施設の状況についてであります。避難確保計画は89施設中85施設が作成しており、そのうち計画の提出については76施設となっております。また、避難訓練の実施状況としては、担当部署での確認を含めて73施設で訓練を実施されており、報告書の提出については51施設から提出があるところです。引き続き計画が未作成の要配慮者利用施設に対し市内の各関係部署と連携し、確実に計画作成するよう指導していくとともに、作成された計画に基づく訓練が実践されるよう必要な働きかけを行ってまいります。

次に、小項目3、個別避難計画作成についてお答えいたします。個別避難計画の作成については、令和3年の災害対策基本法の改正により避難行動要支援者について個別避難計画の作成が努力義務化されました。また、令和3年5月に改定された避難行動支援指針により計画作成の優先度の高いと判断された方については、地域の実情を踏まえながらおおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むよう示されたところです。現在本市における作成状況は、昨年の第3回定例会で答弁したとおり、1件の計画作成ではありますが、本年5月に名寄市避難行動要支援者名簿取扱要綱を個別避難計画作成関連事項を追加した名寄市避難行動要支援者支援事業実施要綱に全部改正も行いましたので、今後はこれまで以上に地域や関係部署などと連携、協力し、個別避難計画の作成に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 佐々木病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（佐々木紀幸君） 私からは大項目2、防災について、小項目4、市立総合病院の浸水対策についてお答えをいたします。

市立総合病院は、災害に対する緊急対応、被災地域内の傷病者の受入れ、搬出が可能な体制を持つことが求められる災害拠点病院に指定をされております。この災害拠点病院とは、平成8年に当時の厚生省の発令によって定められたもので、道

内では2次医療圏ごとに34の医療機関が指定されております。近年全国各地で大雨による様々な被害が発生していることを受け、災害拠点病院の指定要件に被災を軽減するため止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じることを加え、令和6年6月1日から適用することとしたところですが、当院のように既に指定を受けている病院で要件を満たしていない場合にあっては、各都道府県の判断により当面の間指定を継続することも可能であるとされているところであります。名寄市ハザードマップでは、当院が所在する位置の浸水深は3メートル以上5メートル未満となっております。これは主要道路がおおむね冠水し、病院の建物においても最大で2階付近まで到達することとなります。令和5年第3回定例会における答弁後、浸水想定区域に所在する他の災害拠点病院の対応状況について確認をいたしましたが、防水壁設置による対策は費用や景観面から考えても非常に難しいことを改めて認識したところでありまして、建て替えや多額の費用を要する方法以外で当院が取れる対策といたしましては、水害が生じた際の被災を軽減するための方策として浸水経路への止水板や土のうの設置による対応を考えているところであります。止水対策を目的とする様々な製品がある中で、当院の状況にどのようなタイプのものが合うのか、より効果的なのか、現在取扱業者から情報を収集し、具体的な検討を進めているところであります。大雨による災害発生が起これやすい時期が到来するまであまり時間はありませんので、整備に向け早急に取り組を進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 答弁ありがとうございます。これから順次再質問をさせていただきます。

1点目のピヤシリスキー場のインバウンド、外国人スキーヤー、旭川を拠点に富良野、トマム、カムイ、比布、ピヤシリなどの新雪を求めて日帰

りツアーを楽しんでいるようですが、少しでも滞在してもらうような施策はあるのか、ないのかお伺いします。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） インバウンドの利用についてということであります。議員御承知のとおり、旭川市の宿泊を拠点にということで南北のスキー場を訪れているというのが現状のようです。ピヤシリスキー場を訪れるインバウンドの多くは、特質でもある新雪、パウダースノー、こちらを求めて訪れてきております。現在も皆さん工夫していただいて、スキー場の皆さん、その日の天候なんかも出していただいて、スキーヤーの方々も天候ですとか気温ですとか、そういったところを見ながらこのスキー場がいいのか選んで来ていただいているというような状況のようです。引き続き滞在も含めて来ていただくようにというふうにするには、今のツリーランのコースですとかに圧雪のコースですとかを増やしていくというような取組が必要かなと考えてございまして、今年も新たなツリーランコースを増設するということで宿泊もしくは滞在時間を長くしていただくような取組を考えてございます。また、レストラン、温泉、ロッジにおいても外国人の方が多くいらっしゃるということになれば、当然日本語表記だけでは間に合わないということで、英語表記を充実させて、ストレスなく滞在していただけるよう振興公社と連携して進めさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 今の答弁を早急に取り組んで、実行することが大事です。よろしくお願ひします。

スキー場にもう一点、ファミリー層に対することについて質問をします。ピヤシリスキー場の第1リフト斜面角度、やや急峻で、小さなお子さん、また親子連れにはちょっと厳しいと思います。そ

のファミリー層に対応したコースの整備及び新設をするのかお聞きします。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 第1ゲレンデの傾斜が急だということで、ファミリー層には厳しいということで、私もちょっとこちらの名寄のほうに初めて来た際には第1リフトはきつかったなというようなイメージでありました。初心者もそうですけれども、家族連れの小さいお子さん方を第1ゲレンデから真っすぐというのもよく理解しております。通常であれば第2まで上がって、林間コースを通して緩やかに下ってくるというようなことになると思います。新設につきましてなのですが、振興公社、スキー場の考えだけではなく、当然ここ国有林ということで、国の許可が必要となります。決してそこは検討しないというわけではございませんけれども、関連団体等含めて可能性について今後調査研究をさせていただきたいということでよろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 今の件、ぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、スキー場の夏の整備についてお伺いします。昨年より11日遅れの営業開始となりました。しかしながら、斜面を平らに整備したら、私はまだ早くオープンできたものと思います。また、斜面の草刈り、これは運転手が乗車して、機械で実施していますが、急峻及び斜面のねじれのところは危険で、草刈りを残しています。これを無人の草刈り機で行えば、安全にできる、省力化にもつながる。どうですか。無人の草刈り機の導入についてお考えをお聞きします。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 昨年オープンが遅れたというのは、降雪時期の影響ですとか、その温暖化というのも当然考えられるかなと思います。今の無人草刈り機についてということでは

けれども、私ちょっとあんまりまだ見たことはないのですが、斜面を人の手なくオートマチックにやるというような意味合いで合っていますか。導入についてということでありますけれども、振興公社のほうで当然予算の関係もちろんです。今年も黒字化にはなりましたが、まだまだ厳しい経営状況だということで、昨日の議員協議会でも報告をさせていただきましたけれども、いろんな予算の使い道ということで優先順位含めて、この無人の草刈り機の導入ということが一番意向があるのかどうか含めて振興公社と検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） ただいま御質問のありました無人の草刈り機でありますけれども、令和6年度の市長の査定を終えてという中の項目の一つに挙がっております。その中で出ていた最後の表現としては、ほかの公共施設の掘り起こしも含め、またピヤシリスキー場での急斜面でやれるかどうかの検討を、確認を含めて再検討ということになっておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 要検討ということではありますが、よろしくお願いします。

関連して、ピヤシリ山のスキーについてお伺いします。一昨年モニターツアーを行いました、改めてその成果と可能性についてお伺いします。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 夏のということで、令和4年度においてNスポーツコミッション事業としてピヤシリ山のバックカントリーモニター検証ツアーということで開催してございます。約20名の方に御参加いただいたというようなことであります。参加者のアンケートの結果では、景観ですとかについては高い評価をいただいている一方で、緩やかな傾斜、一部上り坂もあるとい

うことで、なかなかコースには難しいのではないかなという御意見ですとか、移動手段の課題など多くいただいております。この検証を踏まえて、事業者が中心となって商品化に向けて検討するということであります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） この件について私の提言であります、ピヤシリ山の山頂の東側、雄武方向の斜面は山スキーの可能性はあると思いますが、コースを開発するのか、お考えを改めてお聞きします。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 先ほどの答弁とちょっと重なってしまうかもしれませんが、コースをつくるということであれば、国有林もそういう許可が必要になりますので、そちらの今御提言いただきました雄武側ですか、そういったところもいま一度当時のモニターツアーなんかもやった結果も踏まえて、安全性をまず担保してできるかどうか検証していきたいと考えております。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 検証をよろしく願いします。

2点目のスポーツ合宿について、大変経済効果があったということでありました。ここで合宿誘致について再質問をします。来年2月に冬季のインターハイ、ノルディック種目が本市で開催されます。その前に12月に名寄クロスカントリー大会があり、インターハイ出場に向けて準備……うるさい。

（何事か呼ぶ者あり）

○7番（清水一夫議員） 訓練して、12月に東京関西圏の学校関係者に合宿誘致と大会出場の勧誘を行ってはいかがと思いますが、見解を伺います。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 来年2月のイン

ターハイを控えて、うまく活用しろという御提言であるかと思います。来年2月のインターハイなのですけども、全国から本当に多くの高校生が来ていただけるというふうに思っております。本市で開催される大会に参加したことのない高校生もたくさんいらっしゃると思います。現在実は本市もインターハイの実行委員会の組織に入っておりまして、そういった様々なネットワークをうまく使って、事前に合宿に来ていただけるような、そんなPRのほうはしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） PRのほどよろしくお願いいたします。

小項目2、観光振興に資する人材の発掘、育成について再質問をします。答弁では、協力隊員を今後とも募集する考えはあるとの答弁で理解しました。ここで地域おこし協力隊員のケアについて再質問をします。全国で2022年度までに任期を終えた約1万1,000人の中で6割以上が任地やその周辺で就職及び起業している一方で、任途中で辞めてしまう人が一定程度いると。その要因は、自治体側の募集目的が曖昧で、どんな活動をすればいいか戸惑うと、地域住民との良好な関係を築けず、孤立するケースもあると報道されています。本市、その対応について、協力隊員の対応についての考えをお聞きします。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 本市における地域おこし協力隊につきましては、新規就農を目指す農業支援員、それからお話あったアウトドアガイドなど地域振興支援員という募集をしておりまして、これまでに15名の方が委嘱して、そのうち新規就農、起業によって定住された方が4名、任途中で退任された方が3名ということになってございます。募集する地域おこし協力隊は、我々のほうは活動の目的が明確でありまして、またサポートチーム、それから受皿となる体制整備も

行った上で受け入れているということから、孤立するケースはないものというふうに認識しておりますけれども、お話あったとおり、地域の方々とつながりをつくるのが活動を行っていく上で非常に大切なことだというふうに認識しております。今年度は新たに5名の地域おこし協力隊員に委嘱をして、現在農業支援員、地域振興支援員合わせて7名の協力隊員が活動しておりますけれども、協力隊員同士の情報交換の場、活動の悩みを相談できる仲間づくりを目的として、実は関係者も交えて5月に煮込みジンギスカンを囲んで交流会などを企画して、皆さん参加いただいたといったこともやってきたところです。今後もしっかりと活動に伴走して、地域に溶け込んだ生活が送れるようにしっかりとサポートしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 今の件、今後とも対応の継続、サポートをよろしくお願いいたします。

大項目2、防災について、住民の避難訓練について再質問をします。名寄市防災ガイドマップ2022年度版は全戸配布し、市民は地域の浸水深及び浸水継続時間は承知しているものと思いますが、ここで地区を特定して、名寄地区の市街地の名寄川左岸近接町内会と天塩川右岸近接町内会の予想される浸水深について、名寄川左岸では50センチから3メートルであり、特に旭東北区、北斗区、新北斗区は3メートルから5メートルであります。天塩川右岸では3メートルから5メートルであり、特に21区は5メートルから10メートルであります。越水または堤防が決壊した場合は一大事であります。災害の対応は自助、共助、公助であります。有事の際最初に命を守るのは自助、共助であります。だからこそ平時において公助の防災部局が町内会に赴き、一緒に実動の避難訓練を実施しませんかと訴えられ助長してはいいかと思いますが、見解を伺います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 今議員のほうからもお話しいただきましたが、こういった災害の場合のときには自助と共助の力というところの向上というところが救命率に直結するということで聞いておりますし、地域での防災力の向上、ここが、やっぱり地域での防災力の向上のためには平時での訓練、ここについては非常に重要であるということでも私どもも認識しているところであります。そのため、防災担当が町内会に出向いて訓練のお手伝いをするなど、機会があれば積極的にここは関わっていききたいなというふうに考えております。過去に実施した防災訓練の中におきましても年度ごとに複数の町内会に声かけをさせていただきまして、訓練に参加していただいたといった経緯もございますので、そういった機会があれば一緒に実施することも可能かと考えておりますので、改めましてそういった訓練実施についてはできる範囲の中で実施の方向で考えていければなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 答弁の中で昨年度の実動における避難訓練なしとって答弁されましたけれども、1町内会があります。旭栄区町内会があります。防災部局が機会あるごとという答弁でありましたが、防災部局は積極的に足を使って町内会に行って、訴えて、助長してもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

町内会が実施する実動の避難訓練を促すための支援について伺います。地域防災活動事業の補助金には防災活動、防災訓練の実施などの経費の3分の2を支援するとうたっております。経費の3分の2ではなく、全額支援し、限度額を指定したほうがよいと思いますが、見解を伺います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 自主防災組織の支援事業補助金についての補助率の考え方ということ

で御質問いただいたのかなというふうに思います。この補助金につきましては、地域の自主防災組織の設立促進と組織強化というところを目的として交付要綱を定めており、防災資機材の整備事業ですとか、地域防災活動事業に要する経費を補助の対象とさせていただいているところであります。防災資機材の購入ですとか訓練に要する経費につきましては、基本的には3分の2ということの補助率で、町内会の方々にも一部負担をいただくこととなっておりますけれども、防災に関する啓発チラシですとか研修活動につきましては10分の10の補助率とさせていただいているところでもあります。さきにも述べさせていただきましたとおり、市民の皆様方が自主的に当該地域の特性に応じた防災活動を行うために自主防災組織の設立促進ですとか組織強化のためにこの補助金を交付させていただいておりますので、一定程度の自主防災組織の皆さんにも御負担いただいているということで御理解いただきたいなというふうには思いますけれども、他自治体のこうした補助金なんかも少しどのように補助率ができているかというところも調査させていただきながら、少し今後改めてこの補助金の活用状況なども一旦整理させていただきながら検証はしていく必要があるのではないかなというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 検証、検討よろしくお願いいたします。

小項目2、要配慮者施設について伺います。答弁では、計画提出は89の施設のうち76施設、避難訓練は51施設提出していると答弁がありましたけれども、市の防災、福祉関係者が計画的に施設の避難訓練の実施状況を視察し、改善する点があれば助言するようなお考えはあるのかどうかお聞きします。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 施設の訓練につつま

しては、基本的にはやはりそれぞれの避難確保計画に基づいて各施設が行うということが基本なのかなというふうに考えております。したがって、現状こちらから施設の避難訓練の視察ということについては、今のところ考えておりません。ただ、訓練実施に関しての相談があった場合ですとか、施設から視察などのお声がけなどがあった場合については積極的に関わらせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 水防法第15条の3に市町村長は円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な助言、または勧告することができると示されています。書類を出して、本当なのかと疑問に思うところではありますが、やっぱり目で確かめて、改善するところは助言してやるのが本筋だとは思いますが、改めてお考えをお聞きます。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） もちろん書類上だけで確認するということはやはり、もちろん書類上だけになりますので、実際どうなのだとこのころはあるのかもしれませんが、そういったところ踏まえながら、避難確保計画の作成と提出、それから訓練の実施と報告についてまずはしっかりと報告していただくということを前提に置いて、そこをしっかりとそういった要避難者施設の方々の周知に努めていきたいなというふうには思っておりますし、今議員からも御提案ありましたけれども、確かに機会あれば確認するということも大事というふうに考えておりますので、改めてそこら辺については徹底していきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。いずれにいたしましても、まずは提出について周知徹底を図っていかねばならないなというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 清水議員。

○7番（清水一夫議員） 小項目3、個別避難計画の策定について、進捗状況は昨年度の1件ということで、規則を変えて、これから進捗していくのかなと期待をしております。5年程度という、残り少ない。よろしくお願いします。

小項目4、市立総合病院の浸水対策について、具体的に検討中という答弁でありました。局長から災害拠点病院と。市民は、俺もそうだけれども、最後のとりでとして期待、頼りにしています。災害で病院が機能麻痺することのないようにいろいろな災害を想定され、対策、処置することを重ねて要望し、質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で清水一夫議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業後継者対策について外2件を、水間健詞議員。

○4番（水間健詞議員） 議長より指名をいただきましたので、農業後継者対策外2件を質問したいと思います。

まず、大項目1つ目、農業後継者対策について。農協組合員の数値で見た場合、平成25年943人の正組合員が10年後である令和5年では763人と約2割減少している。一方、経営に供する農地は法的に転用は難しいのに加え、各経営体の意欲に支えられて、有用な農用地はあまり減少していない。したがって、今現在においては若い経営者の積極的な規模拡大と生産技術に支えられて、差し当たりの危機感が生じていないと考えられます。しかし、今後10年以降を見据えた場合、現在中心的経営体となっている世代がさらに世代交代していく時期となります。全国的な傾向である晩婚化は本市も同様であり、その次の世代に向

けた名寄農業にとっての農業の後継者対策はラストと考え、以下の点について質問します。

小項目1つ目、農業後継者対策の基本的考え方について。農家指定に加え、法人経営や新規参入者など多様な農業の担い手が考えられる中、名寄市の行政施策における農業後継者の定義と農業後継者対策の基本的な考え方、最も重要と考える目的は何ですか。

2つ目、市内農業者の後継者の実態について。本年度は農地の地域計画を策定する年となっており、各農家の農地の利用の意欲をヒアリングしたデータもこれから収集していく時期だと考えられますが、それらの情報を踏まえて、そこから読み取れる現状と将来の農業後継者の姿はどのような姿でしょうか。

3つ目、農業後継者対策協議会の在り方について。市と農協で出資している農業後継者対策協議会があります。事業計画では結婚相談情報活動の推進、婚活事業の支援ほか研修会の支援などを挙げておりますが、本来結婚とは本人の生き方にも通じる問題であり、行政や団体が口を出すべきではないという考え方も考えられます。その一方、農業後継者対策は重要であり、個人の生き方ということも踏まえた上で、それでもなお農家子弟に対する婚活対策を協議会の事業の骨子とするならば、その具体的もくろみ及び施策は何でしょうか。

2つ目、雇用競争力対策について。私がりわりとする農業もそうですが、業種を問わず働いてくれる人が非常に少ないのが喫緊の課題であり、人口はもとより、市内経済活動も抑制される原因です。名寄市でも市内の就業人口を増やすべく各種施策を講じておりますが、それらの施策について改めてたします。

1つ目、若者地元定着奨学金返済支援事業、それから地元就業支度金助成事業について。重要施策として位置づけ、また拡充を行っている事業があります。それぞれの事業についての狙い、目的を中心に説明をお願いします。

2つ目、各種施策を包括した市内事業者の雇用競争力強化の考え方と仕組みづくりなどについて。名寄市としての所管部署が異なっても地元就業者や名寄に住む人を増加することを目的とする事業はほかにもあると思いますが、先ほどの事業以外にもほかにもあると思いますが、それら目的を一にする施策を組織横断的に包括し、市として名寄に住み、働く人を応援する仕組みづくりの考え方がありますか。また、同様に各事業を通じ、一貫した目的の設定を感じておりますが、その点についてもいただきたいと思います。

大項目3つ目、Y o r o c aのさらなる活用について。昨年秋から利用開始となった電子地域通貨Y o r o c aだが、行政報告にあったとおり、身近な地域D Xデジタルツールであり、市民の認知も進んでいると考えております。アプリであればスマホで持ち歩けるため、支払いに関しては不便も少ないが、約半年を経過し、店舗以外のチャージ箇所が少ないなど問題点なども見えてきたと思われます。せつかくの地域通貨をさらに身近に活用するために今後の計画や問題点について質問します。

1つ目、利用額、加盟店推移、トラベルカードなどの実績について。これらについてお知らせください。利用額については、現金での消費額など比較対照となり得る額と併せて説明できるものについては説明をお願いします。

また、プリペイド型となるトラベルカードの実績についてもお知らせください。

2つ目、約半年を経過し、明らかになった問題点について。利用者の声から読み取れる課題と、あと経費など、運用側として認識している問題点は何でしょうか。これについて説明をお願いします。

3つ目、今後契約している利用方法、それからその時期について。今後計画しているバージョンアップ項目とその時期について説明を求めます。

4つ目、活用方法の周知や提案について。より市民に身近で使い勝手がよい地域通貨として成長

させる提案やその周知について、特にポイントの付与に関して町内会であるとか各種任意団体向けなどポイント付与する側になり得る側に対する説明や説明のウェブサイトなどがあるといいと思うのですが、それらに関してそういう予定がないのか。例えばこれから夏休みの子供ラジオ体操で来た人に来た都度ポイントを付与するであるとか、企業や団体のノベルティーとして昔のテレホンカードみたいな感じでプリペイド型のトラベルカードを記念品としてプレゼントするだとか、オリジナルの。そういった使い方ができないのか。そういったことは、恐らく個別の質問に対しては親切に説明していただけると思うのですが、どういうことができるかという可能性の元情報がちょっと今のところ、利用者向けには詳しい説明あるのですけれども、何かをやる主催者側に対する Y o r o c a の使用についての元情報が非常に少ないというふうに感じておりますので、ちょっとアイデアが出しにくいと考えているから、これについて主催者向けの活用方法の周知や提案について御説明お願いしたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 水間議員からは、大項目3点について御質問いただきました。大項目1は私から、大項目2と3については産業振興室長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、農業後継者対策について、初めに小項目1、農業後継者対策の基本的考え方について申し上げます。本市における農家戸数の状況は、2020農林業センサスによると473戸と10年前の調査から240戸減少しており、後継者不足が大きな要因と捉えております。行政施策における農業後継者の定義としましては、農家子弟というふうになりますが、現在は第三者経営継承など新規参入による継承や法人化など多様な形で農業経営が次世代へ引き継がれております。後継者

対策の基本的な考え方といたしましては、本市の農業、農村を引き継ぐために必要な担い手の育成と確保をしていくことが重要と認識しております。そのため、関係機関、団体が連携し、農業技術の習得、経営指導などの支援や地域での交流や連携を図る取組などにより将来にわたって持続的な発展を目指していきたいと考えています。

次に、小項目2、市内農業者の後継者の実態について申し上げます。地域計画に関連した農業者へのヒアリングについては、現在集計中ではありますが、後継者が不在、または後継者候補はいるが、ほかの仕事に就いているなどとする60歳以上の経営者が半数を超えており、将来における本市の農家戸数のさらなる減少を危惧しているところであります。将来の農業後継者については、農家戸数の減少に伴い経営の大規模化が進んでいる現状がさらに進むものと想定され、作付体系などを含む大規模化への対応が求められると考えております。また、地域農業を持続的なものとしていくには、新規就農を含めた新たな担い手確保の取組を進めることも重要であり、各種支援を通して安定的な経営を行えるよう取組を進め、将来地域で中心的な経営体となることを期待しているところです。

次に、小項目3、農業後継者対策協議会の在り方について申し上げます。名寄市農業後継者対策協議会は、農業後継者の確保及び育成のため関係機関、団体間の連携、協力を得て、総合的な農業後継者対策活動の推進を図ることを目的に設立されており、農業後継者の婚活事業や農業後継者対策に係る研修会等への支援を実施しております。具体的な施策といたしましては、令和5年度においてJ A青年部との婚活事業に関する懇談会の開催や北海道農業公社主催の婚活事業への婚活希望者の参加支援など実施してきております。本市の農業は家族経営が多く、家族が生活の基盤であると同時に経営の基盤としての役割を果たしており、家族構成によって労働力や作付体系にも影響があ

ると捉えております。婚活事業につきましては、後継者が生活の基盤を築き、パートナーと共に農業経営を行ったり、次世代に農業を引き継ぐことにつながるものと認識しております。水間議員の御指摘のとおり、結婚に対する意識の多様化から本人の意思が重要であり、また経営形態も家族経営のほかに法人経営などにより持続的に経営する手法もあるところです。市としましては、後継者の皆さんが将来どのような経営を目指すのか考えることが重要であり、農業経営を自分事として捉えるための研修などの機会を設けていく必要があると考えております。その上で婚活事業への参加を希望する青年に対しては、これまでの名寄市農業後継者対策協議会を中心とした農業公社や農協などにおける婚活イベントや様々なツールを活用したバックアップなどの支援を行い、取組の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 続きまして、私からは大項目2、雇用競争力の強化の対策について、小項目1、若者地元定着奨学金返済支援事業、地元就業支度金助成事業について申し上げます。

若者地元定着奨学金返済支援事業は、若者の地元定着を促進し、地元企業への就業による地域への定着を促すことで本市経済の担い手となる人材を確保するため、大学等へ進学した者が卒業後に名寄市内に住所を有し、市内の企業に就職した場合に在学中に貸与を受けた奨学金の返済に対し支援を行うものとなっております。公務員を除く全ての名寄市内就業者を対象とした、今年度より始まった支援事業となっております。また、地元就業支度金助成事業につきましては、名寄市立大学を卒業した者が名寄市に定着を推進するための支援事業となっております。令和5年度までは卒業後に市内事業所へ就職が内定かつその事業所に就業する意思のある学生を対象に20万円の支度金の支援を行ってきたものでありますが、令和

6年度からはこれに加えて、卒業次年度から4年以内に市内事業所に就職し、かつ1か月以上就業している者も対象にいたしました。これにより一度進学、留学してから市内事業所に就職する者、また一旦市外事業所に就職した後、転職等Uターンで市内事業所に就職する者なども対象となっております。対象を拡大したのは、より多くの名寄市立大学の卒業生が名寄で就職し、定着していただくことを目的としておりますが、この支援金、支度金支援だけでは定着を推進できるものとは考えてございません。春、秋開催の就職合同説明会やミニジョブカフェへの参加など早い段階から学生に地元企業や関係団体を知る機会を増やすとともに、日頃の実習先、地域ボランティア、アルバイトなど地域の方々との関わりから名寄という地、人を好きになってもらい、この地域での就職を希望する学生を少しでも増やすことも併せて推進していく必要があるものと考えております。これらの事業により効果的に就業者へ支援を行っていくことで、市内への就業人口の確保を目指しております。

続きまして、小項目2、各種施策を包括した市内事業者の雇用競争力強化の考え方と仕組みづくりについて申し上げます。全国同様にあらゆる業種における人手不足は、本市におきましても喫緊の課題であると認識しております。この課題に対応すべく、今年度各企業向けの労働実態調査において人材確保に対する考え方、若年層の離職内容など調査するほか、中学生、高校生、大学生へも就職に対する考え方などの調査を行っていきたいと考えております。これらデータベースとしまして、経済団体をはじめ、各業界団体と意見交換の場を設置し、人材確保、育成に向けた施策、取組の構築を目指しております。また、この意見交換の場と並行しまして、庁内の関連部署による協議を行い、より効果的な施策の構築を目指してまいります。

続きまして、大項目3、Y o r o c aのさらな

る利用方法について、小項目1、利用額、加盟店推移、トラベルカードなどの実績について申し上げます。名寄市電子地域通貨Yorocaは、昨年の11月23日より運用が開始され、約半年が経過しております。5月末現在として約1億9,500万円の金額がチャージされ、電子マネーとして約1億7,800万円、付与されたポイント利用が約1億1,100万円相当額、合わせて約2億8,900万円相当額が市内加盟店で利用されております。また、加盟店につきましては、利用可能公共施設も含めて当初213店舗であったものが現在241店舗と増加しております。また、トラベルカードにつきましては、名寄市立天文台や北国博物館で販売しており、5月末日現在で23枚販売されております。

次に、小項目2、半年を経過し、明らかになった問題について申し上げます。利用者の皆様から寄せられる声としまして、チャージ環境についての御意見が運営主体である名寄商工会議所、行政へも寄せられております。現在市内にチャージ機が2台、チャージ可能券売機が1台設置されており、その他についてはタブレット端末設置店でチャージが可能となっております。個店でのチャージにつきましては、チャージだけでの入店はハードルが高く、これまでの約半数がチャージ機によるものとなっております。現在新紙幣対応のためチャージ機を発注しても半年以上納品に時間を要するなど、導入が困難な状況にあります。運営側としましては、速やかにチャージ機、チャージ環境を整備し、Yorocaが日常使いのツールとなるよう利用者の利便性向上を図ってまいります。

小項目3、今後計画している利用方法、時期について申し上げます。現在Yorocaにおけるバージョンアップにつきましては、スマホアプリのみとなりますが、ポイントの移行システムが来月7月より運用開始となる見込みとなっております。このシステムにより飲食での割り前勘定や今後余ったポイントを家族などに付与するといった

ことが可能となります。また、Yorocaによる会計がそのまま店舗の売上管理システムと連結するPOSレジシステムも来月より運用可能となります。Yorocaのみならず、現金、その他支払いにおいても一括した売上管理が可能となります。その他特殊QR機能も運用可能となっており、このQRにより各店舗来店時やイベント来客時にポイントを付与する来店ポイントが可能となり、集客効果が見込めることができます。

最後に、小項目4、活用方法の周知や提案について申し上げます。Yorocaの活用方法の周知につきましては、現在運営主体でございます名寄商工会議所が中心となり、市内で開催される各イベント主催者へ説明を行っております。また、今後行われる各種バージョンアップにつきましては、アプリでの通知や市公式ライン等を活用した周知を図るとともに、使い方や運用方法を説明した動画を作成し、ウェブサイトで配信していく予定となっております。その他町内会連合会へ各団体を通じた情報発信を行っていくほか、これまでと同様に町内会や団体から要望があれば出前トークなどで周知も引き続き行っていく予定です。Yorocaにつきましては、現状ベースとなるシステムの定着までとなっていることから、今後運用する側、利用する側のニーズ、アイデアをいただきながらYorocaそのものがバージョンアップを続けていく必要があります。今後は、市の公式ラインを活用し、Yorocaについてのアンケートにより現状の課題や御意見をいただくとともに、今後のアイデア等募集も計画しており、広く市民の皆様から御意見をいただけるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） よく分かりました。引き続き再質問していきたいと思います。

まず、農業後継者対策ですが、先日農業後継者対策協議会の総会があって、私も委員だったので

すが、ちょっと都合悪くて欠席したのですけれども、その際に風連地区の委員から、それは農協青年部の方なのですけれども、農協青年部でアンケートを取った結果、対象となる人の6割ぐらい、そういう婚活パーティー的なのに参加したいという結果があったというふうに聞いたということを聞いて、私もその御本人に直接電話をかけて、詳しく話は伺いました。それは全体ではないので、風連の方だけだったみたいで、サンプル調査みたいな感じになるのでしょうか、名寄全体にそのまま適用すれば十数名程度の人数にはなるのではないかなというように、御本人もそのようにおっしゃっていましたが、私も特に風連地区と名寄地区でそんなに結婚に対する意欲が変わるとは思いませんので、多分そういうことになるであろうとは思いますが、ただ、そういったアンケート、婚活といってもこれ男女ありますから、女性も関係あることなのですけれども、ここちょっと話が長くなるので、あえて適齢期の農家の息子ということに、結婚したい、異性と結婚したがっている農家の息子ということに限ってちょっと話進めます。そういったものにアンケート、そういったアンケートを取れば、そういう女性の、異性のいるパーティーに行きたいかって聞かれれば、恐らく相当数が行きたいってあっさり答えると思うのです。万が一私のところにそのアンケートが来れば行きたいって……失礼。私のことは関係ないですけれども、そういうことになると思うのです。ただ、実績値として、そういう婚活パーティーの募集をやったところでそんなに集まらないです。集計をしたタイミングは、婚活パーティーの募集をしたタイミングと今回アンケート取ったタイミングとはちょっと違うのですけれども、タイミングが、年が違うのですけれども、この乖離から読み取れるのは、そういう気持ちはあるのだけれども、そういうパーティーがあったとしてもそれは本人の中でも優先度が低いということだというふうに普通は読み取れると思うのです。そういう気持ちあるのだけ

れども、もっと本人にとって何かやりたいことがあったらそっちのほうが先になって、婚活が後になってしまうと。となると、結局また同じことに、同じような結果になるのではないかと私は読み取っているのですけれども、その辺どのように読み取られているのかまず伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今JA青年部の方が事前にアンケート、意向を確認した内容についてお問合せかと思いますが、私も後継者対策協議会のほうで当然出席をしている事務局の立場でもありますので、確かにこれまで、これ農業委員会のほうで実際の事務を担っていただいておりますけれども、事務サイドで以前アンケート調査をさせていただきました。なかなか地域の中で未婚の農業者というふうに、プライバシーの関係もありますので、地域で把握されている範囲というふうなことも含めてアンケートを取ったという条件の違いは若干あるかと思いますが、その際には確かに婚活事業に対して必要と考える方の回答が少なかったというふうに私もそこは認識しております。先ほど壇上でも答弁させていただきましたが、そういった状況もございますので、まず後継者の皆さんが、今は特にそういう必要に迫られていないということがあるのかもしれませんが、将来親の世代の方が農業に従事できなくなった場合、当然そのときには御本人が経営の主を担うということにもなりますので、その将来的な展望も含めてどういうふうな持続的な経営を維持するのか、その中に、先ほども答弁させていただきました。例えば法人化という道もあるかもしれませんが、どなたか違う方をパートナーという形で入れて、一緒に経営するというふうな様々なスタイルがありますので、まずはそこをきちんと理解をいただいて、そして将来自分がどういう経営を目指すのかというところを明らかにしていく、そういう取組が必要だろうということで、その件について今回の農業後継者の対策協議会の中

でも議論をさせていただき、そういった研修活動が重要だということも確認をさせていただきました。ただ、その会議の中で先ほどのJA青年部の方の集計の報告があったものですから、私たちとしても当初先ほど申し上げた調査結果と大分雰囲気が違うというところで、ちょっとその真意を今後確かめていく必要はあるだろうというふうには考えております。青年部の方のアンケート調査のときにも必要性はありますというふうに約半数ぐらいの方が回答いただいたということと、いわゆるそういう婚活事業に参加する条件といいましょうか、何かそういうふうなハードルみたいなものがあるのかというふうなことでいうと、やっぱり開催される時期によって出席するかしなないかということは大きく影響されるというふうな御回答もいただいておりますので、今後先ほど水間議員のほうからありました結果的に事業に参加する人が少なくなるのではないかという部分に関しては、改めて開催時期等も含めて、内容もそうかもしれませんし、どういう形が参加しやすいのか、そんなことも少し今後深掘りさせていただきながら、できるだけ参加意向のある農業の後継者の方に出席していただけるような体制をつくっていければなというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ぜひ参加しやすい状態で募集して、どうかという結果を得ていただきたいと思います。

それと、もう一つ、実際結婚している農家の息子もたくさんいるのですが、親元、実家で同居しつつ仕事やって、仕事に関して言えば非常に一生懸命やっていて、それに関しては全く心配しておりませんが、実家住まいだとやっぱり家事はほぼ何もしないと。時間的拘束もないし、経営状態がよければいいほど本人も収入も安定していると。本来婚活市場において非常にいい条件であるはずの収入がいいということもまた何かぬるま湯になってしまう原因になってしまっているということ

で、結局婚活市場かいわいでよく言われる子供部屋おじさんという状態になってしまうと。そうなってしまうと、いよいよなかなか結婚しづらくなってしまうので、なおかつもっと申し上げると、農家の息子、Uターンでも新卒でもそうなのですけども、後継ぎに入ると市の職員、農協の職員、関係機関の職員の皆さん、非常に大切にしてくれる。もっとありていに言えば、ちやほやしてくれる。自分を勘違いしてしまうのでしょうか。そういう意味では、市の職員の皆さんもあんまりちょっと農家の息子、もう少し塩対応していただきたいぐらいなのですけども、中にはそういう勘違いが過ぎて、市議会議員に立候補してしまうという結果になる、これ私だけなのですけども、私だけです。そういう人もいるので、そういう勘違いをさせない、勘違いしてしまうのです。

（何事か呼ぶ者あり）

○4番（水間健詞議員） きっと私だけですけども。なので、そういう自己評価の勘違いもあって、なおかつそういう実家住まいの快適さもあって、いよいよ結婚に対して向かっていく気持ちがちょっと下がっていくのです。こういったところをちょっと本人に考えさせるためにも、自分を婚活市場における婚活商品と考えて、客観的にどんな評価があるかというのもちょうと、結婚したい人ですよ。結婚したい人、結婚願望がある男どもにちょっとそれを考えさせてあげてほしいと思っています。商品の売り方考えてみなさいって、自分という商品。野菜や、そういうものと同じようにちょっと客観的に考えてみてほしいと。そういう場合も、さっき部長おっしゃっていた経営のこともそうなのですけども、将来にわたる経営の持続性ということも含めて、自分という商品を売るためにはどうしたらいいのかということも、研修をやるのであればそういうことも盛り込んでいただきたいと思いますが、ちょっとこの点についてよろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 今議員のほうからいろいろと様々な要因といひましようか、いろんな複雑な思ひを抱えている後継者の方が多くいるのではないかというお話もございました。確かに婚活の事業に関わって、これも先日の後継者対策協議会の中での話題の一つとして上がりましたが、上川のJAの組合長会だったかと思うのです。ちょっと主催が私も不案内だったのですが、覚えていないので、申し訳ないのですが、そこで管内の、各JA管内から1名ずつぐらいの形で集めて、婚活事業に取り組まれたというふうに聞いています。一応カップリングが5割ぐらいになったよというお話もいただきました。そのときに出席した農業後継者の皆さんに対して事前に、なかなか婚活のそういう事業というのでしょうか、そういう事業の参加に慣れていない方がやっぱり多いものですから、例えば身だしなみだったりとか、会話だったりとか、そのような多少注意点といひましようか、こういうことに気をつけましようというふうなレクチャーする時間が事前にあったそうです。そういった取組もあって分かりませんけれども、ある程度参加された方も何となく緊張せずにといいましようか、多少心得を持った中で参加できたのではないかなというふうに考えておりますので、今後婚活事業も含めてそうですが、まずはどういふことを、自分自身がどういふ経営をやりたいのかって先ほどお話ししたこともありますが、実際に次のステップとしてそういう婚活事業なりに参加するといふときにどういふふうなことを身につけたりとか、セルフチェックではないですが、そういうことなんかも少しメニューの中に加えるといふようなことも、ここは後継者対策協議会の中で実際に事業、今後取組が進んでいくことになると思ひますので、その中でも改めて少し議論をいただくような形で、それから私のほうからも少しそういう今後の研修の内容についても意見反映させていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） よく分かりました。

最後に、経済部長、もう一点だけ。私実は農業委員も市町村合併のときからずっとやっていて、農業後継者対策協議会といふか、婚活のものも随分長い間見てきたつもりでいるのですが、後継者対策協議会の存在がやはり時代にそぐわないのかなとちょっとはつきり言ふと疑問を抱いています。今回の取組が万一芳しくない結果に終わった場合に後継者対策協議会の解散を含めた仕切り直しなどは考えていらっしゃいますか。

○議長（山田典幸議員） 山田経済部長。

○経済部長（山田裕治君） 先ほど答弁させていたしましたが、確かに一時的にはこの事業に参加したいといふ意向を持たれている方が少ないのではないかといふふうな、そういった状況もあって、今議員がおっしゃられるようなこれまでの取組の在り方ですとか、そういうことを少し考え直す時期に来ているのかなといふようなことも一定あるのかもしれません。ただ、ここにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、議員も御存じのとおり、これ市とJAとそれぞれで構成されている団体の中でそれぞれ事業の内容ですとか、この会の今後の在り方ですとか、そこが議論されるものといふふうに思ひておりますので、先ほど来あります今JA青年部の皆さんがこの事業を必要としているといふ、そういうアンケートの答えを、私たちもそこを信じて、期待して、現状では今のこの取組をまずは着実に進めていくといふところで考えておりますので、御理解ください。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。同じことは農協の懇談会などでもちょっと申し上げているので、最後に申し上げました。

次に、大項目2つ目に移ります。若者地元定着奨学金返済支援事業、地元就業支度金助成事業、それから総務費のほうでも移住促進事業といふのがあって、そのほかにも、ちょっと違いますけれ

ども、おとといの病院の事務部長の答弁の中でもリクルート活動で工夫をしたりして、名寄で安心して働いてもらえる取組をやっているというふうな話もありました。広く言えば地域おこし協力隊、農業支援員とかもそういう名寄で働く人に向けた、名寄に来てくれる人を増やすことだと思うのですが、行政としての予算の枠組みとか組織の枠組みとしてはいろいろなのですが、利用する人というか、名寄に居を定めて職を求める人、あるいはそういう人を雇用したい事業者という意味では同じようなことなのです。同じようなことというか、そういう利用者向けの何かポータルがあると非常にいいと思います。というのは、それぞれこういう事業があるって、その事業の担当のところに行けば非常に丁寧に説明していただけると思うのですが、そこどこに、自分はどの事業を使えるのかとか、そういったことのちょっと切り分けという部分で当事者本人がやるより何かポータルがあって、そこを通ることで判断つくというような仕組みがあると非常にいいと思うのですが、その点についてどうでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 人材確保の面からということで、名寄市外から来たいという方に対するポータルサイトを開いて、幅広く人材を確保できないかというような内容かなと思います。本当に、先ほど来からもお話ありますが、全国的に人材不足というのは深刻な状況でありまして、特に名寄管内におきましてはハローワークの有効求人倍率でいきますと建設業ですとか、それからサービス業であるとか、求人の倍率というのがすごく高くなっております。そんな中であらゆるところから人材確保をするためにということだと思うのですが、先ほどちょっと出ました移住に関してというと、総合政策部のほうで移住協議会のホームページですとか移住に関する部分を制度を含めて周知をしていると。病院においては、医療職の人材確保についてということで、先ほど

お答えした大学の制度についてもそれぞれでいうことでポータルで見れないかということであります。ちょっとこちらで人材確保の今対策をどう進めていくかというの、各業界の代表者の皆さんに集まっていただきまして、一度意見等ヒアリングをさせていただきました。そういった中でホームページ等でそういうそれぞれの業界の情報を出していただきたいですとか、市外から見たときに一目で分かるようなものがあったほうがいいというようなお声もあろうかと思っておりますので、そういったところちょっと、何でもかんでも一緒にするとよく分からないふうな感じになってしまいますので、移住に関して言うと自ら起業してということで市でクリエイターの方を募集しているので、そういったところすみ分けをしっかりとできるようなポータルサイトみたいなをつくれるようにちょっと今後検討してまいります。

以上です。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。ちょっと違うのですが、地域おこし協力隊の募集ではすごく明るい雰囲気のリフレットというか、A4の1枚物なのですが、そういうのを作っているのです。地域おこし協力隊はちょっと違うのですが、何かそういうサイトに誘導するための資材はやっぱり、サイトは必要だと思うのですが、サイトに誘導するためのリフレットなりなんなりは何かちょっと必要なのではないかなとは思っているのですが、そういった可能性はある、サイト誘導のための資材はどうでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） すみません。ちょっと最後聞き取れなくて。資材。

（「つまり……ごめんなさい」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） ツールということでしょうか。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） ツール。

（「そうそう。例えば何か名寄に来たい人集まれみたいな」と呼ぶ者あり）

○産業振興室長（櫻田孝臣君） SNSですとか、そういったものではないのでしょうか。

（「紙」と呼ぶ者あり）

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 紙。

（「紙ベース」と呼ぶ者あり）

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 紙ベースで。

○議長（山田典幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時49分

○議長（山田典幸議員） 再開します。

櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） そういったパンフレット等も同じように協力隊ですとか、それからクリエイターの募集する面ですとか、そういったもののちょっと関係部署と相談して、検討していきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。

もう一点、それを見て誘導されてきた方をそれぞれの事業、こういう事業使えますよとか、そういう振り分ける、今の時代だったらもしかしたらAIでもいいのかもしれないけれども、コンシェルジュ的な対応する人、またはチャットAIみたいなものは必要なような気がするのですけれども、どうでしょうか。あなたの条件ならこういう事業使えますよとか、こっちの窓口に行ってくださいよとか、そういう振り分け的にする仕組み。

○議長（山田典幸議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 主にどういった方たちにも見てもらえるとか誘導するかという、そこのお話に尽きるのかなと思います。まず、総合的なこちらに来ていただけるという観点でいうと、求職で移動してくるのか、それとも移住という視点で来るのかってなると、求職ってなるとやはりハローワークさん、これは我々地方自治体は

職業あっせんという行為はできませんので、そこについてはハローワークさんとしっかりと切り分けながら役割を分担しなければならない。移住という観点でいうと、我々は今回地域おこし協力隊でコーディネーターを配置しております。その機能をしっかりと果たしていただくため、充実するために今一生懸命勉強していただいていますけれども、まずは全てにおいて移住に関してはポータルとしてぜひ連絡いただけるような周知もしていきますし、そういった位置づけにすると。そこに相談来ていただくと、必要な情報というのはしっかりとそこで調査して、すぐお返しするというような形を、体制を整えていきたいというふうに考えておりますので、まずはそういった体制を我々行政として整えていくということで御理解いただけたらなというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。大項目1で申し上げた農家子弟に対する塩対応とは逆に、これはぜひちやほやして歓迎していただきたいと思います。

次に、大項目3に移らせていただきます。先ほど御説明いただきましたが、例えば餅という素材の仕様がよく分かっていて、一方アイスクリームというものの素材の仕様が分かっていて、それぞれくつつけたらおいしいのではないかということ、雪見だいふくができたと思うのです。私が考えているのは例えばラジオ体操、先ほど町内会のラジオ体操、考えているのは町内会の予算でポイントを用意して、来た人にポイントをつけてあげたりとかって私は考えたのです。それが果たしてできるのかできないかというのは、一方の、ラジオ体操の仕様というのは自分たちで企画するのだから分かるのだけれども、Yorocaのユーザーとしての仕様は自分で買物したりして分かっているのだけれども、イベントの主催者として使う場合の仕様というのがよく分かっていないし、聞きに行けばちゃんとできること、できないこと説明

していただけるのですが、何か最初からある程度仕様が見えているとアイデアも出しやすい、さっきの雪見だいふくの話みたいに。最初から仕様が見えているといろんなアイデア出しやすいのかなってちょっと思うのですが、仕様について事業者側というか、主催者側の仕様を参照できる場所ってどこか、多分Yorocaの事業者になればそういう説明資料あるのだろうけれども、それ以外の人って何かそういうのを見ることってできるでしょうか。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） 事業所側ということでございますけれども、こちらはあくまでも商工会議所様が運営主体となっておりまして、先ほどお話ししましたけれども、7月からポイント付与の機能が追加されるといったようなことがこれから皆様からアイデアをいただいたり、そういう希望なりがあって、それを使いやすいものに、もしくは町内会で利用拡大していけるようになれば私もいいかなと思っています。ただ、現状まだそのシステムの、例えば新しい機能やるとすればいろんな壁を、ハードルがちょっとあるものを越えて、まずシステムの開発費用ですとか、そういったものをクリアしたものが表に出てくるのだと思いますので、今現在こういう事業者として使えますよという機能はベースとして持っているものはあると思いますが、その運用していくためのものというのがまだこれからになるかと思うので、それを現在あるものを皆様からアイデアをいただいて、一致したものを出していければいいのかなと思っています。いずれにしても、商工会議所の皆様とちょっと毎回定期的に会議を行っておりますので、そういった場で今回の提案をさせていただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。先日開催されたアスパラまつりや7月7日に開催されるふれあい広場などもYorocaの何か、

あれどういう仕組みなのですか。また使えるような活用方法あると思うので、こういったのを何か、先ほど櫻田室長からいろんなニーズの聞き取りとかアイデアの聞き取りしていこうと思うのですけれども、ぜひちょっとニーズのヒアリングは大いにさせていただきたいのですけれども、シーズというか、御提案もほかの地域の事例でこういうのがあるとか、そういう何か、これ役所だけで、会議所も関係あると思うのですけれども、会議所ともだと思うのですけれども、提案が、ニーズ、聞き取りだけではなく、何か逆にそちらからこういう使い方もできるような提案もあってもいいと思います。というのは、現時点ではスタートからまだ1年もたっていない。半年ちょっとで、試行錯誤の部分もかなりあると思うのですけれども、そういう状態だと利用者からの評価も現時点ではまだ定まっていないと思います。ただ、先にかんがんで使っている人の評価を聞いて、後から続いていく、特に高齢者とかはそうだと思うのです。使えるものだよとか、将来性があるものだよというふうに評価が定まってくればいいのですけれども、どうも使えていないとか、そういうふうにちょっと先行して使っている人の評価が変に定まってきてしまうと非常に残念だと思うのです。ですから、有用で将来性があることを利用者に対してずっと訴求し続けないと、変な形で評価が定まる前に、まだ半年だけれども、評価が定まる前にぜひちょっとそういう訴求をしていっていただきたいと思うのですが、その点について何か今の時点で見えている策をお知らせいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 櫻田産業振興室長。

○産業振興室長（櫻田孝臣君） これから当然、今議員おっしゃったように、まだ運用されて半年といったところで、まだまだ利用の拡大ですとか、そういうポイント付与ですとか新たな機能なんかを追加して使いやすくしていかないとならないところで議論を深めております。これから新たなものとしては定期的なキャンペーンですとか

日常使いにさせていただくような取組としまして、そういったキャンペーンをやっていききたいなということで考えております。また、使い方なんかもまだまだよく分からないというような方もいらっしゃるというようなことでありますので、そういったところを機能が分かりやすくなるように動画などで周知していくということで、よろしくお願いします。

○議長（山田典幸議員） 水間議員。

○4番（水間健詞議員） ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○議長（山田典幸議員） 以上で水間健詞議員の質問を終わります。

名寄市立大学の将来像について外2件を、佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） 加藤市長の4期目任期も折り返しを過ぎ、残り1年9か月となりました。就任以来様々な課題に向き合い、市長のキャッチフレーズである「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」を目指して取り組まれてきたことに一定の評価をするものですが、新たな課題が次々に浮上しているのも現実であります。4期目仕上げの時期を迎えた今、特に名寄市立大学、財政、人材の課題についてお伺いします。

まず、名寄市立大学の将来像に関わってお伺いします。名寄市立大学では、助産師課程、大学院設置に向け支援するとともに、独立行政法人化の検討を進めてまいります。これは、令和4年5月13日、加藤市長が4期目の当選後に開かれた令和4年第2回臨時会で述べられた所信表明の中で名寄市立大学に関わって発言された内容です。殊大学院については、野村陽子前学長も令和2年5月8日開催の令和2年第1回臨時議会での就任挨拶で前年7月の総務文教常任委員会での議論、外部の有識者が加わった参与会で意見を受けたことを明らかにしながら、様々な御意見を整理いたし

まして、一つ一つ課題がありますが、そういったことを明確にし、大学院の骨格を固め、こういったことを具体的な計画性を持って進めてまいりたいというふうに考えておりますと述べ、また今年3月の第1回定例会の退任挨拶では大学院設置がスムーズに進まなかったことを謝罪するとともに、1期4年間の経験から大学組織について学長がリーダーシップを発揮できる組織体制にない、組織の大幅な改革が必要、市のトップダウンで経営、運営の一体化に変えていく必要があるなどと強く求められました。しかし、今年第2回臨時会で就任挨拶をした家村学長は、あくまで学内の議論で合意に基づく対応を強調し、トップダウンによる組織改革についても学内協議を優先する姿勢を強調しました。大学院設置及び独立行政法人化については、以前当時の市政クラブ会長であった山田現議長と私が質問に取り上げた際、ともに前向きな姿勢を示された市長はこの前、現学長の発言の整合性をどう受け止めておられるのか、さらに両課題にどう対応されているのか、改めてお考えをお伺いします。

また、名寄市立大学がこれまで松岡学長が道筋をつけ、久保田学長、青木学長、佐古学長、そして野村学長と小さくてもきらりと光る大学づくりに尽力され、全国から優秀な学生を受け入れる大学に育てていただきましたが、今の少子化の中にあって、今後も同大学が名寄市の財産であり続けるため、設置者たる市長は何を大学側に求め、何が必要であるとお考えなのか併せてお伺いします。

さらに、公立大学の法人化設立について文部科学省は具体的なメリット、デメリットを示しています。公立大学法人制度が導入されたのは平成16年度であり、昨年5月1日現在は全100公立大学中91大学、83法人が自主自立的な環境下で魅力ある教育、研究を積極的に展開していると報告されていますが、一昨日独立行政法人について水間事務局長は学内で具体的な議論はされていないと答弁されました。市長の公約でありながら、

議論がなされていない現状には大いなる疑問を感じますが、名寄市立大学においては何がネックになっていると市長はお考えなのかお伺いします。

次に、名寄市の財政の見通しについてお伺いします。市は、平成28年度地方交付税の合併算定替特例措置の段階的縮減、老朽化が進んでいる公共施設への対応、公債費や基金残高の推移など今後の諸課題への備えとして名寄市総合計画（第2次）計画期間の令和8年度における財政規律、いわゆるガイドラインを策定し、実質公債費比率、将来負担比率、市債発行額、財政調整基金、減債基金残高の3本柱に一定の枠組みをはめました。総合計画後期計画を迎え、この財政規律を見直されました。言うまでもなく、規律とは人の行為の基準として定められたものであり、ある意味おきてであります。これが組織となると、組織が大切にしている、何よりも優先していることに従って行動するということになります。議会側としては名寄市総合計画（第2次）後期計画期間に限り見直しを容認しましたが、この後も新たな施策が浮上するとともに、資材の高騰、人件費の高騰が依然として続いている情勢下にあります。加えて、今後も中間処理施設、名寄中改築、東病院改築、その後も名寄東中や図書館などの事業がめじろ押しとなっていますが、浮上しているハード事業に取り組むに際し現状の財政規律は守られるのか、想定施策と財政規律の整合性をお伺いします。

この6月11日、経済財政運営と改革の基本方針2024、いわゆる骨太方針の原案が示されました。その中では、地方行財政基盤強化が求められ、特に地域における人への投資、DX、GXの推進、地方への人の流れ強化などによる地域経済活性化及び新たな雇用の場の創出、地方独自の防災、減災の取組強化などが求められています。財政規律の枠を保持しながらこれらの対応は可能とお考えになっているのかお伺いします。

最後に、人材確保策についてであります。さきに述べた骨太方針2024の中で地方公共団体が

連携して地域に必要な人材を確保、育成する取組を推進するとともに、関係省庁や地方公共団体が連携し、広域での取組が有効と考えられる事務の共同実施などに取り組む、複数団体による広域的な公共施設の集約化、共同利用などをさらに進め、取組を強化する、地域の多様な主体が連携、協働し、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めると示されています。時代の趨勢であり、当たり前のことだが、名寄市の現状に照らし合わせて、これら取組の具現化は可能と判断されるのかお伺いします。

また、ここ数年熊が人里に姿を現し、市民の脅威となっています。駆除する猟友会会員の減少と高齢化による即時対応が難しい環境にありますが、そこで市民の安全確保をするため、銃器使用経験を持ち、猟銃資格を有する退官自衛官を職員として採用する可能性について見解をお伺いする予定でしたが、昨日の高橋議員への答弁で一定理解をしましたので、あえて答弁は求めません。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 佐藤議員から大項目で3点御質問いただきました。1点目は私から、2点目、3点目は副市長からの答弁となります。

初めに、大項目1、名寄市立大学の将来像につきまして、小項目1、大学院設置、独立行政法人化などに対する市長公約、議会答弁、前、現学長発言の整合性についてお答えをいたします。大学院設置に係る検討につきましては、昨年度まで学内で野村前学長を先頭に令和7年度の開設を目指し検討されてきたところであります。しかし、本学の特色を生かすべく4つの分野で構成をされた大学院構想では、文部科学省内の複数の審議会で検討されるため多くの是正、改善に係る審査意見が出され、大変高いハードルを越えなければならないことが想定をされると専門業者からの御意見がございました。このことを踏まえ、改めて大学院設置の新規申請の際はシンプルに研究科と専攻

を整理をし、2年後の大学院完成年次以降に年次計画で当初構想していた本学独自の大学院構想を構築する手法を用いることが大学院設置のハードルを低くすることが可能であるというアドバイスを考慮しながら、再検討を行うということといたしました。本年4月から就任をされた家村学長からも大学院設置については継続して検討していきたい旨のお話を聞いておりますので、大学院設置に向けては再検討されると認識をしているところであります。

続いて、独立行政法人化の考え方についてお答えいたします。大学における法人化は、基本的に大学の運営については大学が担い、経営については名寄市が担う形態を、運営と経営を一体的に大学が担い、大学から見た経営に関する予算や組織上の制約を緩和をし、今まで以上に大学の自主性をより発揮し、自主的、自律的な取組を目指す大学システムであります。急速な少子化によって大学間の学生確保に係る競争が年々厳しさを増していくことは避けて通れない状況でございます。受験生の動向も年々変化しており、これらに対応すべく他大学の状況を見ますと、多種多様な戦略を検討し、様々な取組を行うなど臨機応変かつ機敏な大学運営を行っております。このような他大学の取組を見ますと、本学で実施をしています学生確保の戦略が大学間競争に対応できるのかと強い危機感を抱かずにはいられません。大学のトップとして運営のかじ取りを担っています学長につきましては、学生確保以外にも様々な厳しい課題の解決に向けて御尽力をいただいております、その手法については学長が思う最善の考え方に基づいて取り組まれておりますが、運営に加えて経営感覚を常に持った意識改革が私は必要であると考えております。この日々変化をする激動の時代だからこそ本学にとってはチャンスにもなり得ると考えております。そのためには、時代や社会、地域のニーズ、将来を見据えて、果敢でスピーディーなチャレンジが不可欠であります。より柔軟性と機動

性のある意思決定と透明性の高い大学経営を行うための仕組みとして、大学の法人化の検討は避けて通れないものと考えております。

小項目2、名寄市の財産であり続けるために求められるものについてお答えいたします。名寄市立大学は1960年に日本最北の高等教育機関として開学をした短期大学から4年制大学へ進化をし、通算をして60年以上の長きにわたり多くの人材を育成をし、名寄市をはじめ道北地方、さらには道内、全国に卒業生を輩出をしております。全国の公立大学の中でも最小の人口規模の自治体に設置をされている地方大学でございますが、「小さくてもきらりと光る大学」をキャッチフレーズに現在は全国各地から約800名の学生を受け入れております。この名寄に集った若い世代の力がこれまで本市における経済の活性化やまちのにぎわいなど様々な場面で貢献をしていただきましたし、これからも必要不可欠でございます。また、この若い世代が集うきっかけとなります名寄市立大学は、道北地域における高等教育の機会の提供、知の拠点としての地域の課題解決に向けた研究活動の実施、ケアの未来を開く専門的人材の育成など、大学と学生の双方が本市の地域振興にとって貴重な財産として位置づけております。この貴重な財産としてあり続けるためには、やはり大前提となる学生確保が必須でございます。先ほど来申し上げておりますけれども、この激化をする大学間競争に対応するため経営、運営の一体化したスリムな組織体制による企画の立案、場合によっては即断即決による具体的なアクションも必要となってくる機会が増えてくるものと考えております。これらのことを考えますと、本学の経営と運営が分離をされている現体制では加速化する時代の流れに対応する戦略を実行することが難しい場面に多々直面するのではないかと危惧をしているところであり、繰り返しになりますけれども、私は大規模な大学での組織改革はやはり必要ではないかと考えております。

小項目3、運営組織の必要性を含め法人設立のメリット、デメリットに対する見解、名寄市立大学における課題についてお答えいたします。法人設立のメリット、デメリットに関する見解として、まずメリットの主なものとして、法人化に移行されますと一般的に学内に経営を担う理事会が組織をされ、迅速かつ機動的な意思決定が可能となります。人事部においてもプロパー職員の採用が可能となり、事務局の専門性が向上し、様々な高度専門分野に係る事業への取組が学内で可能となります。また、大学運営に関しては6年ごとに作成をされる中期計画や1年ごとの年度計画に基づく運営と業務の評価結果の公表が義務づけられ、より一層大学運営の透明化が図られることとなります。経営に関しては、企業会計の導入により正確な財務分析を大学経営に反映させることが可能となり、大学の運営と経営に関する課題や分析、今後の戦略がより一層立案が可能となり、厳しい大学間競争に対応する果敢なチャレンジができることが最大のメリットであると考えております。反対にデメリットとしては、これまで市の管理部門で行ってきた財政、会計、人事等の経営に関する新たな組織の設置のほか、役員や監査人などの人件費負担が増加するとともに、新たなシステム導入経費の負担も発生をいたします。また、法人経営に伴う各種財務諸表の作成や税務申告等の各種事務作業も増加すると考えております。本学における課題としては、法人化は他の公営企業事業とは異なり、独立採算事業ではないと整理をされているものの、法人化によりさらに大学経営の厳格化が求められ、人件費をはじめ施設の維持管理費や研究費などより一層の運営経費の削減を心配する声も多いと耳にしております。また、現在は市職員として公務員採用され、大学へ配属されておりますが、法人化されますと公務員の身分が外れるために身分保障などに対して不安の声もあるということも耳にしているところであります。

私からは以上です。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 私からは大項目2、名寄市財政の見通しについて、関連がございますので、小項目1、財政規律の在り方、小項目2、想定するハード事業との整合性、小項目3、経済財政運営と改革の基本方針2024と市財政について一括でお答えいたします。

財政規律は、将来へ過度の負担を残さず、持続可能で健全な財政運営を維持していくために必要不可欠な基準として平成28年度に策定しました。その後令和4年度において名寄市総合計画（第2次）後期計画の策定に併せて、地方公共団体としての責務を果たしていくため財政規律の見直しを行ったところです。現在令和5年度の決算統計作業中であることから、直近の令和6年度当初予算編成での分析値となりますが、光熱水費の高騰、自治体サービス、施設管理等の委託料の増加などにより普通会計ベースで義務的経費の人件費で対前年度比7.2%増、物件費で7.8%増、維持補修費で9.2%増と経常的な経費が増加しております。一方で、歳入は自主財源の市税が対前年度比4.7%減となるとともに、基金の繰入れに大きく依存した予算編成となったところであります。こうした人件費や物件費の高騰については先が見通せない状況であるとともに、大規模なハード事業として名寄地区一般廃棄物中間処理施設に対する負担金、名寄中学校や名寄東中学校への義務教育施設や図書館などの老朽化が進んでいる公共施設への適切な対応、道路や水道施設など市民生活に直結するインフラ施設の更新、さらには骨太方針2024の原案にも示されている活力ある持続可能な地域社会の実現に向けたデジタル社会への取組、子ども・子育て施策なども同時に進めていかなければなりません。そのためにも特定財源の確保に十分に努めるとともに、行財政改革におけるBPRなどから事務事業の見直しやこれまで以上に事業の選択と集中の徹底を進めながら、現段階においては現在の財政規律を遵守し、総合

計画の将来像の実現に向けて持続可能で健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、大項目3、人材確保策について、小項目1、広域連携による人材確保と育成の可能性について申し上げます。近年地方公共団体はデジタル社会の進展によるDXへの対応や大規模災害、感染症などの新たなリスクの顕在化、老朽化が進む公共インフラへの対応、子ども・子育て施策の充実など多くの喫緊の課題に対応していく必要があることから、人材の確保や育成が従前にも増して高まっております。しかしながら、少子化や生産年齢人口の減少によりこれからの地方公共団体においては人材確保がより深刻化していくことが想定されます。本市においても人材確保が厳しい状況であり、一般事務職をはじめ、特に保健師や保育士、土木技師などの専門職においては応募者が少なく、必要な人員を十分に確保するのが非常に難しい状況にあります。そのため、専門職の確保に向けて養成機関への訪問や就職説明会に参加するなど積極的に人材確保活動を展開するとともに、採用試験の内容や方法について工夫を図りながら、優秀な人材確保に努めてきているところであります。今後においては、市町村間の広域連携などによる地域に必要な人材の確保、さらには育成など持続可能な行政サービスの提供に向けた様々な手法について調査研究していく必要があるものと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） るる御答弁をいただきました。予想以上にいいお答えをいただいたかなというふうに思っておりますけれども、具体的に入っていく前に市長にちょっと感触をお伺いしたいのですけれども、先日の家村学長の就任の御挨拶ありましたよね。あのとき終わった後拍手が一つも起きなかった。私正直言うと、新聞記者と議員経験と40年議会見てきていますけれども、三役の、あるいは学長、病院長、教育長の就任、退

任挨拶で拍手が起きなかったというのは初めての経験でありましたけれども、市長はそこから見ていてどういうふうにあの状況をお感じになりましたか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 学内における公正な選挙を経て就任された最初の所信表明演説ということですので、こういうお考えなのだというところを客観的に聞きをしたということでございまして、そこが評価どうなのかというのはこれからいろんな皆さんの評価になっていくものと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 市長は人がいいから、そういう言い方になると思いますけれども、正直言って私が感じたのは熱意だとか、これから大学をどうやって変えていこうかというものが、あるいはおとといも中畠議員が言っていましたけれども、危機感だとかが読み取れないということで、少し正直言ってがっかりしたというのが、私自身はそういう認識でありましたし、一番はやっぱり大学院設置と独法に対しても前向きな答えがあまり得られなかったということで、このまんまどうなるのだろうということから今回取り上げてみました。そして、市長から一定程度大きな改革が必要だという御発言をいただきましたけれども、市長の任期も残り1年9か月というふうになりましたけれども、これは近々中に設置者としての方向を示す手順を始めるのか。実施は別にしても法律上は一応設置者と議会がオーケーすれば可能ということでもありますけれども、それは短絡的に言ってそこにいくということ難しいと思いますけれども、今後の市長の頭の中にあるタイムスケジュールというのはいかがになっておりますか。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 学長の直属機関として参与会というのがあります。参与会がまだ行われていないのです。と思っていまして、今議会でもか

なりこうした議論が出てきていると。私なりの思いも話したところであります。一定また外部の皆さんが今こうした状況をどう捉えて、どういう御意見が出るのかということ、ちょっとそこもぜひ確認をしたいなというふうに思っているところであります。いずれにしても、学長も大学をよくしたいって思いは当然あるのだというふうに思いますので、ということなので、よくそこはしっかりと相談をしながら、しかしできるだけ早いうちにこれは議論に着手をすべきというふうに考えておりました、时期的なものはまだちょっと想定できませんけれども、できるだけ早いうちにこうした議論をスタートさせたいというふうに考えております。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） できるだけ早いときということでありますので、そこはそこで理解をしていきますけれども、今名寄市立大学の外部評価をしているというのは市長がおっしゃる参与会、これは学長直結の組織であります。もう一つは議会の総務文教常任委員会がこの2つの役割を外から見ているということでもありますけれども、これ以上に力を持っているのは教授会が持っていращるわけですから、ここをきちっと改革するには経営と運営がやっぱり一体になっていかなければならないだろうということでもありますし、それが名寄市立大学の将来にとってもいいことだろうというふうに思います。先ほど述べたように、全国では90%超える公立大学が独法でやっていると。近隣でいえば、旭川市立大学も地方独立行政法人法第11条第4項に基づいて市でも旭川公立大学法人評価委員会条例というのを設置されておりますし、あとこの委員会、これともう一つはまた旭川公立大学法人評価委員会というのを設置しています。この委員会には高専の校長ですとか商工会議所とか帯広畜大の学長とか公認会計士らが入って、運営と経営について議論しているわけがありますけれども、名寄も昔短大時代は道北地域

研究所がありまして、その諮問委員会がありました。これには市内のほとんどの団体の、例えば市長は当然ですけども、議長、あるいは道議、あるいは市内の各団体の代表者ということで、総勢多分15人か20人近い人が年に1回、2回集まって議論をするという場が、外からの声を学長に届けるという機関がありましたけれども、これもコミケアに変わって、なくなりましたので、なかなか外の声が通じなくなっているということでもありますし、今大学のものでいえばほとんどの大学ではこういう混種協議会というのは、審議会というのは組織されていることでもありますので、ぜひこれ市長のおっしゃるようになるべく早く取り組まれることが、我々は大学を責めるということではなくて、やはり名寄に今来ている大学生たちをしっかりと育て、社会に送り出すために大学がどうあるべきかというのを本当に真剣に議論していく時期に来ているのではないかなと。ここでいえば東部長もそうであります。大学後援会の会長経験者でありますし、私とその前の会長でありますけれども、人以上にやっぱり大学については熱意を持って見ておりますので、ぜひ市長がおっしゃるとおり進めていただければと思いますので、あんまり任期にこだわらないで、1年9か月、次の期もあるわけですから、それも考えながらしっかりつくり上げていっていただきたいと思いますけれども、あともう一つ、これ市長よりも事務局のほうにお伺いしますけれども、大学評価を受けますよね。あの中で前回指摘されていることに、大学評価、その中で名寄市立大学内部質保証推進委員会について大学運営の適切性については同委員会が点検評価を行っているものの、点検評価の結果に基づく改善、向上を図る全学的な取組は十分に整備されていないという指摘をされていますけれども、これは改善されたのですか。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 前は大学基準協会の認証評価を受けて、改善課題の一つと

して内部質保証推進委員会の役割の明確化ということで指摘を受けております。内部質保証委員会の部分については、指摘を受けまして、組織の改革等も含めて、内部質保証の中でこういった役割の中できちんと質保証を確立していくかという部分については整備はさせていただいて、私は出席できなかったですけれども、本日も会議があったところであります。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） もう一つ、この評価の中では大学の目的は2種類あると。この整理を強く求められています。これは何を言っているかというと、大学の理念では名寄市立大学はケアの未来をひらき、小さくてもきらりと光る大学を目指すとし、目的に名寄市立大学は高度な知識と技術及び高い倫理性を有し、保健、医療、福祉の連携と協働を支える専門職を育成する。名寄市立大学は地域が抱える種々の課題について研究し、それらを解決することによって新しい未来をひらくというのが大学の理念の一つで、これに基づいて5つの目標を定めておりますが、一方2つあるという一つは学則であります。学則の目的には、名寄市立大学は教育基本法及び学校教育法に基づき一般教養を深め、栄養学、看護学、社会福祉学及び社会保育学に関する高度の知識、技術を教授、研究するとともに、総合的な判断力を備えた人間性豊かな職業人を育成し、もって地域社会の保健医療の向上と福祉の増進に寄与すること、これは学則の目的、つまりこれが2つあるという指摘がされています。さらに言うならば、もう一つ指摘されているのは学則に、編入学について一部の学科で年度によっては入学試験を実施しておらず、問題であるという指摘もされておりますけれども、これらは全部改善されましたか。

○議長（山田典幸議員） 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長（水間 剛君） 基準協会から改善と、編入学については是正勧告ということで指摘を受けました。編入学につきましては、認

証評価の結果の中にも是正するべきだということで、今現状としては、以前までは定数管理ということで設定していたにもかかわらず、3年次編入なので、一般入試の部分については学年によっては人数が多く入学することもあるって、そういった関係で一時期学科によっては編入学試験をしなかったという経緯があって、是正勧告ということで指摘を受けました。こちらの部分については、文部科学省ともきちっと相談させていただいて、今編入学試験については、編入学試験は行っているのですけれども、定数管理については若干名ということで表記させていただいて、是正勧告のほうはさせていただきました。

また、それぞれ学則の目的との違いの部分については、大学については3つのポリシーというものを入れておまして、こちらの部分については常に時代に合ったポリシーを定めていくということで、その部分についても継続して検討させていただいているというところでもあります。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 大学の設置の目的、基本ですよ、理念。あるいは、学則の目的、基本ですよ。それが違うという指摘をされて、検討してみますって、これ前回は何年前でしたっけ。この間何をしてきたのかという。早急にやっぱりこういうものは検討して、直していくというのが、だからこういう評価制度を受ける意味が出てくる。あるいは、今回この質問するのに全部もう一回、何回か読み返してみましたけれども、相当数の指摘事項、改善命令というのが、改善すべきという検討がされていますけれども、その後やっぱりきちっと直していけるような対応を事務局サイドでしていかなければ私はならないというふうに思います。いろんな課題を抱えて大変でしょうけれども、それはやっぱり指摘されたことは指摘されたこと、これいづれにしても学生にとってどういうことかということでありますので、大学はどうかのではなくて、学生がちゃんと分かるような

ものにしていく必要があると思うので、ここは早急に対応するように求めています。

大学については、いずれにしても市長の御意見もいただきましたので、これで終わりたいと思いますけれども、次に財政に関わってであります。市長4期目の仕上げ、総合計画に基づく施策、新たな課題解決のための施策と市民の期待に応える取組がありますけれども、どうしてもやっぱりこの施策を支えるのは財政。特にやっぱりそうはいっても、私どもも今までそうでした。やっぱり100億円を超える基金を持っているのだから、そうはいっても大丈夫でしょうというふうに思っていました。今年3月末で財調は6億9,636万773円、減債は2億3,691万5,877円、基金残高がついに100億円を切って、9億9,756万6,150円というふうになりました。確かに備荒資金超過納付金が約3億円あったので、実質は100億円ということになりますが、これをもって副市長は持続可能な財政というふうに言い切れるとお考えですか。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 端的に申し上げますが、全ての情報はそろっておりませんが、令和6年度当初予算の状況を見ると、財政状況は悪化しています。これは間違いないです。基金の繰入れについても令和6年度、かなり大きな基金の繰入れになりました。備荒資金のほうもありますけれども、仮に同じペースで基金の繰入れが続くと10年間もたないという、単純な割り算で出ますので、非常に厳しい財政状況が見えてきたなと思っております。あとは、これがほかの類似団体も含めてどのような状況になっているか、横の比較、それから7月に交付税の算定がありますので、その結果どうなるかということ、こちら注視していかなければならないのですけれども、少なくとも令和6年度の当初予算の状況を分析すると、財政は悪化しているというような表現になるかと思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） おっしゃるように、6年度については3月の第1定の中で議会でも議決をして、可として進めていただいていますけれども、中期財政計画で示されていると、やっぱり心配するのは副市長がおっしゃるように7年度以降、例えば7年度は示された数値は歳入が238億8,210万円に対して歳出は254億8,680万円と。収支16億470万円のマイナスと。これを財調で4億5,470万円、減債で3億円、公共施設整備基金から2億5,000万円、合併特例振興基金から3億円で補うというもので帳尻合わせますけれども、さらにこのほかに合わないことから、備荒資金超過納付金から3億円を繰り入れるという、まさに綱渡りのな財政となっています。特に基金に関して言えば、残高は令和3年度末では9億2,417万8,000円だったのが7年度末では3億7,458万9,000円と。頼みの減債基金超過納付金も14億3,799万円から2億8,799万5,000円に目減りすると。さらに、示されている8年度についても同様の基金依存予算となるため、本当は備荒資金の超過納付金というのは庁舎改修などを目的にというふうに記載されておりますけれども、超過納付金の残額は800万円という状況からいうと、まさに危機的な財政状況に陥るというふうに思いますけれども、地方交付税が今後どうなっていくか、あるいはこれからこのほかに、先ほども言うように、盛り込まれていないいろんな施策を投入したときに、あるいは市民の皆さんのいろんなニーズに応えようとしたときにこの財政上応えられるのか、あるいは財政運営で可能なのか。厳しいのは分かるのですけれども、具体的にどういうふうに副市長は見通しているのか改めてお伺いしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 恐らく令和6年度当初予算を組むときにその前の中期財政計画の算定か

ら非常に厳しくなるだろうなという予想はついておりました。一つは人件費の部分と、それから燃料の高騰、あるいは資材の単価上昇などがありまして、今度は令和6年度でこれがどういうふうに動いていくかということがやっぱり一つ大きなポイントになろうかと思います。先ほど申しました交付税については、例えば人件費相当分の上昇については交付税の中でどのように措置されていくのかというのが一つポイントになろうかかと思えます。これらの経常経費のところなのですが、最大の問題は投資の部分です。これから老朽化している公共施設をどうにかしなければならないところの地方負担額がどうするか、さらにはそれぞれ新しい市民ニーズというところでいろんな施策も打っていかなければならないということがあります。基本的には交付金などを含めた特定財源の確保というのはこれも必然といえますか、やらなければならないということでもありますけれども、その上で地方、名寄市がどのような負担をしていかなければならないのかと、これ非常に推計は難しいです。はっきり言って難しいですが、我々としての物差しはどういうふうに優先順位をつけるか。選択と集中という言葉ありますけれども、これもはっきり言いますと優先順位をつけて、やめざるを得ないものもそこで市民の皆さんの御理解をいただきながらやっていくと。場合によってはそれぐらい厳しいこともしていかなければならない時代が来るのではないかなと思っております。その判断については、今年度の交付税の状況、それから骨太の方針ありましたけれども、それに従ってどのような、国の補正予算含めてどういうのが出てくるか、こちらは様々な情報集めますけれども、やはり選択と集中というからにはやめるべきものもきっちり決めていくということも必要ではないか、そういう状況になっているものだと思っております。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 今の副市長のお話にも

ありましたけれども、本当に、例えば経常収支比率見ても今年度は100%に近い状況になっている。経常収支比率がこうなっているということは財政の硬直化を招いているし、弾力性は全くない。では、もっと切り込んで、需用費を切り込めばいいのではないかと思っても、需用費を切り込むのは切り込むだけ切り込んだというのを多分財政当局は考えていらっしゃると思います。そうすると、今副市長もちらっと申ししておりましたけれども、この状況を乗り切るためには第一に名寄市行財政改革推進基本計画に掲げる持続可能な財政運営の推進策、一つは遊休施設、未利用地の処分及び活用、未利用施設の有料化、有料施設の使用料の見直し、手数料の見直し、基金の運用、これに踏み込みざるを得ない状況が今間近に迫っているのではないかと思いますけれども、副市長の見解をお伺いします。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 当然行財政改革の計画の中にありますので、それは常に念頭にあることですが、踏み込む時期ですとかどのような踏み込み方をするかについてはまだ手持ちの情報がありませんので、ここで明確にお話しすることはできませんけれども、こちらの今お話しになられた様々な項目については、常に頭の中にはあります。ですので、例えば施設利用料についても受益者負担の一定のガイドライン等もつくらせていただいたところです。そちらについてこれからこれを基準としますけれども、さらにどうしていくかということについてはまだ様々な議論が必要になるかと思いますので、まだ時期などについては明確にはできませんけれども、進めていかなければならないと思っています。ただ、遊休土地ですとか市の資産活用については、今市の管財のほうでいろいろアンテナ張りながらやっていますので、少しずつ消化されていっているという現状もあるということで御報告させていただきたいと思えます。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 先日陸上自衛隊名寄駐屯地71周年の式典がありまして、その後祝賀会で稚内の川野副市長にお話しする機会があったのですが、稚内の財政事情についても少し意見を交わさせていただきましたけれども、稚内もやっぱり需用費は限界ということと、今働き方改革で職員に時間外の勤務はさせないと。時間になったら帰っていただくと。あるいは、土日の勤務は、行事があれば別ですけれども、出てこないということで、その最たるものは議会対応だって言われました。要するに答弁を書くのに、仕事が終わってから時間外に答弁を書いたり、答弁調整するのに土日によったりという、管理職の皆さんは関係ないですけれども、にもやらないという方針を出して、議会側に会期を延長してくれという申入れをしたそうであります。そのぐらいはせっぱ詰まっているという状況が今稚内はあるということでもありますけれども、名寄はそこまでいいないのかもしれないですけれども、副市長の腹の中に、あるいは頭の中にまだまだ改革できるものはあるのではないのかというものがあるのか、言わば聖域なき改革をやる決意でいらっしゃるのかどうなのかというのを伺いたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 聖域なき改革というすごく大きな言葉ではないかもしれませんが、今年度当初、4月の庁議の中で私それぞれの各部長のほうに、8月にローリングがありますから、その8月のローリングまでの間にそれぞれの部でやめるべきもの、あるいは組み合わせて少しダウンサイジングできるもの、様々な事業の研究をまずしてくれということでお話をしました。もう一回掲示板などで、部長だけではなかなか説明し切れないと思いますので、掲示板で全職員に向けてそういうようなお話もさせていただければと、庁舎のインターネットの掲示板、庁舎用のですけれども、しようと思っておりますけれども、やはり

事業の見直しそのものは我々が率先してやって、内部の中でどのような事業の削減ができるか、これ財政的なコスト、お金のコストそのものでなくて、今議員御指摘のとおり、職員の勤務、時間のコストですとか人工のコストですとか、そこらも関わってくるお話だと思います。こうすることによって職員のほうにもゆとりができる結果になれば一番いいので、それをまた自分のスキルアップなどに使っていただけるのも一つの方策かと思っています。ちょっとそういう形でまた改めて職員のほうにはお話しさせていただければと思いますし、聖域なき改革という言葉ではありませんが、一つずつ、小さなことでも構わないので、1歩でも2歩でも進めていこうというような決意で今いるところです。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 財政に関わって言えば、本当に懸念されるのは、施策は市民のニーズもありますので、それは取り組むのはやっぱりこれ必要なことだと思いますけれども、例えば今手術室を直していますけれども、市立総合病院の累積赤字、あるいはこれから名寄大学、どんなことが起きるか分かりませんが、そういうところへの財政支援、それを考えると、先ほど市長は大きな改革と言っておりましたけれども、副市長は当然ながら大学事務局にも在籍経験をお持ちですので、ある意味財政面から見て大学の法人化、独法化というのをどういうふうにお考えになってますか。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 一般論になりますけれども、法人化されることによって大学が機動的に動いて、時の流れですとか時代の流れに即した、すぐ柔軟な対応はできるということが一つありますので、そこは大きなメリットかなと思います。ひいてはそれが大学の財政面にもいい影響を及ぼせば一番いいことだなとは思っておりますけれども、ちょっとその前段の話になりますが、法人化

するという事業そのものにもこれは一定の経費はかかるというのは事実でありますので、様々なところから見ながらこの法人化というのは検討していくという市長のお話もございましたので、そういうことも含めてやっていく必要があるかと思えます。ただ、法人化されることによって必ずメリットは生まれてきますし、それは今の大学が学生に対する様々ないい効果も生むものもあると思えますので、そういう形で検討していただければありがたいなと思っております。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） 独法化をしたから大学は勝手に独立採算制でやれということにはならない、これ当たり前のことでありますけれども、では本当に独法化しないで、何があっても市の厳しい財政事情の中からずっと支援し続けるのかという事情にあるのかということ、そうでもないということになると思います。地方独立行政法人法第42条というところで、その業務の財源を充てるために必要な金額の全部または一部に相当する金額を交付する、これ要するに設置者側が交付することになると思います。これというのは、大学における教育、研究の特性に常に配慮をしなければならないという配慮条項というものもあるようでありまして、これについては公立大学法人化後も引き続き大学の担うべき高度な教育研究の実現に取り組むために財政的責任を負っているというのが公立大学協会の会長さんの解釈でありますので、独法化が一概にいやいや、関係ないから勝手にやってということではないということを含めて、あるいは独自性をしっかり発揮してもらうためには本当にやっぱり積極的にやるべきことであるし、その決意を今日市長からいただいたので、信じて、いつその日が来るのかを楽しみに待ちたいと思います。

もう一つ、人材に関わっては、先ほど申し上げたように、熊については昨日高橋議員が質問されていましたが、実はうちの町内会も80を

超えるハンターが1人いらっしゃいまして、この前役員親睦会をやっていたときに実はということで奥さんから話がありまして、結局80を過ぎて熊の出没で行って、実は運転も心配だ、車を落としたと。車を注意しなければいけないのも自分でしろということになってくると、体も心配だけれども、そういうことも心配なのだと。あるいは、ハンターは、私もそういうことなのかなと思ったけれども、今銃弾がないのですって。戦争で、ウクライナの侵攻や何かでどういうわけか銃弾もないのだという話があったりするのと、もう一つはやっぱり今熊見つけたといって警察に110番かけると、警察は行政に、熊が出ているよというのが来て、行政が猟友会に言って、出動してもらうということ、タイムロスが起きると。これを是正してもらわなければ、そこにテレビでやっているように30分も40分も50分もいてくれればいいけれども、逃げたり、あるいは人を襲ってからではとてもではないけれども、遅いから、そういう対応ができたらいいいねというお話で、多分高橋議員のところにつながっていくと思いますけれども、こういうことこそある意味では広域で、昨日は下川でも三の橋で熊が出て、駆除されたというニュースがテレビで報道されていましたが、近隣全体やっぱりそういった問題が出てきているというのも一つでありますので、これ名寄は昔は風連町と広域で火葬場を建設したり、浴衣サミットという、首長さんが集まってお話をしたりして、いろんな協力できること、広域行政できることがないかということやられたこともあります。今近隣を見ると、加藤市長が一番やっぱり市長任期も経験も長くて、ある意味ではリーダーシップが取れる立場にいますので、ぜひそういう、DXや何かもそうでありますけれども、もっと見えないものも広域でできないか、人材確保含めて、人材育成含めて広域でできないかという検討をすべきだという、そういう時期に来ているのではないかと思いますけれども、市長の見解をお伺いし

たい。

○議長（山田典幸議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） いつも浴衣を着ているわけではないですけども、5市町村でよく実は議論する機会がありまして、消防も議会も頻繁に行われるということもありますけれども、いろんな場面で毎月のようないろんな顔合わせをして、いろんな議論もしています。議員がおっしゃるように、今まさに人材確保、特に専門人材に対してやっぱり御苦労されているということもあって、ここを何とか知恵を絞りたいねという話も実はその議論の中でも出てきているところでありまして、さらに今日こうした指摘をいただきましたので、ここはやはり取り組んでいかなければならない、研究していかなければいけない課題だなというふうに考えているところであります。熊の問題は、かなり現場に張りつかなければならない問題なので、そこが広域的に機能するかという問題もあるのかもしれません。それぞれしかし専門職の機能の中で広域でできること、あるいは今の自治体の仕組みの中でどういったやり方ができるのかということも引き続き検討していきたいというふうに思います。議員の御指摘ごもっともだと思いますので、しっかりと前向きに受け止めて、これからもそれぞれの自治体と協議を進め、重ねてまいりたいというふうに思います。

○議長（山田典幸議員） 佐藤議員。

○9番（佐藤 靖議員） あと最後に、いろいろ副市長と財政議論をしてきましたけれども、これも骨太方針の中で書かれておりますけれども、やっぱりより財政の見える化をしなければ駄目だと。あるいは、市民に、あるいはいろんな方にでしようけれども、基金の目的ですとか用途ですとか、どうして増減しているのかという状況だとか、もっと詳しくやっぱり市民の皆さんにお伝えをすることがこれからの厳しい財政を乗り切るために、現状を理解してもらうために、将来を展望してもらうために必要だと思いますけれども、最後に財政

の見える化について副市長のお考えを聞いて、終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 非常に財政について分かりやすく説明するというのは、本当に難しい作業であります。今やっているのは決算、予算についてはホームページあるいは広報、さらにはまちづくり懇談会などで決算状況などの説明をしているのですけれども、外観といいますか、大がかりの説明になってしまって、どこにポイントがあるのかというのはやっぱり分かりづらいというのは私もちょっと感じているところであります。何回かになりますけれども、少しテーマを分けてでも説明する機会があれば、これは一番いいことだと思いますし、そのための努力は惜しんではられない状況だと思いますので、ちょっと手法について、あるいはその他市町村でも既にやられているところあると承知しておりますので、参考にしながらこちらについては分かりやすく見える化というのについてはいろいろ工夫させていただければと思っています。

○議長（山田典幸議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時15分

○議長（山田典幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第13号 令和6年度名寄市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第13号 令和6年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心

に補正をしようとするものでございまして、歳入歳出それぞれ1億1,915万2,000円を追加をし、予算総額を246億2,783万1,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして公共施設等再配置計画推進事業費1,000万円の追加は、都市機能誘導区域におけるまちづくりを推進をするため、株式会社まちづくり名寄に1,000万円出資をし、産官金が連携をしたまちづくりの推進体制の構築を図ろうとするものでございます。

3款民生費におきまして空家等対策事業費4,320万円の追加は、商業地域における空き建築物の除却に対して補助しようとするものでございます。

同じく3款、運転免許自主返納支援事業費における102万円の追加は、免許証を自主的に返納していただいた市民の方に対して電子地域通貨Yorocaの行政ポイントを1万ポイント付与をして、交通安全対策の促進を図ろうとするものでございます。なお、それぞれの款におきます各事業の行政ポイント負担金については、セミナーや市民講座などに参加をいただいた市民の方に行政ポイントを付与しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして病院事業会計繰出金5,509万5,000円の追加は、名寄東病院にスプリンクラー設備を整備するための経費を追加しようとするものであります。

6款農林業費におきまして有害鳥獣・ヒグマ等対策事業費57万6,000円の追加は、ヒグマの出没が増加をしていることから、熱感知センサーカメラの購入経費などを追加をし、早期の発見による対策強化を図ろうとするものでございます。

7款商工費におきまして商業指導育成対策事業費890万円の追加は、電子地域通貨Yorocaの普及促進に係る経費を追加することにより物価高騰の影響を受けた消費の下支えや地域経済の活性化を図ろうとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。16款国庫支出金におきまして物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加など事業費の追加に伴う特定財源を計上したほか、財政調整基金繰入金にて収支の調整を図ろうとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○8番（川村幸栄議員） それでは、総務費の、今企画振興費の中から市長が御説明いただきました行政ポイントの付加についてさらに御説明をいただきたいというふうに思っています。運転免許自主返納支援事業102万円がついています。運転免許自主返納に対しての何か市からの手当てといたしますか、ないのかという多くの市民の皆さんからの声がありました。それに依っての今回のポイントかなというふうに受け止めているのですが、このほかにもそれぞれ行政ポイント、男女共同参画のセミナーに参加だとか、いろんなところが出ています。これをやはり多くの市民の皆さんにお知らせしていただく必要があるというふうに思うのですが、この周知の方法についてはどのようにされようとしているのかお知らせをいただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 川村議員からは運転免許自主返納支援事業の行政ポイントのほかにそれぞれ今回行政ポイント事業の補正について御質問いただいたものかなというふうに考えています。当初予算におきましては、この行政ポイント事業につきましてもてくTECH事業などの5つほどの、ちょっと数字まで細かく覚えていないのですが、5つだったかと思いますが、その事業につける予算づけだったのでしたけれども、今回改めて庁内におきましても対象事業を選定させて

いただいて、市民の皆様方に市で行う取組に対しまして参加促進ですとか市内経済及び地域の活性化等に資するために行政ポイントを付与する予算を今回提案させていただいたところでございます。お尋ねのそれぞれの事業の周知につきましては、当然それぞれの担当課において各事業ですとかイベントですとかセミナーをやられる際にこういったことに関して参加していただければ行政ポイントを付与しますよということでしたらしっかりと周知していかなければ意味がないと思っていますので、その部分については担当のほうからその都度、その都度周知のほうさせていただければなというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 各担当からそれぞれ御説明をいただくということでしたけれども、今回はいろいろな健康に参加したこと、セミナーから、本当にあらゆる分野で行政ポイントがつくというふうな中身になっているかなというふうに思っています。ピヤシリ大学のところも講座を受けたときのポイントもついていますし、ですから市民的に言いますと、やはり一覧表のようなのがあって、これに出たらもらえるのかと、頑張ってみようと、行ってみようと。例えば一番最初の男女共同参画事業に関してもなかなか参加数が少ないといったところでも、こういうのがあれば行ってみようというふうなことになるのかなというふうに思うのです。それで、やはり一覧に、広報なりなんなりでお知らせいただくのが私は一番いいのかなというふうに思っていますし、先ほども言った運転免許自主返納の方々にとってもここまでもらえるのだったらというような思いも大きいかなと思いますので、やっぱり周知は早めにしていただきたいなというふうに思っています。その点についてさらにお聞きをしたいと思ひます。

それと、もう一つはこのポイント、参加したときに1ポイントなり2ポイントなりつくだと思

うのですけれども、これをどういうふうに使った方がいいのかというのが、私自身もそうなのですけれども、分からないという。そのところのお知らせについてもどのようにされようとしているのかお知らせをいただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 議員おっしゃられるように、ちょっと個々の事業をフィーチャーして最初お話ししてしまいましたけれども、もちろん今回つけさせていただきました行政ポイントの一覧的なものも広報で皆様方に配布させていただくとか、ホームページで周知させていただくとか、いろいろな媒体を使いまして皆様方に広くお知らせはさせていただきたいなというふうに思っておりますし、先ほど、市民部が担当となると思ひますけれども、運転免許のほうも今回こういうふうに予算措置もさせていただければ、早期に周知のほうに努めていただくように庁内連携しながら図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。なお、活用の方法なのですけれども、こちらにつきましては改めてそういったときにまた一緒にどのように説明するか今持ち合わせておりませんけれども、今までの行政ポイントと同じになっておりますので、その辺含めて、ちょっと今どのようにやったらいいかなというのがなかなか浮かびませんが、皆様方に分かりやすく丁寧な説明の方法を考えていければなというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 川村議員。

○8番（川村幸栄議員） 実は私たち高齢になっても今コロナのワクチン接種のときに市との連絡でラインをしていただいて、市の情報なんかはラインで送っていただいて、情報を得ている人が結構多くなりました。そういうのも使っていただきながら発信していただければ、皆さん積極的に使っていただいて、よかったなという思いが膨らむかなというふうに思ひますので、ぜひそういった

部分で進めていただくことをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎真由美議員。

○3番（山崎真由美議員） 関連して行政ポイントについて質疑させていただきたいと思います。

行政ポイント、それぞれ多くのメニューを示していただきましたので、有効に活用されて、セミナー参加ですとか様々な事業が膨らんでいくことを期待するところでありますが、この提示していただきましたそれぞれの金額は今までの参加者等の実績を踏まえて計上していただいたのかなと思いますが、ちょっとその点について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） それぞれのイベントですとかセミナーですとか講座については、今議員おっしゃられるように、それぞれのこれまでの参加者をベースに期待も込めながら予算のほうを積算させていただいているところでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 確認させていただきましたので、十分理解するところでありますが、もしも、てくTECHもそうでありましたが、想定以上に参加者が増えた場合、この金額は先着順ということになるのでしょうか、それともまた、ちょっと先ほども行財政、財政厳しいというようなお話もあった中で、必要なものは当然必要なのですけども、その考え方について市民にお答えすることも含めて先着順なのか、また膨らむ可能性があるのか確認させてください。

○議長（山田典幸議員） 木村総務部長。

○総務部長（木村 睦君） 先着順ということではなくて、やはり市民の皆様方が、我々が行うイベントですとかセミナーですとか積極的に参加いただきたいものに対して今回行政ポイントをつけさせていただいておりますので、そこについては想定外の皆様方も、想定外という言い方もないか

もしれませんけれども、多くの市民の方が来場いただいた場合につきましては、そこについては予算のほうをまた改めて検討させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 市民にお伝えするときに今の御答弁もお伝えしたいと思っております。全体的なバランスということも踏まえながら、市の事業が有効に活用されることに協力していきたいと思います。

終わります。

○議長（山田典幸議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第4 議案第14号 令和6年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第14号 令和6年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、名寄東病院においてスプリंक

ラー設備の整備を行うために必要な補正を行うものでございます。

補正の内容について申し上げます。3款資本的収入におきまして5項負担金で一般会計負担金の繰入れとして5,509万5,000円を、6項道補助金で3,003万円をそれぞれ増額をし、資本的収入の総額を15億9,276万1,000円とし、4款資本的支出、1項建設改良費におきましてスプリンクラー設備設置工事として施設費で8,512万5,000円を増額をし、資本的支出の総額を19億7,322万1,000円にしようとするものです。なお、資本的収支の不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（山田典幸議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第5 議案第15号 名寄市議会基本条例の一部改正について、議案第16号 名寄市議会会議規則の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

遠藤隆男議員。

○13番（遠藤隆男議員） 議案第15号 名寄市議会基本条例の一部改正について、議案第16号 名寄市議会会議規則の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、本年6月に名寄市議会業務継続計画、いわゆる議会BCPを策定したことに伴い、名寄市議会基本条例及び名寄市議会会議規則で定めている文言等を修正する必要があるため、当該条例及び規則の一部を改正しようとするものです。

以上、提案の理由とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） お諮りいたします。

本件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより議案第15号外1件の一括採決を行います。

議案第15号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第6 意見書案第1号 生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書、意見書案第2号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書、意見書案第4号 地方財政の充実・強化に関する意見書、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号外3件は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号外3件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外3件は原案のとおり可決されました。

○議長（山田典幸議員） 日程第7 報告第10号 例月出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書が配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（山田典幸議員） 日程第8 閉会中継続審査（調査）の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付いたしました各委員長からの申出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 日程第9 議会活性化特別委員会の報告を行います。

委員会の報告を求めます。

議会活性化特別委員会、東川孝義委員長。

○議会活性化特別委員長（東川孝義議員） 議長より指名をいただきましたので、令和5年6月27日の第2回定例会最終日に発足しました議会活性化特別委員会の具体的取組テーマの協議経過並びに結果について御報告申し上げます。

1回目の委員会では、正副委員長の互選が行われ、委員長には私東川、副委員長には富岡達彦委員が選出されました。なお、令和5年9月の第5回委員会において富岡達彦副委員長の辞任に伴い、新たに高野美枝子副委員長の選出を行い、運営を

進めてきました。

令和5年8月8日の第3回委員会において、議会活性化特別委員会の目的は議会の活性化に向けて行政監視や政策立案といった機能の強化、女性や若年層の世代が活動に参加しやすい環境の構築を図ることで議員力、議会力を向上させることで進めてきました。具体的に取り組むに当たり現状分析を行い、議会は十分に開かれたものになっているのか、市民に関心を持たれ、市民にとって身近なものになっているのか、市民からは議会が何をしているのか見えない、議員は何をしているのか分からないという声がいまだ多く聞こえてきます。定数2名減で実施された昨年の選挙が無投票となりました。要因は様々であると思いますが、特に若い世代の成り手不足は深刻な状況と認識せざるを得ない。若年層にとって議会、議員の活動が理解され、魅力あるものとなっているのか検証が必要である。議会全体として、また議員として役割を十分に活用し、自らの持っている力を十分に発揮できているか、論点を明確にした議論、建設的な議論などによって執行者側の答弁を引き出し、施策の実行につなげることができているかなどの分析を行い、具体的取組事項の整理を行いました。目的達成に向けての具体的取組項目として、1つ、議員の資質向上を目指した研修会、2つ、先進地視察、3つ、議員協議会での常任委員会視察報告による情報の共有化、4、現行の3常任委員会の在り方について、5、定例会会期期日の日程の短縮、6、議会モニター制度の導入の6項目について具体的取組を進めることで確認を行いました。

研修会については、令和5年10月17日に大正大学、江藤俊昭教授を講師としてお招きし、議員対象のテーマは魅力ある議員活動とは、市民対象のテーマは多様な人材が参画し、活力ある地方議会の実現に向けての講演をいただきました。講演の中で江藤教授は住民自治の根幹は議会であり、多様な人材が公開の場で議論するからこそ重い権

限を与えられていると指摘され、女性や若者ら幅広い層の人材が市議会に参画する重要性を力説され、議会が市民と一緒に政策を調査研究し、提言する仕組みを構築していかなければならないとのお話でありました。この講演会を聴いた後、議員からは今後の議会活性化の糧とするべき個人の意見を提出をしていただきました。

次に、情報の共有化では、昨年12月15日の議員協議会において総務文教、市民福祉、経済建設常任委員会、そして議会報特別委員会の視察報告を行い、それぞれの視察内容について説明を受け、理解を深めました。また、議会活性化特別委員会の視察内容については、今年の2月29日開催の議員協議会で情報共有を図りました。

次に、議会活性化特別委員会の道内視察ですが、今年の第1回定例会において報告をさせていただいておりますので、詳細な説明は割愛をさせていただきますが、第13回委員会において、1つ、議会の連続性を担保するため議員が入れ替わっても継続的、倫理的な議会活動を保証する仕組みづくりで議会改革が継続するように制定されていきました。②、目的を持った議会改革で議会基本条例チェックシートを作成し、議会全体が活動のチェックを行い、議会基本条例を議員本人が毎年読み直し、自己評価での確認、③、委員会中心主義として委員会の調査、重点活動計画、視察、市民団体報告、行政の進捗状況について改めて確認を行いました。

次に、定例会会期日程の短縮ですが、令和6年第1回定例会、第2回定例会において試行的に実施し、市長の行政報告の場合の通告期限は告示後3日とし、市長の市政執行方針、教育長の執行方針のときは定例会初日報告後の17時までとすることで議会運営委員会で決定をされております。

次に、現行の3常任委員会の在り方ですが、この項目については1委員会4名体制での運営、各常任委員会で調査テーマを決め、推進している中で慎重な議論も必要など、長期にわたり議論を重

ねてきました。最終的には、6月17日に議員協議会を開催し、議員から多くの意見が出されました。市民福祉常任委員会は4人で運営しており、全国議長会議者の見解では委員会運営は6名以上と言われている。議長はアドバイザーであり、副議長は委員外議員で、議決権はない。4名の常任委員会は、1名の重複委員という形は取れないか。重複委員は過去の事例を見ても避けるべきで、1人1委員会所属で進めるべき。任期途中での制度変更は望ましくない。人数が少ない委員会は、案件により特別委員会を設置をしては。熟した議論、多様性の意見を行うには多くの参加が必要である。4人でもしっかり議論を尽くし、結論に導く。少ない人数でも頑張してほしい。少ない人数でも頑張っている。他市の事例でも16名であれば2常任委員会が多いなどの意見が出されました。その意見を受けて、山田議長より議会を活性化させるために何が一番大事なのか。個々の意識改革が前提である。委員会運営は3であろうが2であろうと同じことをやらなければならないが、人数は一人でも多いほうが望ましい。万一正副委員長を除く2名では健全な委員会運営とは言えない。現状を考えたとき2常任委員会でより活性化、活発な意見、多様な意見を市民に還元する委員会運営を目指して進めるべきとの発言がありました。

この結果を受け、6月21日の第15回委員会において、2常任委員会になって人数が増えるが、委員会運営に向けては今まで以上に個々の委員、議員が質問力向上に向けて研さんが必要であるとの意見を踏まえ、現行の3常任委員会から2常任委員会へ変更することで確認をいたしました。なお、移行時期については、議会運営委員会で令和7年4月1日と確認をされております。

次に、議会モニター制度の導入ですが、この項目も議員協議会で議論をいたしました。その中で議会全体としてモニター制度は必要、制度の導入前に議会への関心も含めてやるべきことが複数あるなど議会の在り方も含めて導入については議会

運営委員会に引き継いで議論を深めていくこととしました。このほか、道内視察を終えて以降、具体的な取組として常任委員会でのオンライン会議、名寄市議会業務改善計画、BCPについても議会運営委員会で協議を進めております。

今後の取組に向けては、第14回委員会において名寄市基本条例の全文を含め6項目の協議結果を踏まえ、委員から今後議会活動の活性化を議会運営委員会に委ねていくが、議会全体でチェック体制を行っていくシステムをしっかりとつくっていかなくては特別委員会で進めてきたことが次につながっていかないと意見がありました。特別委員会の協議結果を踏まえ、議会及び議員活動がさらにステップアップしていくために先進地事例も参考とし、議会基本条例を基に活動の振り返りを含めた自己評価システムについて議会運営委員会の正副委員長に申入れを行うことで確認をいたしました。

以上が約1年にわたり15回の議会活性化特別委員会の具体的な取組の報告であります。この間委員、議員の方には具体的な取組事項の推進に向けて積極的な議論、新しい取組に対して御協力をいただき、改めて感謝とお礼を申し上げます。議会活性化の推進に終わりはないと思います。市民のために常に改革が必要であります。今後は平成21年4月1日に制定された名寄市議会基本条例を基に特別委員会の目的であります議会の活性化に向けて行政監視や政策立案といった機能の強化、女性や若年層の世代が活動に参加しやすい環境の構築を図ることで議員力、議会力を向上させる活動に継続的に取り組むべき議員全体で邁進していきます。

以上、特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（山田典幸議員） 以上で議会活性化特別委員会の報告を終わります。

○議長（山田典幸議員） 日程第10 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山田典幸議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（山田典幸議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和6年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時48分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 山 田 典 幸

署名議員 中 畠 孝 幸

署名議員 今 村 芳 彦

質 問 文 書 表 （一般質問）

令和 6 年 第 2 回 定例会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	今 村 芳 彦 (P 24)	1 交通安全の啓発にかかわって (1) 交通事故防止に向けた学校での取り組みについて (2) ヘルメットの着用に向けて 2 ごみ収集にかかわって (1) 継続的かつ公平な収集に向けて
2	東 千 春 (P 33)	1 名寄市立総合病院と地域医療の今後について (1) 病院職員体制の現状と対応について (2) 名寄市立総合病院における新型コロナの現在の影響について (3) マイナンバーカードの利用状況について (4) 名寄市医療介護連携 I C Tネットワークの現状と今後について 2 図書館建設のこれからの進め方について (1) 担当職員等によるこれまでの調査・研修について (2) 新しい図書館への基本的な考えについて (3) 市民とともに考える図書館像の進め方について 3 王子マテリア跡地の利用について (1) これまでの跡地利用の 3 本柱の状況について (2) 新しい企業進出の状況について (3) 3 本柱及び企業誘致予定地以外の土地利用について
3	川 村 幸 栄 (P 45)	1 子どもの権利条約にかかわって (1) 放課後の子どもたちを守る学童保育について (2) 児童虐待や家庭内暴力（D V）から子どもたちを守るために (3) 子どもの権利条例制定の考えについて 2 食・農を守る取り組みについて (1) 食料自給率の向上について (2) 新規就農支援について (3) 価格保証、直接所得補償の充実について

4	中 畠 孝 幸 (P 56)	1 名寄市立大学の未来をめぐって (1) 志願者獲得の現状について (2) 地域ニーズへの対応について (3) 大学を通じた地方創生について 2 宗谷本線の維持に向けて (1) 「宗谷本線活性化推進協議会」の取り組みについて (2) 鉄道を利用するための駐車場について
5	山 崎 真由美 (P 65)	1 将来構想の具現化を目指す名寄市立大学の取り組みについて (1) 名寄市立大学の将来構想（ビジョン2026）後期実施計画の特徴的取り組みについて (2) 留学生の派遣及び受け入れについて (3) コミュニティケア教育研究センターと地域の関係機関等との連携について (4) 独立行政法人化について 2 スポーツによるまちづくりの推進について (1) 部活動の地域移行に向けた取り組みについて (2) スポーツを核とした地域間連携について (3) 合宿・宿泊研修等の活動環境整備について (4) まちづくりにつなぐ（仮称）「なよろチャレンジデー」の設置について 3 教育における保護者負担について (1) 小学校、中学校における教材費及び特別活動に関する交通費等の保護者負担について
6	谷 聡 (P 80)	1 特別養護老人ホーム入所にあたって (1) 待機者数の現況について (2) 昨年の入所者の待機期間について (3) 待機期間短縮に向けた方策について (4) 申し込み及び入所にあたっての市民周知について 2 ふるさと納税の現況と今後の充実について (1) 納税額と流出額について (2) 返礼品の数量確保について (3) イベント等における寄附の呼びかけについて (4) 「使い道」の多様化について

7	遠 藤 隆 男 (P 89)	1 名寄市健康増進計画について (1) 健康づくりの推進について (2) 各種検診事業について 2 障がい児・者のスポーツについて (1) 現状と課題等について (2) 障がい児・者スポーツへの考え方について
8	高 野 美枝子 (P 102)	1 高齢者に寄り添う施策について (1) フレイル予防について (2) 認知症対策について (3) 高齢者の住まいのかたち「生活支援ハウス」について (4) 介護人材の確保について 2 特殊詐欺について (1) 市内での被害状況について (2) 特殊詐欺被害防止のための取り組みについて (3) 関係機関との連携と取り組みについて
9	東 川 孝 義 (P 114)	1 人口減少対策に向けて (1) 人口推移と世帯数の現状について (2) 人口減少が地域に及ぼす影響について (3) 目指すべき将来人口の考え方について 2 行政評価結果に基づく具体的な対応について (1) 令和 5 年度対象事業の評価について (2) C・D 評価事業の対応について (3) 中期計画期間における評価と後期計画への対応について
10	高 橋 伸 典 (P 125)	1 熊を駆除・捕獲できる人材育成を (1) 出動できる体制への取り組みと課題について (2) 高齢化対策と若手育成の取り組みと課題について (3) 春季管理捕獲に対する経費支援・財政支援について (4) 自衛隊退職者の会計年度任用職員採用によるヒグマ駆除隊員について
11	倉 澤 宏 (P 133)	1 司法過疎対策について (1) 公設法律事務所の維持について 2 中心市街地活性化について

		(1) 中心市街地活性化基本計画の策定について
1 2	清 水 一 夫 (P 1 4 3)	1 観光振興について (1) スポーツツーリズムの推進について (2) 観光振興の資する人材の発掘・育成について 2 防災について (1) 住民の避難訓練について (2) 要配慮者利用施設の避難確保計画作成報告及び避難訓練報告について (3) 個別避難計画作成について (4) 市立総合病院の浸水対策について
1 3	水 間 健 詞 (P 1 5 1)	1 農業後継者対策について (1) 農業後継者対策の基本的考え方について (2) 市内農業者の後継者の実態について (3) 農業後継者対策協議会のあり方について 2 雇用競争力の強化の対策について (1) 若者地元定着奨学金返済支援事業・地元就業支度金助成事業について (2) 各種施策を包括した市内事業者の雇用競争力強化の考え方と仕組みづくりについて 3 Y o r o c a のさらなる利用方法について (1) 利用額・加盟店推移・トラベルカードなどの実績について (2) 半年を経過し明らかになった問題点について (3) 今後計画している利用方法・時期について (4) 活用方法の周知や提案について
1 4	佐 藤 靖 (P 1 6 2)	1 名寄市立大学の将来像について (1) 大学院設置、独立行政法人化一などに対する市長公約、議会答弁、前現学長発言の整合性 (2) 名寄市の財産であり続けるために求められるもの (3) 運営組織の必要性を含め、法人設立のメリット・デメリットに関する見解と名寄大学における課題 2 名寄市財政の見通しについて (1) 財政規律のあり方 (2) 想定するハード事業との整合性

		(3) 経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 4（骨太方針）と市財政 3 人材確保策について (1) 広域連携による人材確保と育成の可能性について (2) 猟友会ハンター確保策として、自衛隊退官者で資格を有する者の採用の可能性について
--	--	---

令和6年第2回名寄市議会定例会議決結果表

令和6年6月17日～令和6年6月26日 10日間

本会議時間数

14時間44分

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 号	名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について	— —	— —	6. 6. 17 原 案 可 決
第 2 号	名寄市農産物簡易加工処理施設条例の一部改正について	— —	— —	6. 6. 17 原 案 可 決
第 3 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	— —	— —	6. 6. 17 原 案 可 決
第 4 号	工事請負契約の締結について	— —	— —	6. 6. 17 原 案 可 決
第 5 号	財産の取得について	— —	— —	6. 6. 17 原 案 可 決
第 6 号	専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市一般会計補正予算（第11号））	— —	— —	6. 6. 17 承 認
第 7 号	専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第3号））	— —	— —	6. 6. 17 承 認
第 8 号	専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））	— —	— —	6. 6. 17 承 認
第 9 号	専決処分した事件の承認について（令和5年度名寄市立大学特別会計補正予算（第5号））	— —	— —	6. 6. 17 承 認
第 10号	令和6年度名寄市一般会計補正予算（第2号）	— —	— —	6. 6. 17 原 案 可 決
第 11号	令和6年度名寄市立大学特別会計補正予算（第1号）	— —	— —	6. 6. 17 原 案 可 決
第 12号	名寄市農業委員会委員の任命について	— —	— —	6. 6. 17 同 意
第 13号	令和6年度名寄市一般会計補正予算（第3号）	— —	— —	6. 6. 26 原 案 可 決

議案番号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日 付託委員会	議決年月日 審 査 結 果	議決年月日 議 決 結 果
第 1 4 号	令和6年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）	— —	— —	6. 6. 26 原 案 可 決
第 1 5 号	名寄市議会基本条例の一部改正について	— —	— —	6. 6. 26 原 案 可 決
第 1 6 号	名寄市議会会議規則の一部改正について	— —	— —	6. 6. 26 原 案 可 決
報 告 第 1 号	令和5年度名寄市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	— —	— —	6. 6. 17 報 告 済 み
報 告 第 2 号	令和5年度名寄市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について	— —	— —	6. 6. 17 報 告 済 み
報 告 第 3 号	令和5年度名寄市病院事業会計継続費繰越計算書の報告について	— —	— —	6. 6. 17 報 告 済 み
報 告 第 4 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	6. 6. 17 報 告 済 み
報 告 第 5 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	6. 6. 17 報 告 済 み
報 告 第 6 号	専決処分した事件の報告について	— —	— —	6. 6. 17 報 告 済 み
報 告 第 7 号	債権放棄の状況報告について	— —	— —	6. 6. 17 報 告 済 み
報 告 第 8 号	公害の現況に関する報告について	— —	— —	6. 6. 17 報 告 済 み
報 告 第 9 号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	— —	— —	6. 6. 17 報 告 済 み
報 告 第 1 0 号	例月出納検査報告について	— —	— —	6. 6. 26 報 告 済 み
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	— —	— —	6. 6. 17 適 任 と 認 め る
意 見 書 案 第 1 号	生涯を通じた歯科健診の実現を求める意見書	— —	— —	6. 6. 26 原 案 可 決
意 見 書 案 第 2 号	令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	— —	— —	6. 6. 26 原 案 可 決

議 案 番 号	議 件 名	委 員 会		本会議
		付託年月日	議決年月日	議決年月日
		付託委員会	審 査 結 果	議 決 結 果
意 見 書 案 第 3 号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、「30 人以下学級」など教育予算 確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	—	—	6. 6. 26
		—	—	原 案 可 決
意 見 書 案 第 4 号	地方財政の充実・強化に関する意見書	—	—	6. 6. 26
		—	—	原 案 可 決
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	—	—	6. 6. 26
		—	—	決 定
	議会活性化特別委員会の報告について	—	—	6. 6. 26
		—	—	報 告 済 み
	委員の派遣について	—	—	6. 6. 26
		—	—	決 定